

第51集

日本労働年鑑

1981年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1981
VOL. XXXXI

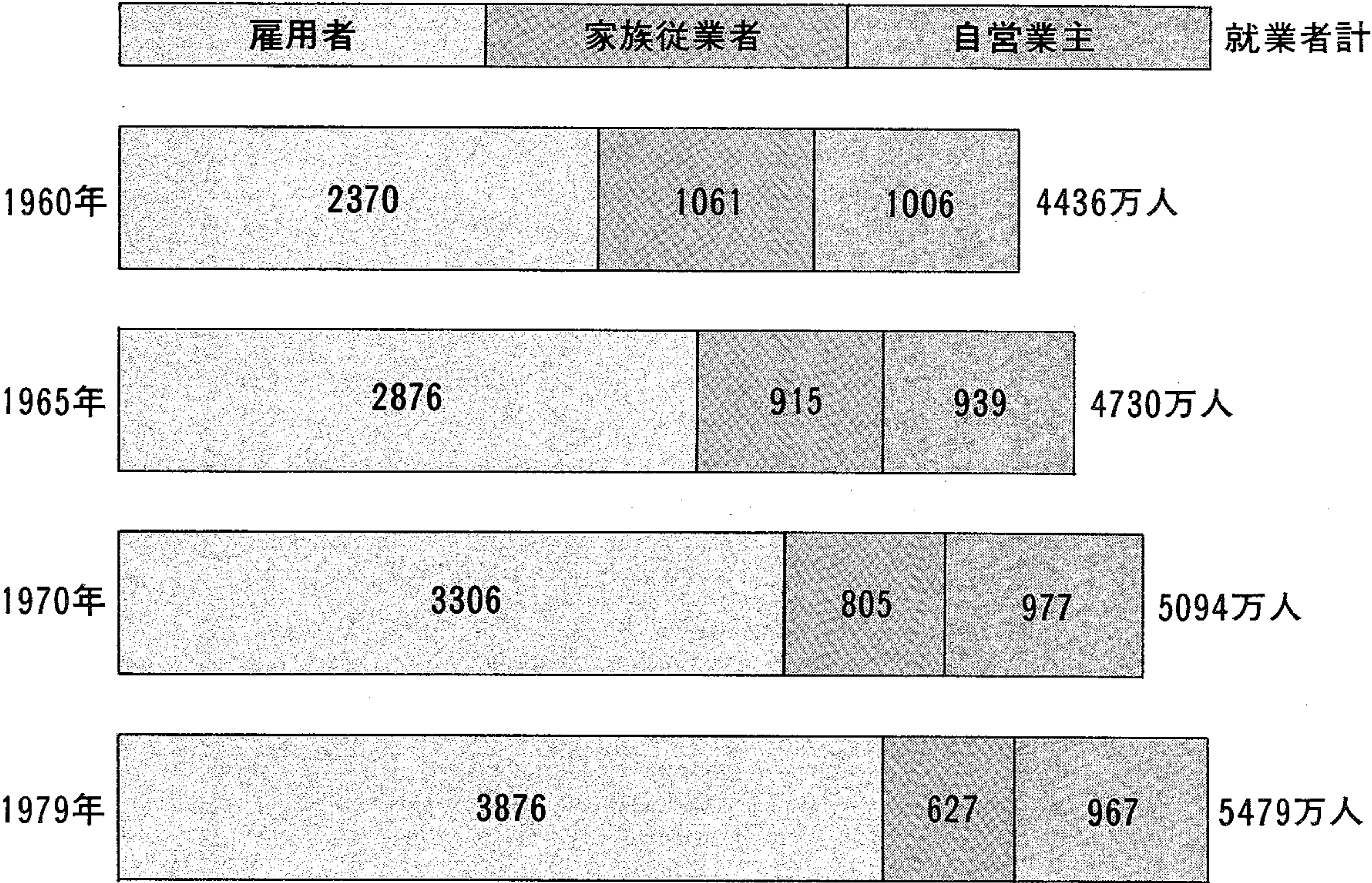
法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

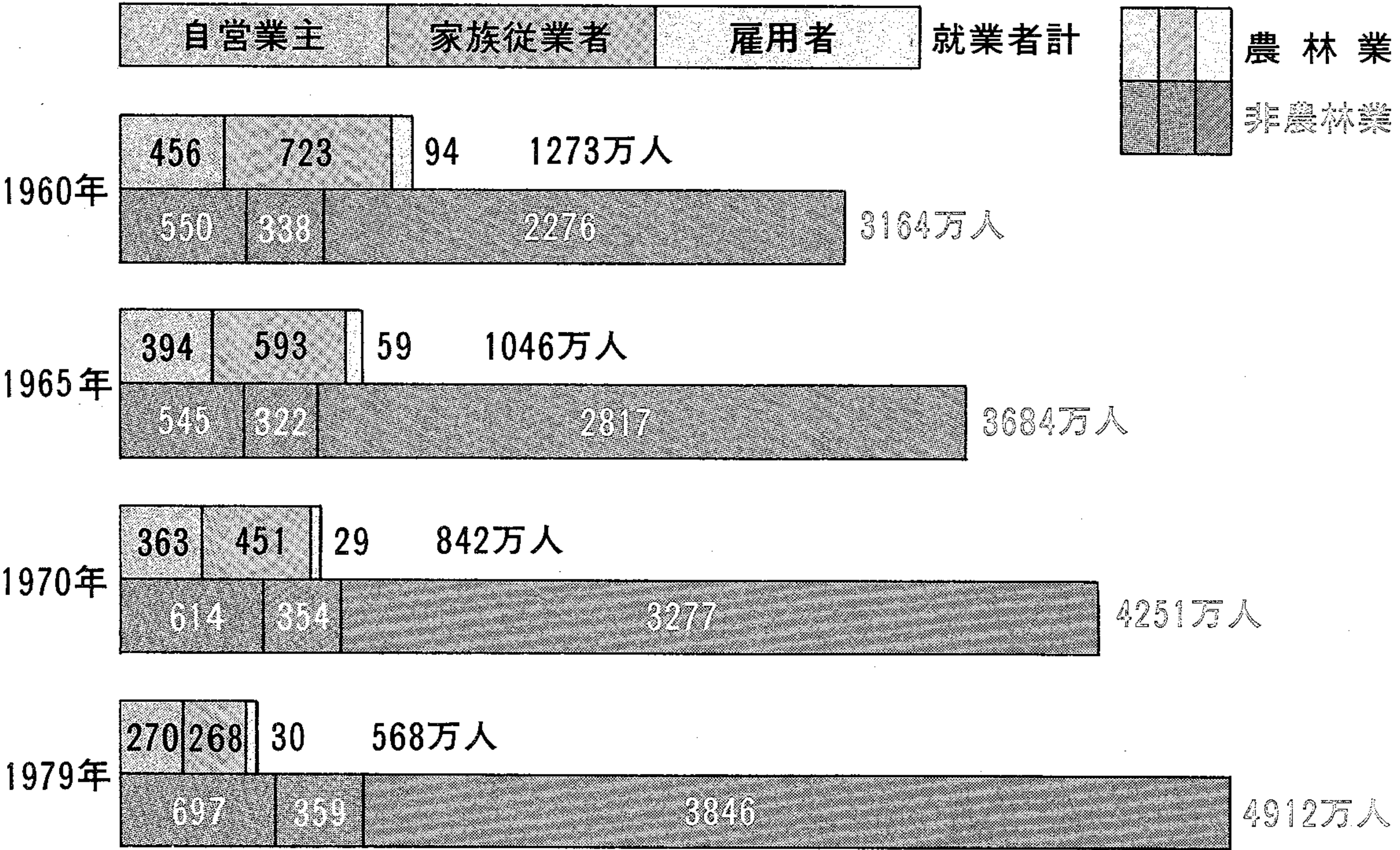
労働旬報社

労働人口のうごき

〔A〕 就業者構成



〔B〕 農林業・非農林業別就業者構成

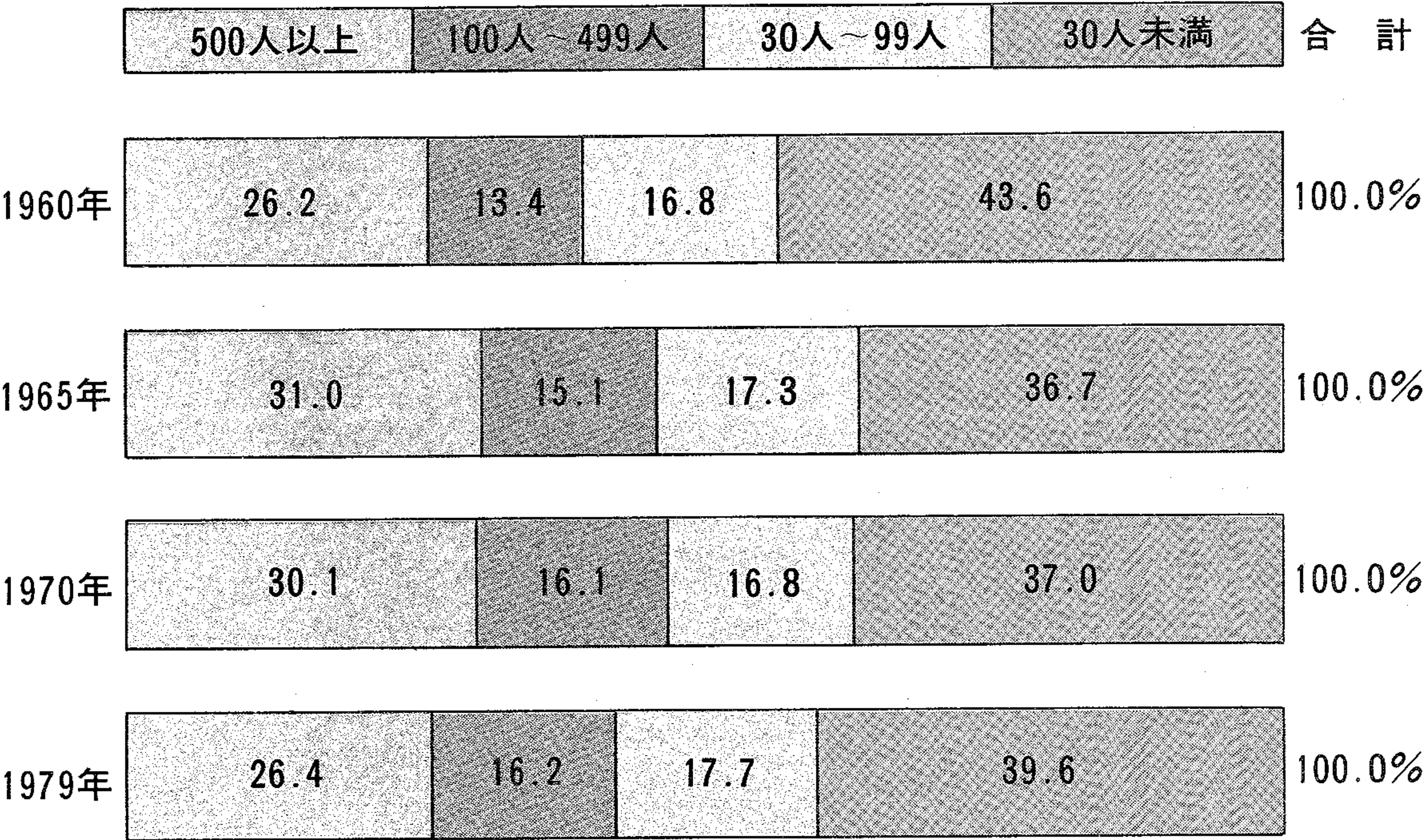


〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

日本の雇用者数は1960年の2370万人から、1979年には3876万人へと増加した。農林業就業者は一貫して減少しており、1979年には568万人となった。

労働者の大多数は中小企業で働いている

従業者階級別非農林業雇用者比率

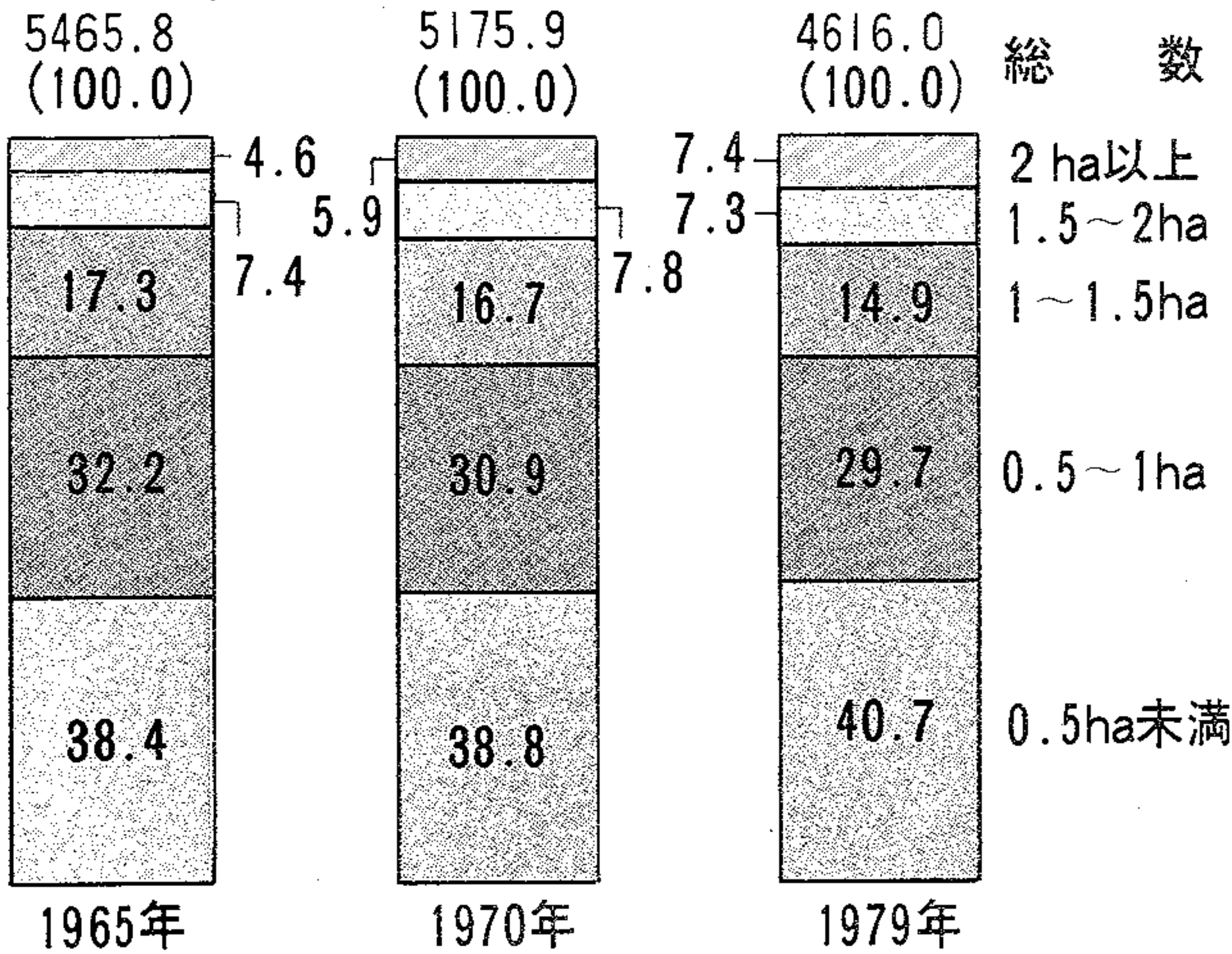


〔備考〕 1)官公部門の雇用者をのぞく。
2)総理府統計局「労働力調査報告」による。

減少する農家

経営耕地規模別農家数の推移

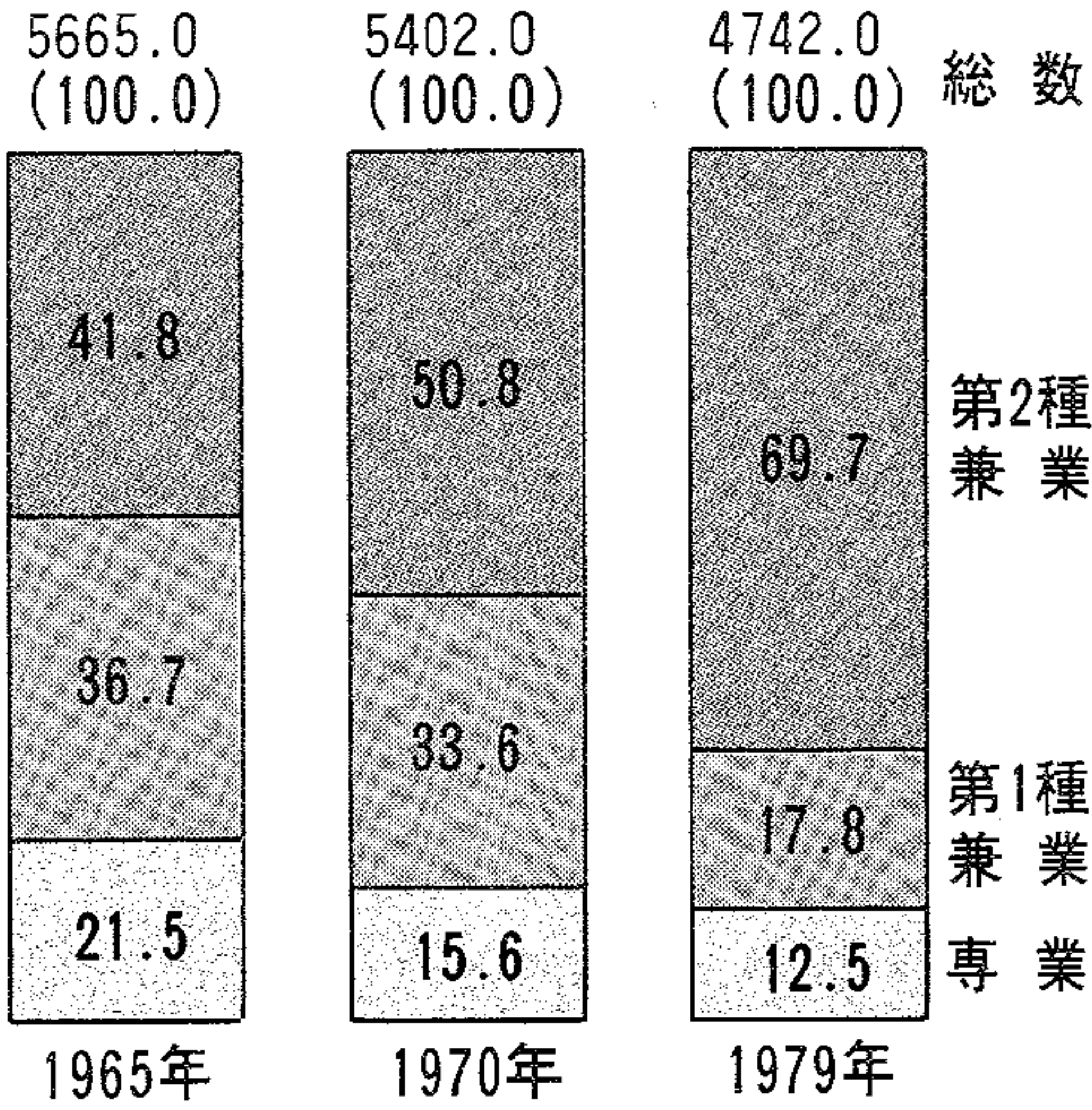
(北海道をのぞく都府県 単位 千戸：%)



兼業化する農家

専兼業別農家数の推移

(全国 単位 千戸：%)



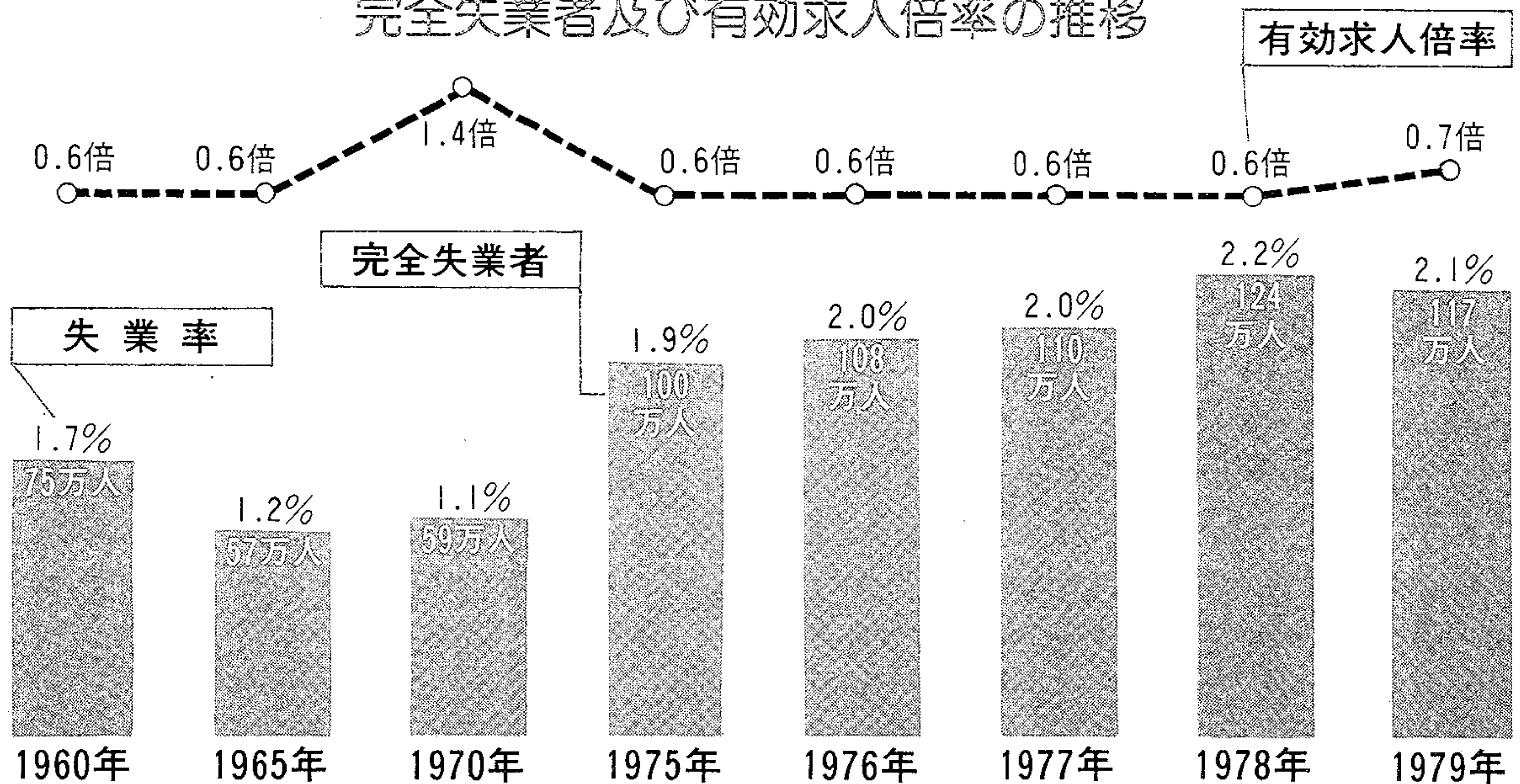
〔備考〕 1)1965年・1970年は2月現在, 1979年は1月現在。
2)1965年・1970年は農林省統計情報部「1975年農業センサス結果概要」〔I〕, 1979年は「農業調査」による。

農家数・農家人口は全体として減少をつづけている。1973年には農家数が500万の大台を割り、さらに1979年には462万戸となった。経営耕地規模別にみても、1970年代は農民層分化基軸は2.5ha～3haとなった。

農家のうち、もっぱら農業に従事する農家は、1979年には12.5%に減少した。他方、農業外収入を主とする第2種兼業農家は、1979年には69.7%に達している。

雇用・失業情勢の動向

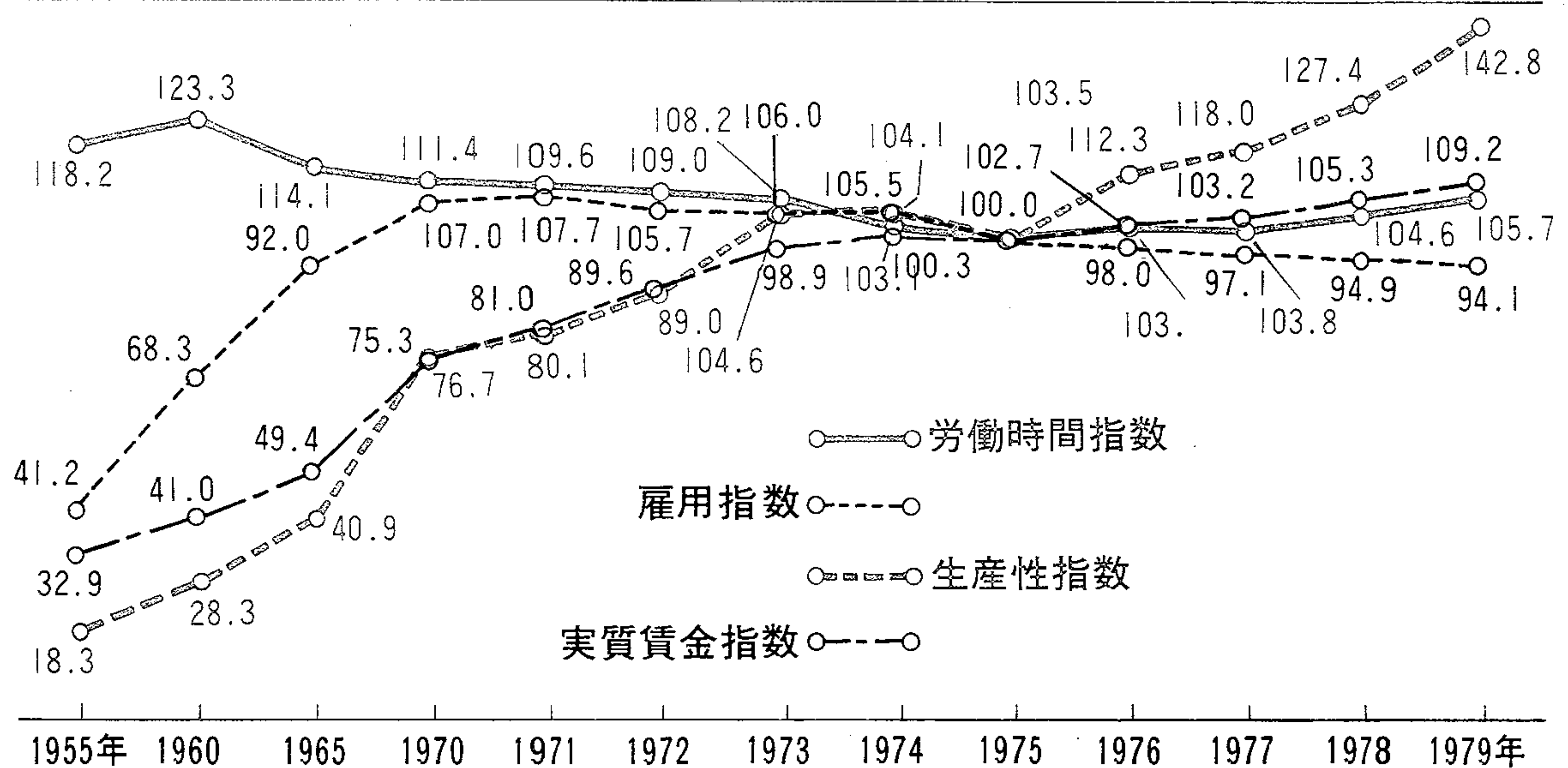
完全失業者及び有効求人倍率の推移



〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査報告」、労働省「職業安定業務統計」による。
2) ここにいう完全失業者とは、就業能力及び就業希望があるものの調査期間中(毎月末1週間)に仕事につけなかったものをいう。

高度経済成長期、完全失業者は100万人を割り(失業率1%台)、有効求人倍率も1967年からは1倍を上回っていた。だが1975年以降、完全失業者は100万人に達し、有効求人倍率も0.6倍台に低下している。ただし79年の有効求人倍率は0.7倍とやや改善の兆しをみせた。

製造業における雇用・生産性・労働時間

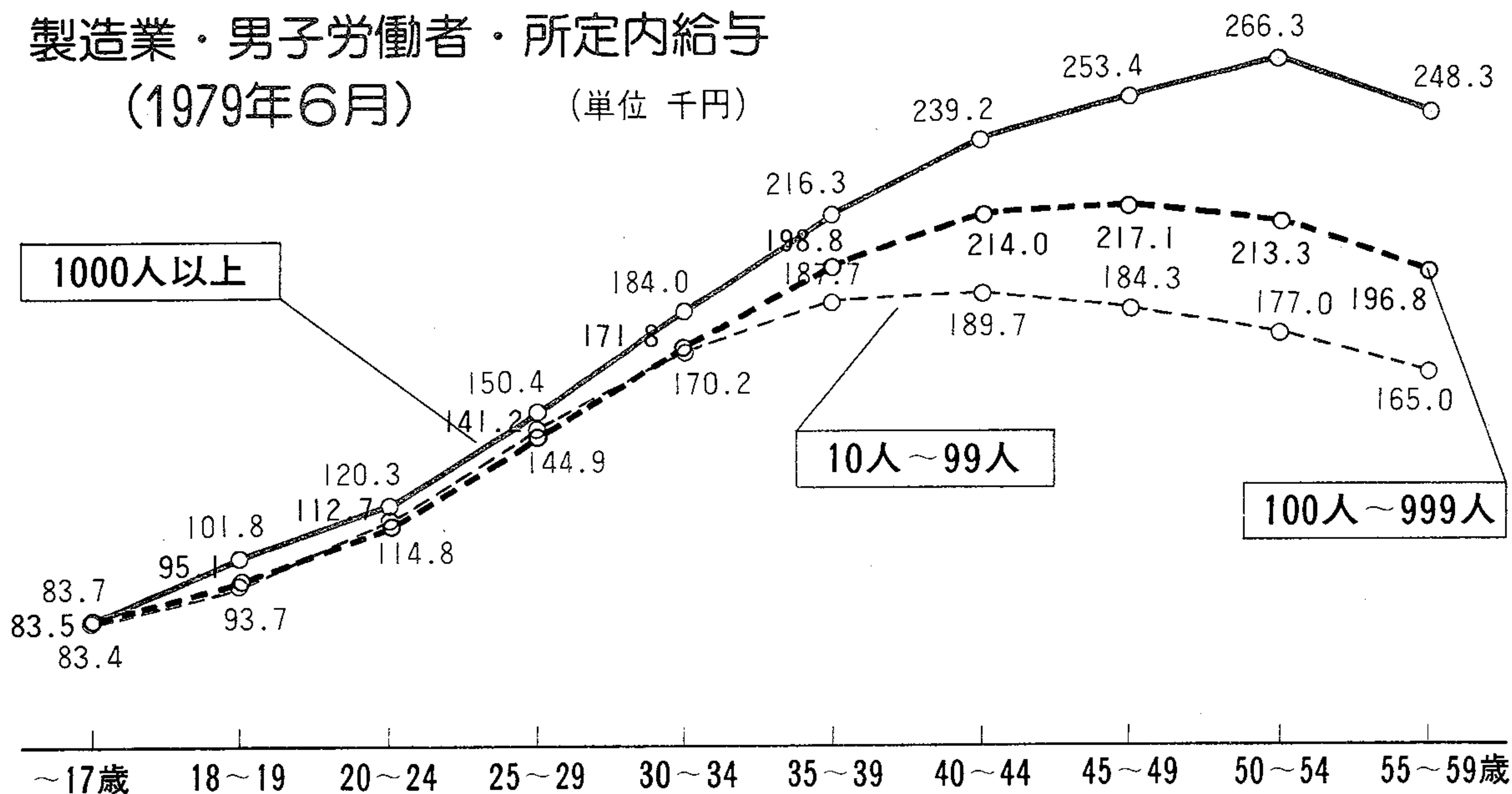


〔備考〕 1) 雇用指数は常用労働者30人以上を雇用する「毎月勤労統計」対象事業所の常用労働者の指数。
2) 労働生産性指数は各業種別労働生産性指数を付価加値ウエイトで総合したもの。
3) 実質賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化し、それを消費者物価指数で除したもの。
4) 労働時間指数は「毎月勤労統計」の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの。
5) 労働省「昭和54年労働経済の分析」による。

製造業における生産性・実質賃金・雇用・労働時間とも、1974年から1975年にかけての不況の影響が顕著にあらわれている。とくに雇用の停滞が目立つ。1979年は雇用の相変わらずの停滞にたいし、生産性の伸びが著しい。

製造業における企業規模別・年齢別賃金の推移

製造業・男子労働者・所定内給与
(1979年6月) (単位 千円)

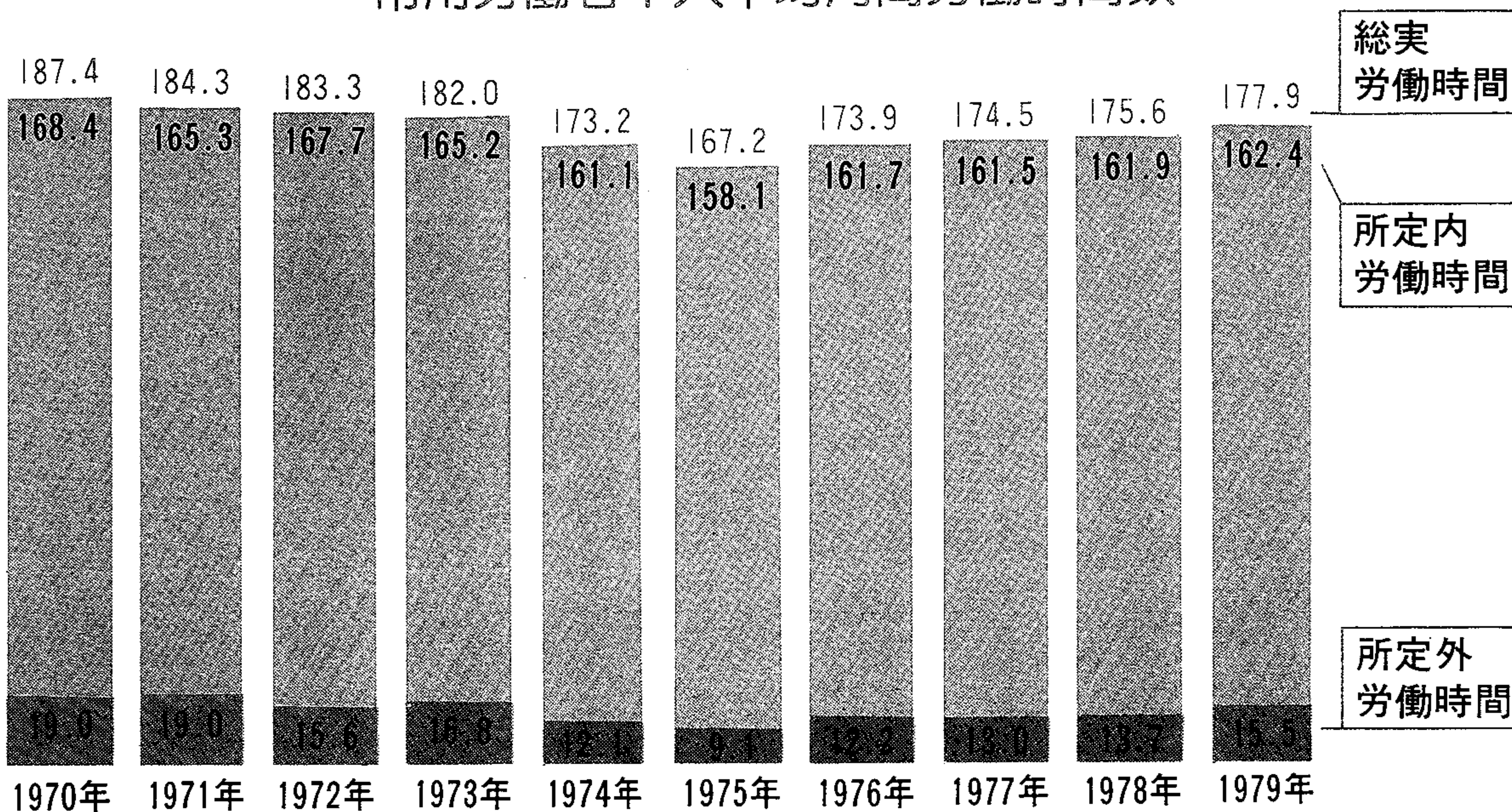


〔備考〕労働省「賃金構造基本統計」による。

若年層の賃金の企業規模別格差はごく小さい。だがその後の賃金上昇カーブは企業規模別にみて大きな開きがでている。とくに企業規模が小さいほど、賃金上昇の頭打ち傾向が早くなっている。同時に、中高年労働者の賃金抑制の強まりのなかで、中高年労働者賃金の頭打ち傾向が、全体として強まっている。

製造業における労働時間の推移

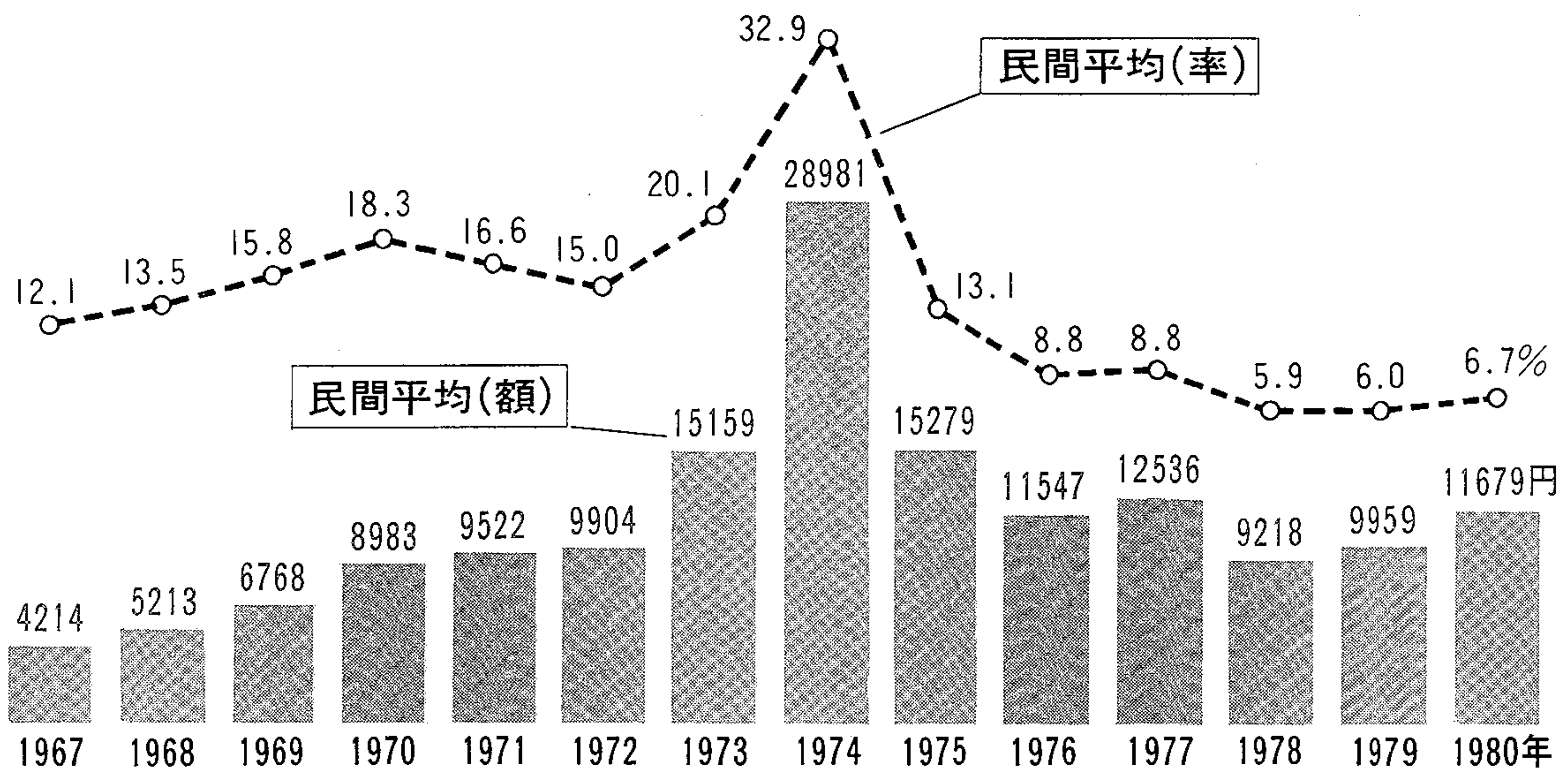
常用労働者1人平均月間労働時間数



〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

労働時間は、長期的にみて減少傾向にある。1974年、1975年は景気的大幅な後退を反映し、所定内・所定外労働時間とも目立って減少した。だが、1976年以降はわずかずつつではあるが、増加している。

春闘賃上げ額・率の推移



〔備考〕 1) 労働省労政局調べ。

2) 集計対象は主要産業に属する労働組合のある大手企業における労働組合。

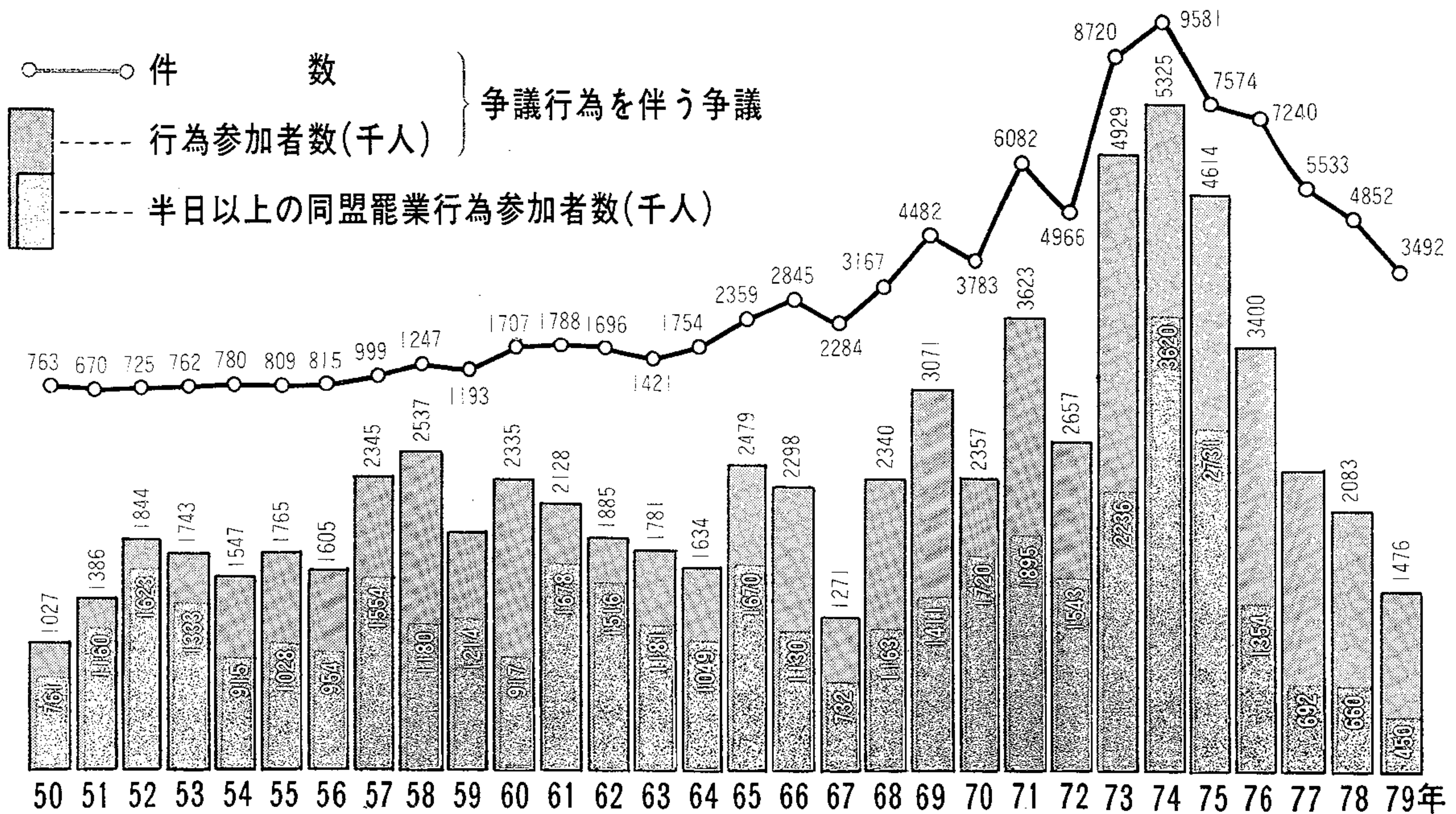
3) 賃上げ額には定昇分を含む。

4) 賃上げ率は基準内賃金に対する賃上げ額の比率である。

5) 1972年までは旧系列による調査であり、1973年以降は新系列(業種・企業数とも増加)による調査。

1974年に額・率とも、春闘史上空前の妥結結果を示したが、1975年～1978年は一転して額・率とも大幅に落ちこんだ。78年は金額で5ケタを割った。79年は、金額で前年を上回り、率ではほぼ前年並みであった。80年は、金額でふたたび5ケタにのり、率も前年を上回った。

ストライキの推移

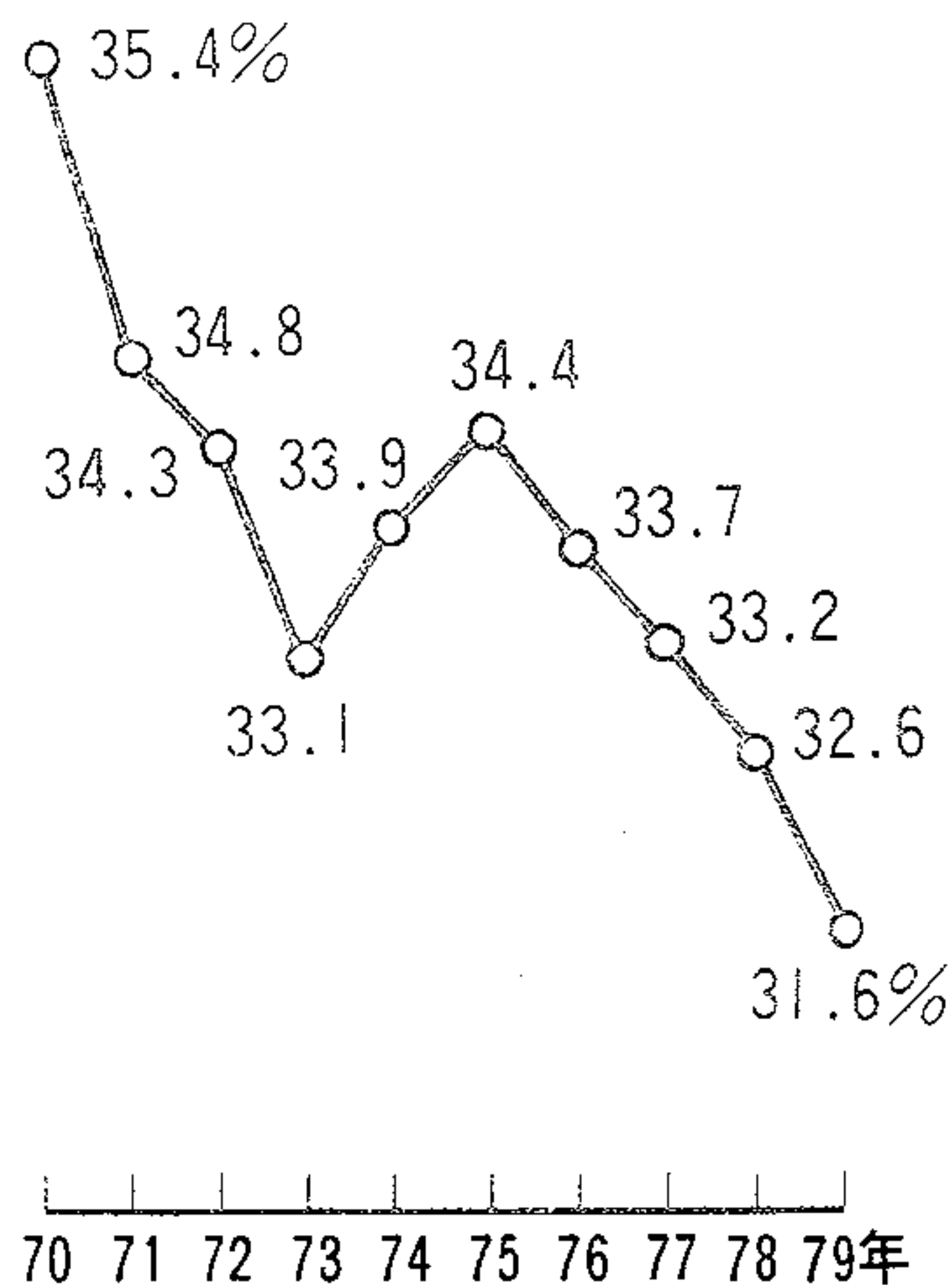


〔備考〕 労働省の各年「労働争議統計調査年報告」による。

日本の労働者のストライキ闘争は、件数・参加人員ともに1974年に史上最高を記録したが、そのご不況のもと、雇用調整などのすすむなかで、ストライキは年を追って下火になる傾向をみせている。

労働組合の組織率の推移と企業規模別にみた組合員数の増減

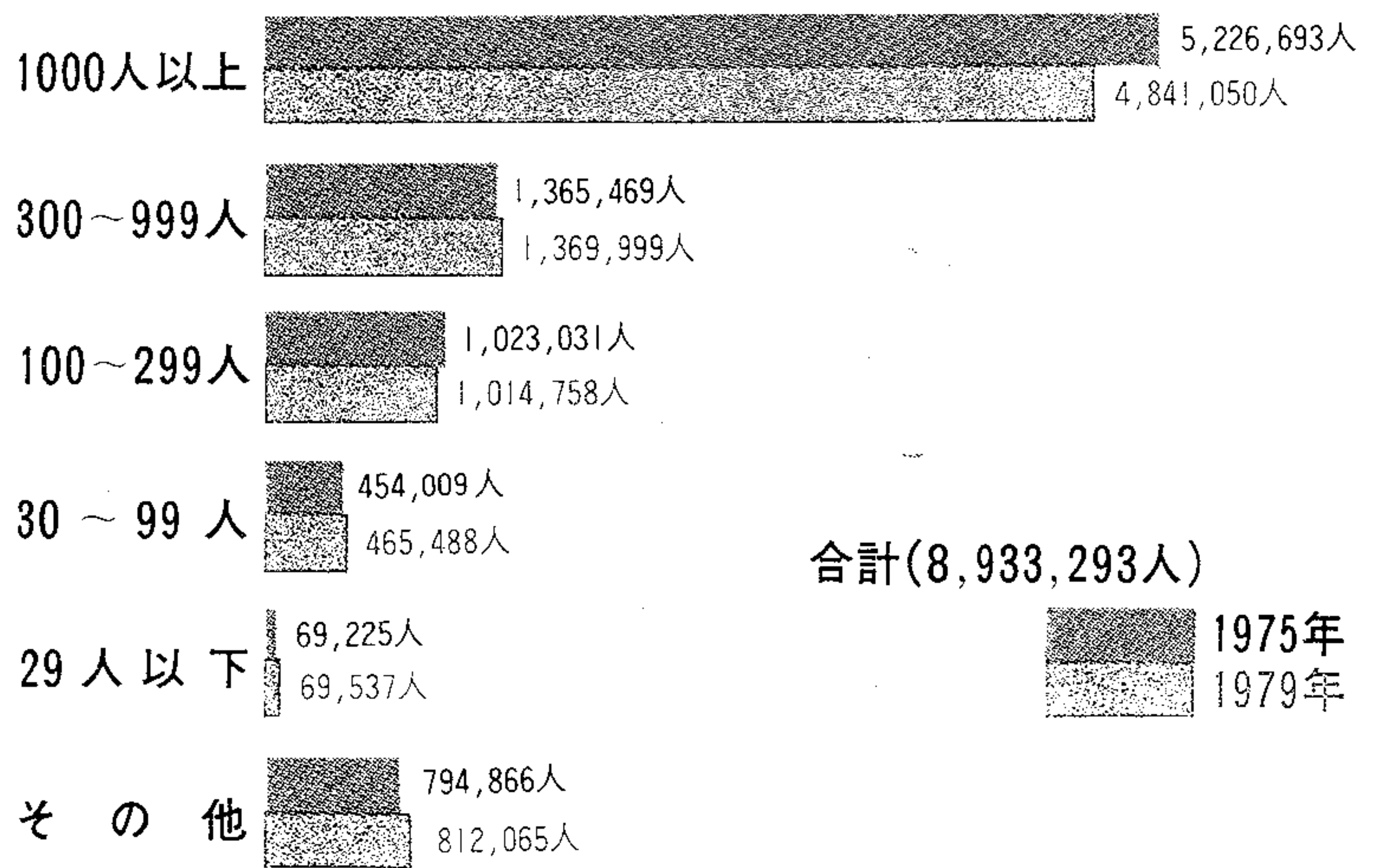
〔A〕 組織率



〔備考〕労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

日本の労働組合員数は1975年の約1259万人をピークにして、その後減少に向かっているが、組合組織率もまた低下して、1979年には31.6%となっている。

〔B〕民営企業における企業規模別にみた組合員数の増減



〔備考〕労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」及び「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

日本の労働組合員数は、1979年には1975年にくらべて約28万2000人減少したが、これを民営企業の組合員数についてみるとさらに大幅に約42万人減少している。しかもこの減少は雇用労働者1000人以上の大企業に集中し、ここでは79年には75年にくらべてなんと約38万5000人減となっている。

労働組合中央組織の組合員数と組織率の推移

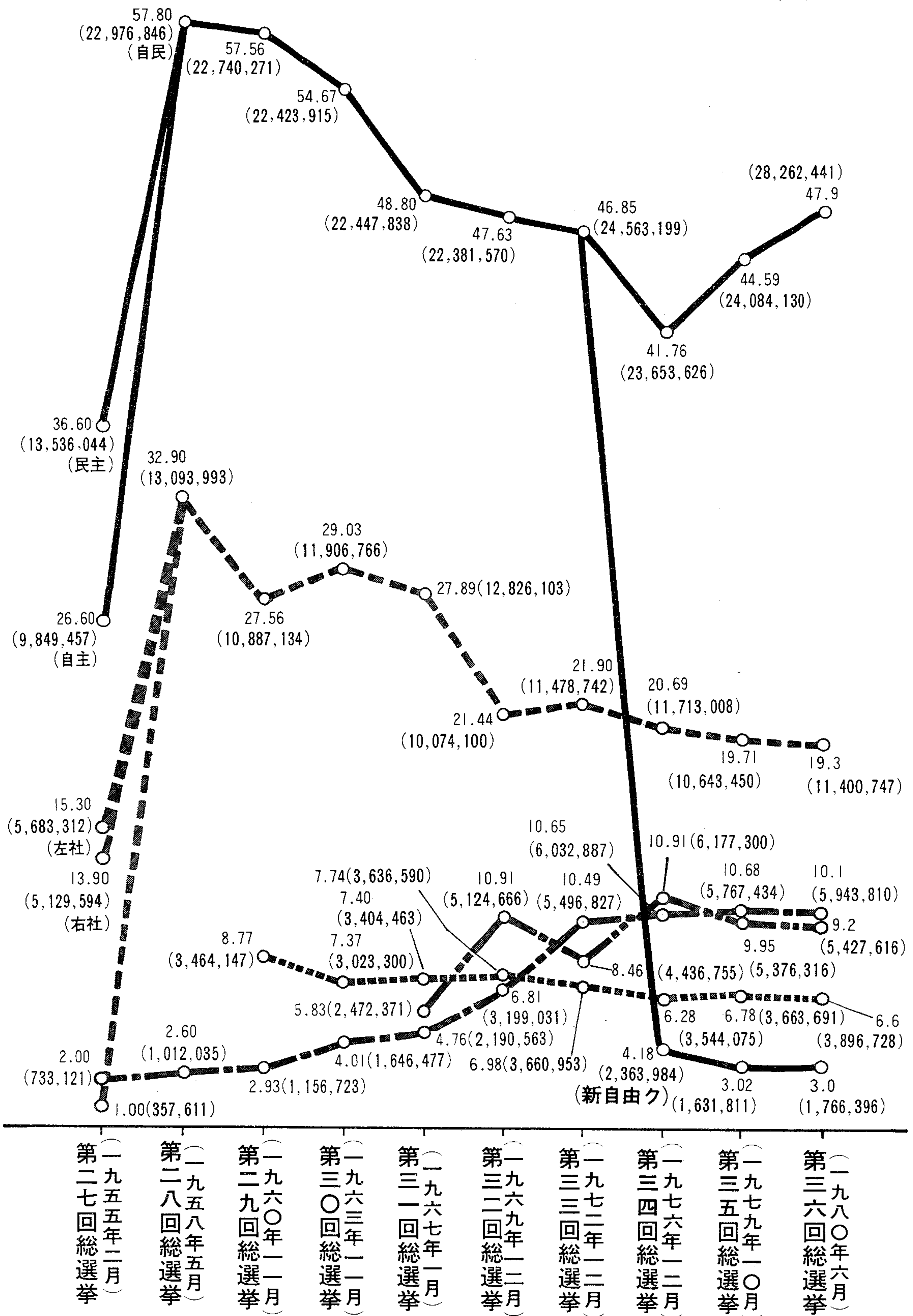
	総 評	同 盟	新産別	中立労連	その他	合 計
1973年	4341(35.9)	2278(18.8)	1374	4420(36.5)		12098千人 (100.0%)
	70(0.6)└┐ (11.4)					
1974年	4457(35.8)	2313(18.6)	1401	4614(37.0)		12462千人 (100.0%)
	71(0.6)└┐ (11.2)					
1975年	4573(36.3)	2266(18.0)	1369	4705(37.3)		12590千人 (100.0%)
	70(0.6)└┐ (10.9)					
1976年	4579(36.6)	2209(17.7)	1354	4690(37.5)		12509千人 (100.0%)
	66(0.5)└┐ (10.8)					
1977年	4557(36.6)	2210(17.8)	1330	4660(37.4)		12437千人 (100.0%)
	65(0.5)└┐ (10.7)					
1978年	4525(36.5)	2182(17.6)	1321	4679(37.8)		12383千人 (100.0%)
	61(0.5)└┐ (10.7)					
1979年	4553(37.0)	2147(17.4)	1337	4593(37.4)		12309千人 (100.0%)
	63(0.5)└┐ (10.9)					

〔備考〕労働省「昭和54年労働組合基本調査報告」による。

日本の労働組合中央組織のうち、最大のそれは総評であるが、同盟は結成いらい毎年組合員数を増加し、1974年には総評の約445万7000人にたいして231万3000人と迫り、同年中立労連も140万1000人をかぞえて、総評の地盤沈下が取り沙汰された。しかし1975年以降はこの傾向が逆転し、1974年にくらべると1979年には、総評は約9万6000人増、同盟は約16万6000人減、中立労連は約6万4000人減となっている。

1955年後の総選挙各党派別得票率の推移

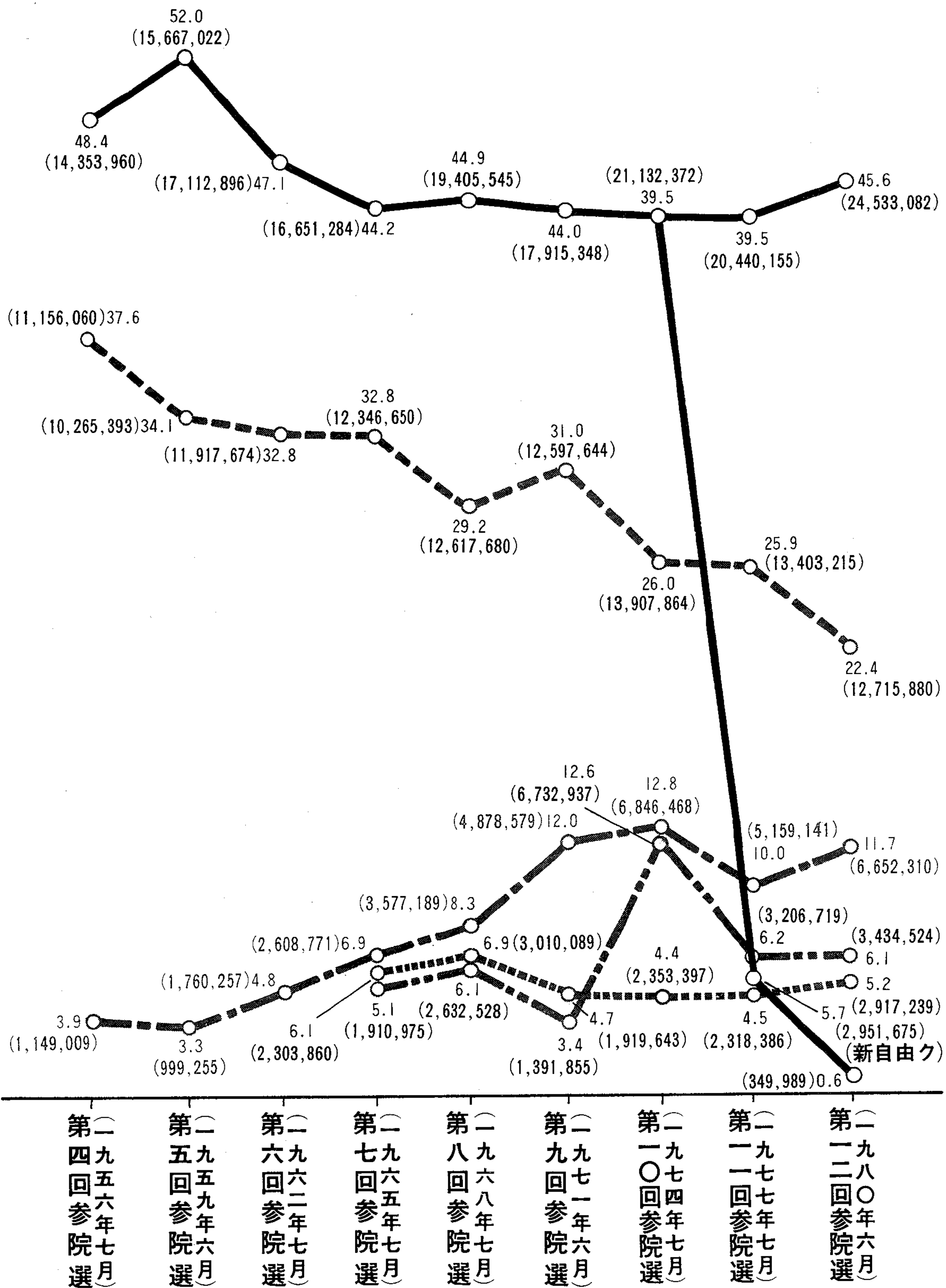
○—○ 自民 ○- - -○ 社会 ○- · - · 公明 ○ · · · · · 民社 ○- · - · 共産
 ()内は得票数



1955年後の参院選党派別得票推移

自民 社会 公明 民社 共産

(地方区を対象) ()内は得票数



はしがき

昨年の「日本労働年鑑」は、五〇集にあたっていたが、それを機会に年鑑の内容を改善するため検討が加えられた。しかし五〇集はまだ不十分な点が残っているということで、今年に入ってから再度その内容の点検にとりくむことになった。まず労働旬報社が集めた読者の意見にもとづいてさまざまな問題点を討議し、ついで年鑑の主要部分を担当している執筆者が改善のポイントを報告し、それを中心に検討がおこなわれた。

その結果、本年鑑が従来のもものと異なったのはつぎのような点である。第一に、序章「この時期の概観」は、従来年鑑の内容に総花的にふれたものであったが、「国際・国内情勢と労働問題の焦点」と表題を改め、七九年後半から八〇年前半の一年間における労働問題における重要なポイントの分析をおこなうことにした。第二に、「定年制」と「年金問題」についての二つの特集を掲載した。いうまでもなくこの二つの問題は、八〇年代における労働問題におけるもっとも大きな課題であり、これについての各種の資料や、諸団体の見解などをまとめておくことは、きわめて重要な意義をもった仕事だと思われる。第三は、第三部「労働政策」に総論的な「経済政策と労働政策」という項目をおこしたことである。

以上のような新しい項目の設定は、年鑑を読者に親しみやすくするためのものであるが、それ以外に個々の項目についてそれぞれの執筆者が継続性と事実を重視する客観性を配慮しながら、地道な改善を加えている。このような努力は今後ともひきつづきつづけてゆくつもりである。

ところで本年鑑がとりあつかった時期は、一九七九年後半から八〇年前半にかけてである。この間における国際情勢

は、イランにおける人質問題をめぐるアメリカおよび同盟国のイランにたいする制裁、人質奪回作戦の失敗、アメリカその他の諸国のオリンピックボイコット、さらにソ連のアフガニスタン侵入、それにたいするアメリカおよび同盟国の制裁の具体化などによって国際緊張はいっそうのたかまりをみせた。このような国際情勢のもとで、アメリカはわが国にたいして防衛力の強化を要請し、わが国もそれにこたえて危険な軍事化の道を歩みつつある。

国際経済の面では、第二次石油ショックによって各国とも物価の上昇になやまされたが、アメリカの金利は異常に高騰し、思いもかけぬドル高をもたらした。かくして世界中の投機資金とオイルマネーがアメリカに流入し、またドル高によって日本その他の国からの輸入が増加した。かくしてアメリカの自動車その他の産業の製造不況は深刻化し、アメリカと日本、アメリカとECとのいわゆる貿易摩擦問題がとりあげられることになった。

七五年四月から始まった日本経済の景気回復は七九年に入ってからいよいよ本格化した。そのテコになったのは設備投資である。すなわち省エネルギー投資や設備拡大などの民間設備投資は、七九年度には前年度比で一三%の増加となり、その主役は非製造業から製造業に変化した。また個人消費も八〇年に入ってからはやや低迷したとはいえおおむね堅調に推移して景気を支える要因となった。景気回復にもとづいて企業収益も大幅に改善され、製造業の経常利益の前期比増益率（日銀「主要企業短期経済観測」）は、五四年度上期四〇・一%となり、史上最高の大幅増益となった。

日本経済においてもっとも注目されたのは物価問題である。卸売物価は石油価格や輸入原材料価格の高騰によっていちじるしく上昇し、八〇年四月には前年同月比で二四%の上昇となっている。しかし素原材料の上昇率がいちじるしく高かったにもかかわらず、中間品、完成品とゆくにつれて上昇率は低下し、そのため消費者物価の上昇率は、卸売物価に比べるとおちついている。もっとも七九年末から徐々に上昇率が高まり、八〇年二月からは前年同月比八%台の上昇率となった。

八〇年春闘は、物価春闘といわれたように物価問題が焦点になり、春闘共闘委や同盟などの労働諸団体は、賃上げが

物価上昇をもたらすことを避ける趣旨で抑制的な賃上げ要求を決定した。企業業績が史上最高で、しかも相づく公共料金の引上げが物価上昇をもたらすことが予想されている状況のもとで、賃上げ要求が低すぎるという批判もあらわれたが、執行部は「満額獲得をめざす」という強い姿勢を示してそのような批判をおさえた。

労働省労政局の調査によると、春闘の賃上げ結果は、六・七%、一万一六七九円となっており、率・額ともに前年を上回った。しかし高度成長期の賃上げと比較すると低率にとどまっている。その理由は、景気の回復にもなって製造業その他の求人が増加し、有効求人倍率も、前年の春闘時における〇・六五倍台から〇・七五倍台に回復したとはいえ、求人水準が高度成長期の四割程度にとどまって、依然として労働力需給が緩和傾向にあるためだといってよいであろう。

本年鑑は、従来同様に労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策（第三部）の三部構成をとっており、それぞれの各部についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場にたって忠実に記録するという一貫した方針によって編集されている。労働者状態、労働運動、労働政策はもともと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは、きわめて重要なことだと思われる。その意味において本年鑑が大方の役に立ちうることを確信し、あわせて今後とも多大のご支援をたまわんことを期待するものである。

一九八〇年一〇月

法政
大学 大原社会問題研究所

目次

労働日誌……………	(一)
序章 国際・国内情勢と労働問題の焦点……………	(二五)
特集 定年制・年金問題	
その1 定年制……………	(四二)
その2 年金問題……………	(五九)
第一部 労働者状態	
I 労働人口の構成……………	(八〇)
II 雇用構造と労働市場……………	(九三)
III 賃金と労働時間……………	(一〇〇)
IV 合理化の現状と労働災害・職業病……………	(一三〇)
V 労働者の生活……………	(一四八)
VI 農家の状態と農民の生活……………	(一六九)
第二部 労働運動	
I 労働組合の組織現状と組織運動……………	(一九〇)
II 主要な労働組合の大会……………	(二三二)
III 労働争議……………	(二三八)
IV 賃金闘争……………	(二四二)
V 合理化反対闘争……………	(二六一)
VI 権利闘争……………	(三〇〇)

VII	公害反対闘争	(三二)
VIII	社会保障闘争	(三五)
IX	労働者福祉運動	(三四)
X	国際労働組合運動と日本	(三四九)
XI	農民運動	(三六五)
XII	人権擁護運動	(三六五)
XIII	政治的大衆行動と平和運動	(三九五)
XIV	政 党	(四二〇)

第三部 労働政策

I	経済政策と労働政策	(四六八)
II	政府の労働政策	(四七八)
III	雇用政策	(四九六)
IV	賃金政策	(五一二)
V	社会保障	(五二九)
VI	経営者団体の労働政策	(五三九)
VII	労働判例の動向	(五三八)
VIII	I L O	(五四七)

〈付録〉 1 主要な労働組合の現状 (五七六) 2 労働組合名簿 (五五五)

統計表索引 (五八) 事項索引 (五九)

総目次

はしがき
労働日誌（一九七九年七月—一九八〇年六月）……………一
序章 国際・国内情勢と労働問題の焦点……………三

特集 定年制・年金問題

その1 定年制……………三
1 戦後の定年制問題の推移……………三
定年制の導入・普及の時期——「社会問題」としての登場——定年延長指向——低成長下の定年延長問題
2 定年制の現状……………四
定年年齢とその延長傾向——定年延長の動機——産業別規模別定年制の実状——選択定年制
3 定年延長をめぐる政府・経営者の政策……………四
政府の政策——公務員の定年制——定年延長の法制化問題——経営者の政策
4 定年延長と労働組合運動……………五
総評、同盟の定年延長方針——主要単産の定年延長のとりくみ

5 定年延長をめぐる論点と年功賃金、退職金、年金……………五
その2 年金問題……………五

1 年金にたいする関心の高まりとその背景……………五
年金受給者の増加——老後不安の増大——制度の問題点と「官民格差」論——年金財政の窮迫と後世代負担の増加

2 公的年金の現状と問題点……………六
厚生年金——共済年金——「官民格差」論とその問題点——国民年金——婦人の年金——年金積立金の管理運用

3 年金改革案の内容と特徴点……………六
社会保障制度審議会の建議——年金制度基本構想懇談会の報告書——社会保険審議会の意見——国民年金審議会の意見——政府諮問にたいする関係審議会の答申——政府の年金改定案

4 企業年金問題……………七
企業年金の種類と現状——企業年金の問題点——定年延長と退職金の年金化——労働者の要求と危惧

5 年金をめぐる最近の動向の特徴……………七
6 年金改革に関する労働組合の要求と提言……………七
要求と提言の共通点と特徴点——三つの組織の主張（同盟・政策推進労働会議・総評）

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成……………八

1 わが国人口の社会的構成……………	八二	労働分配率の動向……………	二四
戦後における社会階級構成の推移——社会構造と階級構成……………		2 企業間賃金構造……………	
2 わが国の事業所とその従業者……………	八四	産業別賃金格差——規模別賃金格差——地域別賃金格差……………	
七八年事業所統計調査結果にみる特徴——産業別数——経営組織別数——従業者規模別数——地域別数……………		3 企業内賃金構造……………	二八
3 労働者の部門別構成……………	八九	労働者種類別賃金格差——男女別賃金格差——年齢別賃金格差……………	
工業労働者——鉱山労働者——運輸・通信労働者——公務労働者——教育労働者……………		4 賃金支払形態……………	三〇
II 雇用構造と労働市場……………	九三	給与構成比率——賃金体系および各種手当の採用比率……………	
1 雇用の動向……………	九四	5 定期給与と臨時給与……………	三四
労働力人口——就業人口と雇用者人口——完全失業者——非労働力人口——就業構造——農林業と非農林業の就業構造——雇用者の産業別構成——雇用者の企業規模別構成——雇用者の職業別構成——雇用者の雇用形態と産業別常用雇用指数——短時間就業者と転職希望者……………		2 労働時間……………	三五
2 景気上昇の雇用への影響……………	一〇六	労働時間の動向——週休二日制——週休以外の休日および夏季休暇……………	
景気の上昇——求人倍率の上昇と就職件数の低迷——技能労働者需給状況——製造業の企業規模別雇用の動き——新規学卒者の需給状況——雇用保険関係諸指標の動き……………		IV 合理化の現状と労働災害・職業病……………	三〇
III 賃金と労働時間……………	一〇	1 「合理化」の局面・形態……………	三二
1 賃金……………	一一	景気回復下の「合理化」——「減量経営」のフロ——チャート——「合理化」の形態と特徴……………	
賃金水準と労働分配率……………	一二	2 主要産業における「合理化」の実態……………	三三
名目賃金——春季賃上げ額と率——実質賃金——……………		鉄鋼業——造船業——電機——繊維——紙・パルプ——食品産業——海運——私鉄——国鉄——郵政……………	
		3 労働災害・職業病……………	三四
		1 労働災害……………	三四
		産業別災害度数率・強度率——企業規模別災害度数率・強度率——重大災害発生状況……………	
		2 職業病……………	三七

産業別種類別発生状況——職業病と疲労・健康障害の増大

V 労働者の生活……………一四

1 消費者物価の動向と卸売物価の連騰……………一四

七九年全国消費者物価指数の上昇率三・六%——卸売物価の連騰と今後の物価動向——政府の八〇年度物価見通し

2 庶民の物価感覚と勤労者生計費諸指標……………一五

「国民生活動向調査」結果——「国民生活実態調査」結果——東京都の生計費指数——春闘共闘の生計費指数

3 一九七九年度「国民生活白書」……………一五

——中流意識のかげり

4 労働者家計の収入と支出……………一七

概況——収入と支出——共働き世帯の家計収支

5 首都圏労働者の家計……………一六

——春闘共闘の一九七九年度第六回家計調査結果
収入——支出——ライフステージ別家計分析——公共的料金——支出の家計負担

6 標準生計費……………一五

人事院の標準生計費——厚生省の生活保護基準

VI 農家の状態と農民の生活……………一六

1 農家と農家人口……………一七

1 農家人口と農家数……………一七

農家人口と農家数——経営耕地規模別農家数

2 専業農家と兼業農家……………一七

専業農家と兼業農家——農家の兼業種類

3 農業従事者と兼業従事者……………一七

農業就業人口——基幹的農業従事者——兼業従事者

4 農家人口の異動……………一七

農家人口の異動——農家労働力の産業間異動状況——農家世帯員の出稼ぎ状況

5 農家子弟学卒者の動向……………一八

農家子弟の学卒者数——農家子弟学卒者の卒業後の状況

2 農家経済と農業労賃……………一八

1 農家経済……………一八

農家経済と所得——経営耕地規模別農家経済——農家の費目別家計費

2 農家所得と農業賃金……………一八

農家と勤労者世帯の所得比較——農業労賃と農村内外諸賃金の比較

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……………一九

1 労働組合の組織状況……………一九

1 労働組合の組織水準……………一九

組合員数——組織率——国際比較

2 産業別組織状況……………一九

産業別組合員数——産業別組織率

3 企業規模別組織状況……………一九

企業規模別組合員数——組合員数の企業規模別構成	
4 組合員数増減の諸要因	一九六
組合員数増減の主要因——要員別にみた産業別労働組合員数の増減——企業規模別実質的新設・解散組合員数	
5 主要連合体の組織状況	一九六
労働組合の連合体——総評——同盟——新産別——中立労連——全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）——主要連合体の産業別組織状況——主要連合体の適用法規別組織状況	
6 都道府県別組織状況	二〇三
都道府県別組合員数——主要連合体の都道府県別組織状況	
2 組織運動	二〇四
1 全国中央組織の組織方針	二〇四
総評の組織方針——同盟の組織方針	
2 産業別組織の動向	二〇六
電通共闘の総連合オブザーバー参加——化学エネルギー——労協とICEF・JAFの組織統合——全国化学関連労働組合協議会の結成——日本板硝子労組の合化労連脱退——保険共済関連労組懇談会の発足	
3 労働戦線の再編・統一問題	二〇六
総評の方針——同盟の方針——総連合の方針——「統一を進める会」の提唱——総連合の総評・同盟との協議——総評の新方針——統一労組懇の動き	
II 主要な労働組合の大会	二二三
1 総評の大会	二二三
1 総評第五九回定期大会	二二三
開会と槓枝議長のあいさつ——運動方針の提案——運動方針案についての質疑討論——事務局長の総括答弁と採択された諸決議	
2 総評第六〇回臨時大会	二二七
社公合意による政権構想の積極支持——国民春闘方針提案と質疑討論——方針案の採決と諸決議	
2 同盟第一六回定期全国大会	二二九
開会と天池会長あいさつ——運動方針提案と質疑討論——三決議の採択と新役員の選出	
3 中立労連、新産別、IMF・JCの大会	二三三
1 中立労連第六回定期大会	二三三
2 新産別第三二回定期大会	二三三
3 IMF・JC（金属労協）第一八回定期大会	二三三
4 主要労組の大会	二三三
主要労組大会の特徴——電機労連第二七回定期大会——日教組第五三回定期大会——全通第三二回定期大会——合化労連第六二回定期大会——国労第四一回定期大会——私鉄総連第四三回定期大会——動労第三五回定期大会——全電通第三二回定期大会——造船重機労連第九回定期大会——鉄鋼労連第六一回定期大会——ゼンセン同盟第三五回定期大会	

III 労働争議……………二六

1 一九七九年の労働争議……………二九

1 争議の概況……………三九

2 産業別・規模別にみた争議……………三三

3 主要要求別争議とその解決状況……………二六

4 主要連合団体別にみた争議……………二七

5 七九年春闘時における中小企業の争議……………二四〇

IV 賃金闘争……………二四二

1 七九年秋季年末闘争……………二四三

闘争をとりまく情勢——総評・秋季年末闘争方針

——高齢者大集会——定年延長が秋闘の重要課題

に——一〇・二増税反対集会——秋季年末闘争の

具体的展開方針——予算要求、政策制度要求で諸

行動——秋年闘争ヤマ場へ——年末一時金妥結状

況

2 八〇年春季闘争……………二四七

1 国民春闘共闘会議の発足……………二四六

国民春闘共闘会議の発足——春闘共闘・八〇年国

民春闘基本構想——ベ・ア八%要求基準について

2 春闘共闘会議の春闘白書……………二五〇

八〇年春闘白書の発表——八〇年春闘白書の要点

3 同盟の賃金・政策闘争白書……………二五三

同盟・八〇年賃金・政策闘争白書の発表——八〇

4 J C (金属労協) の賃金白書……………二五五

5 日経連・労働問題研究委員会報告と春闘共闘の反論……………二五八

日経連・労働問題研究委員会報告の発表——労働
側の反発と見解

6 八〇年春闘諸要求とその特徴……………二五七

賃上げ要求基準——ポイント賃金要求方式——そ
の他諸要求

7 春闘前段のとりくみ……………二五八

春闘共闘第一回戦術委員会——国民生活要求をめ
ぐる地区対話集会——消費者団体が決起集会——
内職、パートの春闘決起——春闘共闘、第一次中
央集会——三・二三物価メーデー……………二五八

8 春闘の本格的展開……………二六一

先行組合、好調な出足——八〇賃闘対策民間労組
会議と七単産ブリッジ共闘の成立——春闘共闘第
二回戦術委員会——統一労組懇の四・三中央行動
とその反響——四・八春闘共闘、総決起集会——
J C傘下、金属四単産に回答——四月末、民間組
合の大半決着、中小の一部は五月もちこしへ——
私鉄早期決着、公労委の調停不調——公労委調停
再開、結局、仲裁移行へ——七%台で決着——国
鉄、郵政にスト処分——国鉄、郵政の仲裁裁定実
施問題……………二六一

9 同盟の八〇年賃金闘争……………二五七

同盟の八〇年賃闘方針——八〇賃闘対策民間労組
会議——先行組合、好調な出足——八〇賃闘最大
のヤマ場へ——金属労協の大手へ一斉回答——ゼ
ンセン同盟、交渉決裂スト態勢へ——四月第三週、
電力労連、海員外航など妥結へ——終盤、五月の

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

……………二五七

追いこみ、賃闘終結へ

10 八〇年春闘妥結状況……………二七三

賃上げ妥結状況——春闘諸要求獲得状況

11 八〇年春闘総括……………二七六

総評——格差縮小で一定の前進——同盟——物価分を確保、一応の成果——鉄鋼労連の総括——日経連——民間労使の「良識」を評価

V 合理化反対闘争……………二八二

1 総評・同盟の「合理化」対処方針……………二八二

2 主要組合の「合理化」反対闘争……………二八四

造船重機労連・佐世保重工の「近代化」闘争——全造船機械——全国金属——繊維労連——食品労連——私鉄総連——国労——全林野

3 労働時間短縮闘争……………二九六

春闘共闘の時短闘争年次方針——労働基準審議会労働者側委員の法制改善要求——交替制労働の改善——金融機関と公務員の週休二日制の闘い——八〇春闘における各単産、県春闘共闘の時短闘争——週休二日制を考える会の活動

VI 権利闘争……………三〇〇

1 スト権奪還闘争……………三〇一

新しい闘争方法の模索——各関係団体の立法構想——闘争の国際連帯化への動き——東京地裁・楨枝判決——スト処分の再燃

2 郵政反マル生闘争……………三〇五

戦術の柔軟化——中央交渉大綱妥結と年末闘争の

年内終結——運動の新方向——小括

3 日本航空における不当労働行為にたいする闘争……………三〇六

闘争の背景——日航労組などの闘争

4 総評の不当労働行為にたいする闘争……………三〇九

不当労働行為をやり得粉砕討論集会——象徴としての吉野石膏事件

VII 公害反対闘争……………三一

1 概況……………三二三

環境破壊・公害の深化・拡大——財界の対応と環境・公害行政——行政後退下の公害反対運動——労働組合の公害反対闘争

2 合成洗剤追放運動……………三四

琵琶湖富栄養化防止条例の制定——条例制定へむける労働組合の活動——条例制定後の労働組合の活動

3 環境アセスメント条例制定直接請求運動……………三六

鈴木都知事による美濃部案の撤回——アセス直接請求をすすめる会の結成——直接請求と労働組合の活動——直接請求アセス条例案の強行否決

4 スモン闘争……………三八

全面解決要求大行動の展開——薬事二法の成立と「確認書」の調印

5 原発反対闘争……………三九

原子力船むつ廃船要求運動——政労協の原子力利用問題を考える討論集会——総評による反原発関係県評・地区労代表者会議——核燃料再処理工場建設阻止の闘い——スリーマイル島事故一周年全

国集会

6	その他の公害問題への労働組合のとりくみ……………	三〇
	日教組のNO ² 測定運動——全施労の黄害訴訟裁判——自治労の地方自治研究全国集会	

7	全国公害連の全国交流集会……………	三三
---	-------------------	----

VII	社会保障闘争……………	三五
-----	-------------	----

1	医療保障闘争……………	三六
---	-------------	----

健保改革法案廃案へ——総評・中立労連のとりくみ——医団連、保団連、患者団体の健保改悪反対運動——同盟の医療保障へのとりくみ

2	老齢保障闘争……………	三六
---	-------------	----

厚生年金改悪反対闘争——共済年金改善闘争——九・一五高齢者大集会——全国高齢者・退職者の会の活動——同盟のゆたかな老後をつくる運動——老地連の福祉後退抵抗運動

3	その他の社会保障闘争……………	三二
---	-----------------	----

社会保障予算削減に反対する運動——老人ホーム有料化反対運動——障害者の生活保障を要求する会の活動——堀木訴訟闘争——社会保障学校

IX	労働者福祉運動……………	三四
----	--------------	----

1	労働金庫運動……………	三五
---	-------------	----

ひきつづく経営の基盤震動、預金増加率さらに低下——労金法の改正、次年度へもちこす——全国統一オンラインシステムの開発に着手——組織基盤の強化・拡大をはかる活動——財形推進活動を幅広く展開、「財形シンポジウム」開催——全国労金中期計画の策定

2	労働者共済運動……………	三七
---	--------------	----

長期計画ならびに第一期中期計画案の策定——自動車共済および単産共済との「任意結合」問題——迫られる制度の見直し

3	生活協同組合運動……………	三二
---	---------------	----

組合員のくらしと生協運動をめぐる情勢——組合員の生活密着型の商品活動強化で前年を上回る供給——組合員参加の活動は多面的に前進——中期計画のとりくみをとおりし全国連帯で前進

4	労働者住宅運動……………	三四
---	--------------	----

公的融資拡大のなかで着工戸数は停滞——勤住協・中期計画は順調にスタート、年金住宅は減少——制度改善面で前進——年金転貸融資の条件緩和と転貸資金の逼迫——すすまぬ公務員財形——地方自治体の住宅生協助成調査と住宅生協の新動向

X	国際労働組合運動と日本……………	三九
---	------------------	----

1	国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合……………	三〇
---	---------------------------	----

1 国際労働組合組織……………
国際労働組合組織の諸形態——日本の労働組合の加盟

2	総評・中立労連の国際連帯・交流活動……………	三三
---	------------------------	----

総評の国際連帯活動方針——中華全国総工会代表団の来日——総評・地評代表団の中国訪問——中国省市総工会代表団の来日——AFL-CIO大会への出席——総評代表団のアメリカ視察——チリCUT代表との交流——CGIL代表団の来日

——西ドイツ共同決定調査団の派遣——総評——	
ロツパ調査団の巡遊——TUC大会への参加——	
第一四回日ソ労働組合交流委員会——日ソ労働組合友好集会——ユーゴスラビア労働総同盟代表団の来日——ICFTUケルステン書記長と総評富塚事務局長との会談——ICFTU世界大会への参加	
3 同盟の国際連帯・交流活動……………	三六
同盟の国際連帯活動方針——カンボジア難民救済問題——AFLCIO大会への出席——同盟代表団のイスラエル訪問——イスラエル労働総同盟との会談——TUC大会への参加	
2 国際労働組合の諸会議……………	三六
1 世界労連系の会議……………	三六
第八回国際化学労働者会議——第八回国際建築労働者会議——世界婦人労働者会議——世界労連第二二回執行局会議——南ア労働者との連帯国際労働組合会議——開発に関する世界労組会議	
2 国際自由労連・国際産業別組織ITS系の会議……………	三六
国際自由労連第七二回執行委員会——ARO企画・教育局会議および検討委員会——国際金属労連世界時短会議——ICFTU特別開発基金調整会議——ICFTU第七三回執行委員会——ICFTU第一二回世界大会——ARO企画・教育局会議——第一三回ICFTU/ITS多国籍企業合同作業部会——AROPランナー会議——ARO第一二回地域会議	
XI 農民運動……………	三六
3 その他の国際労働組合会議……………	三六
1 農民運動の動向……………	三六
農民団体二系統の分立——農民春闘——農業団体の農政運動——地方における農民運動	
2 主要な農民運動……………	三六
1 農産物価格と食糧制度をめぐる運動……………	三六
米・麦価闘争／全日農等の米闘——農業団体の米価要求運動——麦価要求運動——米生産調整反対運動・エサ米作り運動／全日農の米減反反対運動——全日農のエサ米作り運動	
2 葉たばこ価格・乳価その他の運動……………	三七
葉たばこ対策共闘会議の運動——農業団体の葉たばこ価格運動——農民団体の畜産物価格運動——農業団体の畜産物価格要請運動——畑作物価格要請運動——農業団体の糸価運動	
3 農地課税反対運動……………	三七
4 三里塚（成田）空港廃港闘争……………	三七
成田空港廃港連月連日闘争——二期工事粉砕全国総決起集会——戸村反対同盟委員長之死——事業認定切れ・二期工事阻止全国総決起集会——全日農の三里塚闘争支援決定	
5 土地をめぐる闘争と原発反対闘争……………	三七
二線引き畦畔問題の登場——線下補償運動——北富士農民の土地闘争——豊北原発阻止闘争——高浜原発反対運動——福島原発反対運動——沖縄・読谷村の米軍基地反対運動——沖縄・与那国島の	

石油備蓄基地反対運動

6 出稼ぎ農民・農村労働者の運動……………三六一

出稼連の運動——農村労連の活動——山村労働者の運動

3 農民団体その他……………三六三

XII 人権擁護運動……………三六五

1 再審裁判の新しい展開……………三六六

免田事件——松山事件——その他

2 日産厚木事件……………三七七

事件の概要——「明厚会」とその活動——神奈川地労委の命令——企業ぐるみ選挙と除名・解雇

3 職場の自由と民主主義を守る運動……………三八〇

4 選挙運動の自由化を要求する運動……………三八一

5 日本国民救援会……………三八三

XIII 政治的大衆行動と平和運動……………三八五

1 第五一回メーデー……………三八六

2 原水爆禁止運動……………三八八

原水爆禁止一九七九年世界大会——被爆三四周年

原水爆禁止大会——被爆者援護法をめざす国民集

会——一九八〇年（被災二六周年）三・一ビキニ

デー集会——原水爆禁止運動の統一問題

3 一〇・二二全国統一行動……………四〇五

4 リムパック反対、基地撤去の運動……………四〇六

リムパック反対闘争——反安保・反自衛隊・反基

地全国集会

5 スパイ防止法案、公選法改悪阻止の運動……………四〇七

6 第二六回日本母親大会……………四〇八

XIV 政党……………四一〇

1 国会……………四一一

第八八臨時国会——第八九特別国会——第九〇臨時国会——第九一通常国会

2 選挙と「連合政権」構想……………四一四

1 第三五回総選挙……………四一四

自民惨敗、社会低落、共産倍増、公民前進——中道四党協力——公民協力——総評・公民協力——選挙結果——各党の選挙総括

2 二つの「連合政権」合意……………四一八

公明・民社「中道連合政権」で合意——社公両党「連合政権」構想で合意

3 第一二回参議院選挙……………四二三

初の衆参同時選挙——自民・参院でも安定多数——野党の選挙協力——協力区の結果

4 第三六回総選挙……………四二四

二七年ぶりの内閣不信任・総選挙——野党間選挙協力——「連合政権」構想の不一致表面化——佐々木委員長、保革の「大連合」を提唱——自民庄勝——労働組合出身候補——各党の選挙総括

3 日本社会党……………四三〇

1 概況……………四三〇

「社公中軸」路線への転換——「緊急政府」の樹立提唱——党建設の現状

2 組織・機関紙・財政……………四三二

黨員数——機関紙誌——定期刊行物——財政

3 概況……………四三二

3 大会・中央委員会……………	四三	総評との関係改善——その他の定期協議——労組 大会への出席……………	四七
大会前の中央委員会／第五六回中央委——第五七 回中央委——第四四回全国大会／委員長あいさつ ——榎枝総評議長「社公合意」を積極支持——大 会経過——「社公合意」をめぐる大会論議——運 動方針で修正——新役員——大会後の中央委員 会／第五八回中央委……………	四三	5 日本共産党……………	四七
4 政策・方針……………	四六	1 概況……………	四七
八〇年度運動方針——「道」の再検討問題——共 産党批判——その他の政策・声明……………	四六	社会党・総評と対決姿勢——同時選挙で後退 2 組織・機関紙・財政……………	四八
5 国際活動、その他……………	四九	組織の実勢——機関紙——定期刊行物——財政 3 大会・中央委員会……………	四九
飛鳥田委員長の訪米——社会主義諸国との交流 ——国民シンポジウム——エネルギー問題で国際 シンポジウム……………	四九	大会前の中央委員会——第一四回大会・八中総 ——一中総／第一五回大会——「右転換」の社会党 と対決姿勢——大会経過——新役員——規約の改 正点／大会後の中央委員会——一中総／三中総 4 政策・方針・理論問題……………	四三
4 公明党……………	四二	第一五回大会決議——「民主連合政府綱領」現代 版——社会党・総評批判——政策・声明・論文 ——田口・不破論争……………	四三
1 概況……………	四二	5 国際活動……………	四六
「連合政権」のかなめ党——役員……………	四二	概況——日ソ両共産党関係、一五年ぶりに正常化 ——国際理論シンポジウム——第一五回大会に出 席した外国党——日本共産党代表の外国訪問 6 民社党……………	四七
2 組織・機関紙・財政……………	四二	1 概況……………	四七
党員数——地方議員数——機関紙誌——財政 3 大会・中央委員会……………	四三	結党二〇周年——国民的大連合構想——役員 2 組織・機関紙・財政……………	四九
大会前の中央委員会／第三二回中央委——第一七 回全国大会／委員長あいさつ——労働組合関係者 の大会出席——大会経過——大会後の中央委員 会／第三三回中央委——第三四回中央委……………	四三	党員数——青年隊——地方議員数——機関紙誌 ——財政……………	四九
4 政策・方針……………	四五	3 大会・中央委員会……………	四〇
第一七回党大会活動方針——八〇年基本政策 5 労働組合との関係……………	四六		

第一六回拡中委／第二五回全国大会——大会経過

——第一七回拡中委

4 政策・方針……………四三二

八〇年度運動方針——八〇年度政策大綱——その
他の政策

5 その他……………四四四

第三部 労働政策

I 経済政策と労働政策……………四六六

1 七〇年代経済の変貌と経済政策……………四六九

国際経済環境の変動——経済政策の変遷／石油危機以前の時期——石油危機を境とした不況期——「安定成長」への移行期

2 八〇年代政策の登場……………四七三

新経済社会七カ年計画——八〇年代の通産政策ビジョン——巨額の公共投資——一定量の失業者を前提にした「完全雇用政策」——高齢社会対策

3 第二次石油危機と経済・労働政策……………四七五

第二次石油危機とその影響——労働政策の基調——減量経営・省力化の徹底

II 政府の労働政策……………四七八

1 新経済社会七カ年計画……………四七九

2 八〇年度労働省予算……………四八〇

新労働政策と予算編成——労働省予算の編成

3 労働大臣の所信表明……………四八三

4 労働基準法研究会報告……………四八五

労働契約、就業規則関係の報告——賃金関係に関する報告

5 労働条件等をめぐる主要施策……………四八七

労働時間短縮と休日増加——週休二日制に関する人事院勧告——労災保険制度の改正問題——婦人労働をめぐる問題

6 労働白書の公表……………四九二

7 第九一回国会における労働関係法案……………四九三

中小企業退職金共済法の一部改正——安全衛生法の一部改正

III 雇用政策……………四九六

1 雇用動向と政府の雇用政策……………四九七

七九年の雇用政策と雇用情勢の推移——雇用開発委員会——第四次雇用対策基本計画

2 一九八〇年度の雇用見通しと政府の雇用政策……………五〇一

一九八〇年度の雇用の見通し——労働市場の見通し——一九八〇年度の職業安定政策——定年延長を基軸とする高齢者雇用安定の対策——「雇用情勢に即応した機動的」雇用対策の推進——「中長期的展望に立った」雇用対策の推進

3 主要な労働市場政策的諸制度の動向……………五〇五

高齢者雇用率制度——職業紹介等労働力需給調整システム——職業訓練制度——昭和五五年度職業訓練行政の運営方針

IV 賃金政策……………五一二

1 人事院勧告と給与法改正……………五二二

2 最低賃金制の運用状況……………	五二六	幌支部ビラはり事件——吉野石膏事件——東洋酸 素整理解雇事件……………	五四四
3 失業対策事業の賃金……………	五二八	2 下級審判例……………	五四四
V 社会保障……………	五二九	全通新宿郵便局マル生事件——中央観光バス事件……………	五四四
1 医療制度の動向……………	五三〇	VIII I L O……………	五四七
1 健康保険法の改正問題……………	五三〇	1 米国のILO再加盟……………	五四八
第九一国会での審議経過——健保法、厚年法改正 四党修正合意事項——四党修正合意事項の特色……………	五三〇	2 ブランシャール事務局長の来日……………	五四九
2 老人保健医療制度の創設問題……………	五三三	3 総会と主要な会議……………	五五〇
竹下蔵相、野呂厚相の覚書——厚生省の「老人保 健医療制度大綱案」……………	五三三	1 第六五回国際労働総会……………	五五〇
2 公的年金制度の改革問題……………	五三五	総会の概要——新しい二条約・二勧告——軍縮決 議……………	五五〇
社会保障制度審議会の建議——二階建年金で六五 歳から支給——厚生年金・国民年金法改正問題 ——厚生省の厚生年金法改正案——共済年金改正 法案の成立……………	五三五	2 主要な会議……………	五五四
3 社会福祉の動向……………	五三七	ヨーロッパ地域会議——皮革製靴会議——内陸運 輸委員会——石油委員会……………	五五四
——老人ホームの費用徴収基準の改定……………	五三七	4 その他……………	五五六
VI 経営者団体の労働政策……………	五三九	人事——社会保障コース——実質賃金国際比較……………	五五六
1 日経連第三三回定時総会……………	五三〇	付 録……………	
2 労働問題研究委員会報告……………	五三一	付1 主要な労働組合の現状……………	五三六
3 労働力高齢化問題小委員会報告……………	五三四	付2 労働組合名簿……………	五三五
4 個別企業の労務管理対策の動向……………	五三六	統計表索引……………	五三八
VII 労働判例の動向……………	五三八	事項索引……………	五九六
1 最高裁判所判決・決定……………	五三九		
概要——大日本印刷採用内定取消事件——国労札……………	五三九		

労働日誌

一九七九年七月——一九八〇年六月

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
(昭和54)年		2日経連労働問題研究会第一回会合 国鉄当局、「国鉄再建の基本構想」を発表 9 社会党第五六回中央委・総選挙闘争方針決定 10「昭和五四年建設白書」発表 11要求米価貫徹・農業危機突破・全国農民総決起大会 12東商第二七三常議会、「今後の労働政策に関する意見」を採択 13林野庁、全林野に停職一〇五人をふくむ一万二七一一名の処分発表 14政府、生産者米価の二年据置き決定 16共産党、国際理論シンポジウム(一九日) 17公、民、新自由ク、社民連四党首会議	2春闘共闘、労災・職業病闘争討論集会(三日) 国労・動労「国鉄再建の基本構想」に「共同声明」を発表 4炭労第八八回定期大会(六日) 電機労連第二七回定期大会(六日・仙台) 日教組第五三回定期大会(七日・福岡市) 8運輸労連第一二回定期全国大会(九日・高松) 9動力車第一〇五回臨時中央委、中江前副委員長ら二六人の除名決定 10紙パ労連第六四回定期大会(一二日・石川・山中) 全通第三二回定期大会(一三日・札幌) 医労協第二八回大会(一二日・伊東) 11電通共闘第一九回定期大会(一二日) 都市交第四四回定期大会(一二日・札幌) 漁船同盟第一四回定期大会(一二日・塩釜) 12合化労連第六二回定期大会(一四日) 鉄鋼労連第七二回中央委、定年制六〇歳延長の方針決定 13全動労第六回定期全国大会(一五日・札幌) 同盟、「エネルギー国民会議の設置」等について総務長官に申し入れ 14石油同盟第一回定期大会 15全印総連第二八回定期全国大会(一七日・高山) 16新化学第二九回定期大会(一七日・松山) 全日通第三四回定期全国大会(一九日・伊東) 17紙パ総連合第九回年次大会(一八日)

- 20 専売局、全専売に四七七人の処分発表
「昭和五三年度労働白書」発表
- 21 社会党、総評第二回「五人委員会」、飛鳥田社会党委員長、「八〇年代の展望と革新の課題」を発表
- 23 自民党、八〇年代の基本政策まとめる
- 24 「昭和五四年防衛白書」発表
- 26 中央最賃審、五四年度地域最賃引上目安額日額一六〇〜一四五円（六・二％アップ）を答申
- 27 自治省、政治資金収支報告発表
- 30 労働省、五三年雇用動向調査結果発表
行政管理問題研究会、「行政改革」答申
- 31 原水爆禁止一九七九年世界大会はじまる
- 国際電電第三六回全国大会（一九九日・湯沢）
- 国労第四一回定期全国大会（二二日・鹿児島）
- 全医労第三三回定期大会（二〇日・松本）
- 全農林第二三回定期大会（二〇日・島原）
- 全水道第二七回定期大会（一九日・北海道）
- 18 全司法第三五回定期大会（二二日・水上）
- 19 全石油第四四回定期全国大会（二二日）
出版労連第三九回定期大会（二二日・熱海）
私鉄総連第四三回定期大会（二二日・松江）
- 20 民放労連第四八回定期大会（二二日・札幌）
政策推進労組会議、「定年六〇歳延長」の方針決定
- 21 建設一般第五回全国交流集会（二三日・山の内）
- 22 全機金第三〇回定期全国大会（二四日・熱海）
- 23 総評第三一回幹事会、政党支持問題についての考え方、地域共闘交流集会を開催するとの方針決定
- 24 総評第五九回定期大会（二七日）
全電線第三三回定期大会（二六日・石和）
- 25 全施労第一〇回定期全国大会（二八日・千葉勝浦）
- 26 政策推進労組会議、政策シンポ（二七日・熱海）
同盟、「労働戦線統一」の試案発表
- 27 公務員共闘、人事院総裁と会見し、人事院勧告について申し入れ
- 30 全専売第三五回定期全国大会（八月二日・日光）
新聞労連第五三回定期大会（八月一日）
- 31 全林野第三二回定期全国大会（八月四日・北見）

(昭和 54) 年		年	政治・経済の動き	労働組合の動き
月		月		
14 中道四党党首会談、総選挙の選挙協力につ 郵政省、九〇〇人の処分発表 11 人事院、五四年度給与改訂につき、三・七 %の引上げを勧告 10 「経済白書」発表 9 人事院、「国家公務員の定年制度」につい て見解をまとめ、総務長官に提出 8 共産党、「総選挙の争点と共産党の政策」 発表 7 原水禁、被爆三四周年原水爆禁止大会、長 崎大会（一八日） 雇用審議会、第四次雇用対策基本計画を答 申 6 共産党、「総選挙の争点と共産党の政策」 発表 9 人事院、「国家公務員の定年制度」につい て見解をまとめ、総務長官に提出 10 「経済白書」発表 11 人事院、五四年度給与改訂につき、三・七 %の引上げを勧告 14 中道四党党首会談、総選挙の選挙協力につ 郵政省、九〇〇人の処分発表			（一九日） 社会党、「八〇年代の展望と革新の課題」 をテーマに国民シンポ	政労協第四三回定期大会（一八月二日） 公務員共闘、七九要求貫徹第二波中央行動
1 核禁会議・全国集会（長崎） 3 経済審議会、「新経済社会七カ年計画」答 申 4 原水禁、被爆三四周年原水爆禁止大会・広 島大会（一五日） 6 日ソ両共産党公式会談のための準備会談 （一二日・モスクワ） 7 原水禁、被爆三四周年原水爆禁止大会、長 崎大会（一八日） 雇用審議会、第四次雇用対策基本計画を答 申 8 共産党、「総選挙の争点と共産党の政策」 発表 9 人事院、「国家公務員の定年制度」につい て見解をまとめ、総務長官に提出 10 「経済白書」発表 11 人事院、五四年度給与改訂につき、三・七 %の引上げを勧告 14 中道四党党首会談、総選挙の選挙協力につ 郵政省、九〇〇人の処分発表			1 全国セメント第三四回定期大会（一二日） 全国一般第二九回定期大会（一三日・伊東） 2 観光労連第八回定期大会（一四日） 3 総評、田中官房長官・栗原労働大臣に、第一次予算要求書提出 公務員共闘、人勧にむけての統一行動として時間外職場集会 4 全国税第八回定期大会（一五日） 全農協労連第三七回定期大会（一六日・雲仙） 6 全国ガス第三五回定期大会（一七日・箱根） 同盟、エネルギー・シンポジウム（一七日） 7 動力車第三五回定期全国大会（一十一日・熊本）	9 政策推進労組会議第七回代表者会議、「昭和五四一五五年度政策・制度要求と 提言」決定、一五日に政府に提出 10 全建総連、健保改悪反対予算要求集会 11 公務員共闘、全官公それぞれ人事院勧告に声明発表

1 9 7 9

8

いて協議

15 第三四回終戦記念日

18 労働省、「高齢化社会に対応する高年齢労働者対策の総合的推進について」発表

21 共産党、社会党に革新勢力の共同について公開シンポの開催を申し入れ
民社党第一六回拡大中央委、三つの危機をめぐす総選挙政策決定

22 文部省「第五次教職員定数改善計画」案発表

24 共産党第八回中央委総会（二五日）

27 共産党、大都市震災対策を考えるシンポ
28 社会党、インフレ問題シンポジウム
労働省、五五年度重点施策と予算要求概要発表

30 第八八回臨時国会召集

15 総連合、同盟に当面の諸課題につき懇談会の開催を申し入れ
16 同盟第三六回執評、労働戦線問題につき、統一方針決定
総評民間単産幹事会、労働戦線統一について協議

20 日建協第四八回定期大会（二一日）
全倉運第三四回定期大会（二二日・伊豆長岡）
21 富塚総評事務局長、中村鉄鋼労連委員長と労働戦線統一問題で協議
IMF世界時短会議（二三日・ジュネーブ）
全電通第三二回定期全国大会（二五日・神戸）

22 全商工第四三期定期大会（二五日・松島）
全国生協労連第一二回大会（二六日・新潟）
23 浮体空港建設期成労組協議会結成
全日自労第四一回定期大会（二六日・高知）

生保労連第一〇回定期大会（二四日）

24 全建労第三五回定期大会（二六日・上山田）

25 自治労第三六回定期大会（二八日・青森）

全港建第三〇回全国大会（二七日・北九州市）

27 全財務第二七回定期大会（二九日・蔵王）

28 全鉱第七七回定期大会（三〇日）

全金同盟第二九回定期全国大会（三〇日・加賀）

国公労連第九回定期大会（三一日）

造船重機労連第九回定期大会（三〇日・伊東市）

全造幣第二八回定期大会（三〇日・大阪府）

30 化学、エネルギー労協第三三回定期総会

年	政治・経済の動き	労働組合の動き
月	31自治省、いわゆる“やみ給与”の支給等の 是正について通達発出 1 心身障害者雇用促進月間 5 労働基準法研究会、労働契約・就業規則・ 賃金関係の問題点につき労相に報告 6 公、民、新自由、社民連四党書記長・幹 事長会談、“総選挙に臨む基本見解”確認 日経連第五八回全国労務管理者大会（一七 日・札幌） 7 第八八回臨時国会、衆議院解散 10 第二五回技能五輪国際大会（一三日・ア イルランド） 11 公明党竹入、民社党佐々木両党首会談“選 挙協力に関わる合意書”に調印、一四選挙	31 全国金属第四四回定期大会（一九月二日・伊東） 運輸一般第五回定期大会（一九月二日・熱海） 政策推進労組会議、七九生活安定全国大行動中央総決起集会 1 IMF、アジア労働組合権デ 3 総評幹事会、公労協・公務員共闘・政労協各書記長会議、“行政改革で見直し は必要であり、機構を設けて検討する”との方針決定 全造船第四四回定期大会（一五日・高松） 第八回建設インター大会（一八日・ワルシャワ） 4 全印刷第四三回定期大会（一七日） 自治労、ヤミ給与問題につき自治省に申入れ 5 全日本ゴム労連第一二回定期大会（一七日・熱海） 全国セメント臨時大会、委員長など三役選出 電力労連第二六回定期大会（一七日・札幌） 全港湾第三五回定期全国大会（一七日・白浜） 地公労第二〇回総会 6 総評第一回拡評、総選挙闘争方針決定 自動車総連第八回定期大会（一七日・栃木） 食品労連第一五回定期大会（一八日） 全日自労、中高年雇用・福祉事業団全国協議会結成 7 国労中執、“真の国鉄再建を求める五つの課題”を決定 8 公務員共闘第一五回共闘委、運動方針決定 10 総連合、労働戦線統一問題で同盟と懇談 日電工労連第一三回定期大会（一一日・宮城） 11 金属労協第一八回定期大会 全化同盟第二八回定期大会（一三日・大阪）

1 9 7 9

9

区で選挙協力決定

12 社会党、総評協議委員会、国民シンポ「八〇年代の要望と革新の課題」について「第一次報告書」まとめる

13 共産党、「高齢化社会」で提案発表

14 共産党「革新勢力の共同のための公開シンポジウム」

「昭和五三年労働災害の状況」発表

15 公明党矢野書記長、総評富塚事務局長、選挙協力につき会談

16 中道四党選対委員長、一〇選挙区協力合意

17 第三五回総選挙公示
労働省、雇用情報研究会発足

21 公明党竹入委員長、「政治倫理綱領」発表
労働省、「昭和五四年版婦人労働の実情」発表

25 鉄鋼大手五社、定年延長問題に関する団交で十月中旬に具体的回答をおこなう旨表明
26 政府、五五年度以降の定員管理（行政改革）について閣議決定

全交運第三六回定期大会（一二二日・三重）

12 総連合、労働戦線統一問題で総評と懇談会
政労協、労働省労政局長に、賃金のプラスアルファ財源として一〇〇〇円を保障することなど四点申入れ

13 鉄鋼労連第六一回定期大会（一五五・別府）

全通、全電通、公明党との選挙協力を決定

14 九・一五高齢者大集会

国関労第七回評議員会、方針決定

15 全国建設第一八回定期大会（一七七日・蒲郡）

全信労第二四回定期大会（一八八日）

16 造船重機労連、佐世保重工近代化闘争総決起大会

17 全法務第三四回定期全国大会（二〇日・滋賀守山）

18 全労働第二二回定期大会（二二日・鹿児島）

19 ゼンセン同盟第三五回定期大会（二〇日・名古屋）

損保労連第一四回全国大会

20 中立労連第六回定期大会

全損保第三六回全国大会（二二日）

21 運輸労連第三回物流シンポ

24 全運輸第一八回定期大会（二二七日・熱海）

25 電機労連第三回中閥、退職金闘争で「申し合わせ事項」確認
全国セメント、秋闘討論集会（二二七日）

26 交通労連第一六回定期大会（二二八日）

電電労組第一四回定期大会（二二七日）

年 月		(昭和 54) 年 月
政治・経済の動き	28 共産党、「日本社会党への公開質問状」を 発表	2 鉄建公団問題に関する関係閣僚会議幹事 会、「公団役員は、国家公務員の指定職並 みとする」等の方針決定 3 飛鳥田社会党委員長、「汚職一掃の反大衆 増税の国民大連合」構想を発表 7 第三五回総選挙投票日 8 各政党、総選挙結果につき談話発表 大平首相、自民党の敗北認める。三木前首 相は大平首相の退陣を要求 12 政府、各省別定員削減計画決定 15 社会党、総評五人委員会、国民大連合の具 体化、公明党との協力強化など申し合わせ
労 働 組 合 の 動 き	27 同盟第三八回執評、「定年延長の推進のために」決定 28 化学総連第二回定期総会 国公労連、国家公務員の定員削減についての閣議決定にたいし抗議声明発表 29 富塚総評事務局長、新自由クラブを除く各野党にたいし、今次総選挙において 政党間の中傷、誹謗は即時中止せよと申し入れ	2 総評など、一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会 全日自労、運輸一般など五単産、富塚事務局長の申入れにつき批判声明 電機労連第四回中闘、中闘組合の退職金闘争集約確認 3 全国通信建設労働組合結成大会 国労、国鉄問題に関する公開質問状の回答状況をまとめる 4 全国化労協第一九回全体会議 6 国公労連、カラ出張等の問題について書記長談話 7 国税会議第一八回定期全国大会（一八日） 8 総評、総選挙につき「自民党の絶対多数を阻止」と声明 映演総連第二八回定期大会 運輸労連第九回運輸問題研究集会（一九日） 10 鉄労第一二回定期大会（一三日・松山） 検集労連第一〇回定期大会 全食品同盟第三三回定期大会（一八日） 11 国民春闘共闘発足総会 日高教、第六回民主的高校教育シンポ（一二三日） 地公労幹事会、「ヤミ給与」問題についての統一見解確認 12 全通など労働問題研究会総会

共産党第九回中央委員会総会（一七日）
総選挙総括

18 社保審、「高齢者の就業と社会保険年金」
の建議書提出

21 現代総研、「二一世紀の労働と社会」を提言

25 社会党三役会議、公明党との共闘優先を確
認

26 矢野公明党書記長、社会党・総評の「社・
公中軸」構想に見解発表

16 労働四団体、労働時間に関する「労基法」改正要綱合意

総評弁護団全国総会、権利宣言（第一次草案）発表

17 鉄鋼労連、大手五社に定年延長「二一―一―一」方式の回答

全食品同盟第三二回定期大会（一八日・熱海）

全建総連第二〇回定期大会（一九日・水上）

全自交労連第三五回定期大会（一九日・島）

自交総連第二回定期大会（一九日・宮城松島）

18 全国電労協第一二回定時大会

政労協、秋闘第一波統一スト、中央総決起集会

19 航空同盟第六回定期大会（二〇日）

20 一〇・二一統一行動、全国統一行動中央集会

全海連第四二回定期大会（二一日）

全国電話印刷労働組合結成大会

21 動労、国際反戦闘争として減産闘争

22 新産別第三二回全国大会（二四日）

製鍊労協第一二回総会

23 総評民間単産会議第一四回定例総会

地銀連第三三回全国大会（二四日）

公労協第一回共闘委員会、新年度運動方針・秋闘方針を決定

24 日林労第二一回定期全国大会（二六日）

25 全国港湾第一三回定期大会（二六日）

26 保険・共済関連労組懇談会発足

27 総評、朴大統領暗殺事件について声明発表

年		(昭和 54) 年
月	10 月	月
政治・経済の動き	30 第八九回特別国会召集、首班指名は自民党内紛でできず	2 経企庁、「七九年度国民生活白書」発表 野党六党、社会党の呼びかけで政権受け皿づくりについて書記長、幹事長会議 5 日経連、第一八回社内報大会（一六日） 6 第八九回特別国会両院本会議、首相指名投票は決選投票となり、大平首相再選 8 第二次大平内閣発足、藤波孝生労働大臣に 12 社会・公明両党書記長会談、「政権協議委員会」設置を合意 14 社・公、第一回政権協議委員会、「政権協議国民会議」の発足などで合意 16 第八九回特別国会閉会
労働組合の動き	建設同盟第二回定期大会（東京） 28 全通、労使関係改善に関する中央交渉、大綱妥結 30 政策推進労組会議第四回総会 マスコミ共闘第一七回総会 31 総連合第二回総会 国公労協第四回定期大会	1 鉄労、第二次ありがとう運動 2 統一労組懇、男女平等を考える学習討論集会（一三日・熱海） 全商業第一三回定期大会（一三日・大阪） 4 総評五役会議、「社会党が政権への意欲を明確にすべき」と社会党に要請 建設一般第七回総会 5 総連合、同盟と労働戦線のための第二回懇談会 6 政策推進労組会議、行政改革シンポ 自治労、第一八回自治研全国集会（一九日・宮崎） 8 総評、地域労働運動を強めるための全国集会（一〇日） 同盟・電力労連、エネルギー・シンポ（一九日） 第一八回全国消費者大会（一九日） 10 総連合、総評と労働戦線統一のための第二回懇談会 12 海員組合第三九回定期全国大会（一六日・神戸） WCOTP第七回アジア地域会議（一六日） 政策推進労組会議、経団連と行政改革推進等で懇談 14 全通、公明党と初の定期協議 公務員共闘、全官公はそれぞれ総務長官と会見し人勧の早期完全実施を要請 16 総評、公明党定期協議、共闘の拡大強化を確認

17 労働省、地域最賃決定状況発表

19 日本共産党第一〇中総、第一五回党大会決議案など決定

自治省、地方人事委員会の給与改定勧告状況を発表

21 最低賃金周知旬間（一三〇日）

22 政府、人勧につき条件付閣議決定

自治省、地方公務員給与改定に関し事務次官通達発出

大蔵省、特殊法人の給与改定処理方針内示

25 社会党第五七回中央委、選挙総括（一二六日）

26 第九〇回臨時国会開会

27 公明党、活動方針案、八〇年代基本政策案発表

発表

29 私鉄大手各社、①昭和六〇年度までに六〇

歳定年制度の実現②定年延長実施に伴う労働諸条件は継続協議との回答を組合に提示

30 三公社五現業関係年末手当、二・五カ月分で妥結

郵政マル生粉碎中央共闘、「KDD問題真相究明委員会」を設置

19 富塚総評事務局長、ICFTU書記長と会見、ナショナル・センター問題で意見一致

ICFTU第一二回世界大会（一二三日・マドリッド）

公務員共闘、公務員給与の即時決定を求めて総理府などに要請行動

20 七九賃闘対策民間労組会議幹事組合、八〇年の労組会議発足を確認

21 国民春闘共闘、八〇年春闘・年金・医療問題ブロック討論集会はじまる

統一労組懇・第五回秋の交流集会

22 公務員共闘、公務員給与閣議決定に「声明」発表

私鉄総連地連・大手委員長会議、六〇歳定年延長の段階的实施を含め六〇年度には実現できるよう努力する等の統一目標確認

26 総評、同盟はそれぞれ五五年度予算編成につき政府に要望

日教組、定数法抜本改正要求実現第一次中央行動

27 IMF第八回世界造船会議（一二九日・コペンハーゲン）

全日自労など、「くらしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会」

国労第一一回権利討論集会（一二三日）

28 全官公第三回全国会議

29 労働四団体事務局長、書記長会合、八〇年賃闘内容の公開について方針確認

同盟、生活と雇用を守る中央総決起集会

日教組、東京四・一一公判無罪要求決起集会

鉄鋼労連第五回協約共闘委、「新定年制対策会議」の設置を確認

30 全属労協第一回賃闘戦術委、八%一万三〇〇〇円の要求決定

総連合常任幹事会、総評、同盟との話し合いを粘り強く進めて行くことを決定

年 月		(昭 和 54) 年 月
政治・経済の動き	七八年度「厚生白書」発表	1 労働省、七八年労働生産性統計発表 4 公明・民社両党、「中道連合政権」の大綱で合意 労働省、七九年初任給調査結果発表 5 日経連常任理事会、「労働問題研究委報告」を承認 6 労働省、総合的高齢化対策発表 7 中期労働政策懇談会、「中期労働政策に関する第二次提言」を労相に提言 8 社会、公明両党、政権構想協議開始で一致 10 社会党、「八〇年代日本の社会主義」をテーマに公開討論集会 11 第九〇臨時国会閉会 13 社会・公明両党、連合政権基本政策につき
労働組合の動き		1 同盟、年末助け合い運動（一五日） 3 春闘共闘会議第二回総会、八〇国民春闘の「基本構想」および春闘白書を決定 総評第二回拡大評議員会、社公中軸路線、労働戦線統一への対応などを了承 同盟三役会議、八〇賃闘要求基準を確認 総連合、同盟と労働戦線統一問題で第三回懇談会 4 総連合、総評と労働戦線統一問題で第三回懇談会 化学エネルギー労協第二回幹事会、八〇賃闘での賃上げ要求基準を決定 賃闘対策民間労組会議幹事会、私鉄、日通、全国金属の参加問題を検討 5 私鉄総連第二回中央委（一六日・雲仙）八〇国民春闘職場討議案決定 日教組、四〇人学級実現中央行動（一七日） 6 春闘共闘、一九八〇年度社会保障予算要求中央集会 金属労協、政府に総合的物価対策を申し入れ 7 公務員共闘、公務員給与、週休二日制問題で政府に申し入れ 純中立労組懇談会、労働戦線統一問題について協議 8 統一労組懇、榎枝総評議長および山岸全電通書記長の統一労組懇批判発言に声明 10 総評民間単産幹事会、労働戦線統一問題の対応方針を確認 総連合堅山議長、労働大臣に六〇歳定年の法制化等雇用対策につき要請 ゼンセン同盟、定年延長シンポ（大阪） 11 全交運「予算要求獲得、公共交通の確立をめざす一二・一一全交運中央総決起集会」 12 金属・化学エネルギー労協連絡会議、要求基準八％で一致 政策推進労組会議、七九政策制度要求中央討論集会 13 同盟第四回執評、八〇・八一年度運動方針案決定

1980年

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
		8 経済同友会、二二世紀への産業構造ビジョ	2 労働四団体、「年齢による雇用差別禁止法案」要綱まとめる 8 造船重機労連中執委、佐世保闘争の戦術転換決定

1979	12
第一回会議	
20 政府、「八〇年度経済見通し」決定 船中労委、海員労使に諸手当交渉の早急な解決を要請	
21 第九一回通常国会召集 「高齢化社会白書」発表	
24 日ソ両共産党会談、共同声明発表 行政管理委員会、行管庁長官に行政改革の意見書提出	
25 労働省、「労働組合基本調査」結果発表	
新産別第七三回中央委、八〇年春闘方針決定 14 公労協書記長会議、八〇春闘構想について協議 全林野、要員闘争として七三分会で半日スト 17 労働四団体代表、大平総理と会見し、新年度予算編成について懇談 政策推進労組会議運営委員会「年齢による雇用差別禁止法案大綱」確認 日教組、定数法改正法案に対する態度を決定 18 公務員共闘、退職手当法の改悪阻止等をめざして中央総決起集会 20 造船重機労連傘下佐世保労愛会「越年生活救済金」要求で九二時間スト突入 公労協権利弾圧対策委、立法構想について討議 化学エネルギー労協、八〇賃上げシンポ 21 総連合、労戦統一問題で同盟に対し同盟大会後に会談を申し入れることを決定 全電通、公企体の賃金決定のあり方についての研究プロジェクトチームを発足 22 同盟、「賃金・政策闘争白書」発表 24 総評企画委、統一労組懇と今後話し合いをつづける旨の方針決定 総評・公労協・公務員共闘および同盟・全官公は官房長官・労働大臣などと会見し、行政改革問題についてそれぞれ申入れ 金属労協第二二回協議委員会、八〇要求方針決定 25 統一労組懇年次総会（二六日・湯河原） 26 労働四団体、八〇年度予算編成に関し、五項目の要求を政府に提出 28 動労千葉、処分抗議行動として、二八日～三〇日に減産B行動を実施	

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
(昭和 55) 年		ン発表 10 社会、公明両党、政権構想協議委で連合政権構想に合意 11 公明、民社両党、社公連合政権構想で了承 14 ILO内陸運輸委員会(一、二四日) 16 生産性本部、「八〇年春闘と企業経営」をテーマにセミナー(一、一八日) 17 公明党第一七回大会(一、一九日) 21 社会党、総評、中立労連、新産別と会談、社公合意を了承 22 政府、八五年から公務員に六〇歳定年導入を決定 23 自民党三七回定期大会 24 日経連、全国労務者管理大会(一、二四日)	9 総評幹事会「ソ連のアフガニスタンへの軍事介入反対、即時撤退要求」の態度決定 10 春闘共闘単産委員長会議、新春アピールを採択 総連合、労働戦線統一問題について総評と第四回会談 11 中立労連幹事会「八〇春闘に当たっての要求と闘いについて」等決定 公労協権利弾圧対策委「スト権奪還闘争の再構築と立法要求」を決定 12 春闘共闘、家計調査結果発表 14 全通中執委、佐世保労愛会の闘争支援を決定 16 同盟第四回執評、佐世保労愛会闘争支援カンパ等を決定 政策推進労組会議、政策アピール 17 自治労春闘中央討論集会(一、一九日) 第二回IMFアジア自動車セミナー(一、一八日) 18 総評第三回スト権対策委、スト権立法の要求大綱をまとめる 19 第一四回日ソ労組交流委員会、アフガニスタンへのソ連の軍事介入問題で意見不一致を明記した共同声明発表 21 金属労協、八〇賃闘中央討論集会(一、二三日) 公務員共闘常幹・戦術委合同会議「八〇国民春闘構想」決定 22 国公労連、行政改革についての「見解と提言」をまとめる 日本港湾第四回定期大会 環境公害問題等懇談会第五回中央シンポ 「ナショナル・センター」のあり方懇談会、第一回ナショナルセンターのあり方討論集会 23 同盟第一六回定期全国大会(一、二五日)八〇年、八一年度運動方針決定 24 合化労連第六三回臨時大会、春闘方針決定 25 日教組第二六次・日高教第二六次教研全国集会(一、二八日・高知)

		1 9 8 0			
2月		1			
1 労働省、昭和五四年一般職業紹介状況発表 4 労働省災害補償保険審、労災保険法改正案に「了解する」と答申 7 中央労働基準審議会労働者側委員、労基法改正要綱提出 8 社会党第四四回定期全国大会（一〇日）、		26 労働四団体、雇用対策につき関係省庁に申し入れ 27 民放労連第四九回臨時大会、方針決定（二八日・熱海） 28 鉄鋼労連、春闘討論集会（二月一日） 全専売、国民のための専売制度を守る連絡会議 全電通、国民春闘討論集会（二月一〇日） 29 新聞労連第五四回八〇春闘臨時大会、春闘方針決定 海員汽船部委員会、諸手当交渉経過報告を否決、組合長引責辞任を表明 30 鉄鋼労連、第七四回中央委「八〇春闘、一時金闘争方針」決定 海員全評、組合長をはじめとする常任役員全員の総辞職を承認 31 労働四団体、雇用対策につき社会、公明、共産、民社各党に要請 海員、各船主団体に労働協約改定要求を提出 アル専臨時大会（二月一日） 空港建設期成労組協議会、関西新空港建設計画につき運輸大臣に公開質問状 全国化労協、全国討論集会（二月一日）			
		1 総連合、総評と労働戦線統一問題について第五回懇談会 公務員共闘、八〇春闘中央討論集会（二日） 4 全水道、八〇年国民春闘中央討論集会 造船反合中央共闘、造船シンポ 5 総連合、同盟に対し労働戦線統一についての話し合いを申し入れ 労働四団体、年金支給開始年齢六五歳切上げの撤回につき官房長官に申し入れ 全石油第四五回臨時大会（六日）八〇春闘方針決定 6 総評第六〇回臨時大会、春闘方針および参議院闘争方針を決定（七日） 公労協・公務員共闘、退職手当改悪阻止共闘会議（退手共闘）結成 第九回IMFアジア青婦人シンポ（八日） 7 公労協共闘委員会、公労協八〇春闘構想決定 8 ゼンセン同盟、八〇賃闘・定年延長討論集会（東京）			

年 月	(昭和 55) 年 月
政治・経済の動き	「社公連合政権構想」方針決定 中央労働基準審、労働安全衛生法の労働省改正案に「適当である」と答申 労働省、夏期休暇制度実態調査結果発表 9 社、公選対委員長会談、参院選協力で四項目合意 12 社会保障制度審議会、厚生年金の老齢年金支給開始年齢の引き上げなどを批判する答申を野呂厚相に提出 13 カーター米大統領、ILO 復帰を声明 19 政府、国鉄再建措置法案の国会提案閣議決定
労働組合の動き	造船重機労連傘下佐世保労愛会「不当労働行為根絶」「合理化三項目改定」などを要求して会社側と団交開始 9 政策推進労組会議、年金六五歳引上げ阻止総決起集会 化学エネルギー労協第四回臨時総会、春闘方針を決定し新役員選出 12 退職手当改悪阻止共闘会議、総務長官に退職手当法について申し入れ 全国金属第四五回臨時全国大会（一三日）春闘方針決定 自動車労連第五回中央委、八%引上げの賃闘方針決定 統一労組懇第一回代表者会議、六大要求決定 13 総評、国民生活改善要求地区対話集会をひらく 電機労連第六六回中央委（一四日・大津）春闘方針決定 日教組中央春闘討論集会、春闘方針について討論 14 紙パ労連第六五回臨時大会（一五日・熱海）春闘方針決定 同盟第二回執評、労働戦線統一に関する総連合との会談の再開を確認 18 総評幹事会、物価値上げ反対運動展開決定 新産別中執委、アフガン問題でソ連軍の即時無条件撤退を求めた見解を確認 資源労連第一六回定例全国大会（一九日） 19 全日本ゴム労連第三回臨時大会（二〇日・熱海） 葉たばこ共闘第一九回総会 日建協第四九回定期大会（二〇日） 20 総連合、労働戦線統一問題について同盟と会談 八〇賃闘対策民間労組会議、二〇単産で発足、総評三単産とはブリッジ方式で話し合うことを確認 政労協第四四回臨時大会、春闘方針決定 造船重機労連傘下佐世保労愛会、合理化三項目の改定について会社側と仮調印

1 9 8 0

2

22 民社党第一七回拡中委、参院選方針決定

26 共産党第一五回大会（三月一日）

28 社、公、民三党、五五年度予算組み替え動議を提出

29 林野庁、全林野に九九五五人の処分発表

2 自民党、社公民三党と予算修正案に合意

映演総連第二〇回臨時大会

21 同盟、自民党の安倍政調会長らと懇談、今後定期的に協議を行なうことで一致
八〇年賃闘対策民間労組会議第一回総会

22 総評民間単産会議、八〇賃闘対策民間労組会議と私鉄、全日通、全国金属の三
単産がブリッジで話し合うことを了承

23 国民春闘共闘、第一六回内職パート大会（二四日）

25 鉄鋼労連第六二回臨時大会、八〇春闘方針および一時金闘争方針決定

全農協労連第三八回臨時大会、春闘方針決定

26 繊維労連第三七回臨時大会（二七日）

全建総連、建設国保改善要求中央総決起大会

27 春闘共闘会議、反合理化・権利確立・闘争勝利全国討論集会（二九日）

全港灣第三六回臨時大会（二八日）

自治労第三七回臨時大会（二八日）

28 ゼンセン第三八回中央委（伊東）、八〇賃闘方針および定年延長闘争方針決定

国公労連第一〇回臨時大会（二九日）、八〇春闘方針決定

29 国民春闘共闘、第一次統一行動日、八〇年国民春闘勝利をめざす第一次総決起大会

造船重機労連第一〇回臨時大会（三月一日）、役員改選

出版労連第四〇回臨時大会

1 同盟、婦人活動強化月間（五日）

海員第四〇回臨時大会、役員改選

公労協代表者会議、春闘方針を決定

統一労組懇、宇佐美同盟会長（二月二七日）および富塚総評事務局長（二月二
九日）の発言を統一労組懇に対する不当な攻撃であるとして反論談話発表

3 総評幹事会、統一労組懇の実情調査のため、大阪・京都に調査団派遣決定
日教組第五四回臨時大会、春闘方針決定（四日）

年 月	政治・経済の動き	労 働 組 合 の 動 き
(昭和 55) 年 月	8 八〇年度政府予算案、衆院通過 10 産労懇第九五回会合、「当面の物価問題に関する提言」を労相に提出 13 東商第二七九回常議員会、五五年度賃金決定に関する提言、決定 17 産構審総合部会、「八〇年代の通商産業政策ビジョン」決定 19 政府、電力・ガス料金の値上げ決定 政府、事務次官会議で八五年度から「六〇歳定年制」を導入する国公法「改正」案決定 21 公明党、参院選政策発表、安保、自衛隊の	4 全鉦第七八回臨時大会、八〇年春闘方針決定 5 春闘共闘会議、労働大臣に金融機関および公務員の週休二日制実現を要請 6 全交運第三回幹事会「八〇国民春闘方針」決定 統一労組懇、春闘で独自の統一行動 海員、漁船部門の第一回労働協約改訂交渉開催 日高教第五二回特別大会、春闘方針決定（一七日） 8 第四回職場の自由と民主主義を守る全国交流集会（一〇日） 10 総評、物価・公共料金値上げ反対緊急中央行動（一一日） 12 動労、公共料金値上げ反対で、最高三時間の時限スト 司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議、一〇〇万人署名第一次統一行動 13 総評・公労協・公務員共闘・生きる権利・労働基本権確立・スト権奪還・八〇国民春闘勝利第二次中央決起集会、中央行動（一四日） 炭労第八九回臨時大会（一四日・東京） 14 総評、日教組など横枝判決に対し抗議声明発表 15 総評、公労協、公務員共闘、英、加、豪等の労組代表を集め、労働基本権に関する国際円卓会議 17 労働四団体、書記長・事務局長会合で物価対策で対政府共同申し入れを確認 PTTI、官公労働者の権利に関する太平洋労組会議（一八日） 18 地銀連第三回臨時全国大会「八〇春闘方針」決定 同盟交運協第二回総会 19 春闘共闘会議第三回総会、ヤマ場の戦術方針決定 春闘共闘会議、物価非常事態緊急中央行動 同盟、八〇賃金・政策闘争必勝中央決起集会 基金労組第一八回大会 21 総連合、労働戦線統一問題で総評と第六回会談

1 9 8 0	
3	4 月
存続認める 23 民社党、八〇年度運動方針案発表 25 厚生省、七九年国民生活実態調査結果発表	4 公労懇第四回会合、高齢化対策で協議 労働力需給システム研究会「提言」を職安 局長に提出 7 社会党、総評五人委員会、「社会党強化委
公務員共闘、定年制法制化反対で第一波全国統一行動 23 春闘共闘会議、三・二三物価メーデー 全造船、佐伯造船再建一万人集会（大分） 全日自労、失業者大行動（二六日） 24 総連合、労働戦線統一問題で同盟と第五回会談、同盟、統一労組懇に対する明確な方針要求 25 政策推進労組会議、労働省に社内預金金利引き上げ等を要請 運輸一般第六回臨時大会、春闘方針決定 国労および動労、ローカル線廃止反対等で、北海道で三時間の拠点スト 26 金属化学エネルギー連絡会議、賃闘物価抑制で共闘体制で闘うことを確認 ブリッジ共闘連絡会議・第一回会議、共闘拡大を確認 統一労組懇、三・二六統一行動 27 公務員共闘、中央総決起集会 電通共闘、中央総決起集会 28 公務員共闘、八〇国民春闘勝利、三・二八公務員共闘青年労働者総決起集会 30 造船重機労連、八〇賃闘要求貫徹・参議院選必勝中央総決起集会 31 総評企画委、統一労組懇にたいする態度を決定	1 金属労協、八〇年闘争中央総決起集会 3 統一労組懇、春闘勝利四・三中央総行動 4 総連合、八〇春闘勝利総決起集会 ブリッジ共闘連絡会議・第二回会議 八〇賃闘対策民間労組会議、第三回会議 5 公労協書記長会議、四月一六日より七二時間ストで決着を確認 全交連第三回戦術委、四月一六日から交通ゼネストで闘う旨決定 造船重機労連代表者会議、妥結基準を設定 6 国民春闘共闘第三回戦術委、春闘決戦段階の戦術決定 7 同盟第四回中闘、四月第二週に賃闘の決着を決定

年 月	政治・経済の動き	労働組合の動き
(昭和 55) 年 月	員会」設置を確認 9 社公民三党選対委員長会談、参院選で四地方区の選挙協力確認 10 第三二回婦人週間 11 日本生産性本部、五四年鉱工業労働生産性動向結果発表 三公社五現業に有額回答 日本共産党第二中委総会（一、二日） 12 電電公社、組合の新賃金要求に対し、有額回答提示、自主交渉継続を確認 14 公労委、電電を除く二公社五現業の新賃金紛争について事情聴取 15 公労委、合同調停委員会発足 官房長官、公労協などの一六日からのストについて警告談話を発表 民社党第二五回定期全国大会（一、六日） 16 OECD ハイレベル会議、婦人の雇用問題で討議（一、七日）	全林野、全印刷、全造幣、アル専、公労委に調停申請 全通中執、有額回答前に調停申請をおこなわない方針確認 8 国民春闘共闘、八〇国民春闘勝利ストライキ宣言中央総決起集会 9 金属労協傘下の鉄鋼労連、電機労連、自動連総連、造船重機労連に回答提示される 10 電機労連傘下一五労組、半日スト実施 全電通地本・支部代表者会議、自主交渉を目標に四月一七～一九日二四時間反覆ストを実施する方針を決定 11 私鉄総連大手に回答 全港湾、二四時間スト 13 国労、動労等、国鉄運賃値上げ反対で出改札ストおよび減産行動 14 同盟、違法ストに反対する国民集会 電力労連傘下各電労に賃上げ第一次回答 15 ゼンセン同盟傘下綿紡八組合、化繊七組合賃上げで妥結 公労協、公労委会長と会見、今後の調停作業の進め方について申し入れ 国労、動労等、物価値上げ反対で二九分ストおよび減産行動 16 私鉄総連傘下大手組合、賃上げで妥結 国労、動労など公労協系組合七二時間ストに突入 公労協拡大共闘委および書記長会議、労働側委員の辞任、一七日以降のスト中止（一六日いっぱい抗議ストを継続）との方針を決定、抗議声明発表 公務員共闘、賃金要求等で時限スト、午後四時第三波以降のスト中止を決定

	1 9 8 0
5 月	4
2 総理府統計局、五四年度労働力調査結果発表 労働省、五四年賃金構造調査結果発表 7 社会党、参院選政策発表 9 労働省、職業能力の開発向上に関する調査	18 野党四党、中高年雇用特別措置法の改正法案を社労委に提出 21 佐々木民社党委員長「政権要綱」発表 25 自社公民四党国対委員長会談、健保、年金法の修正で合意 公明党、「共同政府綱領」大綱の試案発表 26 公労委、公労協の調停再開に当たっての質問に回答提示
1 第五一回メーデー、全国一二三会場に五八〇万人が参加 2 日本医労協、自、社、公、民の「健保法修正案」に廃棄をとアピール 6 総評、公労協、公労委問題で労働大臣交渉、労働側委員の辞任を撤回 ブリッジ共闘連絡会議、来年度の継続を確認 統一労組懇第二回ナショナル・センターのあり方討論集会（一七日） 9 化学エネルギー労協、健康と菓業の将来を考えるシンポ	17 全日通、賃上げ五次回答で妥結 鉄鋼労連第六回中央闘、闘争収拾を確認 21 総評、政府およびJOCに対し、モスクワオリンピックの参加実現を要請 私鉄総連大手交渉団会議、賃上げ闘争収拾、配分交渉に入ることを確認 公労協代表、官房長官、労働大臣と、公労委での調停再開につき三項目確認 22 労働四団体首脳会議、参議院選挙での共闘を申し合わせる 八〇賃闘対策民間労組会議第五回会議、賃闘未解決組合の四月末決着への努力を確認 23 同盟および全官公代表、官房長官および労働大臣に公労委調停再開を要請 25 公労協、公労委会長に調停再開に向けての手順を申し入れ 26 総評主要単産書記長・県評事務局長合同会議、参院選態勢を確認 30 労働四団体、参議院選挙にむけての四団体共闘アピール、および統一スローガン発表

年	(昭和 55) 年
月	月
政治・経済の動き	結果発表 日経連第三三回定時総会 13 公労委、公企体の賃金紛争に関する調停作業再開 労働省、家内労働実態調査結果発表 14 公労委、公企体の労使双方に三・〇八％＋二二八〇円を提示、拒否、仲裁移行 労働省、失対制度調査研究員の委嘱を発表 社、公、民三党首会談、アピール発表 16 衆院本会議、大平内閣不信任案を可決 17 労働省、第三次産業雇用実態調査結果発表 19 衆議院解散 社党緊急幹部会、社公民連合政権構想決定 21 家内労働旬間（一三一日） 22 社会党第五八回中央委、選挙方針決定 23 共産党第三中総、"当面の中心政策" 決定 日経連第四一回総会
労働組合の動き	国公労連第二次上京団行動（一〇日） 12 第五回日・米・加金属労組会議（一三日・アメリカ） ゼンセン同盟第四回中闘、賃闘総括 13 総評、労基法改悪阻止、婦人の労働権確立の要求で労働大臣交渉 東京都教組第六五回定期大会、統一労組懇加入をめぐって反対派退場 14 市銀連第二五回大会（一五日） 公労協、労相に仲裁裁定の完全実施を申し入れ 15 同盟第四六回中評、賃闘総括 16 総評、同盟、中立労連、完全雇用、時短問題で首相に申し入れ 17 労働四団体、選挙で協力拡大の談話発表 20 日教組、統一労組懇にたいする見解と指示を発表 21 ICFU・ARO 第一二回大会（二三日・バンコック） 全国金属第二回中央委、ブリッジ共闘への参加を継続することを確認 22 総評幹事会、統一労組懇にたいする態度を決定 24 第二五回はたらく婦人の中央集会（二五日） 26 総評第三回拡評、選挙方針決定 同盟臨時中評、選挙必勝アピール 27 鉄鋼労連、春闘総括中央討論集会（二九日）

1 9 8 0	
5	6 月
30 参議院選挙公示 31 国鉄当局、国労、動労などに九万八二五五人処分を通告	2 衆院総選挙公示 3 社会党飛鳥田委員長、「国民共同の緊急、民主主義政府」を提唱 4 第六六回ILO総会（一・二五日） 5 公明党竹入委員長、飛鳥田構想拒否 7 文部省、新規採用教員の組合加入率四七・七％と発表 労働省、昭五四年賃金構造基本統計調査結果発表 10 公労委、公企体等の賃金紛争に仲裁裁定提示 11 大平首相、急逝 12 大蔵省印刷局、全印刷に停職五人をふくむ二三八人の処分発表 13 労働省、民間主要企業の賃上げ確定結果発表 16 共産党、自、社、公、民など各党に公開質問 佐々木委員長、自社公民の「国民的大連合構想」発表
29 労働四団体事務局長、書記長、連合政権構想をうちだすよう共同アピール発表 全炭鉱第三二回定期大会（一・三〇日・山形） 30 富塚総評事務局長、革新連合政権について六項目の政策合意を提唱	2 八〇賃闘民間単産会議第六回総会、総括 4 総評主要単産委員長会議、反自民の「連合政権」方針確認 全郵政第一六回定期全国大会（一・六日・蒲郡） 10 私鉄総連第五回中央委、民間基幹産業労組との連携重視の方針決定 12 総評、同盟、中立労連は連名で政府に「ベネチア・サミットに関する申し入れ」を手交 15 総評事務局長、同盟書記長、選挙後も共同歩調をとることで合意

1980（昭和55）年	年
6 月	月
22衆参両院選挙投票、自民党安定多数獲得 28原水爆禁止80世界大会準備委員会、発足 郵政省、全通に四五〇人の処分発表	政治・経済の動き
19労働四団体、選挙勝利を訴えるとともに、選挙結果のいかんにかかわらず共同歩調をとる旨発表 22日教連第一一回定期大会（広島） 25民間有志単産代表六名「統一を進める会」を発足させることで合意 26労働四団体事務局長、書記長会談、四団体の共同行動と社公民協力、労働戦線統一推進を確認 同盟三役会議、「統一を進める会」への参加を確認 27ゼンセン同盟、無料職業紹介所設置 30総評五役会議・幹事会、労働戦線統一のすすめ方について協議	労働組合の動き

序章 国際・国内情勢と労働問題 の焦点

1 国際情勢の特徴

国際緊張の激化 一九七九年後半から八〇年前半にかけての国際情勢は、七九年六月一八日、米ソ第二次戦略兵器制限交渉（SALT II）における協定の調印によって、米ソ両国の緊張緩和（デタント）が定着したかにみえたが、それはごく短期間の米ソ関係悪化を阻止する効果を果たしたにすぎず、その背後においては米・ソを中心とした対立・抗争がいつそう激化する様相を示している。

国際的な緊張の高まりをもたらした第一の要因は、ホメイニ体制のイランにおけるアメリカ大使館員人質事件であった。この事件によってアメリカ・イラン関係は一挙に悪化し、アメリカのイラン資産凍結・イラン原油の輸入停止などの報復措置を招くことになった。さらにアメリカは八〇年四月七日にいたり、イランとの外交関係即時断絶、イランへの輸出全面禁止などの対イラン報復制裁措置を発表し、またアメリカの同盟諸国も、イランにたいする制裁措置をつぎつぎに実施するにいたった。

四月二五日、アメリカによって強行された人質救出作戦は全面的に失敗し、それによって硬化したイランは、人質の分散などをおこなった。かくして現在にいたるもなお、人質問題の解決の見通しはまったくたない状態にある。

第二の要因は、ソ連のアフガニスタンへの武力介入である。すなわち七九年一二月二七日、アフガニスタンでクーデターが発生し、アミン革命評議会議長らは殺害され、ソ連の軍事介入を後楯としてカルマル政権が誕生した。このようなソ連の行動は、アメリカ、EC諸国から激しく非難され、また近隣の非同盟諸国の強い反発をひきおこした。とくにアメリカの示した反発は大きく、ソ連への穀物輸出や先進技術の輸出の停止などにはじまり、モスクワ・オリンピックのボイコットへ、さらに、ソ連がペルシャ湾に進出しようとするれば武力に訴えても阻止するというカーター・ドクトリンの発表に

までエスカレートした。かくして東西デタントは、全面的な危機におちいったのである。

アフガニスタンにたいする大規模な軍事介入によっても、当初ソ連が意図したような短期決着は不可能な状況になり、反ソ・反政府勢力によるゲリラ戦はますます活発になった。ソ連は、かつてのアメリカのベトナム戦争を想起させる困難な事態にはまりこんだといってよい。

アジアにおいて発生した注目すべき事件は、七九年一〇月二六日における朴大統領暗殺事件と、それにひきつづいた韓国の政変である。朴大統領亡きあとは、韓国において急速に「民主化」の期待がふくらみ、金大中氏らの公民権回復も決定をみた。「御用教授」の辞任、軍事教育の撤廃などをかかげた学生運動も各地でもり上がりをみせた。こうした動きのなかで韓国軍首脳は新たな攻勢に乗り出し、全斗煥国軍司令官が中央情報部長代理に兼務で就任して体制をととのえた。

五月に入るとソウルその他で学生街頭デモが発生し、とくに光州では一八日からデモ隊の規制に出動した空挺部隊による武力弾圧もあり、激昂した学生や市民が武器を奪って武装し、戒厳軍と銃撃戦を交える事態にまで発展した。しかしデモは二七日に政府軍によって武力鎮圧を受け、さらに政府は戒厳司令部の布告によって、①すべての政治活動の禁止、②大学の休校、などの強硬措置を断行した。また民主共和党の金鐘泌総裁らを不正蓄財容疑で、また金大中氏らを戒厳令布告違反で連行した。かくして韓国の政治情勢は一変し、全斗煥氏が大統領に選出されるという急転回をとげたのである。

世界経済の動向 一九七九年後半から八〇年にかけての世界経済は、第二次石油危機にもとづく世界的なインフレの進展と、異常高金利、ドル高の進行という波乱を示した。アメリカにおいては、卸売物価で対前年同月比一三・九%（八〇年三月）、消費者物価で一四・一%（二月）上昇という二ケタ・インフレがつづいており、また失業率も三月の六・二%から四月の七・〇%に上昇をみた。このような失業増加は、自動車産業が日本などの外国産小型車の進出に国内市場を奪われ、クライスラー、フォードなどがレイオフ（一時解雇）を余儀なくされたことによるものである。

七九年後半以降、アメリカの金利は異常に高騰し、八〇年四月にはプライム・レートが二〇%という史上最高を記録した。かくして世界中の投機資金やオイルマネーがニューヨーク市場に流入し、ドル相場の急上昇をもたらすにいたった。しかし金利は五月以降反落し、アメリカに流入した投機資金は、西欧諸国、日本などの金利差の縮小にともなって流出に転じている。いずれにせよドル相場の上昇は一過性のものであり、景気過熱のもたらした現象であり、アメリカの国際競争力を弱化させる要因となった。かくして日本・ECなどからの輸入が増加し、貿易収支の悪化をもたらすことになった。

このような経済情勢を背景に、日米自動車摩擦を中心とした貿易摩擦が強まった。すなわちほぼ三〇%の比率を占めるアメリカの輸入車のなかで、日本のシェアは、八〇%に達する勢いを示し、その結果日本にたいするアメリカの批判はまさに噴出という状態となった。このような問題は、自動車のみならず鉄鋼、カラーテレビにまでおよんでいる。

EC諸国の状態をみると、西ドイツは日本とやらんで第二次石油ショックによる物価上昇を最小限におさえ、いわゆるホームメイドインフレに転化するのを防止することにほぼ成功したが、イギリス・イタリアは依然としてジグザグのスタグフレーションに悩まされつづけ、物価上昇も二ケタに達している。

2 国内情勢の特徴

選挙結果と鈴木新内閣の発足 以上のような国際政治、経済情勢を背景として、日本の国内情勢にも変化が現われている。大平首相は、自民党の安定過半数の確保をめざして、七九年秋、衆議院の解散・総選挙にふみきったが、その一〇月総選挙の結果は、議席数で過半数を下回り、追加公認によってかろうじて多数を維持することが可能な状態となった。一方野党第一党の社会党は、一〇七議席（一六議席減）となり、共産党は前回の二倍をこえる四一議席（推薦二議席をふく

む)を確保、また公明、民社はそれぞれ二、六議席を増加した。

つづいて八〇年五月、社会党は内閣不信任案を提出したが、これが自民党内の派閥抗争の影響によって可決され、史上初の衆参同時選挙を迎えるにいたった。大平首相は、衆院選告示の直後、心臓発作で倒れ、六月一日死去したが、そのことにたいする同情もあって、選挙結果は自民党の大勝となった。すなわち自民党は、衆議院で二八四議席(解散時二五八議席)、参議院で六九議席(改選時五八議席)を獲得し、安定多数を維持することに成功した。

以上のような選挙結果を背景として鈴木善幸氏が首相に選出されたが、七月一七日に発足した鈴木内閣の政策の方向は第一に、間接税の引上げを実現するための迂回作戦として行政改革、歳出の見直しをおこない、第二に、軍事・エネルギーをふくむ総合安保の強化・充実がとりあげられようとしている。とくに第二の点は、ソ連のアフガンへの侵攻を契機として、アメリカからのわが国にたいする防衛力増強の要請が強まっているのにこたえるものであり、危険な軍拡への動きが強まっているといわねばならない。

国内経済の動向 さて日本経済の動向をみると、輸出の好調の継続、民間設備投資の回復、在庫投資の増加などにもとづいて、景気の自律的、本格的上昇がみられた。第二次石油ショックによってわが国の輸入石油価格は七九年六月の一七・三ドル／バレルから、八〇年三月の三一・八ドル／バレルと倍近く上昇した。その結果、国際収支は大幅に悪化し、卸売物価も七九年八月には前年同月比一〇・九%と二ケタ台の上昇率となり、八〇年五月にようやく前月比でマイナスとなった。

八〇年四月以降は、石油価格の上昇率が鈍化し、アメリカ経済の景気の後退にともなって金利も低下し、ドルの過大評価が是正されて、為替レートは円高傾向となった。かくしてわが国の経常収支は赤字幅を縮小し、卸売物価も円高による輸入物価の下落にもとづいて落ちつきをとりもどしている。

景気回復の主因となっている民間設備投資の動向をみると、大企業の設備投資が本格化し、その主役は非製造業から製

造業に変化している。とくに一般機械・輸送機械などの加工型産業で高い伸びを示し、民間設備投資は七九年度は前年度比で一三・〇%の増加となっている。

七九年度の鉱工業生産は、前年度比九・三%と政府経済見通し（八・〇%）を上回る増加を示した。企業収益も大幅に改善され、製造業の経常利益の前期比増益率（日本銀行「主要企業短期経済観測」）は、七九年度上期は四〇・一%の大幅増益となった。この結果、七九年度上期の経常利益額指数（七三年度上期＝一〇〇）は一三四・九と史上最高となった。

以上のような企業収益の好調の要因は、いわゆる減量経営による労働分配率の低下にある。すなわち労働分配率（付加価値に占める人件費の割合）は、日本銀行「主要企業短期経済観測」によると、七五年度上期には五八・九%であったものが、労働生産性の上昇と雇用の削減によっていちじるしく低下し、七九年度上期は五一・四%、下期は四九・二%となっている。しかし高度経済成長期における労働分配率は四一・四二%であったから、それに比べるとまだ高いといっている。

3 雇用・賃金の動向と労働政策

就業構造と雇用情勢 総理府統計局の「労働力調査」によると、一九七九年の労働力人口は五五九六万人で、前年を六四万人上回った。労働力人口中の就業者数は、五四六九万人で前年より七十一万人の増加である。完全失業者は前年よりも七万人減少し、年平均一一七万人で推移した。完全失業率は〇・一ポイント低下して二・一%となった。

完全失業者はおおむね各年齢層を通じて減少した。しかしながら、五五歳以上の高年齢の完全失業者は二三万人で、前年よりもさらに一万人増加した。また非労働力人口中の五五歳以上の人口が前年よりも二〇万人も増加したことが注目される。わが国では非労働力人口に占める就業希望者が各国に比べて抜群に大きいのであって、五五歳以上の年齢層の労働力需給は、雇用情勢の一般的好転にもかかわらず、前年よりもさらに深刻化している。

以上のような高齢者の雇用悪化の問題は、八〇年代を通じた長期的な課題となることが予想される。すなわち一九七〇年までは二六・二七％にすぎなかった四五～六四歳層の労働力人口にたいする比率は、七五年三〇・一％、八〇年三三・九％、八五年三七％と大幅に増加し、いわゆる高齢化が急速に進展する。したがって今日でさえ高齢者の雇用が困難であるから、高齢者の比率の増加する将来はますます深刻化することが予想され、対策が急がれているといつてよい。

さて七九年においては雇用情勢の好転が顕著であったが、それはなによりも新規求人の増加によってもたらされた。すなわち七九年平均でみて求人は前年比一六・四％の増加であり、とくに製造業では前年比二五・一％の増加を示している。他方において求職者は減少したので、有効求人倍率は上昇し、一～三月の〇・六五倍から、一〇～一二月の〇・七五倍まで改善をみている。もっとも新規求人の水準自体は必ずしも高くなく、高度成長期の七三年に比べると四〇％にとどまっている。このことは低成長期においては、高度成長期におけるような労働力の需給逼迫の再現は起こりえないことを示している。

前述のように雇用の増加は製造業で起きているが、男子雇用者は、五〇〇人以上の規模における増加幅が大きく、女子雇用者は五〇〇人未満の企業で増加している。業種別にみると、電気機器、精密機器などの機械関連業種における伸びが大きい。

就業者の産業部門別構成をみると、第一次産業が六一三万人で一・四％、第二次産業が一八八一万人で三四・四％、第三次産業が二九七六万人で五四・四％になった。各部門の相対的な比重は、前年に比べて第一次が〇・五ポイント減、第二次が同率、第三次が一・一ポイントの増となった。

このように三次産業従業者比率は、長期的に高まっているが、第一次石油ショック以降二次産業の従業者は停滞をつづけたのにたいして、三次産業の従業者は比較的高い伸びを示したので三次化が一段と加速されたといつてよい。三次産業の従業者の増加は、公共サービス関連業種、対事業所サービス関連業種で大きく、ついで小売業や対個人サービス業で大

きかった。

三次産業における雇用形態には、臨時やパートタイマーが少なくないが、そのことは必ずしもいわゆる不安定雇用の増加を意味するとはいえない。なぜならば、労働力の需要・供給の両面からパートタイマーの雇用形態を選択する傾向が強まっており、パートタイマーの多くがいわゆる本工化を希望しているとはいえない。いいかえれば、需要、供給の両面の必要にもとづいて雇用のあり方が多面的になっているのである。しかしたとえば三次産業で働く中高年層の一部は、とくに劣悪な労働条件におかれている場合が少なくなく、過剰労働力の吹きだまりとなっていることも見のがすことはできない。

賃金をめぐる動向 七九年の賃金は、現金給与総額の対前年上昇率をみると、調査産業計で六・二%、製造業で七・四%であり、前者は前年の六・四%より下回っているが、後者は前年の六・九%より上回っている。また七九年の春季賃金闘争における賃上げ率は六・〇%で、前年より額、率ともに若干上昇している。七九年は、前年〇・五倍台であった有効求人倍率が〇・六倍台になり、また企業業績の大幅な回復によって企業の支払能力にゆとりができたため、消費者物価上昇率がいちじるしく沈静したにもかかわらず、賃上げ率は前年より若干高まることになった。その結果、七九年平均では実質賃金が前年より調査産業計で二・五%、製造業で三・七%の上昇をみている。

八〇年の春季賃金闘争における賃上げ額と賃上げ率は、一万一六七九円、六・七%で、額、率ともに七九年を上回った。これは八〇年一月以降の有効求人倍率が〇・七五倍台を示し、前年春季闘争時の〇・六五倍台をさらに上回り、また石油価格の引上げにもとづく卸売物価の上昇が次第に消費者物価に波及し、八〇年四月における対前年同月上昇率が八・四%に達したことによるものである。企業業績が前年の実績を上回る好転を示していたにもかかわらず、賃上げ率がやや低目だった理由は、労働力の需給が依然として緩和ぎみだったためだといってよい。

八〇年春闘は物価春闘ともいわれ、物価との関連が注目されたが、石油価格、海外商品価格の上昇にもとづく卸売価格

の上昇率が二ケタに達したにもかかわらず、消費者物価への波及は比較的軽微にとどまった。その理由は、前述のように七九年、八〇年の賃上げがマイルドな結果に終わり、賃金コストの上昇が小さかったのと、小売段階における流通コストの上昇率が低かったためである。

賃金構造の面で注目すべきことは、まず規模別賃金格差が前年に比べて若干拡大していることである。これをやや長期的にみると、七五年までは格差縮小の傾向がみられたが、それ以後は逆に拡大した。また年齢別の賃金格差をみると、大企業、中小企業ともに年功賃金のカーブを若干、立てている傾向がみられる。これは中高年齢層の生活を配慮した賃金配分がおこなわれていることを示している。

政府の労働政策 以上のような雇用・賃金の状況を背景とした政府の労働政策の重点をみると、まず七九年八月、決定がのびのびになっていた一九八五年度を目標とする「新経済社会七カ年計画」が策定された。これは中長期の経済運営の基本となり、雇用政策をはじめとする労働政策を連動させる基本となるものである。しかし完全雇用、物価安定、日本型福祉社会の実現などをめざした計画は、第二次石油ショックの影響などで早くも改定が取沙汰されている。

労働大臣は、国会における恒例の所信表明で、人口の高齢化にともなう雇用対策を第一優先順位として、おおむね従来からの労働政策を踏襲する基本方針を明らかにした。第九一回国会には、労働関係法案として、中小企業退職金共済法の改正、安全衛生法の改正および労災保険法の改正が提案され、前二者が成立をみた。中小企業退職金共済法改正では、適用範囲の拡大、退職金給付および掛金の増額、過去勤務の通算などが内容であり、安全衛生法は、長大トンネル等大規模建設工事の労災事故防止をめざしたものである。労災保険法改正は、遺族補償年金給付改善、スライド発動要件の緩和、民事損害賠償との調整などを内容としていた。

労働政策において第一優先順位を与えられている雇用政策の中味をみると、第一に七九年八月七日、雇用審議会は七九年から八五年までの七カ年を計画期間とする「第四次雇用対策基本計画」を労働大臣に答申し、これは八月一〇日に閣議

決定をみた。第四次基本計画は、八五年に実現をめざす完全雇用の目標を、完全失業率一・七％程度とし、それにいたる基本的な政策手段として「六〇歳定年制」の実現、および「欧米先進国並みの労働時間」の達成を提唱した。

さらに八〇年度雇用政策の重点は、定年制延長を基軸とする高齢者雇用対策におかれた。新機軸としてうちだされたものとしては、定年延長を促進するための労使会議の奨励（中央、業種、地方、業種）、と六〇歳以上の年齢層を対象とする「シルバー人材センター」の設置（全国約一〇〇カ所に予定）とである。その他、七八・七九年度を通して漸次形成されてきた高齢者雇用対策が部分的に強化された。

高齢者雇用率制度、職業紹介制度を中心とする労働力需給システム、職業訓練制度も、次第に高齢者雇用対策に重点をおく方向を指向してきている。しかし、高齢者の雇用問題の深さと広がりからすると、雇用率も、職業訓練の受訓状況もまだ停滞的な状況にあるといつてよい。また今後の雇用政策においては、第三次産業の拡大と、その部門への労働移動が期待されているが、第三次産業の雇用実態の把握は遅れており、またこの部門での相対的に成長した業種を対象とした八〇年の全国的な調査は、労働条件および労働の質について、かなり深刻な問題状況が存在することを明らかにした。

4 労働運動の特徴

八〇年春闘 つぎに、七九年後半から八〇年前半にかけての労働運動の特徴を、八〇年春闘の分析にしばって明らかにしたい。まず八〇年春闘の背景には、つぎのような問題があった。すなわち政治情勢としては、六月に参議院選挙をひかえ、野党内部では、社・公、公・民両党がそれぞれ政権構想で合意し、社・公・民三党間の協力体制が強まる反面、これら三党と共産党との関係が悪化し、とくに社・共両党間において激しい抗争がつづけられた。

労働運動も、このような政治情勢と関連をもって展開され、総評主流はいわゆる社公民路線を意識的に追求した。また

労働戦線統一もこのような政治路線との関連においてすすめられているといつてよい。このような動きにたいして共産党系の統一労組懇は、総評批判を強め、独自活動を強化するにいたった。いずれにせよ、労働運動と政治との連動性の強まりのもと、政党から独立した大衆組織である労働組合の内部に分裂的な傾向がもたらされていることは否定できない。

つぎに経済情勢をみると、景気は着実な拡大基調をつづけ、企業収益は高度成長期をしのぐほどの高水準を示した。雇用情勢は、景気の回復にともなう求人増大によって改善傾向を示したが、しかし高度成長期に比べると依然として労働力需給は緩和基調にあるといつてよい。消費者物価は、七九年度は四・八％（政府見通し四・七％）におさまったものの、四月以降に電力料金的大幅値上げをはじめ、公共料金の値上げが相ついで実施され、また石油情勢の悪化から先行きが強く懸念された。

八％要求基準 春闘準備段階において特筆すべきことは、各労働団体が賃上げ要求基準を「八％基準」「最低基準」など表現は若干異なっているとはいえ、「八％」の線にそろえたことをあげることができる。これは各労働団体が賃上げ要求基準を設定する際に、「実質賃金の維持・向上」を基本におき、過年度平均の消費者物価上昇率に、生活向上分あるいは定昇分を加える方法をとったこと、さらに総評が労働戦線統一問題にたいする配慮等から同盟、金属労協等の要求に同調したためであった。総じて八〇年賃金闘争にたいする総評の現実主義的傾向が目立ったといつてよい。

しかしこの要求基準にたいしては、企業業績の好転や物価上昇傾向などの理由にもとづいて低すぎるという批判が高まった。総評執行部は賃上げが高くてそれによって消費者物価が上昇したのではなんにもならないという論理を強調し、「経済の整合性を考えると変更する必要はない」として、「満額獲得をめざす」という決意表明をおこなった。このように八〇年春闘は、賃上げと物価との関連が強く意識されたという意味で、物価春闘としての性格をもっていた。

制度・政策要求 八〇年春闘の経過はつぎのようなものであった。まず春闘前段では例年のように政策・制度要求のとりくみが中心となった。各労働団体は七九年十一月から一二月にかけて、総選挙後に発足した新内閣にたいして政策・制

度要求の申入れをおこなった。すなわち総評は一月二六日、伊東官房長官、藤波労働大臣と会見し、①物価対策、②行財政の民主的改革、③社会保障制度の改善等一八項目にわたる「制度改善に関する要求」の文書を手交し、物価抑制、行政改革をすすめるにあたっての労使協議、定年と年金との連結を主張した。

同盟は、一月二六日、官房長官、労働大臣と会見し、①当面の経済運営、②完全雇用政策、③行政改革等九項目にわたる「雇用ならびに国民生活の安定に関する申入れ」の文書を手交し、八〇年度の実質経済成長率六％程度、消費者物価上昇率五％台の実現、雇用創出政策の充実等を要求した。

大平総理は新年度予算編成を前に各界から意見を聴いたが、その一環として一二月一七日、労働四団体および政策推進会議の代表とそれぞれ会見し意見を聴いた。労働四団体は、共通の要求として、労基法の改正による労働時間短縮（週四〇時間）、週休二日制、雇用（六〇歳定年制の早期確立、高齢者雇用率の達成、「年齢による雇用差別禁止法」の制定等）、年金などの社会保障の拡充等を要望した。

各労働団体の政策・制度要求での活動は二月に入り、国会での予算審議をむかえて一段と活発になったが、その重点は、厚生年金の老齢年金支給開始年齢を六五歳に引き上げることについてする反対であった。しかし二月一二日に社会保障制度審議会がこの部分に反対する旨の答申をおこなったことなどから、政府は五五年度に着手することは見送ることに決定した。かくして各労働団体の政策・制度要求の重点は物価問題に移り、各団体が相ついで、政府・自民党にたいして「物価抑制」の要請をおこない、三月二三日には「物価メーデー」が開催された。

金属労協（JC）への回答 さて賃金闘争は、マスコミ、商業サービスなどの単産が三月中旬から先行して開始されたが、例年のように春闘の賃金決定にたいして大きな影響を与えたのは金属労協であった。金属労協は、三月二八日の第五回戦術委員会において、集中回答指定日を四月九日とすることを決定し、さらに四月四日の第六回戦術委で、①実質賃金の維持向上を達成する、②賃金格差の圧縮をはかりながら昨年実績以上を確保する、という妥結基準を決定した。

四月九日には、金属労協傘下の鉄鋼大手五社に三五歳勤続一二年の標準労働者で一万一〇〇〇円、六・一％（前年八六〇〇円、五・〇二％）他に交替手当一〇〇〇円の回答が提示され、また電機総合三社平均で一万一一五八円、七・〇〇％（前年九七八四円、六・五〇％）、他に時短二日、電機家電三社平均一万二三一三元、七・八八％（前年一万〇八四〇円、七・三五％）、他に時短一・二日、造船大手六社平均九五〇〇円、五・四一％（前年五六〇〇円、三・三〇％）、自動車メーカー九社平均一万一八八七円、七・二六％（前年一万〇四五五円、六・七三％）といずれの産業においても、前年の額、率を上回る回答が提示された。

この回答にもとづいて電機をのぞく各産業において逐次解決したが、電機は関西家電をのぞいて、四月一〇日正午から半日ストおよび問題解決まで休日出勤、時間外労働拒否をおこなうことになった。

私鉄、三公社五現業 つづいて私鉄大手八社は、四月一日の中央集団交渉で、①賃上げ一万一二〇〇円、六・一七％②年間臨給昨年同額（約九三万円）の第一次回答を、また京成・京浜をのぞく対角線交渉三社も同内容の回答をそれぞれ提示したが、私鉄総連は一二日の拡大中央委員会でこの回答を不満として一六日から大手の四八時間スト、一七日から中小の四八時間ストの方針を決定した。

その後中央集団交渉は、一五日夜刻からおこなわれ、その結果、賃上げ一万二二〇〇円、六・七二％、年間臨時給昨年同月数（五・三カ月、約一〇二万円）の第二次回答が出され、私鉄総連は受諾を決め、また京成をのぞく対角線交渉四社も同様の回答で解決した。以上のような金属労協、私鉄総連の解決を契機として、四月一五日から二〇日にかけて主要民間企業で相ついで回答が出され、妥結の方向にむかった。

公企体当局は、四月一日から一二日にかけて平均七八〇〇円（四・四二％）の有額回答をおこなった。四月七日この有額回答をまたずに四現業労組（全林野、全印刷、全造幣、アル専）は、公労委へ調停申請をおこない、その他については電電をのぞいて一二日に当局側から調停申請がおこなわれた。公労委は、これらの申請を受けて逐次調停委員会を発足

させ、事情聴取をおこなって調停作業をすすめた。

公労委は、一六日調停委員長会議を開いて民間賃金のすう勢について検討をおこない、私鉄解決後の午前八時すぎから再開した労使各側委員との個別折衝で、①従来どおり民間準拠の方式に則り、現時点での民間賃金引上げ率を六・六％程度とみる、②これを公企業等に展開すると国鉄は一万一八〇〇円台、率は六・四％弱となるとの解決案骨格を提示した。これにたいして使用者側は高すぎると反対し、労働側は私鉄と完全連動させ、私鉄一三社平均の六・八三％にすべきであると主張した。

公労協は、公労委の調停作業に対応して書記長会議を断続的に開いていたが、①最終的に六・七二％（私鉄中央集団交渉八社平均）を確保する、②要求が受け入れられない場合は労働者委員の総引上げをおこなうことを確認した。労働者委員はこの決定を調停委員長に伝え、再考を求めたが受け容れられず、そのため労働者委員は四名の辞任届を労働省にとどけた。かくして公労委の調停作業は中断のやむなきにいたり、公労協傘下各組合は全電通をのぞいて一六日から三日間のストライキに入り、一六日のみでストを中止した。

その後政府と公労協との接触があり、五月六日には労働大臣が公労委に復帰するよう要請した結果、労働者委員は辞意を撤回して公労委に復帰し、ようやく調停作業が再開された。五月一四日にいたり、さきに調停委員長が示した解決案骨格にもとづいて、ベースアップ三・〇八％プラス二二八〇円の調停委員長見解が示され、この案にもとづいて仲裁に移行することになった。

以上にのべたように、八〇年春闘における賃上げ決定パターンは、金属労協の鉄鋼、造船、電機、自動車においてまず賃上げ相場が決まり、つづいて私鉄を中心とする主要民間産業、ついで公企体が解決するという例年のかたちをとることになった。しかしこのような決定パターンにおいて、第一に電機労連が独自に七・二％以上のハドメを設けて交渉にのぞんだにもかかわらず、回答が七・〇％にとどまったため七五年以来五年ぶりにストを実施したこと、第二に私鉄の賃上げ

が「主要民間産業の平均を上回った」と私鉄総連が評価するほど、一般の予想を上回るものであり、これに公労協が私鉄連動を強く主張し、春闘後段においていままでと異なった波乱現象が生じたことが、特筆される問題であった。

以上が八〇年春闘の動向のあらましである。春闘の背景でもふれたように、労働運動は政治との連動性の強まりのもと、全体として労働戦線に複雑な問題がもちこまれ、全体として流動化したことが、この一年とくに顕著であった。八〇年代労働運動は、その幕開けと同時に、種々の波乱ぶくみの現象を示している。

そして、衆参同時選挙における自民党の圧勝、そのもとで、マスコミによっても「政治右傾化」の進行だとして憂慮される政策動向のもと、八〇年代労働運動は、いまや容易ならぬ新しい局面を迎えつつある。

特集 定年制・年金問題

その1 定年制

1 戦後の定年制問題の推移

今日、定年制問題という場合、公務員関係を別とすれば、いわゆる定年延長問題を意味する場合が多い。だが、戦後の定年制問題の推移を概観すると、大別して、(一)定年制の導入、普及の時期(戦後「高度成長」期以前)、(二)定年延長を含意しつつ、定年制が一つの「社会問題」化していった時期(「高度成長」期)、(三)いわゆる定年延長問題が、重要化している時期(「高度成長」末期・低成長期)に区分できよう(後掲「戦後から今日までの定年制に関する略年表」参照)。

定年制の導入、普及の時期

第二次大戦中、成年男子の労働力不足で一時廃止されることの多

かった定年制は、戦後一九四九年頃までに、大企業を中心に急速に広まった。これは各企業とも、復員等により非常に多くの「過剰雇用」をかかえていたとはいえ、戦後労働組合運動の急速な発展のもと、当初は人員整理も困難であり、それゆえ、定年制に頼らざるをえないという事情が大きかった。こうして、戦後初期、急速に定年制の導入、普及がみられたが、同時に人員整理も、一九四九―五〇年、大規模かつドラスチックにおこなわれた。こうした人員整理と相まって、定年制もいっそうの普及をみた。

一九五八年に実施された日経連の調査によれば、当時定年制を有する企業の約四割が、四五―四九年の間に定年制を設けたが、その後も急速に普及し、五八年当時の定年制の普及率は、調査対象三八社のほとんど一〇〇%に近い高率を示した。

「社会問題」としての登場

やがて、五五年以降の「高度成長」の開始とともに、定年制も一つの「社会問題」として登場する気配を示しはじめた。その契機はいろいろあるが、さしあたり、一九五四年に厚生年金の支給開始年齢が五五歳から六〇歳に繰り延べられたことがあげられる。要するに、当時支配的であった五五歳定年年齢と年金支給開始年齢とのギャップが生じたのである。さらに、急速な技術革新と「合理化」の進展のもと、中高年労働力の熟練の旧式化、雇用不安が次第に深刻化した。そうしたなかで、労働組合の側でも、総同盟、総評をはじめ、定年延長の方針をかかげはじめた。また政府、経営者サイドでも、マン・パワー(人的能力開発)政策の一環として中高年労働力の活用の観点から、定年延長、再雇用促進などの方向をうちだした。

じめた（以上、略年表参照）。

そうした状況を反映し、六〇年代後半には、大企業を中心に小さな定年延長がすすみはじめ、また定年延長にいたらないまでも勤務延長・再雇用制度など、事実としての雇用延長も広がった。もともと、この間、中小企業では逆に、それまでなかった定年制が急速に普及し、この点で大企業とは対照的であった。

定年延長指向

いわゆる定年延長指向、その実現にむけての動きは、七〇年代に入ってから顕著になった。急速に進展しつつある労働力人口の高齢化、中高年労働力問題の深刻化が、その背景にあった。

一例を労働省にとると、六〇年代末に定年延長の方向を唱導したのち、積極的労働力政策の観点から、一九七二年には、「第二次雇用対策基本計画」の計画期間中、つまり七六年度（五年後）には、六〇歳まで定年を延長するというかなり具体的なガイド・ポストを提示するにいった。もちろん労働省だけでなく、労働大臣の私的諮問機関である「雇用政策調査研究会」、「賃金研究会」、「労働者生活ビジョン懇談会」なども、あいついで定年延長に関する提言をおこなった。こうした動きのなかで、七三年、定年延長推進の誘導策として「定年延長奨励金給付制度」が発足した。

他方、経営者側、たとえば日経連も七三年、「定年延長問題に関する見解」を発表し、賃金体系を職務、職能給中心にすることや退職金の膨張規制を唱えつつ、漸進的に一律延長の方向にむかわざるをえないとした。

労働側の定年延長要求も、制度・政策要求の一環として、七〇年

代に入ってから強くうちだされるようになった。しかもそれはたんに一般的要求になっただけでなく、要求としての重みをも増すようになった。そして七五年には労働四団体の雇用限定共闘の一環として、全事業所の定年を当面六〇歳に延長する強力な措置が要求された。こうして、定年延長をめぐるのは、政・労・使それぞれ基本方向については考えを同じくし、その実現は必ずしも困難ではないかのごとき様相を一時、呈した。七四年の雇用保険法の制定にあたっては賛否両論あったが、その一環として、中高年齢者雇用対策として「高年齢者雇用奨励金」、「継続雇用奨励金」、「定年延長奨励金」などが制度化され、また、雇用開発事業の創設と「中高年齢者雇用開発給付金」制度（七四年）が確立され、企業主にたいする給付金制度による定年延長、雇用促進の助成措置がとられることになった点は注目してよい。

低成長下の定年延長問題

しかし、雇用保険法の制定前後から、わが国経済は長期の経済不況におちいり、雇用・失業情勢は二十数年来経験したこともない深刻な事態をむかえた。「低成長」下での産業構造の「構造改革」政策がすすむなかで、企業は自らの生産体制の再編成とあわせて、①時間外労働の規制、②新規採用、中途採用の停止、人員の大幅削減、③臨時工・社外工の大量整理、④下請企業の再編成等による中小企業労働者の解雇、⑤一時帰休の実施と「余剰人員」の配転・出向・整理、⑥希望退職募集と指名解雇など、「人べらし」中心の「減量経営」策を強行し、このため労働者のあらゆる階層に雇用・失業不安が拡大した。とりわけ、六〇年代におけるさまざまな雇用

対策の展開にもかかわらず、雇用不安の拡大していた中高年齢労働者をめぐっては、この不況のもとで、大量の「希望退職」、定年年齢の引下げ——たとえば「選択定年制」、退職金支給条件の改悪、賃金の頭打ちなど労働条件の悪化と雇用不安が進行した。

この雇用情勢の悪化は定年退職後の再就職をもきわめて困難なものとした。

こうした事態のなかで、労働組合の中高年齢者の雇用安定・定年延長要求(当面六〇歳)もいっそう強まった。また、中期労働政策懇談会「環境変化に対応した労働政策の中長期的課題と展開の方向に関する提言」(七八年七月二〇日)、日本人事行政研究所「平均寿命七〇歳時代に相応しい新人事管理制度の方向」(七八年八月二二日)、経済同友会「新しい雇用秩序のあり方」(七八年十一月二〇日)など政府諮問機関、研究機関、財界から定年延長促進と雇用慣行の見直しを求める提言が相ついでおこなわれた。

さらに七九年に入ると、定年延長問題は新たな具体化の局面を迎えた。鉄鋼、私鉄などがその代表例である。そして、他方で七九年から八〇年にかけて、公務員にたいする定年制導入が急速に具体的日程にのぼった。むろんそれ自体は定年延長を指向するものではない。それゆえ民間にたいしては、六〇歳定年延長への刺激的要素をもちうるが、他方、公務員にたいしては、さしあたって事態改善的といえるかどうかなど、賛否両論が相半ばしている。

いずれにしても、低成長下、定年延長問題は、年功賃金、退職金、年金、財政問題とからみ、新しい局面を迎えている。その背景には高齢化社会の到来と高齢労働者をめぐる諸問題が深刻に横たわっている。

定年制問題に関する略年表

一九四五～四九年 戦後の人員整理の動きのなかで定年制が急速に広まる。

一九五四 厚生年金保険法の大改定がおこなわれ、支給開始年齢が五五歳から六〇歳に引き上げられる。

一九五六 地方公務員の定年制法案が国会に提出されたが廃案となる。

一九五九 総同盟が六〇歳を目標にした定年延長を運動方針にかかげる。

一九六一 政府関係機関により「中高年齢者雇用促進協議会」が設立される。私鉄総連六〇歳定年を要求し、五六歳で妥結する。

一九六三 経済審議会が「人的能力政策に関する答申」を発表し、定年制の弾力的運用と公的年金制度などの社会保障制度の充実を唱える。総評も定年延長を運動方針にかかげる。

一九六四 労働省、日経連、日商などにより「中央雇用対策協議会」が設立され、技術・技能を有する従業員の定年延長・再雇用などによる高年労働力の活用をうちだす。

一九六六 「雇用対策法」が制定され、そこで中高年齢者等の職業安定のために中高年齢者雇用率の設定などが定められる。

一九六七 労働大臣が「定年延長についての見解」を発表し、定年延長が労使の話し合いのうえにたって実現されることを期待するとともに、定年延長後の年功賃金、退職金制度の機械的適用については善処すべきであるとした。

一九七二 労働大臣の私的諮問機関である「雇用政策調査研究会」が六五歳を目標とし当面六〇歳まで定年年齢を延長することとした。「第二次雇用対策基方計画」が発表され、計画期間中(七二～七六年度)に六〇歳定年の実現を提唱する(七三年三月閣議決定)。

労働大臣の私的諮問機関である「賃金研究会」「労働者生活ビジョン懇談会」があいついで定年延長に関する提言を発表し、前者は五五歳以降の年功賃金・退職金の累進性の再検討を、後者は五年間程度のあいだに六〇歳定年が一般化することを目標

とするよう提唱した。

一九七三 日経連が「定年延長問題に関する見解」を発表し、賃金体系を職務・職能給中心にすることや退職金の膨張規制を唱えつつも漸進的に一律延長の方向に向かわざるをえないとした。

「雇用対策法」が改正され定年延長奨励金制度が発足した。

一九七五 「生涯設計計画」が当面の目標として定年を六〇歳まで延長することをうちだす。労働四団体は全事業所の定年を当面六〇歳に延長する強力な措置を要求する。

一九七六 「第三次雇用対策基本計画」が答申され、六〇歳までについては定年延長の促進、六〇～六四歳については再雇用、勤務延長を含む再就職促進、六五歳以上層については、能力に対応した社会参加の機会確保等が提唱されたが、定年延長の達成目標は明示されなかった。

一九七七 労働省の委託研究機関である「賃金制度研究会」が報告を発表し、定年延長のためには四五～五〇歳以降の年功的自動昇給システムと退職金の累進性の修正が必要であることを強調した。

一九七八 中期労働政策懇談会が「内外経済環境の変化に対応した労働政策の中長期的課題と展開の方向に関する提言」を発表した。

日本人事行政研究所が「平均寿命七〇歳時代に相応しい新人事管理制度の方向」と題する提言を発表した。

一九七九 「関西産業労使会議」が六〇歳定年で原則的に合意する。

日経連が高齢化問題小委員会報告を発表した。
人事院が国家公務員に六〇歳定年制導入の見解を政府に提出する。

「第四次雇用対策基本計画」が答申され、計画期間内（七九～八五年度）に六〇歳定年の一般化が提唱された。
鉄鋼労使が六〇歳定年への段階的延長で合意する。
私鉄労使が八五年度までに六〇歳定年を実現することで合意する。

2 定年制の現状

つぎに定年制の現状を時系列比較のできる包括的調査にもとづきみておきたい。八〇年一月に労働省がおこなった「雇用管理調査」によれば、定年制を定めている企業の割合は八二・二%、そのうち一律定年制が七三・〇%、男女別定年制が二二・四%、職種別定年制が三・六%となっている。

定年年齢とその延長傾向

一律定年制を定めている企業における定年年齢についてみると、五五歳を定年年齢とする企業が三九・五%と最も多く、ついで六〇歳を定年年齢とする企業が三六・五%となっている（第Ⅰ表）。また、時系列的にみると定年年齢が徐々に高くなっていることがわかる。

さらに、同調査によれば、現在一律定年制を採っている企業のうち過去二年間（七八年一月～七九年一月）に定年年齢の改定を実施した企業は六・三%である。また、今後二年間に改定予定もしくは検討中の企業は、合わせて一九・二%である。こうした改定予定等の企業の最終予定定年年齢（回答した企業の六九・六%が「六〇歳」としている）を見込んで現在一律定年制を定めている企業について、近い将来定年年齢はどうなるかをみると、五五歳およびそれ以下の定年年齢の割合は三二・四%、六〇歳およびそれ以上の定年年齢は四七・五%となる。定年年齢の延長傾向は、この点でも明らかにづくともてよい。

第I表 一律定年制における定年年齢の推移

調査年次	定年 年齢	～54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61～ 64歳	65歳	66歳～	不 明
1967年		0.3	63.2	5.1	5.8	3.3	—	20.6		1.7		—
1970		0.7	57.9	5.3	8.3	4.2	0.5	21.7	0.3	1.1	—	—
1974		0.3	52.0	2.1	5.0	5.1	0.1	32.4	0.4	2.6	—	—
1976		0.3	47.3	3.1	6.9	5.7	0.2	32.3	0.3	2.8	0.5	0.6
1978		0.1	41.3	4.2	8.4	6.7	0.1	33.7	0.4	4.4	—	0.7
1980		0.2	39.5	4.2	8.4	7.3	0.2	36.5	0.7	2.5	—	0.6

〔備考〕 1) 労働省「雇用管理調査」各年版報告書。
2) 一律定年制のある企業数（1970年までは事業所数）を100とした割合。
3) 調査時期は1970年までは12月31日現在，1974年以降は1月1日現在。

定年延長の動機

つぎに過去二年間に定年年齢を改定した企業（定年制を定めている企業の八・一％）についてその動機を調べると「定年延長することとが企業の社会的要請と考える」が四一・二％（複数回答、以下同じ）で最も多く、ついで「労働組合からの要求のため」二七・六％、「高年齢労働者の能力を活用するため」二六・九％となっている。一方、定年年齢を延長しなかった企業（定年制を定めている企業の九一・七％）について、その理由をみると、「人事管理上の問題」とする企業が二二・七％（複数回答、以下同じ）、「退職金・賃金支払額の増大の問題」二一・〇％、「その他」七八・五％となっている。

それぞれの内訳をさらに詳しくみると、「人事管理上の問題」のうちでは、「職務内容・作業環境が高年齢労働者に適していないため」が四六・五％（「人事管理上の問題」と答えた企業数を一〇〇とした割合、複数回答、以下同じ）、ついで「人事が停滞するため」が三一・〇％となっている。「退職金・賃金支払額の増大の問題」と答えた企業のうちでは「高年齢者の賃金体系の見直しができいないため」が最も多く五三・一％、つぎに「退職金の算定基礎に一定年齢以上は勤務年数を反映させない等退職金制度の見直しができないため」が四六・四％である。「その他」では「現行の定年制で十分と判断したため」および「再雇用制度・勤務延長制度があるため」が多い。

産業別・規模別定年制の実状

以上、定年制実施の平均的状況をみてきたが、産業別・企業規模

第Ⅱ表 一律定年制企業の定年年齢別、企業規模別の割合

年齢 企業規模	～54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61～ 64歳	65歳	66歳～	不明
調査産業計	0.2 (0.1)	39.5 (41.3)	4.2 (4.2)	8.4 (8.4)	7.3 (6.7)	0.2 (0.1)	36.5 (33.7)	0.7 (0.4)	2.5 (4.4)	— (—)	0.6 (0.7)
5000人以上	— (—)	35.3 (38.1)	5.3 (11.1)	17.1 (14.3)	14.1 (13.8)	0.6 (0.5)	27.6 (21.2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (1.1)
1000～ 4999人	— (—)	38.9 (41.8)	9.4 (8.5)	15.1 (18.0)	11.8 (9.2)	0.2 (0.6)	22.8 (19.7)	1.4 (1.2)	0.3 (0.1)	— (—)	— (0.7)
300～999人	0.1 (—)	45.1 (47.6)	4.9 (5.5)	14.3 (12.9)	9.0 (7.6)	0.4 (—)	25.1 (23.1)	0.9 (1.2)	0.1 (1.3)	— (—)	0.2 (0.8)
100～299人	0.0 (—)	44.4 (42.0)	5.3 (6.5)	9.1 (10.1)	7.5 (7.8)	0.4 (0.1)	30.8 (30.1)	0.9 (0.6)	1.5 (2.5)	— (—)	0.1 (0.3)
30～99人	0.3 (0.2)	37.1 (40.3)	3.6 (2.9)	7.2 (6.9)	6.8 (6.0)	0.1 (0.0)	40.4 (36.9)	0.5 (0.2)	3.2 (5.7)	— (—)	0.8 (0.8)

- 〔備考〕 1) 労働省「雇用管理調査」80年1月実施。
2) 一律定年制のある企業を100とした割合。
3) () 内は78年1月調査。

別に、より詳しくみると相当の格差が存在している。まず定年制を定めている企業は産業別にみると電気・ガス・水道・熱供給業の九七・七％、金融・保険業の九六・六％という高い実施率に比べ、建設業では五九・二％といちじるしく低い。規模別では三〇～九九人規模と一〇〇人以上規模とのあいだには大きなギャップがあり、前者は七六・五％であるのに対し、後者は九〇％を超えている。同様に一律定年制を定めている企業における定年年齢を規模別にみると、三〇～九九人規模では六〇歳が四〇・四％と五五歳（三七・一％）をすでに上回るなど、定年年齢が相対的に高い。なおここでは五〇〇人以上規模でも、六〇歳定年は七八年調査と比べ六・四ポイント高くなっていることも注目される（第Ⅱ表）。

選択定年制

最近、大手企業を中心にその採用が話題となっている早期退職優遇制度（選択定年制）は、定年制を定めている企業の三・二％が採用するにとどまっている。また採用していない企業について内訳をみると、「設ける予定がある」は〇・八％にすぎず、「検討中である」が一・二・一％、「設ける予定はない」は八七・一％となっている。このように、「選択定年制」については、議論はさかんなわりに、実態の上では少数であるかにみえる。だが、企業規模別に選択定年制（早期退職優遇制度）についてみると、企業規模間の差がいちじるしい。同制度を設けている企業は五〇〇人以上規模では定年制を定めている企業の三四・一％、一〇〇〇人～四九九九人規模では一九・八％となっているのに対し、三〇～九九九人規模では、それは一・八％にすぎない。それゆえ、大、中企業における選択定年制の

今後の動向が注目される。

3 定年延長をめぐる政府・ 経営者の政策

(1) 政府の政策

第二次雇用対策基本計画（七三年）

定年延長に関する政府のある程度具体的な政策は、七三年一月に閣議決定された第二次雇用対策基本計画に遡る。同計画ははじめて定年延長の目標（六〇歳）を明らかにし、達成期限（七六年度）を明記した。また、同時期に発表された労働大臣の私的諮問機関である「賃金研究会」の報告——「定年延長と賃金制度」のなかで定年延長時の年功賃金・退職金の累進性の再検討が提唱されるなど、七〇年代初頭に政府の定年延長対策の原型はほぼできあがっていた。七三年一〇月には雇用対策法が改正され、定年延長促進のための事業主にたいする援助制度が発足した。しかし、その後、七三年のオイルショックにひきつづく長期不況局面において、定年延長の気運が遠のくなかで七六年六月に閣議決定された第三次雇用対策基本計画は定年延長達成目標を明記しなかった。

賃金制度研究会報告（七七年）

労働省筋の定年延長対策がふたたび本格化する画期となったの

は、七七年一二月に労働省の委託研究機関である賃金制度研究会（金子英雄座長）が提出した報告「定年延長とこれからの賃金制度——定年延長の円滑な促進のために」である。同報告の骨子はつぎのとおりである。

① 定年延長の目標は老齢年金の全面的支給年齢である六五歳とするのが望ましいが、当面、老齢年金の一応の支給開始年齢である六〇歳をまず目標とすべきものと考えている。

② 現行の年功賃金制度は定年延長の阻害要因の一つとなっており、定年延長を促進し終身雇用制度の精神を維持するためには、その修正が必要である。生計費がピークとなる四五～五〇歳程度以上の年齢層について年功的自動昇給の継続は不要であり、このような層については仕事や能力に応じた昇給システムへの改善が必要である。

③ 退職金の累進性は定年延長のもう一つの阻害要因となっており、今後是一年齢以上は支給率を頭打ちあるいは低下させることや算定基礎額を修正すること等により、累進性を修正する必要がある。また、早期退職優遇制度や企業年金制度の導入が望ましい。

④ 定年延長の促進のためには人事の停滞とそれにとまなうモラルの低下が生じないよう、労働者の能力を重視した配置、昇進、昇格等が重要である。

この報告は以上のような基本的認識の上に立って、定年延長に際していかに賃金制度を改善するか、具体的方法を提示し、また実際に個々の企業でおこなわれた賃金制度・退職金制度改定の実例を紹介している。

同報告は今日にいたるまで労働省の定年延長推進に関する諸通達のなかで、企業にたいする「定年延長促進のための賃金・退職金制度の改善指導について」活用し、「内容の周知に努める」べきものとされている（七九年一月九日付通達）。その意味できわめて重要な

政策提言である。

中期労働政策懇談会の提言（七八年）

さらに七八年七月二〇日には労働大臣の私的諮問機関・中期労働政策懇談会（隅谷三喜男座長）から「これからの労働政策——内外経済環境の変化に対応した労働政策の中長期的課題と展開の方向に関する提言」がなされた。同提言は労働政策の中長期的課題全般に言及しており、それらは全体としてその後の政府・労働省の政策形成に大きな影響を与えた。

提言はその最も重要な課題の一つとして定年延長促進をとりあげている。提言は原則的な引退年齢を六五歳とするともに、当面六〇歳定年の一般化をめざすこととし、その場合には、「賃金制度研究会報告」と同様に、定期昇給制度や退職金制度の見直しの必要性があると説いている。また、定年延長と同時に企業内の労働者のキャリア形成のためのルール化した人事管理制度の確立を提唱し、労働者が職業生涯の節目ごとに、他の職業への転換をふくめ自らの職業生涯の方向を考え、選択し、それを実現するための教育訓練の機会を与えられるべきであるとしている。

第四次雇用対策基本計画（七九年）

定年延長の気運がもり上がりをみせるなか、七九年八月一〇日に閣議決定された第四次雇用対策基本計画は、ふたたび定年延長の目標を明示し、八五年度までに六〇歳定年が一般化するよう努めるべきことをうたった。この計画は、定年延長のみならず、雇用政策全般にわたり、その後の基本となった重要な計画である。同計画中の

定年延長促進対策の骨子はつぎのとおりである。

- ① 定年延長の前提となる雇用賃金慣行の改善のための指導、援助措置の充実を図るとともに、定年延長への企業の努力を一層要請していく。
 - ② 定年延長を直ちに実施することが困難な業種や企業については再雇用制度等の導入を進め、これを定年延長に切り替えるなど計画的、段階的な方法により推進する。
 - ③ 産業や地域及び企業レベルの労使の会議や事業主の産業別の会議等を活用することにより、当面六〇歳までの雇用延長がなされるよう積極的に働きかけていく。
 - ④ 定年延長奨励金等の助成措置の充実と積極的活用をはかる。
- なお第四次雇用対策基本計画と同時に閣議決定された「新経済社会七カ年計画」も定年延長に言及しており、同様に、八五年度までに六〇歳定年が一般化するよう努めるとしている。

「指導」「援助」による定年延長推進

以上みてきたように、政府の定年延長にたいする原則的姿勢は、定年延長の法的強制の方向にはなく、あくまでも各企業の努力を重視し、政府の役割をそれにたいする側面からの援助・指導に限定している。この点、労働省が八〇年四月に策定した年次雇用計画「昭和五五年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策」は、第四次雇用対策基本計画を踏まえつつ、定年延長についての気運の醸成をはかるため、あらゆる機会を通じて積極的な啓発活動をおこなうとともに、とくに、労使のコンセンサス形成の促進に資することを目的として中央および地方において業種別労使会議を開催することをはじめ、各種の「指導」と「援助」をおこなうことを基本方針としてうちだしている。

(2) 公務員の定年制

人事院見解の提示（七九年）

七九年八月九日、人事院は前年二月三日の総理府総務長官の書簡にたいする総裁の返書のかたちで「国家公務員の定年制度についての見解」を明らかにした。国家公務員の定年制導入問題は過去に二度（公務員制度調査会答申〔五五年一月〕・臨時行政調査会答申〔六四年九月〕）公けにとりあげられたことがあったが、いずれも実施にはいたらなかった。また、地方公務員の定年制度については、五六年、六八年（二度）に計三回国会に法案が提出されたが、いずれも廃案となった。今回の人事院書簡の直接の契機となったのは、七七年十二月二三日の閣議決定「行政政策の推進について」のなかで「国家公務員に定年制を導入するものとする」ことになったためであるが、その底流には財政危機をふまえた行政改革問題および、いわゆる「官民格差」問題がある。人事院見解はつぎのとおり。

【国家公務員の定年制度に関する見解（要旨）】

一、定年制度導入の意義

現在、高齢職員の退職は、個々の職員に対し退職を勧奨するという、法的強制力を伴わない方法によって行なわれている。こうした退職管理の下で六〇歳以上の職員の比率は最近若干減少しているものの五五歳以上の職員の比率は徐々に増加しており、給与法適用職員の平均年齢は年々高まりつつある。

近年のわが国の人口構造の急激な高齢化、勤労者の、高年齢まで就業したいという意識の高まりは公務部内においても例外ではなく、近い将来、勧奨は十分に機能しにくくなり、職員の高齢化の傾向が次第に強まるものと考えられる。その結果組織の活力の低下、昇進の停滞による職員の志気

の低下等をもたらし、公務の能率的運営に支障を来すおそれがある。

このような情勢に対処するためには適正な新陳代謝の促進と計画的な人事管理の展開を通じて職員の志気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、職員を安んじて公務に専念せしめ、もって、より能率的な公務の運営を期待し得るよう、退職管理制度が整備される必要があり、それを実現する手段の一つとして定年制度の導入は意義がある。

二、定年制度の内容等

(1) 適用範囲

一般職に属する常勤の職員に適用するものとする。なお、国の経営する企業に勤務する職員の定年制度については、企業としての自主性等を考慮すると、別に法律をもって定めることが望ましい。

(2) 定年

原則として六〇歳とするが、職種によっては職務の特殊性にかんがみ、六〇歳と異なる年齢とすることが適当と認められるものもあるので、これらについては、人事院規則をもって別段の定めをするものとする。

(3) 退職日（略）

(4) 勤務延長及び再任用（略）

(5) 実施時期等

五年程度の準備期間を置いて実施するものとする。

(6) 経過措置等（略）

三、人事関係諸制度の検討等（略）

定年制法案の国会提出とその後の動き

この人事院見解を受けて、政府は八〇年三月二一日、公務員の六〇歳定年制導入を中心とする国家公務員法一部改正案を閣議決定し、同日第九一通常国会に提出した。同法案の内容は人事院見解と基本的に一致しており、定年年齢は六〇歳、施行は八五年三月三一日としている。この六〇歳という定年年齢および施行日は、「第四

次雇用対策基本計画」および「新経済社会七カ年計画」を意識したものとみられる。

なお地方公務員についても、国家公務員法改正案に準じた地方公務員法改正案が提出された。

これらの法案にたいし、公務員共闘会議および傘下の各労働組合はただちに反対・阻止の行動を起こした。同日出された公務員共闘の抗議声明は同法案にたいし、①組合の意見を無視した一方的なものであり、②本来退職条件は労働基本権を完全に保障したうえで労・使の合意によるべきであり、③財政危機に藉口した、行政改革による首切り合理化・賃金抑制は容認しない、ときびしい態度を示した。

なお両法案は五月一六日の大平内閣不信任案可決、五月一九日衆議院解散により審議未了のまま廃案となった。だが、八〇年秋の臨時国会には、再提出される予定であり、公務員の定年制問題もいよいよ大づめに近づいている。

(3) 定年延長の法制化問題

定年延長を立法措置によって促進しようという立場をとる各野党および労働四団体にたいして、政府・自民党側は一貫して法制化時期尚早論を唱えてきたが、七九年五月の国会における七九年度予算審議の際に定年延長推進策について、立法化問題をふくめ審議会に諮問する旨の回答を野党側に示し、事実六月二五日、労働大臣は雇用審議会にたいし定年延長の推進策について、立法化問題をもふくめて諮問した。

一方、各野党がそれぞれ推進してきた定年延長法案は、その後社会、公明、共産、民社の四党共同提案のかたちにより、八〇年四月八日、「定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案」として第九一通常国会に提出された。その要旨はつぎのとおりである。

- ①事業主は六五歳未満の年齢を定年として労働者を退職させてはならず、定年が定められていない場合も年齢を理由として六五歳未満の労働者を退職させてはならない。
- ②事業主は労働者の雇入れに当たっては、年齢を理由として、中高年齢者（四五歳以上、六五歳未満）の雇入れを拒んではならない。
- ③職業紹介事業者は中高年齢者の年齢を理由として職業を紹介することを拒んではならず、また事業主又は職業紹介事業者は中高年齢者が除外されることとなる募集広告をしてはならない。
- ④施行期日は八四年四月一日とするが、当分の間、六五歳とあるのは六〇歳とする。

四野党は同月一八日にも、現在の「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を改正して高年齢者雇用率を現行の努力規定から罰則をとまう義務規定に変更することを主たる内容とする法案の共同提案をおこなったが、両法案とも国会解散により廃案となった。

なお経営者側は、定年制の法制化にたいして、問題が「経営権」の枠内のことだとして強い反対を示している（この点日経連「労働問題研究委員会報告」七九年、本年鑑Ⅲ—Ⅵ参照）。

(4) 経営者の政策

経営者側の定年延長への対応は、従来、労働組合の要求および政

府・労働省の行政指導への消極的対応というニュアンスが強かったが、状況の変化に応じて、最近ではむしろ積極的にいくつかの前提条件をうちだしながら定年延長を促進するなかで、現在の終身雇用慣行総体を改変していこうという姿勢に変わってきている。以下、最近二つの経営者団体から出された報告の概要を紹介しておこう。

経済同友会「新しい雇用秩序のあり方」(七八年)

経済同友会が七八年一月二〇日に発表した「新しい雇用秩序のあり方」と題する報告書は、要旨つぎのように述べている。

①年功序列賃金および退職金の一定年齢での頭打ち、企業組織面での弾力化といった前提条件が満たされるならば六〇歳定年制の導入は可能である。

②その場合においても定年延長は個別企業、業種のおかれた状況により、取り組み方は異なるものであり、一律に法制化すべきでなくスピ・アウト、関係企業、企業グループ等にまでワクを広げてその実現を図る。あるいは再雇用制度の導入も有力な手段である。

③定年延長に当たっては、同時に四五〇歳で選択定年制を採用し、それにより個人の自主性の確立を促すとともに雇用の流動化を促進することが望ましい。

④賃金カーブは四五〇歳でピークとしそれ以降は職務、職階の上からない限り賃金の上昇は頭打ちとする。加えて賃金に占める能力給の比重を漸次高め、賃金と仕事との対応関係を密にする。

⑤退職金は一定年齢で頭打ちとするともに、雇用の流動化を促進するため、定年加算制は廃止すべきである。

⑥ポスト不足による企業活力の低下を妨ぐため、資格制度を整備することにより資格と職位を分離し、さらに、専門職の実質的機能強化のために専門職の純化、多様化を図る。

日経連「労働力高齢化問題小委員会」の報告(七九年)

七九年七月二三日、日経連常任理事会は「労働力高齢化問題小委員会」の報告——「労働力高齢化について」を承認した。同報告は高齢化問題は究極のところ、マクロ的には扶養する人口と扶養される人口とのバランスに破綻をきたさない均衡のとれた社会を、またミクロ的には個人の生涯設計を通じて安定かつ充実した生活を確保する社会をいかに形成するかにあるとし、そのために企業のとりくむべき課題として、①一定年齢までの雇用機会の提供、②生涯設計の援助をあげる。前者については、「雇用機会の提供は当面六〇歳までを努力目標とする」とし、日経連としてはじめて雇用延長の目標数字を明らかにした。

4 定年延長と労働組合運動

(1) 総評、同盟の定年延長方針

総 評

総評は中期の目標としては、定年年齢を年金支給開始年齢よりも数年先まで延長し、労働者が年金(退職)を選ぶか就業を継続するかを自由に選択する権利をもつことをめざしている。そして、将来的には「年齢による雇用差別」としての定年制の廃止をも展望している。

ただ当面の要求については、八〇年一月につきのような定年

延長にかかわる要求およびそれに関連する事項を決定している。定年延長にかかわっては、①定年年齢を六〇歳に延長する達成計画の協定化および、②「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」(第一〇条)に定められた高齢者雇用率六%の達成計画の協定化を二大骨子とし、①については八五年までに完全実施、②については八三年までに完全実施すべきことを要求している。

右の要求に関連する事項は多岐、詳細にわたるが、項目を列記すればつぎのごとくである。——①定年延長にともなう賃金および賃金体系、②退職金制度、③職場配置、④職業訓練の実施、⑤「選択定年制」の規制と性格の転換、⑥六〇歳をこえる継続雇用制、⑦定年制における男女差別の廃止、⑧現行雇用法制による助成施策の活用。

基本骨子要求および関連項目を貫ぬいている基調は、現状より定年制を延長することを基本に、定年延長にともなう退職金の減額など条件切下げに極度に警戒の念を示し、また選択定年制など企業側の雇用・「合理化」的対応への規制の必要をうちだしていることである。ただ定年延長にともなう賃金関連項目については、体系、賃率、定昇制などの「見直し、再編成にたいしては弾力的に対処する必要」を述べた点は、一面で事態の進行を反映したものであるうが、注目されるところである。

同盟

同盟は、定年延長に関する方針である「定年延長推進のために」を七九年九月に決定している。そこでは、定年延長の阻害要因の克服は、「われわれが長年にわたって築き上げ、また社会的にも定着

している労働条件にたいする諸権利や考え方、労働生活のワク組みや考え方等に一定の修正を余儀なくさせるもの」であるとの認識に立って、つぎのような考え方が明らかにされている。

【同盟・定年延長推進のために(要旨)】

- ①五五歳以降の定期昇給を断念し、当面、必要な生計費の確保を前提として、五五歳をピークとする賃金カーブを容認せざるをえない。
- ②賃金体系については、労働に見合う賃金部分——職務・職能給のウェイトを漸次高めていくことを通じ、五五歳あたりをピークとするなだらかな曲線とする。
- ③定年延長によって五五・六〇歳間の生計費保障が事実上不要となり、また、労働力構成の高齢化とともに定年退職者が急増し退職金が大きな企業負担となる現実を考慮するとき、定年延長を最優先課題として、退職金の実質水準を五五歳時点で据え置くという譲歩も必要である。
- ④定年延長を推進するためには、定年延長の対象となる高年労働者自体の意識変革が必要である。
- ⑤中小企業においては今日でも、高齢労働者のウェイトも定年年齢も比較的高いうえに、賃金カーブも寝ており、退職金水準も決して高くない。むしろ中小企業においては、六〇歳定年を完全に実現する過程で、逆に中高年層の賃金を引上げ、退職金水準を改善していく必要がある。
- ⑥以上の基本的な対処方針のもとに、定年延長闘争を強力に推進していく。その場合、闘争の重点を労使交渉による要求の実現におく。また、定年延長は企業に一定の負担を強いる点からも、産業別・業種別に統一的な闘争を展開することが特に重要である。

また同盟は八〇年度の「賃金・政策闘争白書」で、人事院の「公務員定年制を原則として六〇歳にすべきである」との政府にたいする意見について、積極的に対応することを明らかにしている。この点で、総評と大きく異なっている。

(2) 主要単産の定年延長のとりくみ

鉄鋼労連

鉄鋼労連は、ここ数年懸案となっていた定年延長の交渉に先立って、七九年七月に「定年延長下の人事・賃金制度再設計の基本構想」を発表し、六〇歳定年延長要求にたいする組合側の見解をうちだした。そこでの基本態度は、定年延長の早期実現のために、モラルの維持や労働者世代間の相互理解と連帯の保持、企業内労働生活の安定を実現しうるとともに、「長期的にみて企業の安定を脅かすような過重負担を生じさせるおそれのすくない」人事・賃金制度の再設計が必要であること、そのためには、一八・六〇歳までの全社員を対象とした「一貫管理」にもとづく制度が実現されなければならず、また同時に「労働側の既得の諸条件の相当な改変譲歩」が避けられず、「是非とも確保すべきものと、比較的譲りうるものとをただしく選定」しなければならないというものであった。

以上の認識に立って、優先的な確保事項としては、①終身雇用制の堅持、②ライフ・サイクルに応じた標準生計費の確保、③中堅層の処遇改善と昇進頭打ちの不満の解決、④高年層の仕事にたいする誇りと充実感の確保、⑤引退後の安定生活の確保の五項目、また譲歩ないし調整に応じる主たる事項としては、①五五歳以前段階を含む年功賃金カーブの弾力的調整、②労働の提供内容の変化に応じた賃金支払いの弾力化、③退職金水準の調整、④職務配置・役職任免の一定条件下での弾力的運用、⑤定年延長によって生ずる要員不均衡調整への弾力的対応の五項目——をそれぞれ重点的に考慮してい

くことが明らかにされた。こうした組合側の「大胆」な提起をうけて、大手五社は一〇月一七日、つぎのような内容の回答を組合側に提示した。

一、配置の取扱い

(1) 要員人員措置の弾力化——定年延長に伴い、人員構成の高齢化が進むなかで、今後の経営をとりまく厳しい環境に対処して、生産性の維持向上を図るため、従来にも増して①生産・作業の変動に応じた機動的、効率的な人員配置の実現②配転、応援等異動措置の弾力化③所間人員バランスに即応した転勤、長期応援等、所間異動措置の拡充④出向の促進、など要員・人員措置の弾力化、効率化施策を講ずる。

(2) 五十五歳以降の者の配置——定年延長は、高齢化の進展を背景として、従業員一人ひとりが六十歳まで十分働く意思と能力をもって、職務に従事することを前提に実施するものであり、五十五歳以降者について、配置上、高齢を理由とする特別な取扱いはいしないうとする。

二、役職の取扱い

定年延長実施に伴う昇進の停滞を防止するため、役職については後進に道を譲るという観点から当面五十五歳をもって勇退とする措置を講ずる。

三、月例給与

定年延長の実施に伴い、給与体系を見直すこととし、年功的給与の持つ積極的意義に留意しつつ、そのあり方に再検討を加えるとともに、職務的給与は職務を通じて発揮される能力、成果がよりの確に反映される給与として、その位置づけを高め、その結果五十歳以降の基本賃金は、平均的に横這いとなることを基調に検討する。

四、賞与

定年延長下における賞与配分のあり方について、年功的配分の見直しを含め検討する。

五、退職手当

現行の勤続三十年定年退職手当水準を、新三十五年水準に移行することを基本とする退職手当制度の改正について検討する。同時に、所定定年前

に会社生活を離れ、第二の人生に踏み出す従業員に対する援助策を退職手当の面で講ずることを検討する。

六、余力人員対策

余力人員活用策として、社外派遣、新規事業技能教育など、各種施策について、従来にまして強化拡充するとともに、労務費の弾力化について有効な施策を講ずることを検討する。

鉄鋼労連は、一二月にこの会社回答を了承することを決定し、条件整備の具体化にはいり、八〇年四月には「新定年制の人事・賃金制度に関する具体的対処方針」を決定した。

この方針では、①職務配置は原則として継続配置とする、②役職も原則としては継続するが、経営側の「五五歳勇退」のショックを柔らげる過渡的措置として理解し柔軟に対応する、③昇進の停滞は定年延長すれば、あたりまえとの意識改革をあわせてすすめる、④賃金は仕事給のウェイト拡大を第一におこない、それによるカーブの横ばい、コスト節減をめざす、⑤その上で必要なら年功基本給に手をつけるがその場合でも定昇手直しにとどめ、昇給の全面ストップは避ける、⑥退職金は現行水準を新定年水準に移行させるとの会社提案を出発点に、一定の上積みを確認することなどが主張されている。

私鉄総連

私鉄総連は、七九年九月に六〇歳定年延長要求を提出するとともに、つぎのような統一目標を設定した。

① 厚生年金支給開始年齢である六〇歳までの定年延長の確認をはかる。

② その実施方法は段階的に実施することをふくめ、遅くとも昭和六〇年度には実施されるよう確認をとりつける。

③ 段階的实施年度については、各組合ごとの協議に委ねる。

④ 現行定年年齢である五七歳までの労働条件については変更しない。

⑤ 現行定年延長以降の賃金、退職金の取扱いは、事後継続協議を各組合に委ねる。

⑥ 場合により選択定年制の採用についても検討することとし、その条件は各組合の協議に委ねる。

交渉はとくに②と④をめぐるおこなわれ、組合側は要求実現のために十一月三〇日に始発からの全日ストを構えた。これにたいし会社側は二八日にいたって各単組に回答を示し、「定年延長実施に当たっては、実施方法、実施時期、定年延長以降の賃金、臨時給、退職金等並びにその他の労働諸条件の整備なくして、制度の確立をはかることは困難なことである。これらの諸条件を総体的に労使間で誠意をもって協議し、合意が整うことを条件に、昭和六〇年度までに六〇歳の定年制度の実現をはかる」(関東各社)ことを明らかにした。

組合側はこれを受諾したためストライキは回避され、定年延長交渉は一応の決着をみるとともに、今後各社ごとに具体化がはかれることになった。

ゼンセン同盟

ゼンセン同盟は、八〇年度運動方針で定年延長を最重点闘争として統一闘争でとりくむことを決定し、この方針にそって二月の中央

総評、同盟および主要単産の定年延長に対する方針

(1980年)

	定年延長の目標	賃金カーブ	賃金体系	退職金	その他
総 評	長期的には定年制の廃止。当面、定年年齢を60歳に延長する	50歳代後半の賃率が現行50歳代前半の平均賃率を下回らない		①現在の支給額を下限とし、現行支給率で延長後も計算した金額を上限としその幅の中で解決 ②自主選択的定年制	①現職の継続 ②職業訓練の見直し ③60歳を超える継続雇用制の確保
同 盟	当面60歳以下の定年をなくす	①55歳をピークとする賃金カーブ ②社会的条件整備でピークは低年齢に	①55歳以降の定期昇給を断念 ②職務・職能給のウエイトを高める	①実質水準を55歳で据置き ②漸次、企業年金に改編 ③選択定年制を定着させる	再教育・再訓練体制の確立
政策推進労組会議	60歳制度の要求を原則とする	中高年齢層の標準生計費が確保できるところを最低基準	①定期昇給を含む年功賃金の改定 ②労働態様に見合った仕事給への転換	延長に伴う退職金の扱いについては弾力的に対応	55歳以前からの適性に合わせた訓練、作業環境の整備
鉄鋼労連	60歳への段階的延長（2-1-1-1方式）	50歳以降平均的に横ばい	①仕事給ウエイトの増大と運用改善 ②定昇制度の一定程度の見直し	①現行水準を60歳35年水準に ②50歳以降早期退職優遇措置	①職務・役職の継続を基本 ②能力開発、資格制度の改定
私鉄総連	昭和60年までに60歳定年実現	現行57歳定年までの労働条件は変更しない			①高齢者向け職務開発 ②健康管理
ゼンセン同盟	60歳	現行定年時をピークそれ以降はおおむね横ばい	①職能給体制の確立	①現行の実質水準を維持する ②転職優遇制度は認める	①現行職種継続 ②教育・訓練のシステム化
全金同盟	60歳（勤務延長、再雇用も認める）		定昇、ペアの取扱い、現行賃金カーブとの関係を考慮し、柔軟に対応	①現行水準を下回らない ②50歳以降自由定年制	①職能再評価の制度化 ②職業再訓練、高齢者職場の確保
電力労連	当面60歳	55歳水準を引き上げて横ばいか、55歳までは現行であとはゆるやかな2案	①55～60歳の定昇は少額もしくはゼロ ②職務・職能給の運用で	①55歳の実質水準を維持 ②50歳以降退職者は定年扱い	①特別な取扱いはない ②現行制度運用の幅の中で
食品労連	60歳までの定年延長と65歳までの雇用保障	50歳代前半を一つのヤマに、さらに、55歳程度、それ以降と段階的に寝かせて下降させる	①年功序列型賃金そのものは変えない ②家族手当、住宅手当にも着目	①延長分の退職金は現行支給でなくてもよい ②自由意思による選択定年	①職制解任 ②仕事の改善と職種の転換
全国セメント	当面60歳までの延長	延長期間の賃金の取扱いについては、必ずしも現行制度の継続延長に固執はしない。ただし、少なくとも旧定年年齢の水準は維持		①55歳実質水準は確保 ②55歳以降は定年扱い	①従来どおりの職場で ②労働条件、作業条件改善
商業労連	60歳。65歳までの再雇用制度		①職能給体系の確立 ②生活給部分は45～50歳ピーク	45歳からの自由選択退職制度の導入。定年扱い	
損保労連	60歳定年。65歳までの雇用保障	望ましい生涯賃金カーブについて検討の要	①年功賃金制度の修正 ②徐々に能力主義型へ移行	①当面実質水準を確保 ②一部を企業年金化	
出版労連	当面、定年と年金支給開始年齢との接続を図る	少なくとも現行定年時の水準を保障させる	社会的相場より低い時には引き上げる	①延長分は最低1年1.2カ月以上 ②企業年金化のための条件	
生保労連	当面60歳。65歳までのなんらかの形態で雇用延長	60歳まで安定的上昇が望ましいが、弾力的対応が考えられる	職務・職能の上昇がない場合、一定年齢以降昇給停止。ペアは確保	①豊かな老後生活を展望しうる水準確保（最低2,000万円）	①職務開発 ②教育体制の確立 ③健康管理

委員会ではつぎのような要求内容を明らかにした。——①定年は満六〇歳とする。②定年延長にともなう諸条件（新設）については労使協議で決定する。③実施は昭和五六年一月一日までとする。

なお定年延長にともなう諸条件についての考え方のうち、賃金制度についてはつぎのように述べられている。

▽加盟組合の賃金水準賃金カーブは、一部組合を除いて大多数が社会水準から大幅に落ち込んでいる。したがって六十歳定年制の実現を最優先して諸制度の改革を進めるに当たって、賃金の社会水準を確保することを前提として取り組む。

▽賃金カーブは当面現行定年時をピークとし、それ以降はおおむね横ばいとしてよい。ピーク時の賃金水準は、社会的必要生計費および賃金の社会水準を勘案して、その基準の設定を検討する。

▽賃金体系については六十歳定年に見合う制度に改善を進め、仕事と能力に対応する職能給体系を確立し、諸基準（職能分類、職能等級、格付け、人事考課、昇進昇格、昇給）の協定化と運用ルールを明確にし弾力性のある制度としていく。

▽定年延長者の賃金改定（賃上げ）一時金については、現行定年時の配分と同様の考え方で対応する。

これにもとづいて、八〇年春に賃上げとならんで定年延長交渉がすすめられ、その結果、綿紡大手九社が来年一月から五七歳まで延長、八四年三月までに六〇歳達成を回答するなど、中小をふくめ九一組合が定年延長を獲得した。最大の問題となる労働条件については、綿紡大手は現行の再雇用制度の条件（賃金水準は定年時の八割以上、ベ・ア、定昇は企業によってゼロないし五割以上）を基礎に個別企業ごとに交渉することになった。

なおここで、総評、同盟および主要単産の定年延長にたいするとりくみ方針を整理した一覧表をかかげておく（前頁参照）。

5 定年延長をめぐる論点と

年功賃金、退職金、年金

今日の高齢化社会のもとでは、個人生活の観点からもまた国民経済的な観点からも、高齢者雇用の拡大と安定が重要な政策課題とならざるをえない。そのためには、①解雇規制、②中小企業における労働条件の改善、③時短や「合理化」抑制による就業機会の拡大、④公的機関による雇用創出などがはからねばならず、定年延長はそうした多様な問題の一環として存在している。つまり、定年延長が中高年問題のすべてではない。

そのうえに立って、近年労使の焦点として大きな注目を集めている定年延長の問題点を整理しておこう。まず第一に、従来大企業において一般的であった五五歳定年制は、働く意思と能力と必要性のある中高年労働者を、年齢を唯一の理由として（しかも年金支給開始前から）強制的に解雇する制度であり、高齢化社会にそれが適否のいかんも疑問の余地が大きい。今日では、ようやく定年延長について政・労・使の合意が形成されつつあり、中・長期的には六五歳まで、当面は六〇歳までの延長が必要であるとの見解が大勢を占めつつある。

第二に、定年延長のすすめ方、とくにその際の政府の役割についてである。すでにふれたように、労働組合、野党の定年延長法制化要求（「年齢による雇用差別禁止法」等）にたいし、政府と経営者側は消極的ないし反対の立場をとっている。

第三の問題は、定年延長の中身にかかわる。すなわち、定年延長にともなう年功賃金制度および退職金制度の見直しの問題である。

この間議論されたことは、定年延長が賃金コストを増大させるという立場からの年功賃金修正論であった。基本賃金のピークを何歳に設けるかについては、四五〜四九歳の賃金制度研究会、労働省、五〇歳の鉄鋼労連、日経連、五〇〜五四歳の総評、食品労連、五五歳の同盟、ゼンセン同盟、電労連、全国セメント、出版労連、五九歳の私鉄総連などにわかれる。ここで注目されるのは、行政指導で定年延長をはかろうとしている労働省が、基本賃金のピークを一番低い年齢の線で指導していることである。

ところでこれらのちがいは、中高年層の生計費をどうみるか、彼らの賃金水準をどう評価するかにかかわっている。生計費を消費支出のみでとらえれば、ほぼ五〇歳ピークということになるか、今日の労働者生活は消費支出のみではとらえられず、とりわけ中高年世帯の場合、老後、住宅等のための貯蓄や非消費支出がきわめて大きな比重を占めている。そこで消費支出に実支出外支出および非消費支出の純増分を加えれば、生計費のピークが五〇〜五四歳にくるという説は一つの有力な説として無視できない。定年延長とひきかえにした旧定年年齢前からの年功賃金の修正には、その点で難点が存在しているといえよう。

また退職金については、年金支給年齢まで定年延長がすすめば、老後費用の面からみた退職金の役割は今よりは小さくなるだろう。ただ、そうはいっても、当面、老後不安を解消しうるだけの年金水準の安定的確保、住宅問題等での抜本的な改善がなければ、退職金の役割もすぐに小さくなるとはいえない。さらにまた、賃金以上に

大きな退職金の企業間格差の是正も今後の課題として残されている。退職金の企業年金化も、過去勤務債務の解消や物価スライド制の導入等の改善なしには十分には機能しえないと思われる。

第四に、では賃金など修正なしの定年延長は、企業負担の増大を招くので無理であろうか。第三の問題とかかわる別な論点としておこう。この点、生産性本部の試算によると、定年延長による賃金コストの増加は定昇継続で年率一・七％、定昇ストップで一・五％でしかないこと、さらに政策推進労組会議の調査結果でも、現在すでに定年延長を実現しているところでは、従来どおりの昇給率であるか鈍化するかを別にすれば、新定年まで昇給しつづけているところが六二％にも達しているものであり、修正なしの定年延長は無理との先の見解は必ずしも一義的に妥当だとはいいたい側面がある。もちろんこの点は重要な争点となっている。

第五に、定年年齢と公的年金支給開始年齢とのギャップの問題である。今日いまだ六〇歳定年が一般化していない現状のもとで、厚生年金支給開始年齢の六〇歳から六五歳へのくりのべが議論されている。問題は、それで老後不安を解消できるか否かにある。定年制、年功賃金、退職金、年金は、相互に関連し合い、その意味で生涯にわたる所得保障システムの問題でもある。その点の認識が、中高年層の生活安定との関連において、改めて重要になってきている。

【参考資料】(1)『週刊労働ニュース』、(2)『職業安定広報』、(3)『労働法令通信』、(4)『日経連タイムス』、(5)『賃金事情』、(6)『賃金実務』、(7)『労政資料』

その2 年金問題

1 年金にたいする関心の

高まりとその背景

年金受給者の増加

厚生省は一九八〇年七月五日、わが国の平均寿命は男七三・四六歳、女七八・八九歳に延び、アイスランドについて世界第二位の長寿国になったと発表した。五五歳の人の平均余命は、男二二・五四年、女二六・五二年、六〇歳の平均余命は男一八・五一年、女二二・一三年である。

厚生省はまた、七月二八日、厚生年金、船員保険、国民年金の年金受給権者は一〇〇〇万人に達したと発表した。このほか共済年金の受給権者が約一四〇万人、無拠出制国民年金の福祉年金の受給権者が約四八〇万人いるので、今日、全体の年金受給権者は一六〇〇万人を超える。

人口の高齢化がすすみ、年金受給権者が増加すれば、老後の所得保障の中心をなす年金問題に関心が高まるのは、当然のことである。したがって、年金の支給要件、給付水準がどのように推移するかということは、たんに高齢者のみならず、中高年齢層、若年層にとっても重大な関心事である。親の扶養と自らの生活設計に深くかわる問題でもあるからである。

老後不安の増大

政府が発表する完全失業者は、一九七五年以降、常に一〇〇万人を超え、これに潜在的な失業者を加えると、その数はさらにぼう大なものになる。失業者は高年齢層に多い。

先進諸国に比べたわが国の特徴の一つは、労働力人口に占める六五歳以上の割合が高いこと、また、六五歳以上で働いている人、いわゆる労働力率が四〇％を超え、非常に高いことである。スウェーデン、西ドイツ、フランスなどの四倍前後になっている。このことは、わが国の勤労者は高齢になっても、なお働きつづけなければならぬという、年金をはじめとする社会保障の不備、貧困と老後不安を端的に反映するものである。

民間企業の定年延長は徐々にすすんでいるといっても、一律定年制を実施している企業では、なお四〇％近くが五五歳である。定年到達後の再就職は、ますますむずかしくなっている。また、再就職ができて、賃金は六〇〜七〇％程度に切り下げられ、労働条件はいっそう悪化する。しかも厚生年金の場合、五五歳定年と老齢年金の受給開始年齢との間には五年の空白がある。さらに六〇歳になっても、安心して年金生活に入るわけにはいかない。厚生年金の被保

険者として、六〇歳以上でなお働きつづけていれば、在職老齢年金が適用され、年金は支給停止になるか、支給制限を受ける。それを承知のうえで働きつづけるなければならない人が、いぜんとして多い。

そのうえ、インフレ、物価高、公共料金の引き上げは、高齢労働者の家計を直撃し、生活を圧迫している。また進学率の向上にともなう教育費負担、持家政策の推進にともなう住宅ローンの返済など、定年到達時まで解決できない問題も多くなっている。こうした老後不安の増大は、年金にかける勤労者の期待をますます大きなものになっている。

制度の問題点と「官民格差」論

わが国の公的年金制度は、大別して八つの制度にわかれている。むろん、それぞれの制度発足の経過も異なる。年金額や保険料算定の基礎になる賃金、保険料率、年金額の算定方法、年金の受給資格取得の条件、年金の支給開始年齢、国庫負担も異なっている。さらに制度の分立による格差がある。今日、年金についての関心が高くなっていること、年金に関する情報がかつてなく豊富になっていることなどから、こうした問題点や矛盾は勤労国民の間に広く意識されるにいたっている。加えて、ここ数年来、政府・経営者側から、年金に関しても、「官民格差」論のキャンペーンが強まっている。

現行制度の問題点が明らかになり、さらにそれが深刻化する傾向にあれば、労働者を中心にこれを改善する要求、運動が高まってくるのも、自然のなりゆきであろう。一方、主として年金財政面から、年金改革の動きが活発になっている。これが勤労者にとって、給付条件・水準の切り下げ、負担の増加につながるものであれば、

問題はいつそう深刻になる。そしてこれに反対する運動も、いや応なしに高まらざるをえない。

年金財政の窮迫と後世代負担の増加

いま年金改革論の大きな根拠になっているのは、年金受給者の増加にともなう財源の捻出、費用負担の問題である。わが国の人口高齢化のスピードは早く、六五歳以上の老人の占める割合が、西欧先進国並みに一三・一四％の高齢化社会に到達するのは、いまから二〇年先であり、そう遠いものではない。また、その後さらに高齢化は進行する。それゆえ財源面から早急にそれに備える必要がある——と強調されている。今後、年金受給者が増加すれば、後の世代の負担は過重になる、これを放置すれば、「世代間の争い」に発展するので、負担の公平を期し、事前の対策をすすめる必要がある、といったPRも強められている。各年金制度間に、年金財政の窮迫状態に差はあるが、いずれは各制度とも直面する問題である。また、社会保険制度は、相互扶助によって成り立つものであり、社会連帯の考え方を実現する場である、財政窮迫に陥っている制度にたいしては、みんなで助け合う必要がある、という主張も強い。

その一方では、給付の見直し、過剰給付の抑制、効率的な運用とすること、保険料の大幅な引き上げとともに、年金の支給開始年齢の引き上げや特例措置の廃止などが具体的に検討されている。これは直接、勤労者の負担の増大と給付水準および給付条件にかかわる重大問題であり、当然、無関心ではいられなくなっている。今日、年金問題にたいする関心が高まっている背景には、以上のような情勢、動きが反映していると考えられる。

2 公的年金の現状と問題点

つぎに、現行の公的年金について、さしあたり厚生年金、共済年金、国民年金の三大制度を中心に、その実態と問題点をみておきたい。

厚生年金

一九七九年三月末現在の実状を列举すると以下のとおりである。被保険者数は、二四一八万人（うち男一六五三万人、女七五二万人）で、全平均の標準報酬月額は一六万四〇三八円となっている。保険料率は男九・一％、女七・三％（これを労使で折半負担）。国庫負担は事務費の全額と給付費の二〇％（ただし、坑内夫は二五％）。老齢年金の受給権者は一六四万人、一人当たり年金月額は一萬二六九九円。通算老齢年金の受給権者は一〇二万人、一人当たり年金月額は二万三五五三元。遺族年金の受給権者は九一万人、一人当たり年金月額は四万二〇二一元である。

この時点でのモデル年金（二八年加入、平均標準報酬月額一三万六四〇〇円、妻あり）は、一〇万四四八三元。障害年金・遺族年金の最低保障月額は三万八五〇八円であった。年金額のスライドは、七六年改定を基準にして、七七年に九・四％、七八年に六・九％、七九年に三・四％。この三年間で二〇・七％のスライドが実施されている。したがって、八〇年三月時点で、さきのモデル年金は一〇万七八五八円になっている。また、障害年金・遺族年金の最低

保障月額は三万九八三三元になっている。なお、年金積立金は、八〇年三月末で二三兆四〇〇〇億円程度に達するとみられている。

共済年金

一九七九年三月末現在の実態は、以下のとおりである。

国家公務員共済組合の適用者数は一一七万人、地方公務員等共済組合は三一四万人、公共企業体職員等共済組合は八〇万人、私立学校教職員共済組合は三〇万人、農林漁業団体職員共済組合は四七万人になっている。一人当たり平均標準報酬月額は、国家公務員一七万二七九八円、地方公務員一八万五九〇一元、公共企業体一六万七三〇〇円、私立学校一七万六一五四円、農林漁業団体一四万七三三〇円になっている。掛金率は、国家公務員一二・二五％、地方公務員一一・二％、公共企業体一一・四％、私立学校九・八％、農林漁業団体九・八％。国庫負担は、国家公務員の場合、事務費の全額と給付費の一五％相当額である。地方公務員の場合、事務費の全額と給付費の一五％相当額は地方公共団体の負担になっている。公共企業体の場合は、これが各公社（国鉄、専売、電電）の負担になっている。私立学校および農林漁業団体の場合は、事務費の一部と給付費の一八％である。このほかに定額補助がある。

退職年金の受給権者および一人当たり年金額は、国家公務員は二五万人で月額一一万五三三〇円、地方公務員は四八万人で一二万九四二五円、公共企業体は二五万人で一二万四九三七円、私立学校は九〇〇〇人で九万四一一五円、農林漁業団体は五万人で七万八九三〇円である。共済年金間にも大きな格差がある。各共済年金の積立金は国家公務員二兆一〇五四億円、地方公務員五兆六〇〇〇億円、

公共企業体一兆一二五九億円、私立学校三〇八二億円、農林漁業団体四九九〇億円となっている。

共済組合の退職年金の支給開始年齢は、五五歳であるが、七九年一二月末に開かれた第九一回通常国会の冒頭、八〇年七月を基点に経過措置を設けて、これを六〇歳に引き上げることが定められた。同時に、高額所得者にたいする年金の一部停止、減額退職年金の改定、退職一時金等の廃止、公的負担の特別措置なども可決された。

退職年金の支給開始年齢引き上げについての経過措置は、以下のとおりである。

①八〇年七月一日時点での年齢が五二歳以上のものについては、現行どおり五五歳を支給開始年齢とするが、四九歳以上のものは五六歳から、四六歳以上のものは五七歳から、四三歳以上のものは五八歳から、四〇歳以上のものは五九歳からとする。また、②減額退職年金の支給開始年齢は、前記の年齢に達する五歳前（五〇～五四歳）からとする。なお、③勧奨退職による減額退職年金の支給開始年齢は、前記の年齢区分または退職年金の受給権発生時期の区分（八三年六月末、八六年六月末、八九年六月末、九二年六月末、九五五年六月末まで）に従って、それよりもさらに五歳早い年齢（四五～四九歳）からとする。

また国家公務員については、このほか六〇歳定年制の導入、退職金の「合理化」が具体的な日程にのぼっている。そこでつぎに、以上に関連して、「官民格差」問題をとりあげておきたい。

「官民格差」論とその問題点

七六年の年金改定時から、年金の「官民格差」、「官間格差」論が

活発になってきた。しかも財政再建、行政改革がとりあげられるようになって、それはいっそう活発に展開されるようになった。

それら「官民格差」論の内容は――

①退職年金の支給開始年齢が、民間の厚生年金よりも五歳早いこと

と

②減額退職年金の制度があること

③共済組合の退職年金は、文字どおり退職が前提になっている。したがって受給権者が民間に再就職した場合、賃金と年金は併給され、厚生年金のように在職老齢年金の制限がないこと

④年金水準が相対的に高い、などである。

ではこれらの主張をどうみたらよいか。まず、共済年金は昔の恩給期間を引き継いだものがある。また、民間の企業年金に相当する労務管理的な要素もふくまれている。中小零細企業をかかえた厚生年金に比べて、標準報酬月額が相対的に高い。掛金の徴収方法がちがいが、相対的に高い保険料を今日まで支払ってきている。「官民格差」論の場合、こうした実態が考慮されていないか、ないしは無視されているという問題がある。

さらにいえば、共済年金は高水準でけっこうな制度である、とPRされてきたが、厚生年金が七六年改定で、いわゆる「五万円年金」になったとき、逆転現象が生じた。低賃金で加入期間の短い公務員の場合、厚生年金よりも不利になる人が出てきた。そこで、これを契機に、厚生年金方式で年金額を算定する「通年方式」（特例ルールなどとも呼ばれている）が導入されたのである。そして受給に当たっては、共済年金本来の一般方式か、「通年方式」か、いずれか有利な方を選ぶことになった。いまでも高級官僚や一部の管

理・監督職をのぞけば「通年方式」を選択した方が有利な人が多い。また、共済年金のなかには国鉄共済などのように、年金財政が極度に窮迫しているところがある。総じて共済年金は、被保険者にたいする年金受給者の占める割合を示す「成熟度」の高いところが多い。積立金をもたなかった多数の恩給公務員の期間通算や軍人、軍属期間の通算など、国がおこなうべき財源措置や戦後処理の代行を共済組合に肩代わりさせられているからである。共済組合の場合、国庫負担は少なく、また、これが地方公共団体や公社の負担になっている。こうした諸条件をぬきにして、単に年金額だけを比較し、「官民格差」を論ずるのは必ずしも当を得ていないと考えられる。

国民年金

一九七九年三月末現在の実態は、以下のとおりになっている。

拠出制国民年金の被保険者数は、わが国の年金制度中もっとも多く、二七八〇万人である。このうち強制加入者は二〇一九万人、あとでのべる任意加入者は七六一万人である。拠出制国民年金には、保険料免除の制度がある。保険料の免除を受けているものは、このうち一九六万人である。また、定額の保険料以外に、一カ月四〇〇円の付加保険料を払えば、付加年金がつく制度がある。これに加入している所得比例被保険者は、このうち四〇六万人である。保険料は月三三〇〇円であった。現在は三七七〇円、八一年六月からは四五〇〇円と、年々引き上げられていく。国庫負担は、給付費の三分の一である。このほか、保険料免除期間や経過的老齢年金、付加年金にたいする国庫負担もある。

老齢年金の支給開始年齢は六五歳で、受給資格取得の加入期間は

二五年である。制度の発足は一九六一年四月であるから、完全年金の受給者が出るのは八六年四月以降である。制度発足時、一定年齢に達していた人には、加入期間一〇年ないし二四年で受給資格が与えられている。さらに高齢に達していた人には、受給資格期間短縮（四年一カ月・七年一カ月）の特例がある。また、「五年年金」に加入する方法もとられた。

しかし、国民年金に加入しなかったり、保険料を掛け忘れたために、生涯、いずれの年金権も確保できない「無年金者」が出る可能性があった。そこで「無年金者」をなくするために、八〇年六月末を最後に、過去三回、保険料を一括または分割して納入し、資格期間を満たす「特例納付」の措置がとられた。未納の過去の保険料は一カ月四〇〇〇円で計算された。

拠出制国民年金には、受給資格期間を満たしている六〇歳以上六四歳未満の人で、支給の繰り上げを希望する人には、年金額を減額して支給する早期支給減額年金、また、六五歳からの支給を繰り下げ、六〇歳以上六一歳未満で受ける早期支給減額年金の減額率は四二%である。

七九年三月末現在の老齢年金（二五年加入）の水準は、夫婦で加入している場合、月額七万八四五〇円である。「五年年金」は二万〇一〇八円、「二〇年年金」は二万四七四二円である。なお、老齢年金の受給権者は四四三万人、通算老齢年金の受給権者は三二万人となっている。

国民年金には、無拠出制で全額国庫負担の福祉年金がある。七九年三月末現在、七〇歳以上の老人に支給される老齢福祉年金の受給

権者は三九六万人である。福祉年金には、本人の所得、扶養義務者の所得による支給制限がある。老齢福祉年金の場合、本人所得の限度額は九五万五〇〇〇円（実収入では一五八万円）、扶養義務者所得の限度額は、扶養家族がないときは五七三万三〇〇〇円（実収入七五三万七〇〇〇円）、扶養親族五人の場合は六八三万四〇〇〇円（実収入で八七六万円）である。また、他の公的年金を受けている場合、その額が四一万円未満のときは、その差額が支給される。すなわち支給の一部停止があるわけである。ただし、戦傷病者の増加恩給や戦死者の公務扶助料を受けている人の場合は、全額併給される。

老齢福祉年金は月額二万円であるが、さきにあげた支給制限で、受給権者三九六万人のうち、七万人弱が一部支給停止、約四一万人が全部支給停止を受けている。なお、障害福祉年金は、一級月額三万円、二級二万円である。受給権者は五九万人であるが、約四万人が一部または全部支給が停止されている。

婦人の年金

つぎに、少し角度を変え、今日問題になっている「婦人の年金」について、とりあげておきたい。

厚生年金の妻の加給年金は現在、月額六〇〇〇円である。共済年金には加給年金の制度はない。厚生年金や共済年金の被保険者の無業の妻、すなわち主婦専業の妻には、障害年金や障害手当金の保障はない。

さきにも述べたように、遺族年金の支給率は五割で、最低保障額も低い。寡婦加算の制度はあるが、この適用の対象にならない人もいる。また、数十年連れそった夫婦でも、離婚をすれば、遺族年金

の受給権は消滅する。しかも平均寿命は女子の方が長い。夫に先立たれるケースが多い妻の老後の不安は、いっそう深刻である。また、老後は夫婦で、ゆとりのある生活、老後を豊かにエンジョイしたいという欲求も強い。

妻固有の年金権を持つべきだという意見、老後の不安を緩和し、遺族年金の不備を補うために、妻独自の年金権を確保することが先決だ、という強力な意見が登場するゆえんである。

こうした要請にこたえるものとして、被用労働者の無業の妻には、国民年金に任意加入することがすすめられてきた。七九年三月末現在、国民年金に任意加入（若年任意加入被保険者）している人は七六一万人に達している。

国民年金は、年度の保険料収入や国庫負担で、給付がおこなえなくなり、積立金の取り崩しがはじまった。若年任意加入者は、長期間、保険料を掛けつづける重要な負担者であるということで、任意加入は大いに推奨され、歓迎された。しかし、一方では、七六一万人にもものぼる任意加入者が、将来、年金権を取得するようになった場合の費用負担が心配されている。また、国民年金の保険料は、毎年、段階的に引き上げられていくことになっている。はたしてこの負担に耐えうるだろうか、という心配もある。さらに将来、任意加入した人とそうしなかった人の年金格差が、問題にならないか、という懸念も生じている。

あとでのべるように、この国民年金への任意加入については、関係審議会等でも、①現状どおり継続する、②強制加入制度に切り替える、③既納の保険料、期待権は保障して、任意加入制度は廃止する、④妻の年金権は、被用者年金制度のなかで保障するよう改め

る——など意見がわかれている。これにたいしては七九年一〇月、社会保障制度審議会が第二次建議のなかで、廃止の方針をうちだした以外、どこからも明確な方針は示されていない。現状どおり継続していった場合の問題点解決の方法、強制加入に切り替えたときの問題点の処理、制度を廃止した場合の既得権の保障、妻の年金権を被用者年金サイドに移したときの給付内容や費用負担の問題等々、それぞれ将来展望や具体的な移行措置が示されないと、国民はこの討議に参加できない。婦人の年金権問題は不明確にされたまま、逆に不安をかりたてているというのが実状である。

年金積立金の管理運用

わが国の公的年金の積立金累計額は、七九年三月末現在、三六兆三八四億円にのぼっている。このうちもっとも多いのが、厚生年金の二一兆一〇八一億円である。厚生年金や国民年金の積立金、国家公務員共済組合の一部の積立金などは、大蔵省資金運用部に預託され、資金運用部資金として、財政投融資の有力な財源になっている。

資金運用部資金として預託された厚生年金や国民年金の積立金の一部は、国民福祉の向上ということで還元融資される。七九年度は預託額二兆六五〇〇億円、うち還元融資は一兆一三八七億円、八〇年度は預託額三兆三〇〇〇億円、うち還元融資は一兆二一六〇億円である。この還元融資先は、国立病院特別会計、医療金融公庫、年金福祉事業団、公害防止事業団、社会福祉事業振興会、地方公共団体などである。直接労働者福祉のために、年金福祉事業団に融資されている額は、七九年度三九八億円、八〇年度四二九九億円であ

る。事業団はこれを、住宅（社宅・分譲住宅）、療養施設、厚生・福祉施設、被保険者住宅資金貸付、大規模年金保養基地、年金担保貸付に融資している。労働者を対象にした被保険者住宅資金貸付は、七九年度三三二七億円、八〇年度五一三五億円である。

ところで、年金積立金を取り扱う資金運用審議会、還元融資を運用している年金福祉事業団に労働者代表は参加しておらず、保険料の半額を負担している労働者は、積立金の管理運用に発言権がない。これもわが国の特徴の一つである。

厚生年金の場合、年金積立金は、年金受給者数と給付費がピークに達する二〇一〇年に目標をおき、この時点で年金積立金の累計額が頂点に達するよう積み立てていく計画で、保険料の徴収その他が考慮されている。二〇一〇年には翌年度の給付費の二倍にあたる積立金（三一四兆円強）を保有することが前提になっている。年金積立金の管理運用と修正積立方式という年金財政の方式を、遠い将来にわたって継続するかどうかという問題は、常に論議の対象にされながら、大蔵省の強い抵抗で、討論、審議はいっこうに進行していない。これも大きな問題である。

3 年金改革案の内容と特徴点

年金の改革については、当面、改善すべき課題、やや長期的な展望をもって、抜本的に改革すべき諸問題をふくめて、関係審議会や研究団体、労働組合、政党からそれぞれ提案や要求が数多く出されている。こうしたなかで、当面、改善すべき課題については、関係

審議会等の建議、報告書、意見、答申などをふまえて、政府からすでに法改正案が出されている。そこでこれらのうち、代表的なものをとりあげてみると、以下のとおりである。

社会保障制度審議会の建議

総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は、七七年一二月年金改革についての考え方を「皆年金下の新年金体系」にまとめ、「政府においては、この所見に基づきすみやかに善処されるよう勧告する」と建議した。同審議会は七九年一〇月、重ねて「高齢者の就業と社会保険年金——続・皆年金下の新年金体系」を総理大臣に建議した。第一次建議の特徴は、「基本年金」の創設にあった。第二次建議は、この「基本年金」に上積みする「社会保険年金」のあり方に重点をおき、年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げなければならぬ背景とそのための高齢者雇用の対策、雇用政策と年金政策との連携・接続を強調しているのが特徴である。

第一次建議で提起した「基本年金」というのは、老人夫婦世帯の家計費における経常的部分のおおむね二分の一を基準とし、六五歳以上の国民にたいし、年齢のみを条件として均一の定額で支給するというものである。そのための財源は、所得型付加価値税を年金税として徴収するという考え方である。建議はこの「基本年金」の創設によって、各種公的年金につけられている二兆五〇〇〇億円ないし三兆円と見込まれる国庫負担は、とりやめられることになるので、国の財政再建にも役立つと説明している。

第二次建議は、この「基本年金」に上積みする「社会保険年金」は、「公の管理と強制加入を要件とし、おおむね拠出に応じた年金

とする」とし、大要つぎのような考え方を示した。

①「社会保険年金」は、「基本年金」のもつ一律性に弾力性を与え、かつ、それを補強するものであるが、所得比例の比重が高いために、年金水準の上昇が適度を越えることのないよう、加入年数に応じての通減措置や上限設定について考慮を払う必要がある。

②「社会保険年金」には国庫負担がない。給付をまかなう財源は、拠出制保険料と積立金の運用収入が中心になる。したがって、積立金はできうる限り、有利にその運用をはかる方法を考える必要がある。

③支給開始年齢は六五歳とするが、坑内夫、船員のような特定の職種のものにたいしては、六〇歳とすることが妥当である。現在の在職老齢年金は、一定期間は残し、段階的に解消させる。六五歳になれば、在職者をふくめて「社会保険年金」を支給するが、高所得者に対する支給停止、一部支給停止などの措置は、各保険制度で判断し、決定することが望ましい。

④世帯単位としての年金のあり方を考える以上、一世帯あたりの総年金額が、一般の生活水準からみていちじるしく高くなることは、避けなければならない。また、各世帯の家族の態様に応じた給付ということも考えなければならぬ。被用者年金での夫婦と単身者の受給額の割合も、再検討をおこなうべきである。

⑤「社会保険年金」への移行にあたって、既裁定年金受給者のうち、六五歳以上のものには「基本年金」が支給されるので、年金額は国庫負担分を差し引いた額とする。

さらに、第二次建議は、国民年金に関して、年金額から国庫負担分はなくなる。それでは年金としての魅力がなくなるので、所得比例制を導入する必要があると認めたときは、能力別の段階保険料を使用することも考えられる、とのべ、また、「基本年金」の創設にともない、二五年に満たない拠出制の経過年金についても、解消をはかる必要がある、としている。

ところで、女子の年金については、①被用者年金の老齢年金額は世帯単位となる、遺族年金の水準もこれに準じて改める必要がある。②離婚した婦人にたいする老齢年金については夫との婚姻期間に応じた給付を、被用者年金から離婚後に受けられるような措置を講ずること。その際、現在「カラ期間」としている婚姻期間を「実期間」として、国民年金に見合う給付を保障することが考えられる。③被用者の無業の妻の国民年金への任意加入制度は廃止する。その代わり、六五歳になれば、既納分の加入期間に応じ、スライドされた国民年金の給付が、基本年金に加えて保障されるようにする、との考え方を明らかにしている。

共済年金に関しては、再配分機能の観点から、厚生年金における定額部分にあたる部分を新たに導入する必要がある。また、六五歳以上の恩給受給者は、恩給額から基本年金分を差し引く、共済年金受給者でも旧法部分については、これに見合う国庫負担分は差し引く、としている。

第二次建議は、このほか、企業年金、遺族年金のあり方、心身障害者の年金、通算年金などにもふれている。なお、年金の財政に関しては、「基本年金」の財源は、全面的な賦課主義がおこなわれることになる関係上、後世代負担とのバランスをはかるため、「社会保険年金」の保険料は、これまでよりも積立主義に重点をおく必要がある、との考え方を示している。

年金制度基本構想懇談会の報告書

厚生大臣の私的諮問機関である年金制度基本構想懇談会(基本懇)は、七七年一二月、今後の老齡化社会における年金制度のあり方に

ついて、中間意見を発表した。また、基本懇は七九年四月、「わが国年金制度の改革の方向——長期的な均衡と安定を求めて」という報告書を厚生大臣に提出した。基本懇は、わが国の年金制度に関する権威、専門家の集団と位置づけられ、この報告書は、政府や経営者側からは「実現可能な」年金改革案であるとの評価を受けている。報告書は、「改革の必要性と基本的な考え方」、「改革の方向」、「改革のすすめ方」の三部からなっているが、その内容については本年鑑のⅢ—Ⅳ「社会保障」にゆずる。

社会保険審議会の意見

社会保険審議会の「厚生年金保険制度改正に関する意見」は、七九年九月、厚生大臣に提出された。この意見は、八〇年改定に当たって、二一項目にわたり考え方をのべているが、重点は、保障の必要性の高い世帯に重点をおいた給付改善、とりわけ遺族年金の水準引き上げにある。大要とその特徴点はつぎのとおりである。

- ①モデル年金は、加入期間の基準を三〇年に固定し、男子の平均賃金の六〇%の水準を確保する。
- ②妻の加給年金額の引き上げをおこない、夫婦世帯の年金水準の充実をはかる。
- ③過去の標準報酬月額について、三回目の再評価を提起。今後の課題として、年金額の算定にあたり、年数加算が制限されるような措置の提起。
- ④給付が重複する場合の調整、さしあたり加給年金の重複支給などについての調整。
- ⑤支給開始年齢の引き上げについては、この際、引き上げに着手し、長期の年月をかけて段階的に引き上げをはかるべきだとする意見と反対意見があった。
- ⑥在職老齡年金の支給制限は緩和すべきである。

⑦高齡加入（男四〇歳、女三五歳）の特例措置（一五年で資格取得）は、廃止の方向で検討すべきである。

⑧遺族年金については、思いきった引き上げをはかること、特に有子の寡婦、高齡寡婦に手厚い改善を加えるべきである。一方、子なし寡婦にたいする遺族年金や父母、祖父母等に支給されている遺族年金については、そのあり方の検討、見直しが必要である。

⑨物価スライド制は定着し、国民の信頼を高めているので、変動幅の基準五％にこだわらず、現行の運営によることが妥当。

⑩標準報酬月額の上下限引き上げの提起。その際、最低保障額等給付との関連、他の年金制度とのバランスを考慮。

⑪保険料負担については、段階的な引き上げをおこなうこと。また、保険料率の男女差は、これを設ける理由が乏しくなった。一定のスケジュールの下に、段階的に解消。また、保険料の負担割合変更については、意見がまとまらなかった。

⑫五人未満事業所にたいする適用拡大を推進すること、あわせて任意継続被保険者のあり方および厚生年金基金（調整年金）のあり方について検討。

⑬年金積立金の管理運用について、「すくなくとも共済組合程度の自主性を確立すべきである」こと、保険料拠出者の意向反映についてはいっそう努力が必要、さらに年金福祉事業団にたいする還元融資、貸付条件の改善、年金積立金の有利運用もいっそう努力が必要。

⑭考齡年金にたいする課税——老年者年金特別控除制度の控除限度額の引き上げと対象年齢の引き下げを要求。

⑮年金数理委員会の設置をうながし、業務処理の体制の確立、行政サービスの向上を強調。

なお、同審議会は、各項目について必ずしも明確な結論を得るにいたらなかったが、「政府は審議の経過を十分参酌しつつ、具体案を立案するよう要請している」。

国民年金審議会の意見

国民年金審議会は、七九年九月、「国民年金制度の改正について」の意見書を厚生大臣に提出した。その内容は、「給付に関する事項」、「財政費用負担について」、「所得比例制について」、「被用者の妻の任意加入について」、「年金積立金の管理運用について」、「業務処理体制について」からなっている。それぞれのポイントは、つぎのとおりである。

①拠出制年金の水準は、国民生活の動向を勘案して見直すべきだが、被保険者の負担との関係も留意すること、福祉年金、「五年年金」の水準改善にあたっては、国庫負担にもおのずから制約があるので、「別途の新たな財源確保の方策」について、検討する必要がある。また、母子年金、通算制度等の改善も指摘、このなかで、早期支給減額年金は、安易に申し出る傾向があるので、再検討する必要があると指摘。死亡一時金制度は基本的に廃止の方向。

②保険料の引き上げは不可欠である、しかしあらかじめ段階的な保険料引き上げのスケジュールを設定すべきであると提起。

③所得比例制の導入については、段階保険料の方式は、被保険者の任意選択と結びつきやすいので、にわかに採用しがたい。また、所得を基礎にする考え方もあるが、税の側での所得把握に問題があるうえに、国民年金の被保険者には、所得がないか、低所得者が多い。現行の付加年金との関係もあるので、慎重な取り扱いが必要である。

④被用者の妻の任意加入制度については方向を決するにはいたらなかった。この問題については、被用者の妻の八割近くが任意加入しているという現実をふまえ、公的年金制度全体にわたる幅広い議論をつくしたうえで結論を得ることが適当である。

⑤年金積立金については、有利運用をはかること、福祉還元を充実させること。

なお、この意見書が提起している「各公的年金制度加入者による

経過的年金の引き上げ財源の拠出」については、七九年十一月、厚生省の考え方が発表され、社会保険審議会および国民年金審議会の代表委員から意見聴取がおこなわれている。厚生省の試案では、老齢福祉年金、「五年年金」を月額一〇〇〇円引き上げ、他の福祉年金についても、老齢福祉年金との従来のバランスに応じた引き上げをおこなうとすれば、拠出制国民年金加入者には一人当たり月額五五円、その他の被用者年金の被保険者には一人当たり月額一一〇円の拠出をしなければならない、となっている。この試案については、経過的年金の将来ビジョンが明らかでない、拠出金は目的税か、財政調整の一環かはっきりしていない、事業主負担分がふくまれている——など、未確定の部分が多く、具体的に検討される段階にはいたっていない。

政府諮問案にたいする関係審議会の答申

八〇年二月、政府の年金改定に関する諮問案にたいして、関係審議会から答申がおこなわれたが、その特徴点として、つぎの諸点があげられる。

一、厚生年金の改定について、社会保険審議会では、子なしの若齢寡婦にたいする遺族年金の不支給について意見がわかれた。また、老齢年金の支給開始年齢の引き上げについては、一致した結論を得るにいたらず、意見が二つにわかれた。さらに保険料率の改定についても、意見が二つにわかれた——と答申している。そのうえで、諮問案に関連して、同審議会の意見を付加している。

二、国民年金の改定について、国民年金審議会では、おおむね了承するとしうえで、若干の意見をつけ加えている。

三、社会保障制度審議会は、厚生年金の改定に関して、加給年金の大幅な引き上げは疑問である、再考を要する、とした。遺族年金については、給付率を六割に引き上げることが可能である。老齢年金の支給開始年齢引き上げを必要としている状況のもとで、「問題の多い給付改善」のために多額の財源をさくことは、保険料にたいする国民の信頼を弱める、と指摘している。また、国民年金の改定に関して、妻の任意加入等、国民年金の抱えている諸問題については、速やかな解決が望まれると答申、国民年金と被用者年金とのあいだにおける国庫負担のバランスを欠くようなことがあってはならない、ととくに付言している。

四、とくに社会保障制度審議会の答申は、政府の諮問は同審議会の建議の趣旨を正しく理解することなく、単に厚生年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げること提起しているにすぎない、と手きびしい批判を下している。また、雇用政策はもとより、いわゆる官民格差の是正、早期支給制度、積立金の管理運用の改善などへの配慮に欠け、その他の提案についても検討の不十分さが目立つと批判している。なお、国民年金の児童扶養手当等の引き上げについては、児童手当の検討との関連において、早急に独自の体系の確立をはかるべきである、としている。

政府の年金改定案

政府は八〇年二月、つぎの諸点を内容とする厚生年金改正法案を第九一回通常国会に提出した。

(1) 保険給付に関する事項

① 基本年金額の定額部分を引き上げる（一カ月につき一六五〇円を二〇五

○円にする。報酬比例部分について、七十九年三月以前の標準報酬月額の評価替えをおこなう。平均標準報酬月額の最低を四万五〇〇〇円に引き上げる。

②加給年金額を引き上げ、妻は月額一万五〇〇〇円、第一、第二子は五〇〇〇円、第三子以降は二〇〇〇円に引き上げる。

③在職老齢年金の標準報酬月額の限度額を二〇級一五万円（報酬月額一五万五〇〇〇円未満）に引き上げ、六〇歳以上六五歳未満の被保険者については、報酬月額九万五〇〇〇円未満は八割支給、一三万円未満は五割支給、一五万五〇〇〇円未満は二割支給とする。

④障害年金の最低保障額を、月額四万一千八〇〇円に引き上げる。

⑤遺族年金については、子どものいない四〇歳未満の妻には、遺族年金を支給しないことにする。寡婦加算額を引き上げ、一八歳未満の子二人以上は月額一万七五〇〇円、一人のときは一万円とする。また、六〇歳以上の高齢寡婦も一万円に引き上げる。なお、遺族年金の最低保障額は月額四万一千八〇〇円に引き上げる。

(2)標準報酬に関する事項

標準報酬月額は一等級四万五〇〇〇円から三五等級四一万円に改める。

(3)保険料率に関する事項

一般男子は一〇・九％、女子は九・二％、坑内夫一二・一％、任意継続被保険者は一〇・九％に引き上げる。厚生年金基金（調整年金）の免除保険料率は一般男子三・二％、女子二・九％、坑内夫四・四％とする。なお、女子の保険料率は、一般男子の保険料率に達するまで毎年、段階的に引き上げる。

(4)その他

老齢年金の受給資格年齢についてはこの法律の施行後に初めておこなわれる財政再計算の時期に所要の改定措置が講ぜらるべきものとする。

(5)施行期日

八〇年六月一日とする。ただし、寡婦加算については八月一日からとする。

この改正法案は、健康保険法改正案とともに、四月二五日、自民、社会、公明、民社の四党間で修正について合意、厚生年金に関しては、①支給開始年齢に関する訓示規定を削除する。②四〇歳未満の妻を遺族年金の支給対象から外すことを削除する。③保険料を政府案から〇・三％引き下げる——の三点について四党修正の合意が成立した。

五月一九日の衆議院解散によって、全法案は、いったん廃案となったが、第九二回臨時国会に再提案され、一〇月、四党修正合意で可決された。

4 企業年金問題

企業年金の種類と現状

企業年金は大別して、①国税庁所管の税法上優遇措置を受ける税制適格退職年金、②厚生省所管の厚生年金の老齢年金の給付の一部を代行する厚生年金基金（通称、調整年金）、③各企業が独自におこなっている自社年金の三つに区分できる。適格年金は国税庁の承認、調整年金は厚生省の認可を必要とし、それぞれ適格の要件を具備していなければならない。とくに、年金積立金は社外の金融機関で管理運用されることになっている。企業が支払う年金の掛金は、損金に算入され、税制上優遇措置が講じられていることなどが、自社年金と大きく異なる点である。

適格年金には生命保険会社と保険契約を結ぶ保険型と信託銀行と信託契約を結ぶ信託型の二つがある。保険型は中小零細企業、信託

型は中堅、大企業を主な対象としている。八〇年三月末現在、適格年金の承認件数は保険型五万三五〇七件、信託型五九七五件、計五万九四八二件になっており、加入者は約五〇〇万人になっている。

一方、調整年金の基金設立数は九八三基金、加入員数は約五七一万人になっている。その内訳は、企業が単独で基金をつくる単独設立が三八四基金、同一資本系列の関連企業で基金をつくる連合設立が三六四基金、同業種の多くの企業が集まって基金をつくる総合設立が二三五基金になっている。調整年金には、厚生年金の老齢年金の報酬比例部分の給付を代行する代行型と、この代行部分に企業独自の年金を上積みする加算型、企業独自の年金であるが、このなかに代行部分が包含されている共済型の三つのタイプがある。いずれの場合も、報酬比例部分の給付を上回る一定のプラス・アルファをつけることが条件になっている。九八三基金の設計タイプ別内訳は、代行型四五六基金、加算型五一八基金、共済型九基金になっている。

自社年金には、戦前・戦後に主として有名大企業でつくられたものがあるが、その実数はつかまれている。適用者数は一〇〇万人程度と推定されている。

企業年金には、老後の所得保障としての年金支給を目的にした本来型のものと、退職一時金の年賦払いの形式をとるが、一時金で受給することを認める選択制の代替型がある。また本来型と代替型を組み合わせた併給制のところもある。費用負担の面からみて、労働者が掛金の一部を負担する拠出制と全額事業主負担の無拠出制がある。本来型には拠出制、代替型には無拠出制が多い。

企業年金の問題点

退職一時金の場合、企業は、全従業員が自己都合退職でやめたときに必要な退職金総額の四〇％相当額（八〇年四月以降）まで、利潤のなかから退職給与引当金を設けることができる。免税措置である。適格退職年金や調整年金の場合、企業が拠出する掛金は損金算入されて免税になる。退職一時金よりも年金化して、損金算入の免税措置を受けた方が、企業にとって有利という税制面から、退職金の年金化が進行しているのが現状である。しかし、退職給与としての内容、実態としては、一時金支給の代替型が圧倒的に多い。現状では、労働者は、住宅取得や結婚資金・学資など子どものための費用、転業資金などに充当するまとまった金が必要としているからである。現に年金受給資格者の大半は、一時金での支給を選択している。いま一つ、企業年金には年金額にスライド制がなく、インフレによる目減りを労働者は計算に入れているからである。

企業年金は、公的年金とちがって、企業はいつ倒産するかも知れない、そうした場合にも約束した給付は確実にこなえるように十分な積立金を保有していなければならないという制約がある。年金財政上は、完全積立方式を採用しなければならないことになっている。ここが公的年金とちがうところであり、年金額にスライド制を導入できない大きなネックになっている。公的年金の給付の一部を企業年金で代行するという調整年金は、もともと財政方式の異なる制度を結びつけようとしたところに出発点から問題があった。したがって、調整年金では、年金額のスライドや年金算定の基礎になる古い標準報酬月額額の再評価による追加費用は、基金で面倒がみきれず、厚生年金本体のほうに依存している。時日の経過にともなっ

て、その部分が拡大しているという矛盾がある。最近、企業年金の実施企業、適用労働者は拡大しているが、スライド制に見合う年金額見直しの制度をもつ企業、その適用を受ける年金受給者はほんのひとにぎりにすぎない。

こうした企業年金の限界、矛盾を解消するために、厚生年金連合会は、七八年二月、「企業年金問題懇談会」を設置、八〇年四月からは「企業年金基本問題研究会」を発足させ、これからの企業年金のあり方を検討している。

一方、厚生省、労働省も企業年金のあり方について、ようやく具體的な検討に入る動きをみせている。

定年延長と退職金の年金化

特集Ⅱその1「定年制」の項でふれたように、労働省が八〇年一月におこなった「昭和五五年雇用管理調査」によれば、一律定年制を実施している企業では、五五歳定年は三九・五％に低下、一方、六〇歳以上を定年年齢とする企業はこれを上回る三九・七％になった。このように定年延長は徐々に進行しているが、政府が七九年八月に決定した「新経済社会七カ年計画」、これを受けた「第四次雇用対策基本計画」がめざしている「昭和六〇年度までの六〇歳定年が一般化するよう努める」という目標は、さらに先になれぬ様相が強まってきている。いま基幹産業や大企業の労使間での話合いの動きをみると、六〇歳定年が文字どおり実現するのは、昭和六三～六四年にメドが置かれているからである。また、厚生年金の支給開始年齢六五歳への引き上げも、この辺を基点にした実施が目安とされている。

定年延長と関連して問題にされているのは、年功序列賃金体系の見直し、退職金の「合理化」、退職金の年金化である。退職金の水準は、「第二基本給」の導入、退職金の定額制、退職金算定基礎額の別建て制などによって、賃金水準の上昇率とその乖離が年々拡大している。モデル定年退職金をみると、退職時月収換算の支給月数は低下する一方である。定年退職者は年々増加し、企業の退職金負担はますます増加するので、これを抑制する措置が強まっているからである。

最近の特徴は、退職給与引当金の限度額が五〇％から四〇％に引き下げられたこと、企業も定年延長に應ぜざるを得なくなってきたことなどから、退職金の一部を取り崩して年金化する動きが、基幹産業や大企業のみならず、全産業、企業規模の大小にかかわらず強まってきている。企業年金に移行することによって、退職金負担の平準化、軽減化をはかる一方、免税の優遇措置を活用することに着目しての動きである。しかも退職金の「合理化」、年金化は、退職金水準の凍結、すなわち定年の延長期間にたいする退職金の不払いなどとセットになっているところに大きな特色がある。

定年延長になれば、老後の所得保障を必要とする期間は、それだけ短縮される。公的年金水準は上昇しているので、これを補完する企業年金があれば、老後の所得は一応満たされる。最近持家政策の推進で、在職中に住宅を確保するケースが多くなった。定年延長になれば、子どもの教育費負担もその間で処理できる。要するに、退職金の性格は一変したというのが、経営者側があげる大きな根拠である。もはや退職一時金を必要とする諸条件は解消されつつあるので、これからは、公的年金を補完する企業年金でもって、老後の

所得を考えればよい時期にきたというのが経営者側の見解である。

労働者の要求と危惧

こうした経営者側の主張にたいし労働者側はどうか。退職金水準の相対的な低下、インフレ、物価上昇による実質的な退職金の目減り、住宅取得や子どものための費用等に関して、一時金を必要とする情勢はいっこうに改善されていないことなどから、労働者の退職金水準引き上げの要求はいぜんとして強い。

また、退職金の年金化にともなう一時金選択に関する制限の強化、スライド制のない企業年金にたいする労働者側の不安も大きい。企業には年金化にともなう見返りはあるが、労働者にはそのメリットがないという不信もある。しかし、一方には定年延長はぜひ獲得したいという根強い要求もある。定年延長をかちとるためには、一定の譲歩はやむを得ないというジレンマに陥っているのが、労働側の置かれている状態である。

公務員の共済年金は、経過措置を設け支給開始年齢が六〇歳に引き上げられることになった。これを突破口に、厚生年金の支給開始年齢六五歳への引き上げも具体的な日程にのぼってきている。労働者にとっては、たとえ六〇歳定年が実現しても、なお公的年金の支給開始年齢との開き、その空白期間についての不安は残る。将来についてはいっさき展望がもてないもどかしさもある。最近の企業年金の設計には、六〇歳あるいは六五歳までの給付を厚くする「つなぎ年金」的な性格をもたせたものが多くなった。政府もそうした設計組み替えを行政指導している。しかし、そうした措置で抜本的な解決、労働者の不安解消になるのかどうか、注視しなくてはならない

大きな問題である。

5 年金をめぐる最近の動向の特徴

社会保障制度審議会の建議や答申、年金制度基本構想懇談会の報告書、社会保険審議会や国民年金審議会の意見や答申、第九一回通常国会に提出された年金改革の政府原案については、さきに紹介したとおりである。これらに共通してみられる点は、つぎの諸点である。

まず第一は、高齢化が進行し、年金受給者が増加すれば、年金費用はますます膨張する、後の世代の負担はいっそう加重になるという年金財政の観点から、老齢（退職）年金支給開始年齢の引き上げが具体的な日程にのぼってきていることである。また、大幅な保険料の引き上げが計画されていることである。

第二は、年金の費用がかさめば、国庫負担や地方自治体、事業主の負担もふえる。しかし、国や地方自治体の負担には限界がある。とくに「財政再建」が叫ばれている今日、「受益者負担」が増加するのは当然、という考え方、また、少ない費用で、真に援助、救済を必要としている人たちに、手厚い給付をおこなうことを理由に、「過剰給付」を整理し、本人および扶養義務者の所得制限を強化する方向もうちだされている。

第三は、「官民格差」論に端を発し、制度の分立による制度間格差の是正が強調されている。その格差是正に当たっては、低い方をあげるのではなく、いわば下方平準化の方向が目立っている。しかも

社会保険方式、相互扶助の考え方に立って、制度間の「財政調整」がはかられようとしている。

第四は、婦人の年金権については、まだはっきり方向が定まらな
いなかで、男女差別解消を理由に、優遇措置や既得権の解消、大幅
な保険料引き上げが計画されている。

こうして「財政再建」や「高齢化社会への対応」の名のもとで、
国庫負担や地方自治体の負担を減らし、「受益者負担」を拡大する
考え方が前面に出されてきている。

また、老人無料医療制度をふくめ、高齢化社会への対応というこ
とで、「老人福祉税」など大衆課税による目的税の徴収論が登場し
てきているのも、最近の大きな特徴の一つである。

6 年金改革に関する労働組合の要求と提言

では、こうした動向のなかで、労働組合側はどんな主張や要求を
提起しているか。最後にその点を概括しておきたい。

年金改革に関する労働組合の要求・提言としては、七九年七月に
発表された同盟の「年金制度の改革のために——厚生年金改正を中
核として」、一〇月に発表された政策推進労組会議の「政策解説シリ
ーズ」(2)「年金——不安のない老後のために」、総評が八〇年二月に発
表した「厚生年金制度の改革に関する第一次報告書」などがある。

要求と提言の共通点と特徴点

年金改革に関する以上三つの要求、提言の共通点と特徴点を示せ

ば以下のとおりである。

第一は、ナショナル・ミニマムの設定である。同盟は全産業労働
者平均定期給与の三〇%、また、政策推進労組会議は同様三〇%と
している。これにたいし総評は三五%としている。

第二は、基本年金額は、定額部分と所得比例部分の二本だてと
し、所得比例部分に年金点数制(年金ポイント)を採用している。
ただし、政策推進会議は、比例部分に関しては、これを加入期間比
例部分と所得比例部分の二本だてにしている。そして年金ポイント
制は所得比例部分に適用している。

第三は、給付水準を標準者と最低保障年金および加入期間にたい
する保障率で定めている。標準者について、同盟は、調整措置を講
じながら将来は三〇年の被保険者期間を考えている。標準者(单身
者)の給付水準は、全産業平均定期給与の六〇%としている。政策
推進会議は、加入期間二〇年を標準年金とし、定額部分(年金最低
保障額)と加入期間比例部分で全産業平均定期給与の六〇%として
いる。また、加入期間三〇年で七〇%、四〇年で四五%の保障率を
設けている。総評は、給付水準の基準を、加入期間の三〇年、年金
算定の基礎になる平均年金点数一のものにおいている。そして年金
額は、全産業平均の年間現金給与総額(一時金は年間五カ月を基
準)の四五%以上としている。最低保障年金額を全産業平均定期給
与の四〇%とし、所得・期間比例部分をふくめ、加入期間二〇年で
全産業平均定期給与の五七%、三〇年で六八%、四〇年で七九%の
保障率を設定している。総評の年間現金給与総額の四五%は、同
盟、政策推進労組会議の全産業平均定期給与の六〇%と同じ考え方
に立つものである。

第四は、年金ポイント制の採用である。

同盟、総評がポイント制を採用している所得・期間比例部分は、期間比例部分に関して、同盟は標準者（加入期間三〇年）を基準にして、各人の加入期間に応じて増減する方法を用いている。増減率は一年につき三％である。総評は、年金額の最高限度を全産業平均定期給与の一五〇％と規制する方法を用いている。政策推進労組会議は、年金ポイントの比重を軽くし、格差を縮め、マイナスの人はゼロに、最高は〇・三にしている。したがって所得比例部分は最高でも全産業平均定期給与の九％どまりである（全産業平均定期給与の三〇％である定額部分の〇・三）。他と比べて低賃金層には有利な年金額の算定法になっている。なお、年金ポイントは、同盟は高位三年を抽出し、その平均を用い、政策推進労組会議は退職前二〇年間のうち、最高五年間の平均、総評は退職前二〇年間のうち、もっとも高かった年次の前後五カ年平均を用いている。

第五は、スライド制は、年金ポイント制の導入で、当然のことながら賃金スライド制になっている。

第六は、いずれも婦人の年金権については、明確な考え方を示していない。ただし、同盟は、標準者が配偶者をもつ場合の年金水準は、全産業定期給与の七五％としており、ナショナル・ミニマムについて、夫婦は単身者の一・五倍という新たな方式を設けることにしている。したがって、妻は加給年金の対象から除外し、扶養を要する子についてのみ加給年金（児童手当と同額）を支給するようにしている。また、政策推進労組会議は、配偶者の加給年金は現行程度とし、扶養する子どもについては標準年金の二〇％を加給年金として支給するようにしている。遺族年金について同盟は、定額部分

に所得比例部分の五〇％を加算するようにしている。政策推進労組会議は、老齢年金額の八〇％に引き上げるようにしている。

第七として、総評が企業年金を職域年金として位置づけ、公的年金の付加年金として法的措置を講ずるよう提言しているのは、他にみられない点である。

三つの組織の主張

以上が、年金改革に関する労働側提言・要求の共通点、特徴点のあらましであるが、参考のため、これら三組織の主張の骨子を紹介しておきたい。

【同盟の「年金制度の改革のために」(骨子)】

- (1) 老齢年金の水準
① 老齢年金の水準は、標準者（単身）について、男子一人当り平均定期給与の六〇％とする。
- (2) ナショナル・ミニマムの導入
② 標準者が配偶者をもつ場合は、その水準は男子一人当り平均定期給与の七五％とする。このためナショナル・ミニマムについて、夫婦二人は単身者の一・五倍とする新たな方式を設ける。
- (3) 所得比例部分と年金ポイント
① 年金は、定額部分と所得比例部分との合算額とする。
② 定額部分は、ナショナル・ミニマムに相当する水準とし、ナショナル・ミニマムは男子一人当り平均定期給与の三〇％相当額とする。
③ 定額部分は、被保険者期間に比例する増減はおこなわない。
④ 所得比例部分は、定額部分に年金ポイント、被保険者期間を乗じて得た額とする。この場合、被保険者期間は、標準者の被保険者期間を基準として、各人の被保険者期間に応じて増減する。
- ⑤ 年金ポイントは、所得に比例する方式を確立するため新たに設け、全勤労者の所得と本人所得との対比によって求める。

(4) 老齢年金の給付条件

- ① 受給開始年齢は、当面現行通り六〇歳（特例も現行通り）とする。
- ② 受給権を取得する被保険者期間は二〇年（特例も含み現行通り）とする。
ただし、この場合は、標準年金額に対して減額給付される。

③ 年金給付のための退職要件は六五歳までとし六五歳以上の減額は廃止する。なお六五歳未満の在職老齢年金については所得比例部分のみ支給。

(5) 加給年金

年金受給者が扶養すべき子をもつときは、その子について加給年金を給付する。加給年金は、子一人につき、児童手当と同額とする。

(6) 遺族年金と障害年金

① 遺族年金ならびに障害年金の給付水準は、つぎにより算出される定額部分と所得比例部分の合算額とする。

a、両年金を通じて、定額部分は全額給付とする。

b、所得比例部分は、既述の算出方式によって算出された額に、つぎの率を乗じて得た額とする。

遺族年金の場合——五〇%

障害年金の場合——一級一二五%、二級一〇〇%、三級七五%

② 遺族年金の給付条件を改善する。

(7) 賃金スライド

年金の実質価値を維持し、かつ所得の変動との整合をはかるため、年金スライド制は、賃金上昇によるものとする。

(8) 厚生年金の財政

① 保険料について。定額部分がナショナル・ミニマムとして設定されるときには、この部分の財政方式は賦課方式によるべきであろう。所得比例部分についてのみ、現状の段階的保険料方式（修正積立方式）を適用することが妥当といえる。

② 標準報酬月額について。標準報酬の上限は、常に賃金の反映度を高めるために、速やかな改訂がおこなえるよう措置すべきである。

③ 国庫補助について。国庫補助は、ナショナル・ミニマム確立に重点（ナショナル・ミニマムの三分の二）をおくことになるので、現行通り二〇

%とすることはやむを得ない。

④ 積立金の管理・運用について。政府、学識経験者、使用者、被保険者各代表を構成員とする委員会がこれにあたるよう改める。

【政策推進労組会議の年金改革案（骨子）】

(1) 年金理念の国民的合意について

① 公的年金は、雇用、医療、福祉を含む総合的政策の一環として位置づけ、支給開始は引退年齢と連結させること。

② 老後の最低生活は、公的年金によって保障され、かつ実質価値が維持されること。

③ 公的年金の運営と基金運用にあたっては、労働者代表の参加によって公正を期すこと。

(2) 昭和五五年度改正に対する要求

① 年金制度の統合。二〇年後程度を目標に、被用者年金と国民年金の二本建てに統合していく。

② 厚生年金制度の改革

a、年金の水準。加入期間二〇年で、全産業勤労者一人当たり平均定期給与の六〇%とし、これを標準年金とする。加入期間三〇年で七〇%、四〇年で七五%とする。

b、年金の構成と年金最低保障額

(a) 老齢年金の構成は、基本年金と加給年金とし、基本年金は定額部分と比例部分で組み立てる。このうち比例部分は加入期間比例部分と所得比例部分から組み立てる。

(b) 定額部分は、被保険者期間の長短や、その間の賃金の高さに関係なく、一律定額とする。この定額は、全産業平均定期給与の六〇%の二分の一（平均定期給与の三〇%）とする。この定額部分を「年金最低保障額」とする。

c、比例部分の組み立て

(a) 比例部分のうち加入期間比例部分は全産業平均定期給与に対し、加入期間二〇年で三〇%、三〇年で四〇%、最高は四〇年で四五%とする。

(b) 所得比例部分については、年金ポイント制を採用し、定額部分に各人の年金ポイントを乗じて算出する。(年金ポイントは、ゼロから最高〇・三とする)

d、加給年金。配偶者の加給年金は現行程度とするが、扶養する子供については、標準年金の二〇％を加給年金として支給する。

e、年金額の計算方式。以上を整理すると、年金受給額は、定額部分(年金最低保障額)、加入期間比例部分、所得比例部分、加給年金の合計額となる。

f、スライド制。現行の物価スライド制とするが、計算基礎とする全産業平均定期給与の見直しは三年ごとに実施する。

g、年金支給開始年齢。現行通り六〇歳とする。なお、深夜勤務に従事する職種の労働者については、通常の場合よりも引き下げる。

h、在職老齢年金の改善。高額所得者には減額をおこない、一般労働者の減額率は緩和する。

i、障害年金の改善。障害年金額を引き上げるとともに「事後重症請求」は、潜伏期間の長い疾病に対応できるように改める。

j、遺族年金。老齢年金の八〇％に引き上げる。

k、厚生年金の適用拡大。零細事業所、サービス業などで働く労働者、日雇労働者も強制適用する。

l、年金の支給方法。毎月払いに改める。

m、年金財源の負担と管理運営への労働者の参加。

(a) 財政方式は、修正賦課方式に向けて改革し、保険料負担の割合は、労働者三、使用者七にするよう改正する。

(b) 年金財源の積立金の管理運用には、被保険者代表が参加した委員会がおこなう。

③ 国民年金制度の改革

a、拠出制国民年金の給付水準は、厚生年金の「年金最低保障額」まで引き上げること目標に、段階的に引き上げる。また、保険料に所得比例方式を導入し、これに見合せて給付水準を適正化する。

b、年金支給要件となる保険料納入期間の最低を二五年から二〇年に改め

る。また、経過年金には、国庫負担を大幅に投入し、「年金最低保障額」まで引き上げること目標に、段階的に増額をはかる。

④ 各種福祉年金の改善。各種の福祉年金は、すべて厚生年金の「年金最低保障額」まで引き上げること目標に、段階的に増額をはかる。

⑤ その他の改善

a、遺族年金、障害年金をはじめ、各種の公的給付、年金相互間の併給、支給制限を大幅に緩める。

b、受給する年金は非課税にする。

c、婦人の年金権の正当な確立をはかる。

【総評の厚生年金制度改革に関する第一次報告書(骨子)】

(1) 年金の型

定額部分と所得・期間比例部分の二つから構成される。定額部分は、一律に全労働者の平均賃金の三五％とする。所得・期間比例部分は、全労働者の平均賃金に各人の年金点数と加入期間を乗じて算出する。

(2) 受給資格

支給開始年齢は、男子六〇歳、女子は当面、五五歳の現行基準を守る。減額年金を創設し、適用年限は支給開始年齢の五年前とする。減額率は当面、六〇歳から一年につき四％とする。在職老齢年金は、経過措置を設け将来は廃止する。法定拠出期間は二〇年とするが、六〇歳までの加入期間がこれに満たないときは、一〇年以上の加入期間を条件に、二〇年に対する加入期間比例によって年金額を支給する。

(3) 年金の給付水準

最低保障年金制度を創設する。最低保障年金額は、全労働者の平均賃金の四〇％とする(八〇年時点で六万八七五〇円)。年金額の上限は、全労働者の平均賃金の一五〇％とする(八〇年時点で二五万七八一四円)。給付額の水準は、つぎにのべる年金点数一の夫婦世帯の場合、二〇年で全労働者の平均賃金の五七％、三〇年で六八％、四〇年で七九％となる。

(4) 算定基礎賃金と年金点数のとり方

年金額算定の基礎賃金は、毎月勤労統計五人以上規模計の全産業労働者

を用い、前年一〇月度の平均定期給与月額の実績をとる。各人の年金点数は、退職前二〇年間をとり、本人の年金点数のもっとも高かった年次の前後五カ年間の平均値をとる。各人の毎年の年金点数は、全被保険者の平均標準報酬月額と各人の標準報酬月額の割合をもって表示する。

(5) 標準報酬月額

下限は、前年度決定された地域包括最低賃金の最低地区の金額とする。

当面、六万円とする。上限については現行の制度を改め、同率の保険料負担を求める。標準報酬月額表は、健康保険料表とは独自に検討する。

(6) スライド制

年金点数制の採用により、賃金自動スライド制にする。スライドは、毎年四月一日からとする。なお、年金点数制は一九八五年までに完了する。

(7) 国民年金および企業年金との関連について

定額部分は、すべての国民に老後の最低生活費用を保障するとともに、所得の再配分効果を高めることを目標に設定したものである。定額部分は労働者年金制と国民年金制に共通した基礎的年金の意味をもつ。国民年金の基本部分の夫婦二人の給付水準と均衡をもたせ、一律に全労働者の平均賃金の三五％とした（八〇年時点で六万円強）。

調整年金、税制適格退職年金や自社年金などの企業年金は、職域年金として位置づけられる。企業年金や中小企業退職金共済制度は、これを公的年金の付加年金として法的措置を講じていく努力が必要である。

この第一次報告書は、企業年金に対する総合的な検討のほか、①婦人の年金権、②遺族年金、障害年金の支給条件と給付率、③年金財政計画と基金の管理運営、④経過年金の給付水準のあり方と財源措置、⑤国民年金における所得比例年金の導入の是非と方法、⑥業務処理体制の改善と一元化に関する措置、などは未検討のまま残された。引きつづき検討を加えていくことにしている。

* *

紹介の最後に、八〇年九月一五日におこなわれた「一九八〇年度・健康で安心できる老後をつくる九・一五高齢者大集会」での年

金制度に関する統一要求を掲記して、本稿をとじたい。

【生活できる年金制度を確立するために（八〇年九・一五高齢者大集会）】

①老齢年金の金額は、まともに生活できる年金額に引き上げること。当面、老齢福祉年金は、月四万円以上（夫婦で八万円以上）に引き上げ、支給年齢を六五歳とすること。

②国民年金は、月五万円以上（夫婦で一〇万円以上）を六〇歳から支給すること。労働者年金についても、最低保障額を含む給付の大幅引き上げをおこなうこと。

③厚生年金の在職老齢年金支給制限の撤廃をはじめ、さまざまな支給制限の緩和、廃止などをおこなうこと。

④遺族年金は、本人の支給額の八〇％を支給すること。

⑤運転労働、交替制勤務、重筋労働、有害職場などに就労する労働者の年金支給開始年齢を引き下げること。

⑥老齢年金を税金の対象からはずすこと。当面、六〇歳から老齢者年金特別控除を適用すること。

⑦すべての年金の支給月を毎月とし、スライドは物価、賃金上昇におくれないよう措置し、当面手直しは四月一日からとすること。

⑧労働者年金の国庫負担は三〇％とし、保険料負担割合を労働者三・使用者七にあらためること。国民年金の保険料は累進制にあらため、国庫負担は保険料と同額とすること。

⑨年金行政事務の民主化、簡素化をはかること。

⑩年金積立金の管理運用の民主化をおこなうこと、併せて財政方式を賦課方式にするための検討をただちに開始すること。

【参考資料】 (1)総理府『昭和五五年版社会保障統計年報』、(2)社会保障制度審議会の年金改革に関する第一次及び第二次建議、(3)年金制度基本構想懇談会の報告書、(4)社会保険審議会、社会保障制度審議会の国民年金審議の意見書及び答申、(5)労働組合関係、文中掲記のもの

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成

概要□わが国人口の社会的構成——戦後における社会階級構成の推移／社会構造と階級構成／わが国の事業所とその従業者——七八年事業所統計調査結果にみる特徴／産業別数／経営組織別数／従業者規模別数／地域別数／労働者の部門別構成——工業労働者／鉱山労働者／運輸・通信労働者／公務労働者／教育労働者

概

要

一、一九六〇年代における高度蓄積の下での科学技術的手法の開発・導入による経済の合理化・管理化や、行政機構に包摂された社会経済体制の高度化にともなって、わが国の社会階級構成は大きく変化した。一九七五年では労働者階級三四四万人（労働力人口中の六三・三％）にたいし、農・漁民と都市自営業者層をふくむ中間階級一五九九万人（同二九・四％）と、労働者階級人口は中間階級諸階層からの流入にともなってその二倍をこえる規模にまで増大している。とはいえ、中間階級人口の占める比重もなおかなり大きい。

一、労働者階級の内部構成にみられる動向では、製造業を主軸とする物質的生産部門労働者も実数では増大したが、構成比でみると減少傾向にあるといえる。一方、この生産部門における急速な生産力の上昇に支えられて、専門的技術的職業従事者や事務従事者からなるいわゆるサラリーマン層および不生産的労働者層の増加がいつそう目立っている。

一、総理府統計局の事業所統計調査結果によると、個人経営の農林水産業をのぞくわが国全事業所従業者数は、一九六〇年代以降総じて一〇％台をこえる増加がつづいたが、いわゆる「石油危機」後

におこなわれた七五年調査結果ではその増加率の大幅な鈍化をみた。しかし七八年には全体としてふたたび増加率が高まっている。

一、産業別従業者数では、製造業における前回七五年調査時にひきつづいての減少が目立つが、一方、卸売・小売業およびサービス業での増加が大きい。なかでも飲食店、娯楽業などの増加のほか、情報サービス、建物サービス業などの事業所に関連したサービス業および社会福祉・教育などの公共的なサービス業における大幅な増加が特徴的である。

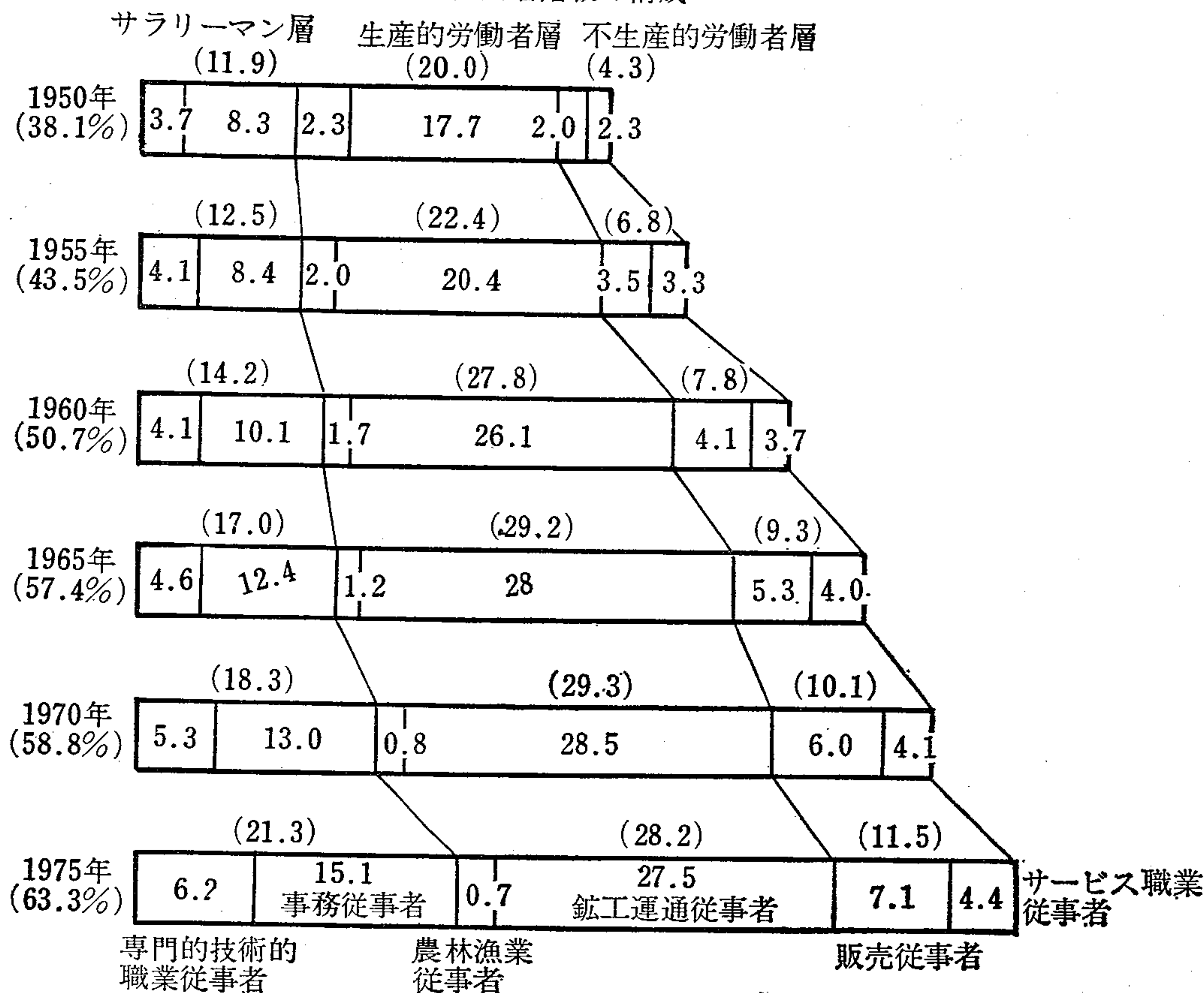
一、従業者規模別には、会社組織で規模の小さい事業所ほど増加率が高く、三〇人未満の規模でみてもその構成比を高めていて、ますます総体としての事業所の小規模化がすすんでいる。

1 わが国人口の社会的構成

戦後における社会階級構成の推移

わが国人口の社会階級構成表編成のための基本資料としては、総理府統計局の「国勢調査」と「事業所統計調査」の結果をあげることができ。それぞれに国が指定する基本的な統計調査であって、国勢調査が五年目ごとに全人口の就業状態について、世帯を単位として調査するのたいして、事業所統計調査は個人経営の農林水産業をのぞいた全国すべての事業所について、「仕事の行われている

第1図 労働者階級の構成



場所」を単位として三年目ごとに実施される。社会階級構成表の編成方法は、通常その国勢調査結果による人口の「従業上の地位」区分、つまり「雇用者」「役員」「雇用者のある個人業主」「雇用者のない個人業主および家庭内職」「家族従業者」と「職業分類」もしくは「産業分類」別人口の組みかえによるものであり、より具体的には事業所統計調査結果における事業所規模区分による階層別視点をそれに加えて推算するということになる（本年鑑各年版参照）。

ところで、一九二〇（大正九）年以来、第一三回目に当たる国勢調査は、八〇年一〇月一日全国一斉におこなわれる。そこでいま第1表および第1図によって、戦後、一九七五年にいたるわが国社会階級構成表におけるその変化の特徴点についてみれば、つぎのごとくである。①第二次世界大戦後において、もっとも大きな変化を生じたのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時点で、労働者階級人口の構成比率は過半数に達し、一方、農・漁民と都市中間層をふくむ自営業者層の割合が半数以下となった。この動向は、一九六〇年以降においても着実にひきつがれており、七年では労働者階級三四四万人（労働力人口中の六三・三％）にたいし、中間階級一五九九万人（同二九・四％）とその地位の逆転がいっそう強められ、労働者階級人口は中間階級人口の二倍をこえる規模に増大している。だがしかし、中間階級人口の占める比重もなおかなり大きい。②資本家階級も年を追って急増しその構成比を高めてきているが、その主軸をなしているのは会社社員の増加である。③労働者階級の内部構成では、生産的労働者層も実数では増大したが、構成比でみると減少傾向にあるといえる。一方、この生産部門における急速な生産力の上昇に支えられて、専門的技術的職

業従事者や事務従事者からなるいわゆるサラリーマン層および生産的労働者層の増加がいっそう目立っている。④自衛官、警察官その他の保安サービス員も増加傾向にある。

社会構造と階級構成

一九六〇年代における高度蓄積の下での科
学技術的手法の開発・導入による経済の合
理化・管理化や、行政機構に包摂された社会経済体制の高度化にと
もなった社会諸階級の変化については、右の社会階級構成表におい
ておよその全体像がうかがえる。こうした変化の性格と方向の解明
を課題として一九七九年一月三日から六日までの四日間、立命館
大学とソ連邦科学アカデミー共催で「戦後日本の社会構造の変化」
についてのシンポジウムが、内外の研究者約一三〇名を集めて立命
館大学で開催された。以下、参考までに若手の重要な議論について
紹介しておこう。

まず「社会構造」とは、広義には階級構成をふくむすべての社会
諸関係の総体を意味するといつてよいが、ここではわが国における
階級構成を軸に、それと経済、政治、イデオロギーとの構造的関連
が論議された。その焦点の一つは、①最近の「新中間層」論議（本
年鑑一九七九年版49集七五頁以下参照）をふまえて労働者階級と中間
層との境界をどう規定するかということであり、また、②いわゆる
「技術革新」が労働者階級の内部構成に及ぼす多様な影響、③労働
者階級の主体形成についてなどである。たとえば、「現代日本の社
会構造における労働者階級」を主題として報告をおこなったソ連邦
科学アカデミー東洋学研究所のP・P・トペハ教授は、日本の社
会・階級構造の最も重要な変化は、小商品生産領域での労働力の比
重の激減と、労働者階級の数と比重の著しい増大であるとし、また

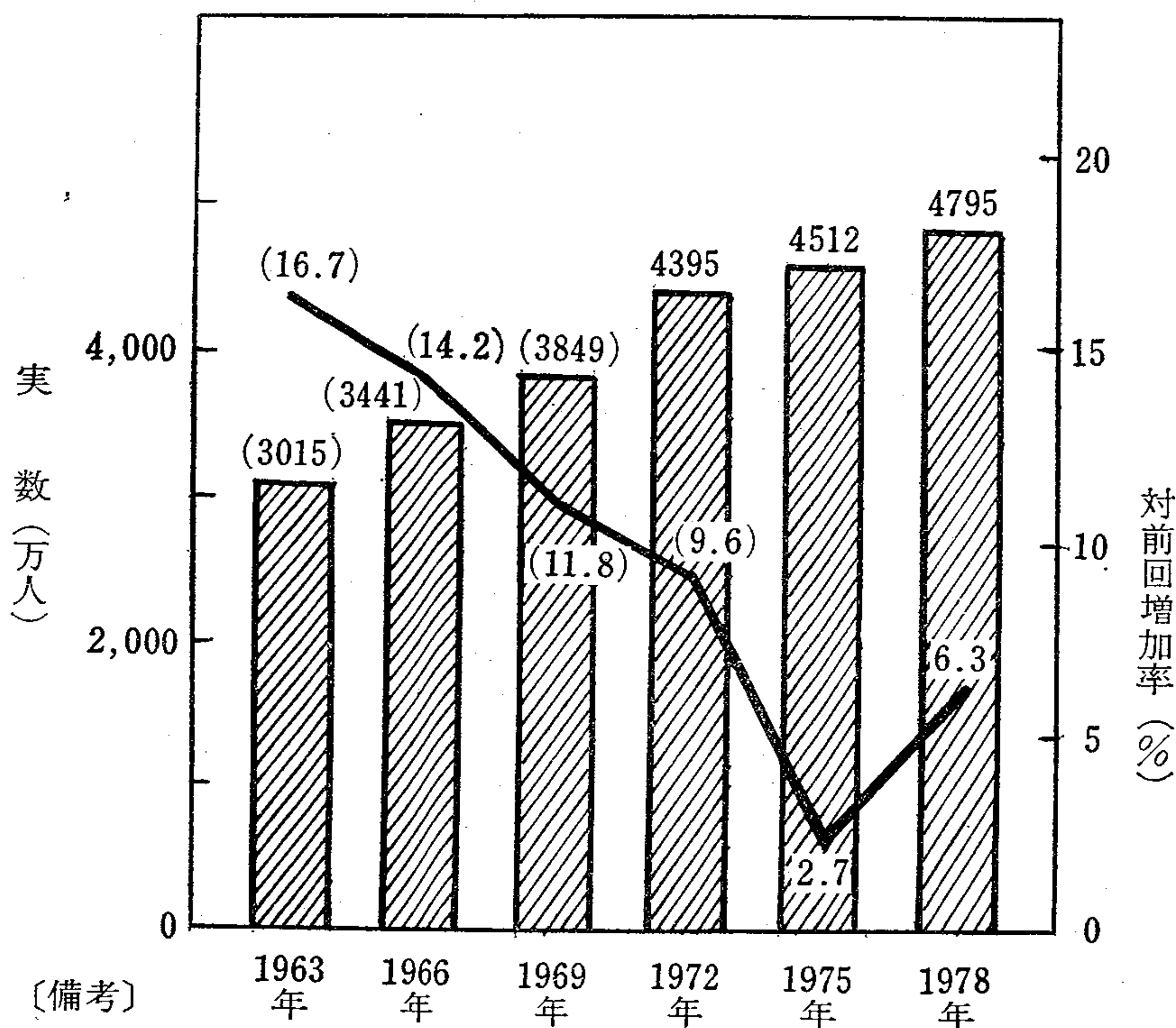
第1表 戦後日本の階級構成

階級別労働力人口構成	1955年 国調分類記号	1975年 国調分類記号	列号 番号	実数 (単位 1000人)							構成比率 (%)						
				1950							1950						
				1950	1955	1960	1965	1970	1975	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1975	1975
労働年齢人口 (15歳以上人口)			1	53,772 (55,558)	59,282	65,324	73,136	78,723	84,700	148.1	148.5	148.4	151.4	149.0	155.8		
労働力人口 (完全失業者を含む)			2	36,309	39,908	44,009	48,294	52,822	54,375	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
就業人口 (休業中を含む)			3	35,575	39,154	43,691	47,629	52,110	53,141	98.0	98.1	99.3	98.6	98.7	97.7		
A 資本家階級 = (1)+(2)+(3) (1) 個人 (2) 会社役員と公務員 (3) 管理職	II (a) (b) (c)	B ^(c) B ^(a) - B ^(b)	4	681	807	1,183	1,765	2,633	3,203	1.9	2.0	2.7	3.6	5.0	5.9		
			5	144	73	97	15	48	69	0.4	0.2	0.2	(0.03)	0.1	0.1		
			6	420	630	991	1,629	2,475	3,014	1.2	1.6	2.3	3.5	4.7	5.6		
			7	117	104	95	112	110	120	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2		
B (4) 軍人・警官・保安サービス員	IX (d, a) 中分類	J (a)	8	377	430	489	575	646	738	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4		
			9	21,403	21,251	20,100	18,501	18,385	15,993	58.9	53.2	45.7	38.3	34.2	29.4		
			10	21,041	20,894	19,675	17,909	17,541	14,838	57.9	52.4	44.7	37.1	33.8	27.3		
			11	16,189	15,046	13,486	11,097	9,570	6,904	44.6	37.7	30.6	23.0	18.1	12.7		
C 自営業者 (5) 自営業者 (a) 農業 (b) 林業 (c) 漁業 (d) 運輸・通信 (e) 販売・サービス (f) 専門的・技術的職業 (7) 上記のうち家族従業者	V (a, b, c) VI (a, b, c) VII (a, b, c) VIII (a, b, c) IX (a, b, c) I (b, c)	G, H, I (c, b, e) D (c, d, e) K, L (c, d, e) A, C (c, d, e) B (d, e) A ~ L (e)	12	2,268	2,463	2,749	3,017	3,880	3,677	6.2	6.2	6.2	6.2	7.3	6.8		
			13	2,253	2,776	2,739	2,859	2,892	2,818	6.2	7.0	6.2	5.9	5.5	5.2		
			14	331	608	701	936	1,194	1,440	0.9	1.5	1.6	1.9	2.3	2.6		
			15	362	357	425	592	844	1,154	1.0	0.4	1.0	1.2	1.6	2.1		
D 労働者 (8) 労働者 (9) 専門的・技術的職業 (10) 労働者 (11) 農業 (12) 林業 (13) 漁業 (14) 運輸・通信 (15) 販売・サービス (16) 専門的・技術的職業 (17) 上記のうち家族従業者	I (d, e) II (d, e) III (d, e) IV (d, e) V (d, e) VI (d, e) VII (d, e) VIII (d, e) IX (d, e) - (中分類)	A (a) C (a) E, F (a) G, H, I (a) D (a) K, L (a)	16	12,248	11,975	10,509	9,222	8,438	6,728	33.7	30.0	23.9	19.1	16.0	12.4		
			17	13,888	17,419	22,237	27,463	31,158	34,441	38.2	43.1	50.5	59.9	59.0	63.3		
			18	4,335	4,977	6,237	8,225	9,668	11,574	11.9	12.5	14.2	17.0	18.3	21.3		
			19	1,337	1,634	1,779	2,240	2,825	3,392	3.7	4.1	4.0	4.6	5.3	6.2		
非労働力人口 (14歳以下人口)			20	2,998	3,343	4,458	5,985	6,843	8,182	8.3	8.4	10.1	12.4	13.0	15.1		
			21	7,267	8,956	12,253	14,089	15,455	15,361	20.0	22.4	27.8	29.2	29.3	28.2		
			22	852	798	765	576	434	407	2.3	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7		
			23	6,415	8,158	11,488	13,513	15,021	14,954	17.7	20.4	26.1	28.0	28.5	27.5		
総人口			24	1,552	2,733	3,429	4,484	5,323	6,272	4.3	6.8	7.8	9.3	10.1	11.5		
			25	1,728	1,409	1,790	2,558	3,161	3,888	2.0	3.5	4.1	5.3	6.0	7.1		
			26	824	1,324	1,639	1,926	2,162	2,384	2.3	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4		
			27	734	1,754	1,318	665	712	1,234	2.0	1.9	0.7	1.4	1.3	2.3		

〔備考〕 1) 本表は当該年の「国勢調査報告」の「職業、従業上の地位別、就業者数」を機械的に組みかえたもの。 2) 1950年だけ労働年齢人口は14歳以上。カッコ内の補正数字による総人口との差20は、原表の「不詳」分にあたる。 3) 1975年は、「全国速報集計結果 (1%抽出集計結果)」による暫定数値。記号は、(a) 雇用人のある業主。(d) 雇人のない業主 (家庭内職者をふくむ) (e) 家族従業者とした。なお、総人口は、年齢不詳46,700人をふくむ。 4) 1970年, 1975年の従業上の地位「不詳」は自営業者層のサービス従業者に算入した。 5) 大橋隆憲「現代階級論の一つの潮流について」Rob Steven 氏の批判によせて「関西大学『経済論集』第26巻第4・5合併号, 1977年1月刊所収) による。なお, 新たな公表資料にもとづいて, 本年鑑第47集所収の1970年の数値 (p.53第7表) は本表によって補正されている。

労働者階級の内部編成についても、肉体労働者の比重減少にたいして、非肉体的労働者（技術者、行政・管理要員、商業・事務労働者、サービス労働者など）の数と比重が著しく増大している点に注目して、総体としての労働者階級の量的な増大と同時に、一般教育水準、技術水準の向上をふくめて質的な変化についても指摘した。だがしかし、一方「労働者階級の隊列が他の社会層からの出身者によってみだされることは、しばしばブルジョア的、小ブルジョア的な

第2図 従業者数とその対前回増加率の推移



1) 「個人経営以外の農林水産業」事業所については1963年から、また「公務」事業所については72年からそれぞれ調査対象となった。このため60年以降の事業所数および従業者数の増加率については、調査対象の範囲を合わせるために次のとおり算出。1960～63年——個人経営以外の農林水産業および公務をのぞく事業所数、従業者数の増加率。66～72年——個人経営以外の農林水産業をふくむが、公務はのぞく事業所数、従業者数の増加率。72～78年——個人経営以外の農林水産業および公務をふくむ事業所数、従業者数の増加率。69～72年以前の増加率は沖縄県をふくまず、以降はふくむ。

2) 総理府統計局「事業所統計調査」結果による。

偏見や誤解を労働者階級の中にもちこむことになり、階級意識の向上、プロレタリアートの統一と団結に困難をもたらす」(大橋隆憲「戦後日本の社会構造の変化」—日ソ学術シンポジウムに出席して、日本福祉大学社会科学研究所「研究所報」第一四号、一九八〇年二月所収)ということ、とりわけ労働者階級の新しい補充層については、企業への忠誠を第一とする「わが社意識」にまどわされやすいとして、階級的訓練の組織化、労働運動のあり方に言及した。これらをめぐる論議では、

研究者の間で完全な了解がうちだされたわけではないが、今後の課題解明に役立つ一步を画したものである。

2 わが国の事業所とその従業者

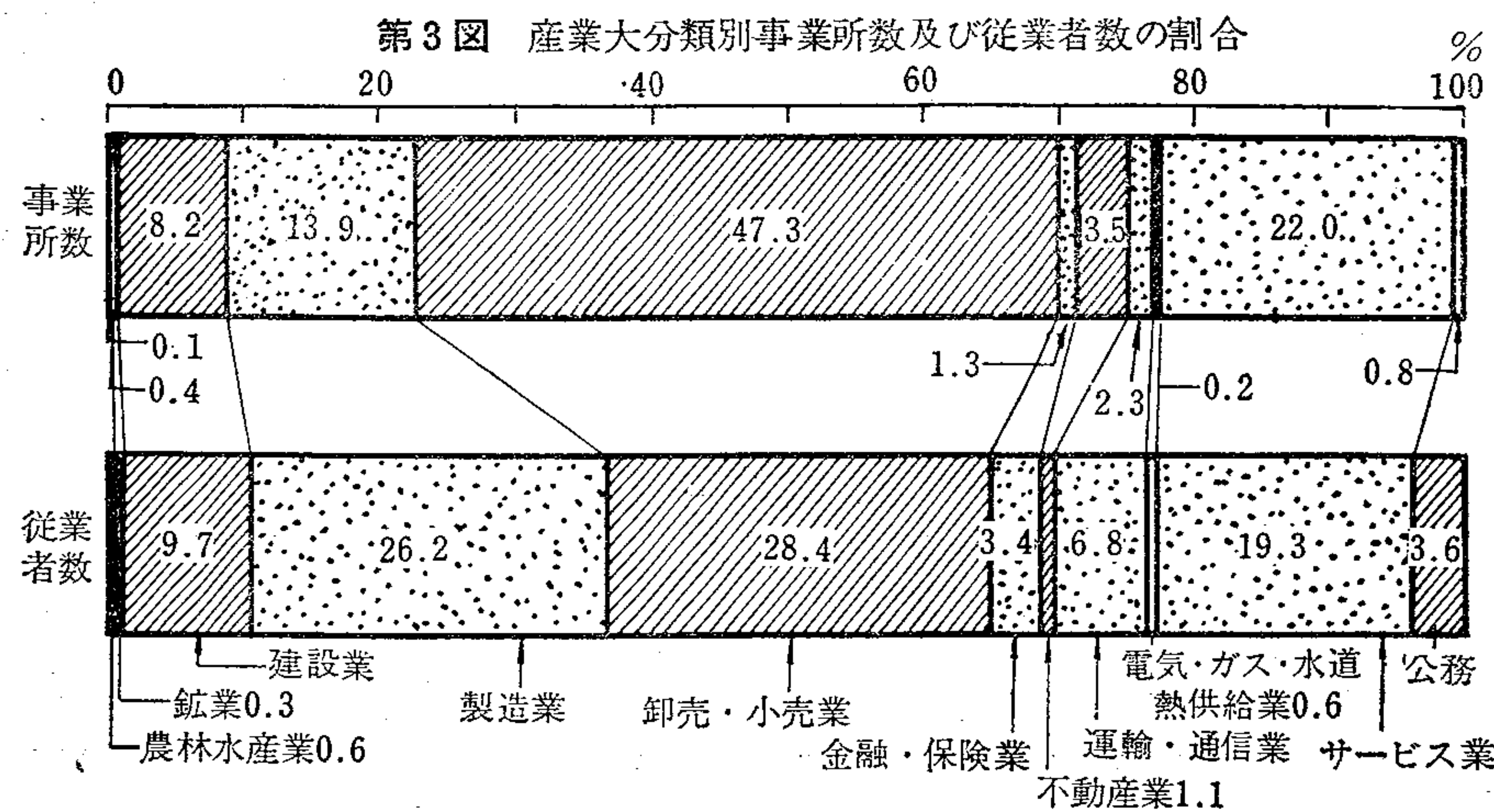
七八年事業所統計調査結果にみる特徴

総理府統計局の「事業所統計調査」結果によると、わが国一九六〇年代以降一貫して増加しており、なかでも一九六三～七二年の各回調査では、事業所数については九％前後、従業者数については総じて一〇％をこえる増加がつづいたが、いわゆる「石油危機」後におこなわれた前回七五年調査結果では増加率の大幅な鈍化を

第2表 産業大分類別事業所数および従業者数

産業大分類		実数		増加率(%) 75~78年
		1975年	1978年	
事業所数	総数	5,592,448	6,060,183	8.4
	農林水産業	23,354	24,982	7.0
	鉱業	7,287	6,846	△ 6.1
	建設業	447,772	495,603	10.7
	製造業	813,812	841,311	3.4
	卸売業、小売業	2,635,991	2,868,173	8.8
	金融・保険業	66,617	75,660	13.6
	不動産業	177,327	214,089	20.7
	運輸・通信業	131,665	141,966	7.8
	電気・ガス・水道・熱供給業	11,653	11,088	△ 4.8
従業者数	サービス業務	1,232,352	1,335,228	8.3
	公	44,618	45,237	1.4
	総数	45,117,035	47,948,691	6.3
	農林水産業	291,088	300,732	3.3
	鉱業	146,693	133,639	△ 8.9
	建設業	4,220,915	4,638,059	9.9
	製造業	12,699,232	12,543,776	△ 1.2
	卸売業、小売業	12,368,240	13,599,173	10.0
	金融・保険業	1,521,584	1,645,082	8.1
	不動産業	468,719	531,163	13.3
従業者数	運輸・通信業	3,132,837	3,256,430	3.9
	電気・ガス・水道・熱供給業	303,671	311,181	2.5
	サービス業務	8,295,980	9,275,083	11.8
	公	1,668,076	1,714,373	2.8

〔備考〕 △印は減少を示す。以下同じ。



みた。しかし、七八年には全体としてふたたび増加率が高まってきた。これを産業別にみると、製造業の事業所がわずかに増加したものの、従業者数では七五年にひきつづいての減少が目立っているが、一方、卸売・小売業およびサービス業の増加が大きく、なかでも飲食店、娯楽業などの増加、情報サービス、建物サービス業などの事業所に関連したサービス業および社会福祉などの公共的なサービス業

ビス業の大幅な増加が特徴的である。従業者規模別には、会社組織で規模の小さい事業所ほど増加率が高く、三〇人未満の規模でもその構成比が増大しており、ますます事業所の小規模化がすすんでいるのが注目される。

以下、これらを総理府統計局「昭和五三年事業所統計調査」わが国の事業所数および従業者数の動向（一九七九年一月刊）によって

みるとつぎのとおりである。

産業別数

一九七八年六月一五日現在における個人経営の農林水産業をのぞくわが国全事業所数は六〇六万、その従業者数は四七九五万人で、前回七五年調査以後三年間に事業数は八・四％、従業者数は六・三％を増加した(第2・3図、第2表)。産業別には、建設業が事業所数一〇・七％、従業者数九・九％と伸びているのにたいし、製造業ではそれぞれ三・四％増、一・二％減と、前回七五年調査結果の二・五％増、四・八％減に比べて好転しているものの、依然として伸びなやみをみている。とくに構造不況業種といわれる繊維工業(事業所数四・五％、従業者数一一・〇％各減)、木材・木製品製造業(同六・一％、一一・二％各減)、鉄鋼業(同二・一％、一四・一％各減)、船舶製造・修理業、船用機関製造業(同四・〇％、一九・六％各減)などでの減少が目立つ。

卸売・小売業は事業所数で八・八％、従業者数が一〇・〇％の増加、とくに飲食店では事業所数、従業者数ともに約二〇％と高い増加率を示した。サービス業の事業所も八・三％、従業者数一一・八％の増加で、その従業者数の伸びは、産業大分類レベルでは不動産業の一三・三％について二番目に高い。サービス業のなかでは自動車賃貸業、娯楽業、自動車整備および駐車場業などの事業所がいずれも一〇％以上の伸びとなった。これらサービス業の各分野と飲食店の高い伸びは最近の消費動向を反映したものといえる。そのほか情報サービス・調査・広告業(事業所数一五・一％、従業者数一八・一％各増)、建物サービス業(同六四・四％、四一・三％各増)などの事業に関連したサービス業が大幅に増えたこと、および社会保険・社会福祉(同一六・八％、二四・七％各増)、社会教育(同一

第3表 民営、国・公共企業体、地方公共団体の事業所数と従業者数

区 分			総 数	民 営	非農林水産業	国・公共企業体	地方公共団体
事業所数	実数	1972年	5,308,892	5,130,579	5,113,723	45,346	132,967
		75年	5,592,448	5,407,848	5,389,300	44,259	140,341
		78年	6,060,183	5,869,528	5,849,321	44,045	146,610
	増加率(%)	1975年	5.3	5.4	5.4	△ 2.4	5.5
		78年	8.4	8.5	8.5	△ 0.5	4.5
従業者数	実数	1972年	43,948,514	39,000,364	38,793,883	2,009,345	2,938,805
		75年	45,117,035	39,853,218	39,641,176	2,030,297	3,233,520
		78年	47,948,691	42,521,431	42,295,443	2,041,110	3,386,150
	増加率(%)	1975年	2.7	2.2	2.2	1.0	10.0
		78年	6.3	6.7	6.7	0.5	4.7

第4表 従業者規模別事業所数

従業者規模		実数		増加率(%)	構 成 比 (%)	
		1975年	78年	75~78年	75年	78年
総数 (全産業)	計	5,592,448	6,060,183	8.4	100.0	100.0
	30人未満	5,360,752	5,814,285	8.5	95.9	95.9
	30人以上	231,696	245,898	6.1	4.1	4.1
	1~4 人	3,914,601	4,180,758	6.8	70.0	69.0
	5~9	871,878	995,472	14.2	15.6	16.4
	10~19	430,610	480,928	11.7	7.7	7.9
	20~29	143,663	157,127	9.4	2.6	2.6
	30~49	112,668	121,156	7.5	2.0	2.0
	50~99	72,992	77,742	6.5	1.3	1.3
	100~299	36,206	37,314	3.1	0.6	0.6
	300人以上	9,830	9,686	△ 1.5	0.2	0.2
うち会社組織 (非農林水産業)	計	1,409,027	1,614,983	14.6	100.0	100.0
	30人未満	1,240,916	1,437,390	15.8	88.1	89.0
	30人以上	168,111	177,593	5.6	11.9	11.0
	1~4 人	428,764	513,947	19.9	30.4	31.8
	5~9	422,132	487,911	15.6	30.0	30.2
	10~19	285,543	320,359	12.2	20.3	19.8
	20~29	104,477	115,173	10.2	7.4	7.1
	30~49	81,928	87,903	7.3	5.8	5.4
	50~99	52,408	55,716	6.3	3.7	3.4
	100~299	26,699	27,230	2.0	1.9	1.7
	300人以上	7,076	6,744	△ 4.7	0.5	0.4

三・三%、二一・一%各増)などの公共的なサービス業の大幅増が特徴的である。

経営組織別数

全国の六〇六万事業所を経営組織別にみると(第3表)、民営事

業所が五八七万(全事業所の九六・九%)、うち非農林水産業の民営事業所が五八五万(同九六・五%)、国・公共企業体が四万(同〇・七%)、地方公共団体が一五万(同二・四%)となっている。また、その従業者の経営組織別数は、民営事業所四二五二万一〇〇〇人(全体の八八・七%)、うち非農林水産業の民営事業所四二二九万五〇〇〇人(同八八・二%)、国・公共企業体二〇四万一〇〇〇人(同四・三%)、地方公共団体三三八万六〇〇〇人(同七・一%)であった。

従業者規模別数

会社組織の事業所について従業者規模別にみると(第4・

5表)、一~四人規模では七五年に比べて一九・九%増加したのを最高に、以下規模が大きくなるにつれて増加率が低くなり、三〇〇人以上の大規模事業所数が逆に四・七%の減少となっている。この結果、会社全体に占める三〇人未満の事業所数は、七二年に八六・一%であったものが、七五年に八八・一%、七八年には八九・〇%となり小規模事業所の比重が高まる傾向を示している。一方、もともと小規模事業所の比重が高い個人経営

第5表 産業・従業者規模別事業所および従業者数
(農林水産業および公務をのぞく)

産業大分類 及び 従業者規模	1978年				1975年		75~78年増加率	
	事業所数		従業者数		事業所数	従業者数	事業所数 (%)	従業者数 (%)
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)				
非農林水産業	5,989,964	100.0	45,933,586	100.0	5,524,476	43,157,871	8.4	6.4
1~4人	4,146,992	69.2	8,758,554	19.1	3,881,430	8,086,443	6.8	8.3
5~9	983,981	16.4	6,322,299	13.8	860,803	5,537,460	14.3	14.2
10~19	471,644	7.9	6,269,801	13.6	421,805	5,621,943	11.8	11.5
20~29	153,284	2.6	3,635,273	7.9	140,097	3,321,601	9.4	9.4
30~49	116,968	2.0	4,396,188	9.6	108,721	4,083,508	7.6	7.7
50~99	73,577	1.2	4,964,305	10.8	68,946	4,651,009	6.7	6.7
100~199	27,462	0.5	3,729,698	8.1	26,557	3,608,393	3.4	3.4
200~299	7,315	0.1	1,759,817	3.8	7,192	1,736,407	1.7	1.3
300人以上	8,741	0.1	6,097,651	13.3	8,925	6,511,107	△ 2.1	△ 6.4
建設業	495,603	100.0	4,638,059	100.0	447,772	4,220,915	10.7	9.9
1~4人	260,186	52.5	569,965	12.3	252,990	522,032	2.8	9.2
5~9	118,295	23.9	775,191	16.7	93,755	614,911	26.2	26.1
10~19	68,711	13.9	913,656	19.7	56,441	753,489	21.7	21.3
20~29	21,432	4.3	506,517	10.9	18,908	446,989	13.3	13.3
30~49	14,996	3.0	557,412	12.0	13,827	513,939	8.5	8.5
50~99	8,401	1.7	562,207	12.1	8,023	534,778	4.7	5.1
100~199	2,537	0.5	338,738	7.3	2,636	352,120	△ 3.8	△ 3.8
200~299	565	0.1	135,404	2.9	628	151,001	△ 10.0	△ 10.3
300人以上	480	0.1	278,969	6.0	564	331,656	△ 14.9	△ 15.9
製造業	841,311	100.0	12,543,776	100.0	813,812	12,699,232	3.4	△ 1.2
1~4人	433,708	51.6	1,035,566	8.3	423,679	1,009,100	2.4	2.6
5~9	189,987	22.6	1,245,946	9.9	180,029	1,180,423	5.5	5.6
10~19	110,179	13.1	1,478,848	11.8	105,571	1,422,994	4.4	3.9
20~29	39,345	4.7	935,349	7.5	37,889	900,598	3.8	3.9
30~49	31,089	3.7	1,172,371	9.3	30,061	1,131,604	3.4	3.6
50~99	21,138	2.5	1,442,604	11.5	20,401	1,389,101	3.6	3.9
100~199	9,138	1.1	1,249,745	10.0	9,058	1,236,426	0.9	1.1
200~299	2,638	0.3	639,948	5.1	2,750	664,988	△ 4.1	△ 3.8
300人以上	4,089	0.5	3,343,399	26.7	4,374	3,763,998	△ 6.5	△ 11.2
卸売業、小売業	2,868,173	100.0	13,599,173	100.0	2,635,991	12,368,240	8.8	10.0
1~4人	2,197,805	76.6	4,810,458	35.4	2,048,739	4,401,808	7.3	9.3
5~9	433,617	15.1	2,731,758	20.1	374,865	2,366,655	15.7	15.4
10~19	151,187	5.3	1,979,398	14.6	134,305	1,761,929	12.6	12.3
20~29	40,619	1.4	958,139	7.0	36,183	852,389	12.3	12.4
30~49	25,763	0.9	960,546	7.1	23,846	888,333	8.0	8.1
50~99	13,447	0.5	890,407	6.5	12,434	828,740	8.1	7.4
100~199	4,003	0.1	539,578	4.0	3,949	533,914	1.4	1.1
200~299	942	0.0	224,225	1.6	837	201,180	12.5	11.5
300人以上	790	0.0	504,664	3.7	833	533,292	△ 5.2	△ 5.4
運輸・通信業	141,966	100.0	3,256,430	100.0	131,665	3,132,837	7.8	3.9
1~4人	63,214	44.5	126,437	3.9	58,058	115,474	8.9	9.5
5~9	23,109	16.3	153,263	4.7	21,301	141,099	8.5	8.6
10~19	22,830	16.1	315,320	9.7	21,142	292,375	8.0	7.8
20~29	10,551	7.3	246,464	7.6	9,892	235,516	4.6	4.6
30~49	8,809	6.2	331,653	10.2	8,190	308,622	7.6	7.5
50~99	7,031	5.0	486,477	14.9	6,600	455,444	6.5	6.8
100~199	4,070	2.9	563,640	17.3	3,964	547,794	2.7	2.9
200~299	1,268	0.9	303,815	9.3	1,255	302,950	1.0	0.3
300人以上	1,284	0.9	729,361	22.4	1,263	733,563	1.7	△ 0.6
サービス業	1,335,228	100.0	9,275,083	100.0	1,232,352	8,295,980	8.3	11.8
1~4人	962,088	72.1	1,850,970	20.0	905,633	1,737,636	6.2	6.5
5~9	191,532	14.3	1,239,111	13.4	166,767	1,077,953	14.9	15.0
10~19	98,026	7.3	1,296,033	14.0	85,276	1,128,019	15.0	14.9
20~29	30,217	2.3	717,880	7.7	27,169	646,106	11.2	11.1
30~49	26,778	2.0	1,018,646	11.0	23,954	910,815	11.8	11.8
50~99	17,867	1.3	1,202,980	13.0	15,837	1,063,365	12.8	13.1
100~199	5,864	0.4	787,383	8.5	5,187	698,874	13.1	12.7
200~299	1,388	0.1	332,984	3.6	1,245	300,430	11.5	10.8
300人以上	1,468	0.1	829,096	8.9	1,284	732,782	14.3	13.1

の事業所については、五～九人規模が一三・九%増と高い伸びを示し、ついで一〇～一九人規模一一・〇%増となっているのになし、一～四人規模では五・三%の伸びにとどまっている。

地域別数

都道府県別の事業所増加率では、千葉(一五・一%)、埼玉(一三・七%)、神奈川(一一・九%)で上位三位を占め、従業者数の増加率は、千葉(一五・四%)、宮崎(一三・五%)、埼玉(一三・三%)で上位三位に並んでいる。東京、愛知、大阪、兵庫、福岡などの大都市圏では、事業所数の増加は八～一二%という増加幅であるが、反面従業者数の伸びが三～六%程度と低い。また、市町村人口階級別の事業所増加率は、大都市(政令指定都市)の八・五%にたいし、中都市(政令指定都市をのぞく人口一五万人以上)が一・二%、小都市A(人口五万以上一五万人未満)が九・三%と、七五年調査結果(それぞれ一〇・五%、一二・九%)にひきつづき高い。従業者数の増加率も、大都市の三・六%がもっとも低く、小都市A(八・〇%増)、町村(八・四%増)で高い。

3 労働者の部門別構成

1 工業労働者

通産省調査統計部「昭和五二年工業統計表、産業編」(一九七九年九月刊)によると(第6表)、一九七七年一二月末のわが国製造業事業所総数は七二万四一七七、その従業者数は一〇八万七四七六八人で、前年に比べて事業所数で一万三二五〇(一・八%)、従業者数では二九万九〇七四人(二・七%)のそれぞれ減少となった。業種別にみて前年比で減少した主なものは、繊維工業八万九一〇〇人(六・九%減)、木材・木製品製造業四二万二〇〇〇人(五・四%減)、電気機械器具製造業一三万五〇〇〇人(三・四%減)などとなっており、一方、増加したのは精密機械器具製造業二五万一〇〇〇人(一・七%増)などであった。なお、右の従業者数のうち従業者三〇人以上規模事業者における常用労働者の内訳数は第7表のとおり。

2 鉱山労働者

通産省調査統計部「昭和五三年本邦鉱業のすう勢」(一九七九年一二月刊)でみると、一九七八年末における鉱業常用従業者総数は五万〇九四七人、臨時・請負夫数一万一一三三人で、これを前年に比べるとそれぞれ四一三三人、一五六六人の減少となっている。その業種別数はつぎのとおり(各一二月末現在、単位人)。

区 分	常用従業者		臨時・請負		計
	生産部門	管理部門			
一九七七年総数	四、四四	三、五六	三、九六		六、三三

第6表 製造工業の従業者構成

(1977年12月末現在)

区 分	従 業 者 数		
	総 数	男	女
1976 年 総 数	11,173,842 ^人	7,131,069 ^人	4,042,773 ^人
1977 年 総 数	10,874,768	6,966,877	3,907,891
従業者 30 人以上の事業所	個人業主および家族従業者	1,228	797
	常用労働者	6,827,330	4,669,840
	計	6,828,558	4,670,637
従業者 29 人以下の事業所	個人業主および家族従業者	723,542	431,139
	常用労働者	3,322,668	1,865,101
	計	4,046,210	2,296,240

第7表 製造工業の業種別事業所数および従業者数

(1977年12月末現在)

区 分	事業所数	従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所		
		総 数	従 業 者 数	
			うち常用労働者	
			男	女
総 数	54,392	6,828,558 ^人	4,669,840 ^人	2,157,490 ^人
食 料 品 製 造 業	6,606	642,804	324,272	318,302
織 維 工 業	4,492	447,009	176,665	270,198
衣服, その他の繊維製品製造業	3,732	266,495	50,560	215,670
木 材・木 製 品 製 造 業	1,965	136,085	93,057	42,982
家 具・装 備 品 製 造 業	1,537	113,854	77,463	36,355
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,854	190,166	140,788	49,360
出版・印刷・同関連産業	2,389	244,932	198,562	46,323
化 学 工 業	1,999	392,190	305,252	86,933
石油製品・石炭製品製造業	142	37,959	34,118	3,841
ゴ ム 製 品 製 造 業	640	111,554	79,992	31,545
皮 革・同 製 品 製 造 業	429	33,091	16,663	16,404
窯 業・土 石 製 品 製 造 業	3,475	309,345	228,029	81,268
鉄 鋼 業	1,691	399,823	370,156	29,651
非 鉄 金 属 製 造 業	801	163,459	138,378	25,077
金 属 製 品 製 造 業	4,170	344,029	257,918	86,054
一 般 機 械 製 造 業 (武器製造業を含む)	5,043	720,362	608,473	111,833
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6,065	1,015,628	603,289	412,183
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2,939	793,818	684,914	108,879
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1,282	183,278	103,587	79,668
そ の 他 の 製 造 業	3,141	282,677	177,674	104,964

〔備考〕 本表における従業者とは、常用労働者のほか個人業主および家族従業者の合計である。そして常用労働者には、（ア）1カ月をこえる期間を定めて雇用される臨時の者、（イ）日々または1カ月以内の期限で雇用されていた者のうち、11月と12月の各月において18日以上就業した臨時および日雇の者をふくんでいる。

一九七八年総数	元、〇四三	二、九五	二、一三三	六三、〇八〇
金属 鋳業	六、六六	二、三三七	一、四九(一、二三)	一〇、四三三
石炭・亜炭 鋳業	三、二五	五、〇五三	五、三六(四、二七)	三、五七一
石油・天然ガス 鋳業	一、四七	九六	三〇〇(三)	二、七三三
非金属 鋳業	九、七三	三、六〇〇	三、九三(三、七五)	一七、三五四

(注) 臨時・請負欄のカッコ内は請負夫のみを示す。

3 運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、一九八〇年版」ならびに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数はつぎのごとくである。

▽日本国有鉄道職員数(一九七九年三月末現在) 四二万六六九七人

▽地方鉄道・軌道従業員数(一九七七年三月末現在) 一〇万二七〇〇人

▽通運事業関係従業員数(一九七九年三月末現在) 五万七七四三人

右のうち在籍人員は五万一二一九人で、残りの六五二四人、構成比で一一・三%を臨時職員で占めていた。

▽船員数(一九七八年一〇月一日現在) 二四万八〇〇一人

右は船長、航海士、機関長、機関士、通信長、船医およびそれと同等の待遇をうけているものすなわち職員と、職員以外のすべてのものすなわち部員との合計であり、予備船員三万二一三三人をふくんでいる。外航部門での乗務員数にたいする予備員数の割合つまり予備員率は七四・九%と高率を示す。

また、郵政・通信関係従業者数はつぎのとおり。

▽郵政省職員数(一九七九年三月末現在) 三一万〇三七一人

▽日本電信電話公社職員数(一九七八年三月末現在、同公社職員局給与課

4 公務労働者

行政管理庁行政管理局および自治庁給与課調べによる国家、地方公務員の総数は約五〇七万人、その内訳は第8表のとおりである。

第8表 公務員の総数

区 分	人 員
1977年 総数	5,014,772
1978年 総数	5,071,573
国家公務員	1,194,506
特別職	324,249
常勤職員	
立法部	4,044
司法部	24,449
行政部	295,756
一般職(行政部)	870,257
地方公務員	3,065,674
普通会計分	
一般職員	2,679,620
教育職員	
警察・消防職員	
臨時職員	13,543
公営企業会計職員	372,511
政府関係機関職員	811,393

〔備考〕 1)地方公務員数は各年4月1日現在、他は各年度末現在数。常勤者のみ。2)行政管理庁行政管理局および自治省給与課調べ、行政管理庁「行政管理年報」参照。

要員係調べ) 三二万五五〇七人
▽国際電信電話株式会社職員数(一九七九年三月末現在、同社第一人事係調べ) 六二二三人
右には短時間制職員をふくむ。このほか定年後再雇用語学専門職嘱託として一六八人が在籍している。

第9表 学校別本務教員・職員数

(1978年5月1日現在)

区 分	教 員	(うち女子)	職 員
	人	人	人
1977年総数	1,185,011		
1978年総数	1,214,251	(512,961)	420,831
幼稚園	97,551	(91,821)	19,310
小学校	445,719	(251,059)	113,689
中学校	247,732	(77,674)	40,799
高等学校	233,936	(41,134)	63,913
特殊学校	25,197	(11,633)	11,799
大学・短期大学	117,961	(14,446)	151,791
専修学校	18,219	(12,215)	7,849
各種学校	27,936	(12,979)	11,681

〔備考〕 1) 特殊学校は、盲・ろう・養護学校の集計。
2) 大学・短期大学には、国立養護教諭養成所、高等専門学校をふくむ。
3) 文部省「文部統計要覧、昭和54年版」による。

文部省「文部統計要覧、昭和五十四年版」(一九七九年七月刊)によ

5 教育労働者

同表の国家公務員特別職のうちには、その約八三％に当たる二六万七八五三人の防衛庁職員(自衛隊員)をふくむ。なお、国家公務員数は常勤者のみであって、総理府人事局調べではこのほか七八年七月一日現在で非常勤職員二万三六一五人が、また五現業でも非常勤職員四万一〇九五人が在籍していた。

ると、全国の大学以下、専修・各種学校をふくむ教職員総数(本務者のみ)は一六四万人、そのうち教員一二二万四二五一人、職員(常勤的非常勤勤務者をふくむ)四二万〇八三二人で、それぞれ学校種類別にみると第9表のとおりである。
以上の本務者のほか、兼務者が教員では二四万人となっている。

【参考資料】 (1)総理府統計局「昭和五三年事業所統計調査報告」および同「昭和五三年事業所統計調査―わが国の事業所数および従業者数の動向」(一九七九年一月刊)、(2)川口清史「階級構成分析の問題点」(坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』七十九年八月、有斐閣刊所収)、(3)大橋隆憲「戦後日本の社会構造の変化―日ソ学術シンポジウムに出席して」(日福大社会科学研究所「研究所報」一四、八〇年二月刊所収)、(4)ソ連邦科学アカデミー・世界経済・国際関係研究所編『現代独立資本の政治経済学』(邦訳協同産業KK出版、七三年刊)第五編第三章「発達した資本主義社会の階級構造と社会構造」、(5)富永健一編『日本の階層構造』(七九年二月、東大出版刊)、(6)総理府統計局「昭和五五年国勢調査の概要」(八〇年三月刊)、(7)「特集・来年の昭和五五年国勢調査のために」(「統計」七十九年五月号所収)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用の動向——労働力人口／就業人口
と雇用者人口／完全失業者／非労働力人口／
就業構造／農林業と非農林業の就業構造／雇
用者の産業別構成／雇用者の企業規模別構成
／雇用者の職業別構成／雇用者の雇用形態と
産業別常用雇用指数／短時間就業者と転職希
望者／景気上昇の雇用への影響——景気の上
昇／求人倍率の上昇と就職件数の低迷／技能
労働者の需給状況／製造業の企業規模別雇用
の動き／新規学卒者の需給状況／雇用保険関
係諸指標の動き

概

要

一、総理府統計局の「労働力調査」によると、一九七九年の労働力人口は五五九六万人で、前年を六四万人上回った。労働力人口中の就業者数は五四七九万人で前年より七十一万人の増加となった。完全失業者は前年よりも七万人減少し年平均一一七万人で推移した。完全失業率は〇・一ポイント低下して二・一％となった。完全失業者は概ね各年齢層を通じて減少した。しかしながら、五五歳以上の高年齢の完全失業者は二三万人で、前年よりも、さらに一万人増加した。また、非労働力人口中の五五歳以上の人口が、前年よりも、二〇万人も増加したことが注目される。日本では非労働力人口中に占める就業希望者が各国中抜群に大きいのであって、五五歳以上の年齢層の労働力需給は、雇用情勢の相対的な一般的好転にもかかわらず、前年よりもさらに深刻化したといわねばならない。

一、就業者の産業部門別構成は、第一次産業が六一三万人で一・二％、第二次産業が一八八一万人で三四・四％、第三次産業が二九七六万人で五四・四％のごとくとなった。各部門の相対的な比重は、前年に比し、第一次が〇・五ポイント減、第二次が同率、第三次が一・一ポイントの増となった。就業者の従業との地位別構成は、自営業主が九六七万人で一七・七％、家族従業者が六二七万人

で一一・四％、雇用者が三八七六万人で七〇・四％のごとくとなった。雇用者数は、前年よりも七七万人増加し、雇用者比率も、〇・七ポイント上昇した。

一、雇用者三八七六万人の農林、非農林部門別構成は、農林〇・八％、非農林九九・八％であり、前年と比べて、雇用者数は、農林で増減なし、非農林で七六万人の増となった。非農林部門での増加は、サービス業で三四万人、卸小売・金融保険・不動産業で二四万人、建設業で一四万人、運輸通信・電気ガス水道・熱供給業で八万人、それぞれ増加したことによる。他方、製造業では、雇用者がひきつづき減少し、七九年には前年を二万人下回った。企業規模別の雇用者数の増減は、五〇〇人以上の大企業で一万人の増、三〇～四九九人の中企業で三九万人の増、二九人以下の小企業で一万人の増、となった。雇用形態別の増減は、常雇が前年よりも六八万人の増、臨時が一一万人の増、日雇が二万人の減となった。ただし、この常雇の増加については、地方でパートの雇用者が増加したことを念頭におく必要がある。非農林部門雇用者のうち、週三五時間以下の就業をおこなう雇用者は、前年と比べて三六万人も増加しており、この数は、非農林部門雇用者の増加数七六万人の四七・四％に相当する。

一、一九七九年の年央から一九八〇年上半年期に至る景気上昇は、企業収益の伸びからすると、前年につづいてふたたび過去の最高水準を記録した。この景気上昇は、有効求人倍率をある程度押し上げ、また技能労働者の不足率をさらに引き上げたのであるが、職安での一般求職率はあまり上昇しなかった。製造業の大中の企業では減量経営指向が持続し、労働者の離職超過がつづいた。七九年三月

の新規学卒者にたいする求人倍率は、前年よりもかえって低下した。七九年は顕著な景気上昇の年であったが、それにもかかわらず、雇用情勢は、若干の相対的改善がみられたものの、なお深刻な状況を脱しえないで推移した。

1 雇用の動向

労働力人口

総理府統計局「労働力調査」によると、一九七九年の労働力人口数は、五五九六万人で、前年を六四万人ほど上回った。対前年増加率は一・二％であった。労働力人口は、七〇年代前半の年平均四〇万人台に比し、七五年を境として、七〇年代後半には五〇万人の上台を上回る増加をつづけ、七九年も、その例外ではなかった。しかし、七九年には、その増勢が減速した。労働力人口の対前年増加数は、七六年の五五万人、七七年の七四万人、七八年の八〇万人であったから、七九年の六四万人は、相当な減速であったといえる。なお、八〇年上半年期の労働力人口は、平均で五六〇〇万人で、前年同期に比し、その増加数は四六万人であった（第10表）。

労働力人口の増勢が減速したことの直接の理由は、労働力率が停滞的に推移したことによる。労働力率は、七〇年代前半には、七五年を境として、それ以前の趨勢とは正反対に、七六年以降、六三・

第 10 表 労働力状態¹⁾

年 月	総 人 口	満 15 歳 以上人口	労 働 力 人 口	従業上の地位別就業者数					完全失業者	失 業 率 ²⁾	非労働力 人 口	労働力率 ³⁾	雇用者比率 ⁴⁾
				全 産 業									
				総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者						
1970年平均	10,357 万人	7,885 万人	5,153 万人	5,094 万人	977 万人	805 万人	3,306 万人	59 万人	1.1%	2,273 万人	65.4%	64.9%	
1975年平均	11,161	8,447	5,323	5,223	939	628	3,646	100	1.9	3,095	63.0	69.8	
1976年平均	11,283	8,543	5,378	5,271	934	617	3,712	108	2.0	3,139	63.0	70.4	
1977年平均	11,392	8,632	5,452	5,342	942	621	3,769	110	2.0	3,157	63.2	70.6	
1978年平均	11,495	8,726	5,532	5,408	964	636	3,789	124	2.2	3,169	63.4	70.1	
1979年平均	11,592	8,824	5,596	5,479	967	627	3,876	117	2.1	3,200	63.4	70.7	
1～6月平均	11,568	8,799	5,554	5,432	966	625	3,834	122	2.2	3,220	63.1	70.6	
1979年	7月	11,592	8,825	5,696	5,580	991	664	3,913	116	2.0	3,097	64.5	70.1
	8月	11,605	8,838	5,673	5,554	985	656	3,904	118	2.1	3,130	64.2	70.3
	9月	11,613	8,846	5,641	5,533	984	647	3,891	108	1.9	3,172	63.8	70.3
	10月	11,622	8,856	5,663	5,552	980	643	3,919	111	2.0	3,159	63.9	70.6
	11月	11,630	8,863	5,620	5,509	946	600	3,952	111	2.0	3,217	63.4	71.7
	12月	11,634	8,869	5,539	5,432	927	560	3,932	107	1.9	3,301	62.5	72.4
1980年	1月	11,646	8,884	5,446	5,333	889	524	3,907	113	2.1		61.3	73.3
	2月	11,649	8,890	5,480	5,339	900	534	3,895	111	2.0		61.3	73.0
	3月	11,656	8,900	5,548	5,425	943	588	3,886	124	2.2		62.3	71.6
	4月	11,660	8,907	5,674	5,557	991	655	3,902	118	2.1		63.7	70.2
	5月	11,672	8,919	5,719	5,610	988	662	3,948	109	1.9		64.1	70.4
	6月	11,680	8,928	5,763	5,658	989	645	4,012	105	1.8		64.5	70.9

〔備考〕 1) 総理府「労働力調査」による。
2) 失業率＝完全失業者／労働力人口。
3) 労働力率＝労働力人口／満15歳以上人口。
4) 雇用者比率＝雇用者数／就業者数。

〇%、六三・二%、六三・四%と年々増加しつつづけたが、七九年のそれは、前年と同じ六三・四%であった。なお、八〇年上半期の労働力率は六二・九%で、前年同期と比べさらに〇・二ポイント低下した。

労働力人口の推移を男女別にみると、七九年の男子労働力人口は三四三七万人で、前年に比して、人数で三一万人、増加率で〇・九%ほど増加した。しかし、この年、男子一五歳以上人口が、前年に比して、人数で四九万人、増加率で一・二%ほど増加しており、労働力率は、前年の八〇・三%から八〇・二%へと、〇・一ポイント下降した。七九年の女子労働力人口は、二一六〇万人で、前年に比して人数で三五万人、増加率で一・七%増加した。女子の場合、労働力率は、前年の四七・四%から四七・六%へと〇・二ポイント上昇した。男子の労働力率は、七五年の八一・八%を峠として、八一・四%、八一・二%、八〇・六%、八〇・三%、そして七九年の八〇・二%へと低下をつづけた。八〇年上半期の男子労働力率は七九・六%であり、前年同期に比して、〇・四ポイント低下した。これにたいし、女子の労働力率は、七五年を谷間として、四五・八%、四六・六%、四七・四%と急ピッチで上昇したが、七六年には、四七・六%へと微増に転じ、八〇年上半期は四七・一%となり、前年同期に比して増減なしとなった。以上要するに、七九年および八〇年上半期の労働力率の停滞は、直接には、男子労働力率の低下の持続、および、女子労働力率の上昇の鈍化によるといってよい。なお、七九年の、労働力人口中に占める女子の比率は三八・六%であった。八〇年上半期のそれは、三八・五%であった。この比率は、七五年には三六・七%であったが、その後、三六・八%、三七・三

%、三七・六%、三八・四%を経て、三八・六%、三八・五%となった。七九年も労働力人口の女子化の趨勢が持続したのではあるが、その増勢は鈍化し、八〇年上半期には、ほとんどゼロとなった。

就業人口と雇用者人口

七九年の年平均就業者数は、五四七九万人で前年よりも七十一万人増加した。対前年増加率は一・三%であった。この増加数および対前年増加率は、七〇年代を通じて七三年に次ぐ大きさであり、労働力人口の増加六四万人、同対前年増加率一・二%を相当上回った。

就業人口を男女別にみると、七九年の男子就業者数は三三六三万人で、前年より三八万人増加した。対前年増加率は一・一%であった。これらは、それぞれ、男子労働力人口の増加三一万人、〇・九%を上回っている。男子就業者数の増加は、第一次石油危機以降、六七万人、三〇万人、五万人、二四万人、一五万人、一六万人、三八万人のごとくに推移し、七七年以降、漸次増加幅を拡大したが、七九年の増加幅は、七四年以降の最も大きなものとなった。七九年の女子就業者数は二一七万人で、前年に比べ三四万人ほど増加した。対前年増加率は一・六%であった。これらは、それぞれ、女子労働力人口の増加、三五万人、一・七%をいくぶん下回った。女子就業者数の増加は、第一次石油危機以降、六六万人、マイナス五〇万人、マイナス二〇万人、二三万人、五七万人、五〇万人、三四万人のごとくに推移したのであり、七七年以降三年連続して縮小した。七九年には、その増加幅は、六年ぶりに男子就業者の増加幅を下回った。

雇用者人口の推移をみると、七九年は三八七六万人で、前年より七十七万人増加した。対前年増加率は二・〇%であった。この増加は

労働力人口の増加六四万人、一・二％はもとより、就業人口の増加七十一万人、一・三％と比べても、かなりを上回っている。男女別にみると、男子雇用者人口は、七九年に、二五六六万人となり、前年より四七万人増加した。対前年増加率は一・九％であった。この増加は、男子労働力人口の増加三十一万人、〇・九％はもとより、男子就業者数の増加三八万人、一・一％を相当に上回っている。これにたいし、七九年の女子雇用者人口は一三一〇万人で、前年より三〇万人増加した。対前年増加率は二・三％であった。この増加は、増加率では、女子労働力人口の一・七％、女子就業者数の一・六％をそれぞれ上回るものであるが、増加数では、女子労働力人口の三五万人、女子就業者数の三四万人を下回るものであった。女子雇用者人口の伸びはたしかにもせよ、男子の場合と比べれば、それほど顕著ではなかった。

完全失業者

七九年の完全失業者数は年間平均で一七七万人であり、前年よりも七万人の減となった。完全失業率は二・一％で、前年よりも〇・一ポイント減少した。八〇年一～六月の平均完全失業者数は一一三万人、完全失業率は、二・〇％となった。それらを前年同期と比べれば、それぞれ、九万人、〇・二ポイントの減となった。完全失業者数は、七三年の第一次石油危機以来、六年ぶりに減少した。

完全失業者を年齢階級別にみると、五五歳以上の高齢者層は二三十万人で、全体の一九・七％を占め、前年よりもさらに一万人（対前年比五％）増加した。四〇～五四歳の中高年齢層は二六万人で全体の二二・二％を占め、前年よりも三万人（対前年比一〇・三％）ほど減少した。二五～三九歳の若年中年層は四二万人で全体の三六・

三％を占め、前年より三万人（同六・七％）減少した。また、一五～二四歳の若年層が二六万人で全体の二二・二％を占め、前年よりも一万人（対前年比三・七％）減少した。以上要するに、完全失業者のうち、四〇～五四歳の中高年齢層、および二五～三九歳の若年中年層が、対前年比からして、かなり減少したことが注目される。他方、五四歳以上の高齢者層は増加し、また、一五～二四歳の若年層がわずかに減少しなかったことがあわせて注目される。完全失業者の全体に占める五五歳以上の高年齢者の比重は、前年の一七・七％から、一九・七％へと、二％ほど増加した。また、一五～二四歳の若年者の比重は、前年の二二・〇％から、二二・二％へと〇・二ポイント増加した。

七九年の完全失業者を男女別にみると、男子は七十四万人で全体の六三・三％を占めるが、前年よりも七万人（対前年比八・六％）減少した。女子の完全失業者は四三万人で、前年と変わらなかった。したがって、完全失業者の全体に占める女子の比重は、前年の三五％から、三六・七％へと増加した。なお、労働力人口中に占める男子完全失業者の比率は、二・〇％であり、前年に比して〇・二ポイント低下した。女子の場合、完全失業率は二・〇％であり、前年と同率であった。

非労働力人口

七九年の非労働力人口は三二〇〇万人で、前年より三十一万人増加した。対前年増加率は約一・〇％であった。非労働力人口の増加幅は、七三年の第一次石油危機以降、一一五万人、八七万人、四四万人、一八万人、一二万人のごとくに毎年縮小していたのであるが、七九年には反転して三十一万人の増加となった。男女別にみると、七九年の男子非労働力人口は、八

三六万人で、前年より一六万人も増加している。対前年増加率は二・〇％であった。女子の非労働力人口は、七九年、二三六四万人で、前年より一四万人も増加した。女子の非労働力人口は、七七年、七八年と二年つづきで減少していたが、七九年には反転して、顕著に増加した。対前年増加率は〇・六％であった。

非労働力人口中の就業希望者が、最近年増加していることは、右の事実とあわせて注目される。七九年三月の「労働力種別調査」によれば、非労働力人口中の就業希望者（同調査で、「仕事があれば」「条件があれば」仕事につきたいとする人、および就職内定者の合計）は、実に一〇三七万人であった。この人員は、同年同月の非労働力人口の三一・六％に相当し、また、同年同月の労働力人口の一八・九％に相当する。

就業構造

就業者総数を第一次産業（農林業、漁業、水産養殖業）、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）、第三次産業（上記以外の諸産業）の三部門に分けてみると、七九年、第一次産業の就業者数は六一三万人で、前年よりも二〇万人減少した。また、他の諸部門の就業者の伸びがさらに大きかったから、第一次産業部門の全体に占める比重は、一一・二％で、前年より〇・五ポイント減少した（第11表）。第二次産業の就業者の数は一八八一万人で、前年よりも二〇万人ほど増加した。ただし、就業者全体に占める第二次産業の比重は三四・四％で前年と変わらなかった。第三次産業の就業者数は二九七六万人で、前年より七二万人増加した。就業者全体に占める第三次産業の比重は五四・四％で前年よりも一・一％ほど増加した。男子就業者は、第一次産業で一二万人の減、第二次産業で一四万人の増、第三次産業で三六万人の増となった。ま

た、女子就業者は、第一次産業で八万人の減、第二次産業で六万人の増、第三次産業で三六万人の増となった。就業者の従業上の地位別構成は、自営業主が九六七万人で一七・七％、家族従業者が六二七万人で一・四％、雇用者が三八七六万人で七〇・四％のごとくとなった。雇用者は前年より七七万人増加し、雇用者比率は〇・七ポイント上昇した（第12表）。

農林業と非農林業の就業構造

七九年の農林業就業者数は五六八万人で、前年より二二万人減少した。就業者全体のなかでの割合は一〇・四％で、前年より〇・五ポイント減少した。農林部門の男女別の構成は、男子二七六万人、女子二九二万人で、それぞれ四八・六％、五一・四％の割合となった。男子は前年よりも一二万人の減、女子は九万人の減であったから、農林部門の就業者構成は、女子化の度合をさらに強めた。従業上の地位別にみると、自営業主二七〇万人、家族従業者二六八万人、雇用者三〇万人で、前年に比し、自営業主は一三万人、家族従業者は九万人、それぞれ減少した。雇用者の数は変わらなかった。七九年の構成比は、自営業主四七・五％、家族従業者四七・二％、雇用者五・三％であった。雇用者比率は、〇・三ポイント増加した（第12表）。

非農林業の七九年の就業者数は四九一二万人で、前年よりも九三万人（対前年比で一・九％）増加し、産業全体の就業者人口に占める割合は七九・七％となった。その内訳を産業別にみると、漁業水産養殖業が四五万人で一人（二・三％）の増、鉱業が一二万人で三万人（二〇・〇％）の減、建設業が五三六万人で一六万人（三・一％）の増、製造業が一三三三万人で七万人（〇・五％）の増、卸小売・金融保険・不動産業が一四一三万人で二三万人（一・七％）

第11表 第1次、第2次、第3次産業別就業者数 (年平均) (単位：万人)

	第 1 次 産 業 ²⁾			第 2 次 産 業 ³⁾			第 3 次 産 業 ⁴⁾			構 成 比 (%)										
	実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		総 数	第 1 次 業 ²⁾	第 2 次 業 ³⁾	第 3 次 業 ⁴⁾							
		増	減		増	減		増	減					増	減					
男	1965年	1,113	—	36	—	3.1	1,507	+	40	+	2.7	2,109	+	71	+	3.5	100.0	23.5	31.9	44.6
	1970	886	—	60	—	6.3	1,791	+	51	+	2.9	2,409	+	60	+	2.6	100.0	17.4	35.2	47.3
	1975	658	—	15	—	2.2	1,823	—	67	—	3.5	2,688	+	60	+	2.3	100.0	12.7	35.2	51.9
	1976	643	—	15	—	2.3	1,855	+	32	+	1.7	2,763	+	75	+	2.8	100.0	12.2	35.2	52.4
	1977	634	—	9	—	1.4	1,858	+	3	+	0.2	2,839	+	76	+	2.8	100.0	11.9	34.8	53.1
	1978	633	—	1	—	1.6	1,861	+	3	+	1.6	2,904	+	65	+	2.3	100.0	11.7	34.4	53.7
女	1979	613	—	20	—	3.2	1,881	+	20	+	1.1	2,976	+	72	+	2.5	100.0	11.2	34.4	54.4
男	1965年	540	—	16	—	2.9	1,039	+	27	+	2.7	1,272	+	40	+	3.2	100.0	18.9	36.4	44.6
	1970	436	—	29	—	6.2	1,217	+	34	+	2.9	1,433	+	30	+	2.1	100.0	14.1	29.4	46.4
	1975	328	—	10	—	3.0	1,348	+	37	+	2.8	1,606	+	30	+	1.9	100.0	10.2	41.1	49.7
	1976	327	—	1	—	0.3	1,299	—	49	—	3.6	1,663	+	57	+	3.6	100.0	9.9	39.5	50.6
	1977	324	—	3	—	0.9	1,290	—	9	—	0.7	1,686	+	33	+	2.0	100.0	9.8	39.0	50.9
	1978	323	—	1	—	0.3	1,283	—	7	—	0.5	1,712	+	26	+	1.5	100.0	9.7	38.6	51.5
女	1979	311	—	12	—	3.7	1,297	+	14	+	1.1	1,748	+	36	+	2.1	100.0	9.3	38.7	52.1
女	1965年	573	—	20	—	3.4	468	+	13	+	2.9	887	+	31	+	3.8	100.0	30.5	24.9	44.6
	1970	451	—	31	—	6.4	574	+	18	+	3.3	975	+	29	+	3.1	100.0	22.5	28.7	48.7
	1975	330	—	6	—	1.8	534	—	44	—	7.6	1,083	+	22	+	3.0	100.0	16.9	27.4	55.6
	1976	316	—	14	—	4.2	558	+	24	+	5.0	1,100	+	17	+	1.6	100.0	16.0	28.3	55.7
	1977	309	—	7	—	2.2	567	+	9	+	1.6	1,151	+	51	+	4.6	100.0	15.2	27.9	56.6
	1978	310	+	1	+	0.3	578	+	11	+	1.9	1,191	+	40	+	3.5	100.0	14.9	27.7	57.2
女	1979	302	+	8	+	2.6	584	+	6	+	1.0	1,227	+	36	+	3.0	100.0	14.3	27.6	59.1

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。
2) 第1次産業：農業，林業，狩猟業，漁業水産養殖業 3) 第2次産業：鉱業，建設業，製造業 4) 第3次産業：左記以外の産業
5) 総理府統計局「労働力調査年報」昭和54年中第5表産業，従業上の地位別就業者数58～65頁より算出，構成比の合計は100にならない。

第12表 就業者の従業上の地位別構成

(単位：万人)

従業上の地位別	従業者数	農 林 業				非 農 林 業				雇 用 者			
		総数	自営業主	家族従業者	雇 用 者	総数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
									総数	常 雇	臨時	時 日	日 雇
総数	1970年	5,094	842	363	451	29	4,251	614	354	3,277	3,005	162	109
	1975	5,223	618	303	286	29	4,605	637	343	3,617	3,327	174	116
	1976	5,271	601	209	282	31	4,670	645	335	3,682	3,382	183	117
	1977	5,342	589	282	276	31	4,752	659	345	3,738	3,406	208	124
	1978	5,408	589	283	277	30	4,819	682	359	3,770	3,417	222	130
	1979	5,479	568	270	268	30	4,912	697	359	3,846	3,485	233	128
うち 1979年男子		3,363	276	209	46	20	3,087	464	71	2,546	2,412	68	66
	女子	2,117	292	61	222	9	1,825	234	287	1,300	1,073	165	62

【備考】 1) 従業上の地位の区分は、つぎのようになっている。
「自営業主」一人経営の事業を営んでいる者。
「家族従業者」一人経営の事業を営んでいる者の家族である者。
「雇用者」一雇用期間に一定の期間を定め、賃金を得ている者、および会社団体の役員。
「臨時」一雇用期間に一定の期間を定め、賃金を得ている者。
「日雇」一日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
2) 総務庁統計局「労働力調査」による。

の増、運輸・通信・電気・ガス・水道業が三八二万人で八万人(二・一%)の増、サービス業が九八〇万人で三七万人(三・九%)の増、公務が二〇一万人で四万人(二・〇%)の増、のごとくであった。第三次産業の諸分野のほか、建設業、製造業である程度まで就業人口が増加したことが注目される(第13表)。

非農林業就業者の男女別構成は、男子三〇八七万人、女子一八二五万人で、それぞれ六二・八%、三七・二%の割合となった。男子は

前年よりも四九万人の増加、女子は四〇万人の増加であったから、七九年の非農林業の就業構造は、前年とは一転して、男子化の度合が強まった。非農林業就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は六九七万で前年に比し一〇万人(一・五%)の増加、家族従業者は三五九万人で前年と変わらず、雇用者は三八四六万人で、前年に比し六八万人(二・〇%)の増加となった。その結果、非農林の従業上の地位別構成は、自営業主一四・二%、家族従業者七・三%、

第13表 非農林業産業別就業者数

	漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業			卸小売・金融保険・不動産業			運輸・通信・電気ガス・水道業			サービス業			公務		
	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)
1970年	44	-3	-6.4	20	-4	-16.7	394	23	6.2	1,377	32	2.4	1,144	11	1.0	353	15	4.4	751	29	4.0	161	5	3.2
1973	47	-2	-4.1	13	-3	-18.7	463	30	6.9	1,440	57	4.1	1,233	32	2.7	370	14	3.9	817	18	2.3	178	2	1.1
1974	45	-2	-4.3	14	1	7.7	464	-3	-0.6	1,427	-16	-1.1	1,260	18	1.4	364	-8	-2.2	830	4	0.5	192	12	6.7
1975	43	-2	-4.4	16	2	14.3	479	15	3.2	1,346	-81	-5.7	1,296	36	2.9	363	-1	-0.3	855	25	3.0	196	4	2.1
1976	42	-1	-2.3	18	2	12.5	492	13	2.7	1,345	-1	-0.1	1,323	27	2.1	374	11	3.0	876	21	2.5	190	-6	-3.1
1977	45	3	7.1	19	1	5.6	499	7	1.4	1,340	-5	-0.4	1,372	49	3.7	371	-3	-0.8	903	27	3.1	192	2	1.1
1978	44	-1	-2.2	15	-4	-21.1	520	21	4.2	1,326	-14	-1.0	1,390	18	1.3	374	8	0.8	943	40	4.4	197	5	2.6
1979	45	1	2.3	12	-3	-20.0	536	16	3.1	1,333	7	0.5	1,413	23	1.7	382	8	2.1	980	37	3.9	201	4	2.0

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」昭和54年版による。

雇用者七九・三%となった。非農林業の雇用者比率は、対前年比で一・一%増加した。

雇用者の産業別構成
非農林業のおもな産業に注目して、七九年の雇用者の構成をみると、建設業は四一七

万人で一四万人(三・五%)の増、製造業は一一〇七万人で二万人(〇・二%)の減、卸小売・金融保険・不動産業は、九六六万人で二四万人(二・五%)の増、運輸通信・電気ガス水道・熱供給業は三六四万人で八万人(二・二%)の増、サービス業は七六三万人で三四人(四・七%)の増のごとくである(第14表)。建設業では、前年にひきつづいて大幅に増加し、製造業では、減少傾向が減速し、

第三次産業では、増加傾向が前年より加速した(第15表)。

雇用者の企業規模別構成
民間の非農林業雇用者(官公をのぞく三三六三万人)の企業規模別構成をみ

ると、従業員二九人以下の小企業に働く者は一三二九万人で、前年よりも一一万人(対前年比二三・三%)増加した。しかし、七九年には他の企業規模での雇用者の増加がより大きかったから、小企業の雇用者の全体に占める割合は、四〇・〇%から三九・五%へと、〇・五ポイント減少した。従業員三〇~九九人規模の雇用者は五九六万人で、前年より一四万人(対前年二・四%)増加した。全体のなかでの割合は一七・七%で、前年よりも〇・一ポイント微増した。

第14表 おもな産業の雇用者数

(単位 万人)

年	非 農 林 業				建 設 業				製 造 業				卸小売・金融保険・サービス業				運輸通信・電気ガス水道熱供給業				サ ー ビ ス 業			
	実数	対 前 年		この産業に就く者の割合	実数	対 前 年		この産業に就く者の割合	実数	対 前 年		この産業に就く者の割合	実数	対 前 年		この産業に就く者の割合	実数	対 前 年		この産業に就く者の割合				
		増減	増減率%			増減	増減率%			増減	増減率%			増減	増減率%			増減	増減率%		増減	増減率%		
1970	3,277	+ 108	+ 3.4	77.1	305	+ 16	+ 5.5	77.4	1,144	+ 28	+ 2.5	83.1	731	+ 19	+ 2.7	63.9	340	+ 14	+ 4.3	96.3	558	+ 30	+ 5.7	74.3
1975	3,617	+ 10	+ 0.3	78.5	377	+ 15	+ 4.1	78.7	1,138	- 63	- 5.2	84.6	868	+ 26	+ 3.1	67.0	346	+ 1	+ 0.3	95.3	659	+ 26	+ 4.1	77.1
1976	3,682	+ 65	+ 1.8	78.8	385	+ 8	+ 2.1	78.6	1,133	- 5	- 0.4	84.2	903	+ 35	+ 4.0	68.3	357	+ 11	+ 3.2	95.5	692	+ 18	+ 2.7	77.7
1977	3,738	+ 56	+ 1.5	78.7	390	+ 5	+ 0.01	78.2	1,126	- 7	- 0.6	84.0	940	+ 37	+ 4.1	68.5	354	- 3	- 0.1	95.4	711	+ 20	+ 3.0	77.5
1978	3,770	+ 32	+ 8.6	78.2	403	+ 13	+ 3.3	77.5	1,109	- 17	- 1.5	83.6	942	+ 2	+ 0.2	67.8	356	+ 2	+ 0.6	95.2	729	+ 37	+ 4.6	77.3
1979	3,846	+ 76	+ 2.0	78.3	417	+ 14	+ 3.5	77.8	1,107	- 2	- 0.2	83.1	966	+ 24	+ 2.5	68.4	364	+ 8	+ 2.2	95.3	763	+ 34	+ 4.7	77.9

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」昭和54年版による。1974年以降は沖縄県をふくむ。

一〇〇〇四九九人規模の企業での雇用者は五四五万人で、前年よりも二五万人（対前年四・八％）増加した。この中規模企業の雇用者が全体に占める割合は一六・二％となり、前年の一五・八％を〇・四ポイント上回った。五〇〇人以上の規模の雇用者は八八八万人で、前年より一万人増加した。七四年以来五年ぶりの増加である。しかし、全体に占める割合は二六・四％で前年と変わらなかった。以上要するに、七九年には、一〇〇〇四九九人の中規模の企業で雇用者が相対的により大なる程度に増加した。なお、この中規模企業の雇用者数は、七〇年代を通じて一貫して年々増加をつづけており注目される（第16表）。

雇用者の職業別構成

雇用者の職業別構成について、まず前年からの変化に注目すると、男子の場合、七九年に増加したのは専門的・技術的職業（対前年八万人、四・六％）、管理的職業（一二万人、六・三％）、事務従業者（九万人、二・二％）、販売従業者（六万人、一・九％）、技能工・生産工程従業者（一四万人、一・五％）および保安・サービス職業（四万人、二・五％）であった。逆に減少したのは、農林・漁業従業者（二万人、五％）、採鉱・採石従業者（二万人、二・九％）、運輸・通信従業者（一万人、〇・五％）であった。なお、単純従業者は増減なしであった。女子の場合、七九年に増加したのは、専門的・技術的職業（一五万人、九・六％）、管理的職業（二万人、二二・二％）、事務従業者（一

第15表 雇用者の産業別構成比

		構 成 比 (%)						
		全産業	非農林業	建設業	製造業	卸小売 金融保険 不動産業	運輸通信・ 電気ガス水 道熱供給業	サービス業
男	1965年	100.0	97.9	9.3	34.5	20.6	10.0	26.2
	1970	100.0	99.1	9.2	34.6	22.1	10.3	16.9
	1973	100.0	99.2	10.1	33.3	22.7	9.8	17.3
	1974	100.0	99.2	9.9	33.0	23.2	9.5	17.4
女	1975	100.0	99.2	10.3	31.2	23.8	9.5	18.1
	1976	100.0	99.2	10.4	30.5	24.3	9.6	18.6
計	1977	100.0	99.2	10.4	29.9	24.9	9.4	18.9
	1978	100.0	99.2	10.6	29.2	24.8	9.4	19.2
	1979	100.0	99.2	10.8	28.6	24.9	9.9	19.7

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第16表 非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく） (%)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
総 数	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1970	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
	1975	100.0	28.8	16.0	17.1	37.9
	1976	100.0	27.9	16.1	17.7	38.3
	1977	100.0	27.2	15.8	17.5	39.3
	1978	100.0	26.4	15.8	17.6	40.0
	1979	100.0	26.4	16.2	17.7	39.5

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第17表 雇用者の職業別構成 (%)

職 業 別		1970年		1975年		1976年		1977年		1978年		1979年	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的 職業		6.6	9.1	6.8	11.6	7.1	11.5	7.0	11.7	6.9	12.2	7.1	13.1
管理的職業		5.7	0.5	7.8	0.9	8.1	1.0	7.9	0.8	7.6	0.7	8.0	0.8
事務		17.4	30.9	16.1	32.2	15.8	32.2	15.8	32.4	16.3	32.0	16.3	32.4
販売		10.5	10.2	12.0	11.1	12.8	11.1	12.9	11.1	12.8	11.6	12.8	11.4
農林・漁業		1.4	0.9	1.3	0.8	1.3	0.7	1.3	0.7	1.2	0.7	1.1	0.7
採鉱・採石		0.4	0.1	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0
運輸・通信		8.9	2.0	8.2	1.5	8.3	1.4	8.2	1.2	8.4	1.1	8.2	1.2
技能工・生産工 程作業者		37.6	26.6	37.5	24.5	36.9	24.9	36.7	24.9	36.5	24.5	36.4	23.3
単純作業者		6.0	6.0	3.6	3.7	3.5	4.0	3.7	3.3	3.6	3.9	3.6	4.0
保安職業・サー ビス職業		5.3	13.7	6.3	13.7	6.2	13.7	6.0	13.3	6.4	13.4	6.4	13.1

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。73年以降は沖縄県をふくむ。

六万人、三・九％）、販売従業者（一万人、〇・七％）、運輸・通信従業者（二万人、一四・三％）、単純作業（二万人、四・〇％）であり、逆に減少したのは、技能工・生産工程作業（八万人、二・六％）であった。男女を通じて増加したのは、専門的・技術的職業、管理的職業、事務従業者、販売従業者であった（第17表）。

雇用者の雇用形態と

産業別常用雇用指数

七九年の非農林業雇用者を雇用形態別にみると常雇は三四八五万人で、前年に比し六八万人（二・〇％）増加した。臨時雇は二二三万人で、前年に比し一一万人（五・〇％）増加した。地方、日雇は一二八万人で、前年より二万人（一・五％）減少した。非農林業雇用者中に占める三者の構成は、常雇九〇・六％、臨時雇六・〇％、日雇三・三％であり、常雇の比重は前年と変わらなかった。

七九年の常雇の雇用水準は、それゆえ、人数的にみれば上向したことになるが、「毎月勤労統計調査報告」によると、七九年の常用雇用指数は、七五年を一〇〇とすれば一〇二・三％で、二・三％上昇しているが、このうち、七八年からの上昇分は〇・六ポイントであり、その上向度合は、七〇年代後半の平均なみにとどまった。七九年に前年よりも常用雇用指数が上昇したのは建設業（一〇九・七、対前年二・八ポイント）、金融・保険業（一〇九・五、対前年〇・八ポイント）、不動産業（八六・一、対前年〇・三ポイント）、電気・ガス・水道・熱供給業（一〇四・一、一・四ポイント）、サービス業（一二七・八、対前年三・七ポイント）であった。他方、常用雇用指数が低下したのは、鉱業（八五・一、対前年一・八ポイント）、製造業（九四・一、対前年〇・八ポイント）、運輸・通信業（九九・四、対前年〇・六ポイント）であった。なお、卸売・小売業では常

用雇用指数（一〇六・〇）が変化しなかった（第18表）。

短時間就業者

と転職希望者

総理府「労働力調査」によって、非農林業雇用者のうち休業者を除く人口の週間就業時間別内訳をみると、七九年には、三五時間以下の短時間就業者が三六六万人で、三五～四八時間の就業者が二〇六四万人、四九～五〇時間の就業者が八二〇万人、六〇時間以上の就業者が五三七万人となっている。前年と比べれば、三五時間以下が三六万人の増加、三五～四八時間が一〇万人の減少、四九～五九時間が二四万人の増加、六〇時間以上が二六万人の増加となっている。一方ではパートタイマーが大量に増加し、他方では、長時間の残業をおこなう雇用者が大幅に増大したのである。右の事実とともに、七九年には、就業人口中転職希望者が顕著に増加したことが注目される。総理府の労働力調査報告（昭和五五年上半期速報）によれば、週三五時間未満の就業者中、転職または追加就業希望者は、七九年平均で八六万人であり、上記短時間就業者総数の九・二％であった。この人たちは前年より五万人増加し、八〇年上期にはさらに八万人増加している。週三五時間以上の非短時間就業中の転職または追加就業希望者も増加をつづけており、七九年平均で三八五万人であり、上記非短時間就業者総数の八・五％であった。この人たちは前年より八万人増加し、八〇年上期には一九万人も増加している。

第18表 産業別常用雇用指数¹⁾²⁾ (1975年=100)

年 月	調査計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業
1970年平均	97.8	213.2	92.1	107.0	90.5	90.7	80.0	100.5	93.8	84.5
1974年平均	101.6	108.0	105.4	105.5	98.9	98.4	104.5	99.5	99.2	96.7
1975年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1976年平均	100.0	93.8	101.9	98.0	101.6	102.1	91.9	99.3	100.5	103.8
1977年平均	101.3	91.7	104.5	97.1	104.3	105.3	89.8	99.9	101.2	109.0
1978年平均	101.7	86.9	106.6	94.9	106.0	108.7	85.8	100.0	102.7	114.1
1979年平均	102.3	85.1	109.7	94.1	106.0	109.5	86.1	99.4	104.1	117.8
1～6月平均	102.0	85.1	108.6	94.2	105.9	109.6	86.3	99.6	104.1	116.6
1979年7月	103.1	86.4	110.2	94.7	107.2	110.9	87.2	99.4	104.7	119.1
8月	102.7	85.8	110.8	94.1	106.5	109.8	86.5	99.1	104.5	118.9
9月	102.4	85.2	110.7	94.0	106.0	109.5	85.9	99.2	104.2	118.9
10月	102.4	84.8	111.2	93.9	105.7	109.1	85.6	99.1	104.0	119.0
11月	102.5	84.3	112.0	94.0	105.7	109.0	85.5	99.3	103.8	119.3
12月	102.2	84.2	110.2	93.8	105.5	108.1	84.8	99.2	103.5	118.9
1980年1月	101.4	84.0	106.1	93.3	104.5	107.2	83.6	99.0	103.3	118.3
2月	101.3	83.9	106.7	93.2	103.9	106.9	83.6	99.0	103.1	118.3
3月	101.4	84.2	107.3	93.5	104.4	106.3	84.1	98.9	103.0	117.7
4月	104.1	84.2	109.8	95.7	108.8	111.4	88.3	99.1	105.1	121.4
5月	103.9	84.4	108.5	95.5	108.4	111.2	88.1	99.0	105.5	121.8
6月	103.7	84.3	108.2	95.4	108.0	110.9	87.8	98.9	105.2	121.7

〔備考〕 1) 79年4月に標本事業所の抽出替えがおこなわれ、指数については、新旧両調査の結果により75年6月まで遡ってギャップ修正がおこなわれた。このため、毎勤統計の従来の数値と合わない。

2) 常用雇用指数は6カ月ごとに中間補正がなされる。本表は補正済の指数である。

3) 72年7月以降は沖縄県をふくむ。ただし、指数については時系列として接続するように沖縄県をふくめたことによるギャップが修正されている。

4) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

2 景気上昇の雇用への影響

景気の上昇

一九七九年の実質経済成長率は、前年の五・五%を上回って六・〇%となった。鉱工業生産は、対前年比で八・三%上昇した。七九年上半期についての同年九月期の企業の決算（日銀「短期経済観測」による）では、企業の純利益は、対前年同期比で三一・七%の大幅益となり、史上最高を記録した。七九年下半年の決算も好調であって、企業の純利益は、概ね上半期の水準を維持した。この間、減量経営等によって企業体質がさらに強化されたのであり、日経新聞等の予測によっても、八〇年上半期の企業利益の伸びは、ふたたび記録を更新する可能性が大きい。八〇年一～五月の鉱工業生産指数（速報値をふくむ）は、前年同期を一・二%も上回った。

求人倍率の上昇と就職件数の低迷

七九年の景気上昇は雇用動向に反映したが、その様相は複雑であった。新規求人倍率（季節調整済）は、七九年平均で一・三%であり、前年に比べ、〇・一七ポイント上向いた。この指数は、年前半には一・〇五であったが、後半には一・二〇に上昇した。しかし、八〇年一～五月には、やや低下して一・〇九の水準で推移した。有効求人倍率も景気上昇を反映してかなりに上向いた。この指数は、

七九年前半には〇・六九の水準にあったが、後半には〇・八〇の水準に上昇した。しかし、八〇年一～五月にはやや低下して、〇・七六で推移した（第19表）。

しかしながら、右のような求人倍率の上昇にもかかわらず、肝心な就職件数はあまり増加しなかった。七九年の年平均一カ月当たりの就職件数は一一・七万人であり、前年よりも〇・七万人増加しただけである。したがって、求職者数にたいする就職者の比率、すなわち就職率は、七九年平均で七・三%、一〇〇人当たり七・三人という深刻な状態がつづいた。就職件数は、七九年の年前半では、月当たり一四万人であったが、年後半には九・三万人に減少し、八〇年の前半になって一五万人に増加した。八〇年前半の就職率は九・二%で、七九年平均の七・四%を上回ったが、しかし、それでも、求職者一〇〇人にたいして就職者が九・三人という状況である。七〇～七三年の就職率は平均して一二・六%であった。

求人倍率が上昇したのに、就職率があまり上昇しなかったのであるから、有効求人数にたいする就職件数、すなわち充足率は下降した。七九年の年平均充足率は一〇・九%で、前年を二・一%下回った。この数字は、年前半には一二・八%であったが、年後半には八・六%に下降し、八〇年前半に一二・二%へと上昇したが、この一二・二%という数字は、前年同期と比べれば、一・二%ほど下降していることを意味する。労働力の質や労働条件を原因とする質的需給ギャップが根深いことが示唆されるであろう。

技能労働者の需給状況

労働省職業訓練局による「技術労働力需給状況調査」によると、七九年六月現在、特掲職種の技能労働者の不足数は八一万六〇〇〇人で、前年よ

第19表 一般職業紹介状況¹⁾²⁾³⁾

年 月	新 規 求人数 (A)	新 規 求職件数 (B)	新 規 求人倍率 (A)/(B)	有 効 求人数 (C)	有 効 求職者数 (D)	有 効 求人倍率 (C)/(D)	就職件数 (E)	充足率 (E)/(C)	季 調 済	
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%	新求人倍率	有求人倍率
1970年平均	309	352	0.88	794	1,249	0.64	142	17.8	1.52	1.35
1975年平均	339	350	0.97	943	1,536	0.61	122	13.0	0.98	0.59
1976年平均	348	343	1.02	948	1,487	0.64	119	12.6	0.97	0.64
1977年平均	311	366	0.85	845	1,517	0.56	118	14.0	0.83	0.54
1978年平均	331	362	0.91	885	1,574	0.56	115	13.0	0.96	0.59
1979年平均	386	347	1.11	1,071	1,507	0.71	117	10.9	1.13	0.73
1~6月平均	401	411	1.01	1,057	1,654	0.64	141	12.9	1.05	0.69
1979年 7月	349	283	1.23	980	1,406	0.70	92	9.3	1.13	0.73
8月	446	286	1.56	1,069	1,368	0.78	86	8.0	1.16	0.74
9月	455	288	1.58	1,152	1,346	0.86	97	8.4	1.21	0.74
10月	414	309	1.34	1,207	1,352	0.89	111	9.2	1.19	0.76
11月	315	276	1.14	1,126	1,311	0.86	105	9.3	1.23	0.79
12月	237	366	0.65	974	1,382	0.70	69	7.1	1.25	0.82
1980年 1月	430	562	0.77	1,051	1,674	0.63	81	7.7	1.12	0.80
2月	438	341	1.28	1,161	1,659	0.70	96	8.3	1.07	0.78
3月	497	334	1.49	1,354	1,651	0.82	184	13.6	1.09	0.75
4月	454	441	1.03	1,300	1,654	0.79	242	18.7	1.06	0.74
5月	384	407	0.94	1,145	1,561	0.73	146	12.8	1.13	0.75
6月	339	309	1.10	1,046	1,467	0.71	98	9.4	1.10	0.75

〔備考〕 1) 学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。

2) 実数は72年から沖縄県をふくむ。ただし、72~73年平均の前年比は沖縄県をふくまない数値間で計算してある。

3) 労働省「職業安定業務統計」による。

りは一八万七〇〇〇人も増加している。また、六月現在の技能労働者の不足率は八・八%で、前年より二・一ポイント上昇した。産業別には、建設業、製造業、運輸・通信業で不足の割合が高く、事業所規模別では、小規模企業ほど不足が深刻となっている。産業別、規模別の不足傾向は例年と変わるところがなく構造的要因の存在を示唆する(第20表)。

製造業の企業規模別雇用の動き

「毎月勤労統計」によって企業規模別の入職と離職の状況を製造業についてみると、五〇〇人規模以上の大企業と、一〇〇人~四九九人規模の中企業では、七四年以降ひきつづいて、離職率が入職率を上回っていることがわかる。その割合は、前年よりはかなり減少したが、それでも、大企業では二・二ポイント、中小企業では一・四ポイントの離職超過であって、毎月の人員減の比率としては相当な数値であった。小企業では、入職率が毎月相当な水準で推移したが、他方、このセクターでは離職率が大中企業に比して格段に大きく、差引ゼロという状況がつづいた。すでにみたように、製造業の雇用者は、七九年には前年よりも約二万人減少した。

新規学卒者の需給状況

文部省「学校基本調査」によれば、七九年三月卒の就職者は、高校卒が五九・一万人、中学卒が六・五万人、大学卒が四一・一万人であり、合計では一〇六・八万人の人数となる。七九年の労働力需要は、それゆえ、相当部分、新規学卒者によって充当されたといえよう。新規学卒者の就職先としては、建設業、サービス業などの非製造業部門の比重が増大した。製造業に就職した者は、中卒では全体の五九・五%、高卒では三〇・八%、大学・短大卒で二二・〇%であったが、

第20表 技能労働者の不足数

(単位:千人)

規模・産業		1965年	1970年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
合 計		1,797 (21.7)	1,837 (19.8)	1,342 (14.3)	779 (8.0)	794 (8.4)	779 (8.3)	629 (6.7)	816 (8.8)
規 模	従業員 500 人以上	280 (10.8)	149 (6.0)	69 (2.8)	17 (0.8)	21 (1.1)	13 (0.6)	10 (0.5)	15 (0.8)
	100人～499人	413 (17.9)	371 (5.2)	195 (8.4)	78 (3.6)	69 (3.5)	70 (3.4)	50 (2.6)	70 (3.4)
	30人～99人	515 (25.9)	473 (22.7)	346 (17.4)	177 (8.3)	168 (8.2)	175 (8.4)	128 (6.4)	186 (9.0)
	5～29人	662 (33.6)	844 (37.0)	732 (28.3)	507 (15.3)	535 (15.6)	520 (16.7)	441 (12.3)	545 (16.6)
産 業	鉱 業	24 (11.3)	14 (8.7)	10 (9.5)	5 (4.6)	4 (3.8)	5 (5.0)	5 (5.6)	6 (6.3)
	建 設 業	226 (30.6)	329 (31.7)	304 (28.8)	171 (11.3)	200 (12.9)	199 (13.3)	225 (13.9)	258 (17.7)
	製 造 業	1,379 (22.0)	1,294 (19.0)	831 (12.1)	506 (7.6)	510 (8.0)	484 (7.7)	332 (5.5)	447 (7.3)
	運 輸 通 信 業	120 (14.3)	124 (12.1)	125 (12.0)	64 (5.7)	49 (4.6)	66 (5.9)	49 (3.8)	73 (5.9)
	電気・ガス・水道 ・熱供給業	2 (3.7)	2 (3.0)	1 (2.1)	1 (1.7)	1 (1.2)	1 (0.9)	0 (0.5)	1 (0.8)
	自動車整備業等	46 (31.3)	75 (35.4)	70 (14.3)	32 (11.8)	34 (13.3)	25 (9.0)	18 (5.8)	32 (11.4)

〔備考〕 1) () は不足率を示す。

$$2) \text{ 不足率}(\%) = \frac{\text{不足技能工数}}{\text{調査時点の技能工数}} \times 100$$

3) 電気・ガス・水道業には73年分以降に熱供給業をふくむ。

4) 労働省「技能労働力需給状況調査」(各年6月)。

それらは、それぞれ〇・三ポイント、
 〇・六ポイント、一・八ポイント減少
 した。五〇〇人以上の大企業に就職し
 た者は、中卒で一九・九%、高卒で三
 六・三%であり、それぞれ前年より
 も、三・〇ポイント、二・四ポイント
 減少した。なお、中学、高校卒につい
 ては、前年にひきつづいて求人倍率が
 低下したことが注目される。求人倍率
 は、高校卒一・六九倍、中学卒二・八
 九倍であり、それぞれ前年よりも、
 〇・一二ポイント、〇・一七ポイント
 低下した。大学卒・短大卒の場合は求
 人倍率が不明であるが、就職率が前年
 なみの七二%であり、また、就業者数
 は七・二%増加したことから見ると、
 景気上昇がある程度まで求人数を引き
 上げたといえるかもしれない。

雇用保険関係 諸指標の動き

七九年以降の景気上
昇の過程で、雇用保
険関係の諸指標は複

雑な動きを示した。離職票提出件数
は、七九年の年平均で一カ月当たり一
二・六万件で、前年よりは〇・八万件
減少した。しかるに八〇年の上半期

第21表 雇用保険業務取扱状況¹⁾²⁾

年 月	雇 用 保 険 ²⁾³⁾			
	一 般			日雇受給者実人員
	離職票提出件数	受給者実人員	基本受給率 ³⁾	
	千件	千人	%	千人
1970年平均	150	491	2.3	182
1973年 "	175	527	2.3	138
1974年 "	194	574	2.4	136
1975年 "	194	870	—	139
1976年 "	135	754	2.7	134
1977年 "	134	632	2.6	130
1978年 "	134	708	2.9	128
1979年平均	126	658	2.7	127
1～6月 "	146	660	2.7	130
1979年 7月	107	702	2.8	133
8月	116	695	2.8	135
9月	114	648	2.6	127
10月	120	641	2.6	132
11月	96	629	2.5	129
12月	80	619	2.6	88
1980年 1月	151	589	2.5	160
2月	135	578	2.4	128
3月	126	595	2.5	127
4月	198	609	2.4	121
5月	155	661	2.6	136
6月	118	681	2.6	119

〔備考〕 1) 労働省「雇用保険事業月報」による。
2) 雇用保険法施行にともない、制度上の変更があったため1975年4月以降はそれ以前と接続しない。したがって75年平均の数値は、3月まで失業保険制度の数値をふくむ。
3) 基本受給率 = $\frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{被保険者数} + \text{基本手当受給者実人員}}$

【参考資料】 (1)総理府統計局「労働力調査年報」昭和五三年版および同五四年版、(2)総理府統計局「昭和五四年就業構造基本調査」結果速報、(3)労働省労働大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」、(4)同上「労働統計調査日報」、(5)労働省職業安定局「職業安定業務統計」、(6)同上「雇用保険事業月報」、(7)労働省「労働経済動向調査」、(8)同上「昭和五四年労働経済の分析」、(9)同上「昭和五四年三月新規学卒者の職業紹介状況調査」、(10)同上「昭和五四年技能労働者需給状況調査」

(一)四月平均)は一五・二万件で推移しており、七九年平均はもとより、前年同期の一・二・八万件を二・四万件も上回った。人員削減が一部でつづいていること、および転職が増加していることがその原因であろう(第21表)。

雇用保険の受給者実人員は、一般受給者の場合、七九年平均で一月当たり六五・八万人であった。前年よりは五・一万人下回った。また、八〇年上半期(一～四月)平均は、五九・七万人で、さらに六・一万人減少した。しかるに、従来のいわゆる失業手当に相当する基本手当の受給者が被保険者人口に占める比率である「基本受給

率」はごくわずかし減少していない。この数字は七九年平均で二・七%であり、前年より〇・二ポイントしか減少しなかった。八〇年一～四月の平均は二・五%であり、さらに減少したとはいえず、〇・二ポイントの減少にすぎない。以上要するに、雇用情勢は一時解雇等による「雇用調整」は一段落したが、「基本手当」を受給する人たちの減少はいまだ微々たる状況で推移しているといわねばならない。日雇受給者実人員は、七九年に、月平均で一二・七万人であり、前年よりは〇・一万人減少した。しかるに八〇年一～四月には、ふたたび一三・四万人の水準に増加した。この水準は前年同期よりもなお〇・二万人上回っている。

III 賃金と労働時間

概要□賃金——賃金水準と労働分配率・名目賃金／春季賃上げ額と率／実質賃金／労働分配率の動向／企業間賃金構造・産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造・労働者種別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態・給与構成比率／賃金体系および各種手当の採用比率／定期給与と臨時給与・定期給与と臨時給与の比率／労働時間——労働時間の動向／週休二日制／週休以外の休日および夏季休暇

概

要

一、一九七九年の賃金は、現金給与総額の対前年上昇率でみると、調査産業計で六・二％、製造業で七・四％であり、前者は前年の六・四％より下回っているが、後者は前年の六・九％より上回っている。このように賃金水準が前年にひきつづいて停滞しているのは、雇用情勢が十分に回復せず、消費者物価の上昇率が沈静してきただためである。

一、七九年の春季賃金闘争における賃上げ率は六・〇％で、前年より額・率ともに若干上昇している。七九年は、前年〇・五倍台であった有効求人倍率が〇・六倍台になり、また、企業業績の大幅な回復によって企業の支払能力にゆとりができたため、消費者物価上昇率がいちじるしく沈静したにもかかわらず、賃上げ率は前年より若干高まることになった。その結果、七九年平均では実質賃金が前年より調査産業計で二・五％、製造業で三・七％の上昇をみている。

一、七九年における労働分配率（付加価値額に占める人件質の割合）は、景気回復を反映した生産の増加と、減量経営による労働投入量の減少によって、七九年上期は五一・四％、下期は四九・三％に低下した。生産性本部の労働生産性指数（製造業）は、七九年平均一四二・八（五〇年＝一〇〇）であり、前年より一五・四ポイント

ト増加している。

一、企業間賃金構造をみると、七九年において製造業の賃金は、景気の回復によって相対的に上昇し、そのため不動産業と電気・ガス・小売業をのぞく他の産業の賃金はいずれも相対的に低下した。中分類別にみてもっとも賃金が高い産業は鉄鋼であり、もっとも低いのは衣服である。規模別賃金格差は、前年に比べて若干拡大している。これの長期的推移をみると、一九七五年までは格差縮小の傾向がみられたが、それ以後は逆に拡大している。

一、企業内賃金構造をみると、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、鉱業・製造業とも拡大している。男女別賃金格差は、前年に比べると鉱業で若干縮小し、製造業で拡大している。年齢別の賃金格差をみると、大企業、中小企業ともに年功賃金のカーブを若干たてている傾向がみられる。これは中高年齢層の生活を配慮した賃金配分がおこなわれていることを示している。

一、賃金体系の採用比率（企業が主にどの種類の賃金体系を採用しているか）をみると、企業規模計では、仕事給体系が前年の四三・四％から四五・一％に増加している。仕事給体系のなかみを見ると単一型が二二・一％で多い。総合給体系は、前年の三九・一％から三六・八％に減少した。

一、七九年の臨時給与は、調査産業計では年計の支給率が四・二四カ月で、前年より〇・〇八カ月の増加となっており、金額では六・七％の増加である。臨時給与の現金給与総額に占める割合は、年平均では調査産業計二五・八％である。

一、七九年の調査産業計の平均総実労働時間は一七六・二時間で、前年の一七五・二時間に比べて一時間（〇・四％）の微増となった。

いる。これは前年につづいて所定外労働時間の増加によってもたらされたものである。すなわち所定外労働時間は、調査産業計で二三・二時間で前年の一二・三時間より六・八％の増加となっている。規模別の特徴をみると、前年と同様に規模の小さい企業ほど総実労働時間は長くなるが、逆に所定外労働時間は少なくなっている。

一、なんらかのかたちで週休二日制を採用する企業は、四六・一％で前年に比べて一・四％増加している。完全週休二日制は五・六％で、前年と同率である。このように週休二日制の採用の進展は、依然として停滞しているといつてよい。週休以外の休日は、調査産業計で一六・七日で、前年の一六・五日から〇・二日増加している。

1 賃 金

1 賃金水準と労働分配率

名目賃金

一九七九年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査報告」の現金給与総額によってみれば、調

査産業計で二四万七九三三円、製造業で二二万七七五三円であり、

対前年上昇率は、前者で六・二%、後者で七・四%となっている（第24表）。上昇率は、調査産業計では前年の六・四%より下回っているが、製造業では前年の五・九%をかなり上回っており、製造業の景気回復が賃金水準の上昇に反映している。なお七九年「賃金構造基本統計調査結果速報」によると、男子労働者の平均賃金（所定内給与額）は、前年に比べて五・四%の上昇、女子労働者は五・五%の上昇となっている。

このように賃金水準が前年にひきつづいて停滞しているのは、第一に七九年の有効求人倍率が前年よりも改善されているとはいいながら依然として〇・七一倍と、労働力供給の超過状態を示していること、第二に賃金水準の上昇に影響を与える消費者物価指数が鈍化をつづけ、七九年の平均では三・六%の上昇率で、前年の三・八%をさらに下回ったことにもとづくものである。

七九年の初任給を労働省の「賃金構造基本統計調査報告」（一〇人以上事業所）によってみると（第22表）、男子初任給は、全国平均で大卒（事務）一〇万九七〇〇円、高卒八万八六〇〇円、中卒七万五四〇〇円であり、女子の場合は、男子を一〇〇として大卒九四、高卒九五、中卒九二となっている。また七九年の初任給の対前年比上年率を第22表によってみると、男子は大卒（事務）三・五%、高卒三・一%、中卒三・六%、女子は大卒三・八%、高卒三・三%、中卒三・九%となっており、前年の上昇率よりさらに低下しているばかりでなく、平均賃金の上昇率を下回っている。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、賃上げ額および賃上げ率についてみると（労働省労政局調べ、第98表）、七九年賃

上げ額は、民間平均で九九五九円、賃上げ率で六・〇%であり、前年より額・率ともに若干上昇している。産業別の賃上げ状況をみると、比較的高い賃上げを獲得したのは、卸小売業（八・二%）、新聞・放送（七・九%）、印刷（六・八%）、自動車（六・七%）などであり、低かったのは造船（三・三%）、金属鉱業・石炭鉱業（四・五%）、繊維（四・六%）などであった。しかし分散係数は前年の〇・二〇に比べて〇・一〇と縮小している。

八〇年の春季賃上げ額は労働省労政局調べによると、民間平均で一万一六七九円、賃上げ率で六・七%となり、前年に比べて額・率ともに若干上昇している。八〇年春闘時の有効求人倍率は、〇・七倍台で、前年春闘時の〇・五倍台からさらに改善され、また八〇年三月の企業業績は高度成長期を上回る水準に達して企業の支払能力にゆとりが生まれ、三月の消費者物価指数の対前年同期上昇率も八%になったことが、賃上げ率の上昇をもたらしたといっている（春闘要求、経過については本年鑑Ⅱ―Ⅳ「賃金闘争」参照）。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第23表）、七九年平均では、調査産業計で二・五%、製造業で三・七%の上昇となっている。前年はそれぞれ二・五%、二%であったから、製造業における実質賃金の改善がいちじるしいといっている。賃上げ率が低いにもかかわらず、実質賃金が高まったのは、消費者物価の上昇率が前年の三・八%から七九年の三・六%とひきつづき沈静したからである。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率の動向をみると、調査産業計では八月に一〇・三%と大幅に増加しているが、一〇月以降一・六、〇・四、〇・四と増加率が年前半と比べて低下している。製造

第22表 初任給対前年比上昇率（規模計）

（単位：百円，％）

年	男 子					女 子			
	大 卒		短大卒	高 卒	中 卒	大 卒 (事務)	短大卒	高 卒	中 卒
	事 務	技 術							
1978年	1,056	1,052	930	85.9	728	999	907	820	672
上 昇 率	4.6	4.3	5.8	4.9	3.4	4.8	4.7	4.6	5.3
1979年	1,093	1,097	958	886	754	1,037	930	847	698
上 昇 率	3.5	4.3	3.0	3.1	3.6	3.8	2.5	3.3	3.9

〔備考〕 1) 労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

第23表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

（現金給与総額 1975年=100）

年 月	調 査 産 業 計				製 造 業			
	名 目 賃 金		実 質 賃 金		名 目 賃 金		実 質 賃 金	
	指 数	対前年同期増減率	指 数	対前年同期増減率	指 数	対前年同期増減率	指 数	対前年同期増減率
1970年平均	42.4		73.1		43.7			
1975年平均	100.0	14.8	100.0	2.7	100.0	11.5	100.0	△ 0.3
1977年平均	122.1	8.5	103.4	0.5	121.9	8.5	103.2	0.5
1978年平均	129.9	6.4	106.0	2.5	129.1	5.9	105.3	2.0
1979年平均	137.9	6.2	108.6	2.5	138.7	7.4	109.2	3.7
1979年1月	103.4	4.9	83.8	1.7	102.9	4.6	83.4	1.3
2月	100.0	5.9	81.3	3.4	101.2	6.1	82.3	3.7
3月	113.1	6.1	91.2	3.6	102.9	6.4	83.0	4.0
4月	103.2	4.5	82.1	1.7	103.8	6.0	82.6	3.4
5月	104.9	7.3	82.6	4.0	107.2	7.4	84.4	4.2
6月	187.2	5.3	147.3	1.5	162.3	7.6	127.7	3.7
7月	182.3	4.2	142.2	△0.1	219.5	5.8	171.2	1.5
8月	123.6	13.7	97.4	10.3	126.3	14.8	99.5	11.3
9月	105.8	6.2	82.3	3.0	107.8	6.7	83.9	3.5
10月	106.9	5.8	82.2	1.6	107.6	6.7	82.7	2.4
11月	109.3	5.4	84.3	0.4	111.9	6.5	86.3	1.4
12月	315.6	6.2	242.0	0.4	311.5	9.0	238.9	3.1

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 賃金指数の基準年次100は賞与支給月をふくめて平均したものであるから、賞与月でない月の指数は低目になる。

業においても同じ傾向が認められ、年前半は四%前後の上昇率であったものが、一〇月以降は三%以下に低下している。これは消費者物価上昇率が一〇三月の二・七%から、一〇一二月には四・九%に上昇率が高まったことにもとづくものである。

労働分配率の動向

七九年における労働分配率（付加価値額に占める人件費の割合）の動向を、日本銀行「主要企業短期経済観測」によってみると、七九年上半年は五一・四%と前年同期に比べて四・二ポイント低下し、下期も四九・二%と前年同期を五・四ポイント下回った。このように労働分配率が低下したのは、七九年には景気回復を反映して前年に引きつづいて生産が増加し、他方においていわゆる減量経営による労働投入量の減少によって労働生産性の上昇がみられたからである。生産性本部の労働生産性指数（製造業）をみると、七九年平均は一四二・八（五〇年＝一〇〇）であり、七八年の一二七・四に比べて一五・四ポイントの増加を示している。

2 企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第24表）、製造業を一〇〇として、鉱業一一六・二（前年一二六・六）、建設業一〇三・三（一〇一・七）、卸売・小売業九九・五（一〇〇）、金融保険業一三三・五（一三四・七）、不動産業一一八・一（一二四・二）、運輸・通信業一一七・四（一二一・

五）、電気・ガス・水道業一四一・七（一四一・五）、サービス業一二〇・三（一二二・五）となっている。前年に比べて賃金が相対的に上昇した産業は不動産業と電気・ガス・水道業だけであり、他の産業はいずれも低下している。ということは製造業の賃金上昇が高かったことを物語っている。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業一四一・七であり、ついで金融保険業一三三・五、サービス業一二〇・三、不動産業一一八・一となっている。この二、三年における不動産業の賃金の相対的上昇がいちじるしい。またもっとも賃金が高いのは卸売業・小売業九九・五であり、ついで製造業一〇〇となっている。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると（第24表）、指数の増加した産業は繊維（七〇・五から七二・七）、木材・木製品（七四・一から七七・六）、家具（七六・一から八〇・六）、化学（一一八・五から一二四・一）、ゴム（九七・一から九八・二）、鉄鋼（一二六・二から一二七・八）、非鉄金属（一二二・九から一二三・五）、一般機械器具（一〇九・三から一一一・六）、精密機械器具（九五・三から九六・三）、金属製品（九七・八から九九・一）であり、これらの産業で賃金が相対的に上昇したことを示している。

低下した産業は、食料品・たばこ（八九・九から八五・四）、パルプ・紙・紙加工品（一〇一・五から一〇一・〇）、出版・印刷（一二九・七から一二六・九）、窯業・土石製品（九六・六から九五・五）、電気機械器具（九七・五から九五・三）となっている。

中分類別にみてもっとも賃金が高い産業は鉄鋼一二七・八であり、ついで出版印刷一二六・九、化学一二四・一、非鉄金属一二三・五

第24表 産業別平均月間現金給与支給額

(規模30人以上)

産業別	年 別	1965年	1970年	1975年	1978年	1979年
調 査 産 業 計	—	—	75,670	177,213	235,378	247,933 (108.9)
鉱 業	—	41,650	79,209	197,301	249,217	264,948 (116.3)
建 設 業	—	39,439	71,727	158,045	218,758	235,286 (103.3)
製 造 業	—	36,106	71,447	163,729	214,575	227,753 (100.0)
食 料 品・た ば こ	—	—	62,801	146,592	193,323	194,491 (85.4)
織 維	—	25,068	52,657	113,878	150,864	165,474 (72.7)
衣 服	—	22,003	40,041	96,001	122,015	129,695 (56.9)
木 材・木 製 品	—	27,102	54,777	128,661	159,234	176,667 (77.6)
家 具	—	28,993	55,250	131,385	163,232	183,640 (80.6)
パルプ・紙・紙加工品	—	37,795	73,159	165,698	217,721	229,988 (101.0)
出 版・印 刷	—	47,639	87,257	207,045	278,760	288,914 (126.9)
化 学	—	44,091	86,785	198,811	253,984	282,613 (124.1)
ゴ ム	—	32,085	64,740	161,240	208,135	223,644 (98.2)
窯 業・土 石 製 品	—	36,702	70,543	157,476	207,497	217,485 (95.5)
鉄 鋼	—	49,281	100,710	217,512	270,504	291,121 (127.8)
非 鉄 金 属	—	42,883	85,419	181,078	241,919	258,516 (113.5)
金 属 製 品	—	35,134	71,353	165,626	209,708	225,639 (99.1)
一 般 機 械 器 具	—	38,564	81,222	176,417	232,126	254,174 (111.6)
電 気 機 械 器 具	—	32,082	63,830	151,089	209,515	217,004 (95.3)
輸 送 用 機 械 器 具	—	43,781	82,769	181,768	239,834	254,654 (111.8)
精 密 機 械 器 具	—	34,834	69,153	152,940	204,957	219,409 (96.3)
卸 売 業・小 売 業	—	36,464	68,647	164,958	214,887	226,608 (99.5)
金 融・保 険 業	—	50,486	85,260	206,979	287,765	303,975 (133.5)
不 動 産 業	—	46,480	98,173	190,701	245,622	268,947 (118.1)
運 輸・通 信 業	—	47,164	84,825	198,669	260,770	267,414 (117.4)
電 気・ガ ス・水 道 業	—	59,627	106,648	241,039	304,201	322,647 (141.7)
サ ー ビ ス 業	—	—	82,856	202,465	263,503	273,931 (120.3)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 1975年より沖縄県をふくむ。

第25表 製造業規模別賃金格差

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1965年	100.0	80.9	71.0	63.2
1970年	100.0	81.4	69.5	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1978年	100.0	82.7	68.1	60.6
1979年	100.0	81.1	66.4	59.5

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第26表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年 月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1978年1月	206,993 (100.0)	184,191 (89.0)	166,561 (80.5)	142,078 (68.6)
2月	199,304 (100.0)	178,747 (89.7)	164,530 (82.6)	144,062 (72.3)
3月	202,413 (100.0)	182,232 (90.0)	168,606 (83.3)	144,841 (71.6)
4月	205,271 (100.0)	182,061 (88.7)	165,046 (80.4)	142,281 (69.3)
5月	213,963 (100.0)	192,835 (90.1)	170,138 (79.5)	144,650 (67.6)
6月	359,534 (100.0)	329,608 (91.7)	259,873 (72.3)	175,884 (48.9)
7月	483,211 (100.0)	393,674 (81.5)	341,689 (70.7)	271,604 (56.2)
8月	231,202 (100.0)	216,447 (93.6)	208,128 (90.0)	180,596 (78.1)
9月	215,007 (100.0)	191,374 (89.0)	170,984 (79.5)	146,377 (68.1)
10月	215,648 (100.0)	190,270 (88.2)	170,473 (79.1)	146,098 (67.7)
11月	225,444 (100.0)	199,298 (88.4)	178,421 (79.1)	149,295 (66.2)
12月	667,044 (100.0)	595,192 (89.2)	494,652 (74.2)	373,443 (56.0)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

の順となっており、前年出版印刷が一位で鉄鋼といれかわったのが、ふたたび鉄鋼が一位となっている。もっとも賃金の低い産業は、衣服五六・九で、ついで繊維七二・七、木材・木製品七七・六、家具八〇・六の順となっている。

規模別賃金格差 七九年における賃金の規模別格差をみると（第25表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八一・一（前年八二・七）、三〇～九九人の規模は六六・四（前年六八・一）、五～二十九人の規模は五九・五（前年六〇・六）となっており、前年に比べて規模別賃金格差は拡大している。また一九六五年以降の長期的な推移をみると、全体として一九七五年までは格差縮小の傾向がみられたが、それ以後は逆に拡大し、とくに五～二十九人の規模と五〇〇人以上の規模

第27表 調査産業計，製造業における府県別平均賃金指数
(1979年，東京=100)

府県別	調査 産業計	製造業
合 計	85.3	80.7
北海道	80.5	71.1
青森	70.4	49.2
岩手	68.7	53.2
宮城	78.4	62.8
秋田	66.9	48.6
山形	64.7	52.0
福島	67.2	59.5
茨城	78.4	76.2
栃木	74.5	74.9
群馬	73.8	72.0
千葉	80.7	79.1
東京	84.2	83.8
神奈川	100.0	100.0
新潟	91.5	92.2
富山	71.0	60.9
石川	73.2	68.8
福井	78.1	70.6
山梨	74.0	64.6
長野	76.6	65.8
岐阜	72.7	66.1
静岡	72.6	65.9
愛知	78.3	77.2
三重	84.4	82.5
滋賀	75.3	72.5
京都	78.4	78.4
大阪	88.7	85.4
兵庫	94.2	91.4
奈良	87.7	86.9
和歌山	81.8	75.6
徳島	83.1	84.4
香川	65.7	52.0
岡山	68.1	56.7
広島	76.5	73.2
山口	81.5	81.0
島根	76.5	82.0
鳥取	73.0	64.9
徳島	74.4	61.3
香川	72.7	67.1
高松	68.5	58.7
愛媛	82.3	80.5
高松	69.6	61.0
佐賀	71.2	62.5
長門	69.5	57.1
熊大	71.0	66.2
宮大	67.3	58.2
鹿児島	67.9	52.3
沖縄	74.6	76.3

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計
調査報告」による。

との賃金格差は六五年以降拡大の傾向を示している。

一九七九年の製造業における規模別現金給与の月別推移を第26表によってみると、一〇〇〇人以上規模の賃金を一〇〇として、五〇〇～九九九人規模賃金はほぼ九〇%弱であり、一時金の支給日である七月が八一・五とさらに低くなっている。三〇～九九九人の規模の賃金はほぼ七〇前後であるが、一時金が支給される六月四八・九、七月五六・二、一二月五六・〇と格差が大幅に開いている。一時金の規模別格差が大きいことを物語っている。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、調査産業計の場合、東京を一〇〇としてもっとも高いのは大阪九四・二で、ついで神奈川九一・五、京都八八・七、兵庫八七・七、愛知八四・四、千葉八四・二、和歌山八三・一、福岡八二・三、奈良八一・八の順となっており、前年に比べると東京と大阪、神奈川、京都、兵庫などの格差は若干縮小している。もっとも低いのは山形六四・七、鳥取六五・七、秋田六六・九、福島六七・二、宮崎六七・

三、鹿児島六七・九、島根六八・一、高知六八・五、岩手六八・七、熊本六九・五、佐賀六九・六の順となっている。前年と同様に東北、九州、山陰地方の各県の賃金が低い。

製造業で賃金をもっとも高いのは、神奈川九二・二で、ついで大阪九一・四、兵庫八六・九、京都八五・四、和歌山八四・四、千葉八三・八、愛知八二・五、山口八二・〇、広島八一・〇の順となっている。もっとも低いのは秋田四八・六であり、ついで青森四九・二、山形五二・〇、鳥取五二・〇、鹿児島五二・三、岩手五三・二、島根五六・七、熊本五七・一、高知五八・七の順である。

昭和五四年賃金構造基本統計調査速報によつて一〇～九九九人の中小企業の男子労働者の地域別賃金格差をみると、東京を一〇〇としてもっとも低いのは、秋田の六七であり、ついで山形七〇、岩手七〇、佐賀七一、宮崎七一、鹿児島七一、青森七二、福島七二、鳥取七三、島根七三、長崎七三、熊本七三、大分七三となっている。最高と最低の格差は約三割で、しかも低賃金の各県の賃金は標準化する

る傾向のあることがわかる。女子労働者の場合は、格差がさらに拡大し、最低の秋田は六二となっている。

3 企業内賃金構造

労働者種別賃金格差

労働者の種別別に賃金格差をみると(第28表)、まず現金給

与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は鉱業八一・二(前年八四・〇)、製造業七〇・五(前年七二・一)であり、前年縮小したホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、鉱業・製造業ともに拡大した。きまって支給する給与は、鉱業八九・一(前年八九・四)、製造業七四・九(前年七六・一)で、製造業における格差の拡大が目立つ。特別に支払われた給与は、鉱業五三・七(前年六七・〇)、製造業五九・一(前年六一・〇)で、ここでの格差拡大は顕著だといつてよい。

「賃金構造基本統計調査」(七九年)によって規模一〇〇人以上の企業の役職者(男子労働者)の賃金をみると、部長の賃金は、高卒で三四万二六〇〇円、大卒で四一万二五〇〇円、課長の賃金は、高卒で二八万三七〇〇円、大卒で三二万九〇〇円となっている。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると(第29表)、まず現金給与総額では、男子を一〇

第28表 常用労働者の種別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額
(規模30人以上：1979年)

産 業 別	合 計			生 産 労 働 者			管 理 ・ 事 務 ・ 技 術 労 働 者		
	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に 支払 わ れ た 給 与	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に 支払 わ れ た 給 与	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に 支払 わ れ た 給 与
調 査 産 業 計	246,895	183,202	63,693	*	*	*	*	*	*
鉱 業	263,956	205,105	58,851	245,815	197,443	48,372	302,590	221,503	81,087
製 造 業	227,198	170,865	56,332	199,298	153,558	45,740	282,537	205,152	77,385

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2) *は労働者の種別別の調査をおこなっていない。

第29表 常用労働者の性別1カ月平均現金給与額
(規模30人以上：1979年)

産 業 別	現金給与総額		きま ま っ て 支 給 す る 給 与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
調 査 産 業 計	288,300	157,679	213,174	118,235	75,126	39,444
鉱 業	277,526	139,347	215,873	105,941	61,653	33,406
製 造 業	273,205	121,883	204,150	94,089	69,055	27,793

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

○とすると、女子の調査産業計は五四・七（前年五六・二）、鉱業五〇・二（前年四八・一）、製造業四四・六（前年四六・三）である。前年に比べると鉱業で格差が若干縮小し、製造業で拡大している。つぎにきまって支給する給与は、調査産業計五五・五（前年五五・四）、鉱業四九・一（前年四七・七）、製造業四六・一（前年四七・五）であり、特別に支払われた給与は調査産業計五二・五（前年五二・五）、鉱業五四・二（四九・六）、製造業四〇・二（四二・七）であり、いずれも鉱業で格差が縮小し、製造業で拡大している。

「賃金構造基本統計調査」（七九年）によって、男女の年齢階級別構成の相違をみると、男子は三〇歳代の年齢層がもっとも多く、三二・四％を占め、ついで二〇歳代二七・四％、四〇歳代二二・六％となっている。これにたいして女子は、二〇歳代の年齢層が三八・四％でもっとも多く、四〇歳代が二〇・五％、三〇歳代が一七・四％となっている。このように女子の方が若年層の比率が高い。また学歴別構成をみても、男子の場合大卒が一八・九％を占めているのにたいして、女子は二・六％であり、男子の方が高学歴である。

つぎに男女の賃金を年齢別に比較してみると、男子は大企業では五〇歳代前半の年齢層まで、また中企業では四〇歳代後半の年齢層まで、小企業では四〇歳代前半の年齢層まで年齢が高くなるにしたがって賃金も高くなるが、女子は大企業では五〇歳代前半まで年齢が高くなるにしたがって賃金も高くなっているのにたいして、中および小企業においては、年齢によって賃金にそれほど大きな差はみられない。したがって男子が女子に比べて年齢構成および学歴構成が高いために、男女の平均賃金の格差は大きくなるのである。

年齢別賃金格差

七九年における男子労働者の年齢別賃金格差の動向を第30表によってみると、まず一〇〇〇人以上の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として最高は五〇～五四歳の二二六である。前年は二二二であったから、大企業の年功賃金のカーブはややたてられることになった。また四〇～四四歳、四五～四九歳についても前年より若干格差が拡大しており、大企業においては中高年齢層の生活を配慮して、賃金の配分をおこなっていることが看取される。

一〇〇～九九九人の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳を一〇〇として最高は、四五～四九歳の一九六である。この規模の企業においては、前年四五～四九歳とともに最高であった五〇～五四歳が一九一と賃金が低下したのが目立ち、そのかわり五五～五九歳の賃金が前年の一七〇から一七四に上昇をみている。中企業においても、前年にひきつづいて年功賃金のカーブを若干たてる傾向があるといっている。

一〇～九九人の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳を一〇〇として最高が四〇～四四歳の一六八であり、年齢別格差は前年とほとんど変わらない。しかし四五歳以上についても若干カーブがたつ傾向にある。

「賃金構造基本統計調査」（七九年）によって男子労働者の賃金を学歴間で比較してみると、三〇歳未満の年齢層までは、学歴間での賃金の差はそれほど大きくないが、その年齢をこえると、年齢が高くなるにしたがって学歴間における賃金の差は大きくなっている。すなわち高卒の賃金を一〇〇とすると、中卒の賃金は、三〇歳未満の年齢層では一〇〇～一〇八であるが、三〇～三四歳の年齢層では

第 30 表 企業規模別にみた年齢別賃金格差（産業計、男子労働者）

（20～24歳＝100）

年齢階級	計		1,000人以上		100～999人		10～99人	
	1978年	1979年	1978年	1979年	1978年	1979年	1978年	1979年
計	157	157	170	172	156	157	144	143
～17歳	69	70	69	66	72	72	68	70
18～19	82	82	84	83	83	83	79	79
20～24	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29	128	128	129	129	128	127	127	127
30～34	157	155	161	160	158	156	150	149
35～39	178	178	188	189	179	180	164	164
40～44	190	190	208	210	193	193	168	168
45～49	192	192	221	222	194	196	162	163
50～54	191	190	222	226	194	191	156	157
55～59	166	165	204	200	170	174	145	145

〔備考〕 労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

九三、五〇～五四歳では七八と低下する。大卒の賃金は、三〇歳未満の年齢層では一〇三～一〇四であるが、三〇～三四歳の年齢層では一一三、五〇～五四歳では一六三となっている。

4 賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」（一九七九年九月）によれば、一九七九年の産業別の給与構成比率（企業規模三〇人以上）は、第31表のとおりである。まず産業計では、基本給が八三・五％で圧倒的な比率を占めている。その内訳をみると総合給（年齢、学歴、勤務年数、経験年数、職務、職種、能力などの諸要素のうち、特定の要素を主とすることなく、各要素を総合的に評定し、あらかじめ規定された賃金表にもとづいて支給する総合給(1)と、賃金表の定めがなく、年齢、学歴、勤務年数、経験年数、職務、職種、能力などの諸要素を総合評価して支給する総合給(2)の二つに分かれる）の比率が三五・七％となっており、前年の三六％から若干比率が低下している。

総合給は、賃金算定の客観的基準が存在せず、経営者の総合判断によって基本給をきめるものであるから、前近代性格のものといえてよいが、このようなタイプがいまだに三五・七％にものぼっていることは、わが国の企業の体質の一端をあらわしているといえる。

基本給のうち属人給（年齢、勤続、経験年数、学歴などの属人的

第31表 産業別の給与構成比率

(企業規模30人以上, %)

産業および年月	合 計	所 定 内 賃 金										所 定 外 賃 金	
		小 計	基 本 給			業績手当	勤務手当	奨励手当	生活手当	その他の手当	超過勤務当	そ の 他	
			計	仕事給	属人給								総合給
産 業 計													
1965年9月	100.0	89.1	83.6	9.0	9.4	65.2	6.1	3.1	5.8	1.2	0.2	10.3	0.6
1970年9月	100.0	88.6	83.3	23.2	23.2	36.9	5.4	3.5	6.2	1.2	0.4	11.0	0.4
1975年9月	100.0	91.8	84.0	30.1	18.5	35.5	2.6	3.9	1.0	7.9	0.7	7.7	0.5
1978年9月	100.0	90.6	83.7	31.2	16.4	36.0	2.1	4.1	0.9	8.6	0.6	9.0	0.4
1979年9月	100.0	89.9	83.5	31.7	16.1	35.7	2.0	4.2	0.8	8.7	0.7	9.7	0.3
鉱 業													
1965年9月	100.0	82.6	64.2	10.8	4.6	48.8	23.1	3.3	6.4	2.8	0.2	14.7	2.7
1970年9月	100.0	83.0	68.2	26.3	19.4	22.5	17.6	3.2	7.9	3.1	0.1	15.1	1.8
1975年9月	100.0	85.2	86.2	36.5	14.1	35.5	2.1	3.4	1.0	6.3	1.0	12.0	2.8
1978年9月	100.0	85.2	85.7	38.4	11.2	36.1	0.9	3.5	0.9	8.2	0.7	13.2	1.5
1979年9月	100.0	86.2	85.0	49.2	8.1	27.6	2.1	3.0	1.1	8.5	0.3	12.7	1.1
製 造 業													
1965年9月	100.0	88.5	86.3	8.8	9.5	68.0	4.6	2.2	5.1	1.6	0.2	10.8	0.7
1970年9月	100.0	87.2	84.8	22.7	25.9	36.3	4.0	3.2	6.2	1.4	0.3	12.4	0.5
1975年9月	100.0	91.7	85.9	30.1	20.0	35.8	1.6	3.3	1.2	7.7	0.4	7.7	0.7
1978年9月	100.0	89.4	85.3	31.0	17.8	36.5	1.4	3.4	1.0	8.5	0.5	10.1	0.5
1979年9月	100.0	88.4	85.3	31.1	17.0	37.2	1.2	3.5	1.0	8.5	0.5	11.2	0.4

賃金と労働時間

I - III

〔備考〕 1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
2) 基本給、業績給、勤務手当、奨励手当、生活手当、その他の手当の数値は小計を100とした場合の比率である。

要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によってきめられる賃金であるが、あらかじめ具体的に規定された賃金表にもとづいて支給する属人給(1)と、年齢、勤続、経験年数、学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によってきめられる賃金のうち、賃金表の定めのない属人給(2)のふたつに分かれる)は、一六・一％で、前年の一六・四％からいくらか減少をみた。

属人給は典型的な年功賃金であるから、いわゆる年功賃金の修正がすすみつつあるなかで、その比率は徐々に減少しつつある。しかしまだに一六％の比率を示していることは、年功賃金の存立基盤の根強さを示すものである。

仕事給(職務評価によって、各職務の重要度と困難度、責任度などにより、職務の価値を評価し、職務の等級を定め、職務級に応じて支給する仕事給(1)職務給と、従事する職務の性質や種類、あるいは職務を遂行するに必要な能力(職能)を判定し、その結果にもとづきあらかじめ規定された賃金表によって支給する仕事給(2)職能給、職務・職種・職能など仕事の要素によって決定する賃金ではあるが、職務評価はおこなわず、また具体的に規定された賃金表のない仕事給(3)の三つのものに分かれる)は、三一・七％であり、前年の三一・二％に比べるとやや増加している。

基本給以外の給与で目立つのは生活手当が毎年増加していることで、七九年も八・七％と前年の八・六％を上回っている。これは物価上昇による生活費の増加を、退職金その他にはねかえらない生活手当でカバーしようとする傾向が増大していることを示している。また景気回復を反映して、超過勤務手当が前年の九％から九・七％に増加した。

給与構成比率の産業別特質をみると、第一に、鉱業のほうが製造業より所定内賃金の比率が少なく、七九年八六・二％で、後者(八八・四％)より二・二ポイント少ない。この分だけ超過勤務手当、その他の所定外賃金が多くなっており、鉱業の超過勤務手当は一・七％(製造業一一・二％)となっている。第二に、鉱業と製造業では基本給のウェイトはほとんど変わらないが、そのなかで仕事給は鉱業がかなり高く、七九年四九・二％で、製造業の三一・一％より一八・一ポイント高い。また鉱業の属人給は八・一％で、製造業の一七％に比べて比率が低い。

賃金体系および各種手当の採用比率

企業がおもにどの種類の賃金体系を採用しているかを第32表によってみると、まず第一に企業規模計では、仕事給体系が前年の四三・四％から四五・一％に増加している。仕事給体系の中身をみると、単一型が三三・一％で多く、併存型は一二・〇％である。第二に企業規模別にみると、一〇〇人以上の規模の企業では、仕事給体系の採用比率が高く五五・七％を占め、また仕事給体系のなかでは併存型仕事給体系が三八・九％を占めている。中小企業に比べると属人給体系や総合給体系の比率は低く、とくに総合給体系は前年の三九・一％から三六・八％に減少をみた。

第三に一〇〇～九九九人、三〇～九九九人の規模では総合給体系と属人給体系の比率が高く、あわせて五四・八％、五五・五％に達している。しかし仕事給体系の比率もしだいに高くなっており、それぞれ四五・二％、四四・七％の比率を示している。大企業と比べた場合、中小企業の仕事給体系では単一型仕事給体系の比率が高く、とくに三〇～九九九人の規模の企業では単一型が三六・三％、併存型

第 32 表 おもな賃金体系の種類別企業数の割合（調査産業計）(%)

賃金体系の種類	企業規模計		1,000人以上		100～999人		30～99人	
	1978年	1979年	1978年	1979年	1978年	1979年	1978年	1979年
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
仕 事 給 体 系	43.4	45.1	53.4	55.7	43.9	45.2	42.9	44.7
単一型仕事給体系	33.1	33.1	16.2	16.8	27.2	26.7	36.0	36.3
併存型仕事給体系	10.3	12.0	37.2	38.9	16.7	18.5	6.9	8.4
属 人 給 体 系	10.9	9.3	7.5	7.5	12.8	10.5	10.2	8.9
総 合 給 体 系	45.7	45.7	39.1	36.8	43.3	44.3	47.0	46.5

〔備考〕 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

第 33 表 各種手当を採用する企業数の割合(%)

	勤 務 手 当				奨 励 (精皆勤) 手 当	生 活 手 当					その他の 諸 手 当
	役付 手当	特殊作 業手当	特殊勤 務手当	技能 手当		家 族 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	その他の 生活補助 手当	
1970年	78.8	17.3	22.8	35.6	62.1	65.5	13.5	80.2	32.1	19.2	16.3
1975年	80.4	16.1	32.1	38.3	62.8	74.5	17.1	86.7	44.9	32.7	20.2
1977年	82.6	15.1	35.8	35.5	60.2	71.8	14.9	89.7	43.0	33.9	19.2
1978年	83.2	15.0	36.5	39.1	59.9	72.8	15.6	89.5	45.4	34.9	22.8
1979年	83.8	15.3	36.3	38.4	58.4	74.4	15.2	91.7	44.9	34.4	21.9

〔備考〕 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

が八・四％となっている。もっとも中小企業においても併存型の比率は徐々に増加しつつある。

各種手当の採用比率をみると（第33表）、通勤手当が九一・七％でもっとも比率が高く、ついで役付手当八三・八％、家族手当七四・四％、奨励（精皆勤）手当五八・四％、住宅手当四四・九％の順となっている。この数年間をみて増加傾向にあるのは、役付手当（七〇年の七八・八％から七九年の八三・八％、特殊勤務手当（二二・八％から三六・三％）、家族手当（六五・五％から七四・四％）、通勤手当（八〇・二から九一・七）、住宅手当（三二・一から四四・九）、その他の生活補助手当（一九・二から三四・四）、その他の諸手当（一六・三から二一・九）となっている。以上のことから明らかなように、いわゆる生活手当が増加していることが目立っており、経営者がインフレによる生活費増加を、退職金等にはねかえらない手当によってカバーしてきたことを示している。

5 定期給与と臨時給与

定期給与と臨時給与との比率

一九七九年における定期給与の推移をみると（第34表）、対前年同期増減率は、年間を通じてほぼ六％の増加となっており、一月、七月、八月だけが五・七％である。

労働省「毎月勤労統計」によって七九年の特別給与（臨時給与）をみると、調査産業計では年計の支給率が四・二四カ月で、前年より〇・〇八カ月の増加となっている。また金額では六・七％の増加である。このうち夏季手当の支給率は一・七九カ月で、前年より〇・〇五カ月増であり、また、年末手当の支給率は二・〇六カ月で、〇・一カ月の増加である。製造業は、年計の支給率が三・九九カ月で、前年より〇・〇五カ月増、金額では一〇・五％の増加である。このうち夏季手当の支給率は一・八一カ月で〇・〇四カ月の増、金額では一一・六％の増、年末手当の支給率は一・九八カ月で〇・〇七カ月の増、金額では一〇・八％の増となっている。

このように調査産業計、製造業ともに臨時給与の支給率、金額ともに増加しているが、とくに製造業の増加が顕著で、景気の回復が、一時金の増加をもたらしたことを示している。特別給与の支給率を長期的にみると、調査産業計の年計では、一九六〇年に二・九一カ月であったものが、七〇年には四・一カ月となり、七四年には最高の四・八三カ月に達している。その後若干低下して七八年には四・

第35表 調査産業計、製造業における
特別に支払われた給与の現金
給与総額のなかに占める割合(%)

年 月	調査産業計	製造業
1979年1月	4.7	4.4
2月	0.7	0.5
3月	11.9	2.2
4月	2.0	1.2
5月	3.8	3.7
6月	44.9	34.5
7月	43.4	51.7
8月	16.8	17.3
9月	2.0	1.1
10月	2.4	1.0
11月	4.1	4.1
12月	66.5	65.5
1979年平均	25.8	24.8

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第34表 常用労働者1人1カ月当たり「きま
って支給する給与」の推移
(調査産業計、規模30人以上)

年 月	きま って支 給する 給与	指 数 1975年=100	対前年同 期増減率
1979年1月	179,054	134.3	5.7
2月	180,588	135.4	6.0
3月	181,133	135.7	6.0
4月	180,250	137.9	6.0
5月	180,000	137.7	6.0
6月	183,915	140.7	6.2
7月	183,961	140.7	5.7
8月	183,344	140.2	5.7
9月	184,912	141.4	6.0
10月	186,003	142.3	5.9
11月	186,937	143.0	6.0
12月	188,328	144.0	6.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

一六カ月になったが、七九年にふたたび回復の傾向をみせはじめている。

一九七九年における臨時給与の現金給与総額に占める割合をみると(第35表)、年平均では調査産業計二五・八%、製造業二四・八%で、調査産業計は前年なみ、製造業は前年の二四・三%を若干上回っている。臨時給与の月別比率をみると、調査産業計でもっとも高いのは一二月六六・五、ついで六月四四・九、七月四三・四、三月一一・九の順である。製造業でもっとも高いのは、一二月六五・五、ついで七月五一・七、六月三四・五、八月一七・三の順である。

2 労働時間

労働時間の動向

労働省「毎月勤労統計調査報告——全国調査」によると(第36表)、調査産業計の一九七九年の平均総実労働時間は一七六・二時間で、前年の一七五・二時間に比べて一時間(〇・四%)の微増、製造業では同じく一七七・九時間で、前年の一七五・六時間に比べて二・三時間(一・一%)の増となっている。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計で一六三時間(前年一六二・九時間)、製造業で一六二・四時間(前年一六一・九時間)で、それぞれ微増している。所定外労働時間は、調査産業計

で一三・二時間(前年一二・三時間)、製造業一五・五時間(前年一三・七時間)で、それぞれ六・八%、一三・六%の増加となっている。このように調査産業計、製造業とも所定外労働時間が増加したのは、前年にひきつづいた景気の回復を反映したものである。

産業大分類別にみて、総実労働時間がもっとも長いのは、建設業一八八・九時間、ついで鉱業一八八・七時間、運輸通信業一八二・七時間の順となっている。またもっとも短いのは、金融保険業一六〇・九時間、ついで電気ガス水道業一六九・六時間である。所定外労働時間がもっとも長いのは鉱業二二・三時間、ついで運輸通信業の一八・五時間、建設業一五・五時間の順である。

産業中分類別にみて、総実労働時間がもっとも長いのは木材の一八九・二時間、ついで家具一八七・六時間、出版印刷一八五・一時間の順となっている。またもっとも短いのは、化学の一六四・六時間、ついで石油・石炭一七一・三時間、精密機器一七二・二時間、鉄鋼一七二・六時間の順である。所定外労働時間がもっとも長いのは、出版印刷二二・九時間、ついで輸送用機器二二時間、非鉄金属一九・一時間の順である。

規模別の労働時間を製造業についてみると(第37表)、まず総実労働時間では五〇〇人以上が一七四・二時間(一〇〇)であるのにないて、一〇〇～四九九人の規模は一七六・四時間(一〇一・三)、三〇～九九人の規模は一八三・六時間(一〇五・四)である。前年同様企業の規模が小さくなるにつれて総実労働時間は長くなっている。

所定外労働時間の規模別格差をみると、五〇〇人以上の規模の企業が一七・七時間(一〇〇)であるのにないて、一〇〇～四九九

第36表 労働時間の推移

(規模30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
実 数 (時間)	1965年	192.9	176.4	16.5	191.8	175.1	16.7
	1970年	187.7	169.9	17.8	187.4	168.4	19.0
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1978年	175.2	162.9	12.3	175.6	161.9	13.7
	1979年	176.2	163.0	13.2	177.9	162.4	15.5
対前年 同期増減率 (%)	1965年	△ 1.4	△ 0.5	△ 10.9	△ 2.1	△ 0.6	△ 15.2
	1970年	△ 0.7	△ 0.5	△ 3.3	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.5
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1978年	0.4	0.2	3.4	0.8	0.4	5.0
	1979年	0.4	△ 0.1	6.8	1.1	0.0	13.6

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

第37表 製造業規模別労働時間数と格差

(単位：時間)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1965年	186.4(100.0)	193.4(103.8)	197.7(106.1)	200.5(107.6)
	1970年	185.0(100.0)	187.0(101.1)	191.5(103.5)	195.1(105.5)
	1975年	163.3(100.0)	166.9(102.2)	175.6(107.5)	180.6(110.6)
	1978年	171.7(100.0)	174.4(101.6)	182.8(106.5)	184.5(107.5)
	1979年	174.2(100.0)	176.4(101.3)	183.6(105.4)	185.5(106.5)
所定外労働時間	1965年	18.4(100.0)	176.4(101.3)	15.2(82.6)	—
	1970年	22.4(100.0)	17.7(79.0)	15.8(70.5)	—
	1975年	9.7(100.0)	8.6(88.7)	9.0(92.8)	—
	1978年	15.0(100.0)	13.2(88.0)	12.7(84.7)	—
	1979年	17.7(100.0)	15.0(84.7)	13.5(76.3)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

人の規模の企業が一五時間（八四・七）、三〇～九九人の規模の企業が二三・五時間（七六・三）となっており、前年に比べていずれの規模の企業も所定外労働時間は増加している。しかし規模の小さい企業ほど所定外労働時間が短く、総実労働時間とは逆の格差となっている。このことは所定内労働時間は、企業の規模が小さいほど長いことを意味している。

つぎに製造業の規模別労働時間の対前年同期増減率を第38表によってみると、まず、総実労働時間については五〇〇人以上の規模が一・四％増、一〇〇～四九九人の規模が一・一％増、三〇～九九人の規模が〇・七％増、五～二十九人の規模が〇・六％増となっており、規模の大きいほど増加率が高い。所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模が一八％増、一〇〇～四九九人の規模が二三・四％増、三〇～九九人の規模が八・九％増で、この場合も規模の大きい企業の所定外労働時間の増加率が高くなっている。

週休二日制

労働省の「賃金労働時間制度総合調査報告」（七九年）によると（第39表）、なんらかのかたちで週休二日制を採用する企業は四六・一％で、前年に比べて一・四％増加している。これを形態別にみると、月一回が一四・八％、月二回が一二・九％、隔週九・七％、月三回三％、完全五・六％となっている。前年に比べて比較的增加したのは、月二回と隔週であり、完全は前年と同率である。このように週休二日制は、前年に比べていくらか普及したとはいえ、そのテンポは依然として停滞ぎみであるといつてよい。

企業規模別にみると、一〇〇人以上の規模の企業では、なんらかのかたちの週休二日制の採用が八九・三％におよんでいる。このうち、完全週休二日制は三二・二％で前年より〇・六ポイント減、

第38表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

(%)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1975年	△ 4.0	△ 2.9	△ 1.7	△ 1.3
	1976年	3.8	3.5	3.7	1.5
	1977年	1.0	△ 0.1	△ 0.1	0.4
	1978年	0.3	1.0	0.7	0.2
	1979年	1.4	1.1	0.7	0.6
所定外労働時間	1975年	△ 33.2	△ 21.1	△ 11.5	—
	1976年	37.0	34.9	24.2	—
	1977年	10.6	4.2	0.8	—
	1978年	1.8	9.3	5.9	—
	1979年	18.0	13.4	8.9	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる際（最近は79年4月）、ギャップを生じるため、前年同期はギャップ修正済指数により算出している。

第39表 おもな週休制の形態別企業数の割合（調査産業計）

（％）

企業規模	合 計	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 2 日 制						その他
				計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
計										
1970年	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
1975年	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1	0.1
1977年	100.0	52.4	3.9	43.6	5.2	2.7	8.6	12.6	14.5	0.1
1978年	100.0	51.6	3.6	44.7	5.6	2.9	9.0	12.3	15.0	0.1
1979年	100.0	50.0	3.7	46.1	5.6	3.0	9.7	12.9	14.8	0.1
1000人以上										
1970年	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
1975年	100.0	14.1	2.5	83.4	28.5	9.0	15.9	17.1	13.0	—
1979年	100.0	9.1	1.7	89.3	32.2	15.0	12.7	15.2	14.2	—
100～999人										
1970年	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
1975年	100.0	36.4	3.1	60.2	7.2	4.2	14.8	16.4	17.6	0.3
1979年	100.0	34.1	3.8	62.2	11.1	4.7	13.3	15.9	17.1	—
30～99人										
1970年	100.0	91.6	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
1975年	100.0	63.2	1.7	35.2	2.8	1.1	7.6	10.9	12.7	—
1979年	100.0	57.9	3.8	38.1	2.5	2.0	8.2	11.5	13.9	0.2

- 〔備考〕 1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
 2) 「週休1日半」とは週6労働日のうち1日が半日のものをいう。
 3) 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のものなどをいう。
 4) 1975年以降はサービス業をふくむ9大産業についてのものである。

月三回が一五％で一ポイント増、隔週が一・七％で一・五ポイント減、月二回が一五・二％で〇・九ポイント増、月一回が一四・二％で〇・八ポイント増となっている。

一〇〇～九九九人の規模の企業では、なんらかのかたちの週休二日制の採用率が六二・二％で前年より一・一ポイント増加している。形態別では完全週休二日制一一・一％で前年より〇・二ポイント増、月三回が四・七％で〇・五ポイント増、隔週が一三・三％で一ポイント増、月二回が一五・九％で〇・二ポイント減、月一回が一七・一％で〇・五ポイント増となっている。三〇～九九九人の規模の企業では、なんらかのかたちでの週休二日制の採用比率は三八・一％で、前年の三六・六％に比べて一・五ポイント増である。この規模の企業においては、完全週休二日制が二・五％、月三回が二％、隔週が八・二％、月二回が一・五％、月一回が一三・九％あり、月一回、月二回の比率が高い。このように中小企業における週休二日制の普及が遅々としていることを示している。

週休二日制の適用を受ける労働者数の割合をみると、七三%であり、前年の七二%に比べて一ポイント増加している。これを企業規模別にみると、大企業で九四%(前年九三%)、中企業で六八%(六七%)、小企業では四〇%(三九%)となっている。

週休二日制の採用状況を産業別に労働者数の割合でみると、電気・ガス・水道・熱供給業(九九%)および金融・保険業(九七%)のほか、製造業では石油・石炭(九七%)、化学(九六%)、非鉄金属・電気機器(九五%)、輸送用機器(九二%)、鉄鋼および精密機器(九一%)などの産業において、九割をこえる高い普及率を示している。他方、建設業(三九%)および運輸・通信業(四九%)のほか、製造業で木材・木製品(二九%)、なめし皮・毛皮(四一%)および家具・装備(四三%)などの産業で、五割を下回る低い普及率となっている。形態別に適用労働者の割合の多い産業をみると、完全週休二日制は、製造業では電気機器および輸送用機器(六九%)の産業で六割をこえ、鉄鋼(五五%)および石油・石炭(五二%)の産業で五割をこえている。

週休以外の休日 および夏季休暇

週休以外の休日日数は、一企業平均一六・七日であり、前年(一六・五日)より〇・二日増加している。これを企業規模別にみると、大企業

は一六・九日(前年一六・八日)、中企業は一六・九日(同一六・八日)、小企業は一六・六日(二六・四日)となっており、前年と比べていずれの企業規模でも増加している。日数階級別に企業分布をみると、「二五日～一九日」とする企業数の割合が四三%(前年四四%)と最も多く、ついで「二〇日以上」が三二%(三〇%)、「二四日以下」が二五%(二六%)の順となっており、前年に比べ

ると二〇日以上が増加している。これを企業規模別にみると、大企業は「二〇日以上」が二九%(前年二六%)、「二五日～一九日」が四六%(四八%)、「二四日以下」が二二%(二二%)、小企業では「二〇日以上」三二%(三〇%)、「二五日～一九日」が四二%(四二%)、「二四日以下」が二七%(二八%)となっており、いずれの企業規模でも(二五日～一九日)がもっとも多いが、「二〇日以上」とするものが「二四日以下」とするものより多くなっている。

休日の種類別では、「国民の祝日」が九・四日(前年九・二日)、「年末年始の休日」が四・〇日(四・〇日)、「夏季休暇用特別休日」が二・三日(二・一日)、「その他の休日」が一・二日(一・二日)となっている。

【参考資料】(1)労働省「昭和五四年労働経済の分析」、(2)労働大臣官房労働統計調査部「労働統計月報」、(3)春闘共同委編「一九七九年春闘白書」、(4)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」(一九七九年二月)、(5)労働法令協会「賃金通信」、(6)労働旬報社「賃金と社会保障」、(7)産業労働調査所「賃金実務」、(8)労務行政研究所「労政時報」

IV 合理化の現状と労働 災害・職業病

概要□「合理化」の局面・形態——景気回復下の「合理化」／「減量経営」のフローチャート／「合理化」の形態と特徴／主要産業における「合理化」の実態——鉄鋼業／造船業／電機／繊維／紙・パルプ／食品産業／海運／私鉄／国鉄／郵政／労働災害・職業病——産業別災害度数率・強度率／規模別災害度数率・強度率／重大災害発生状況／産業別種別職業病発生状況／職業病と疲労・健康障害の増大

概

要

一、この一年、景気は一定の回復傾向を示し、雇用削減など「合理化」も、造船ほか一部をのぞき、以前のきびしさは緩和された。だが、本工の人員抑制のもとで、パート、臨時など、より不安定な就業が増している。そして、年功序列制、終身雇用慣行などの見直しがおこなわれている。

一、鉄鋼では「減量経営」——七割操業が定着したかにみえる。そして、労働生産性は急上昇したが、新日鉄をはじめ、八〇年代初めにかけて、なお雇用・「合理化」、工場休止などの計画を実施しようとしている。

一、造船では、いぜんとして建造能力削減と操業短縮、つまりは設備削減、雇用・「合理化」が推進されている。いくつかの企業では指名解雇もおこなわれている。他方、七九年初め頃から、新造船の受注量の一定の回復にともない、本工数は抑えつつ、下請の拡大、長時間労働、操短の緩和もまた相並行している。

一、繊維、紙・パルプとも、大規模な雇用削減、設備廃棄ののち、この一年、生産、企業実績とも好転している。だが繊維の場合、先行き不安はことに強い。いずれの産業も景気動向に大きく左右されてきたし、今後とも、そうした産業体質には変わりがない。

一、食品産業は、他産業と異なり、七九年第二次オイル・ショックの影響をまともにうけ、不況の中であえいでいる。このため、雇用削減も、これから本格化する気配を示している。

一、この点、海運の雇用不安は、その歴史が長く、しかもいっころにおさまる気配にない。最近では「超合理化船」の就航などによって雇用不安にいっその拍車がかけられてきている。また、港湾「合理化」も、七〇年代をつうじ、急速に推進され、港は大きく変ぼうしている。

一、私鉄、国鉄では、とくに中小私鉄、ローカル線問題が相変わらず深刻である。とくに国鉄では「大量退職時代」に入っただのを契機に、「三五万人体制」の実現をめざし、旅客、貨物の両面にわたリ、ローカル線の撤去はもちろん、全体としていっその「縮小均衡経営・輸送方式」をきびしく貫こうとしている。

一、郵政での「合理化」の焦点は、貯金、保険事業のオン・ライン化である。保険事業では、八〇年度末には、全国総合オン・ライン計画が終わろうとしており、貯金では、七九年度に東京、大阪、名古屋を皮切りに、推進されている。もちろん、それにともなつて、これまでも減員がおこなわれてきたが、ひきつづき推進されている。

一、労働災害は、度数率、強度率とも減少傾向にある。ただ七八年と比べ七九年は、大企業の平均労働損失日数が増大した。

一、職業性疾患は、このところ増大傾向にあるが、特筆すべきは、腰痛などが産業を問わず発生し増加していること、職業性がんなども同様な状況にあることである。

1 「合理化」の局面・形態

景気回復下の「合理化」

戦後、資本主義世界の相対的安定期としての「高度成長」期は終わり、長びくスタグフレーションのもと、相変わらず、安定した経済成長の軌道にはのりきれないでいる。それが、日本をもふくむ資本主義世界の現状である。

相対的安定の終わりとしての経済危機の深まり、それが構造的なもつゆえに、事態はいっそう深刻である。そうした構造的危機からの脱出をめぐり、その一環として雇用・「合理化」、「減量経営」がここ数年、すさまじい勢いで強行されてきた。大規模な雇用削減、「減量経営」に裏づけられ、七八年九月份の決算では、大企業が軒なみ「減収増益」を計上するという異例な現象まで立ち現われた。

だが、その後は「増収増益」に転じ、高水準の実績をたもっている。とくにこの一年、日本経済は、国内民間需要を中心に景気は回復、上昇局面に入り、企業収益、生産活動も好調であった。しかし、雇用情勢は、ゆるやかな改善がみられたが、いぜんとしてきびしかった。

こうした景気回復、上昇期という短期のタイムで「合理化」問題を見ると、たしかに問題自身が前年と比べ大幅に減り、造船など一

部をのぞき、雇用削減なども一段落したかにみえる。もちろん「減量経営」への動きは、コスト・ダウンのため、省エネ、経費節減等をふくめ、総体として今後ともやむことはないであろう。景気の先行きも、国際要因、たとえば原油価格、日米経済摩擦など、相変わらず不安定であり、国内的にも八〇年春闘の後、実質賃金はむしろマイナス傾向を示すなど、個人消費支出をはじめ、いくつかの不安定要因をかかえている。

「減量経営」のフローチャート

「減量経営」は、オイル・ショック後の第Ⅰ段階（緊急避難的対応）を経て、やがて大規模な雇用削減など第Ⅱ段階（量的対応）に突入した。

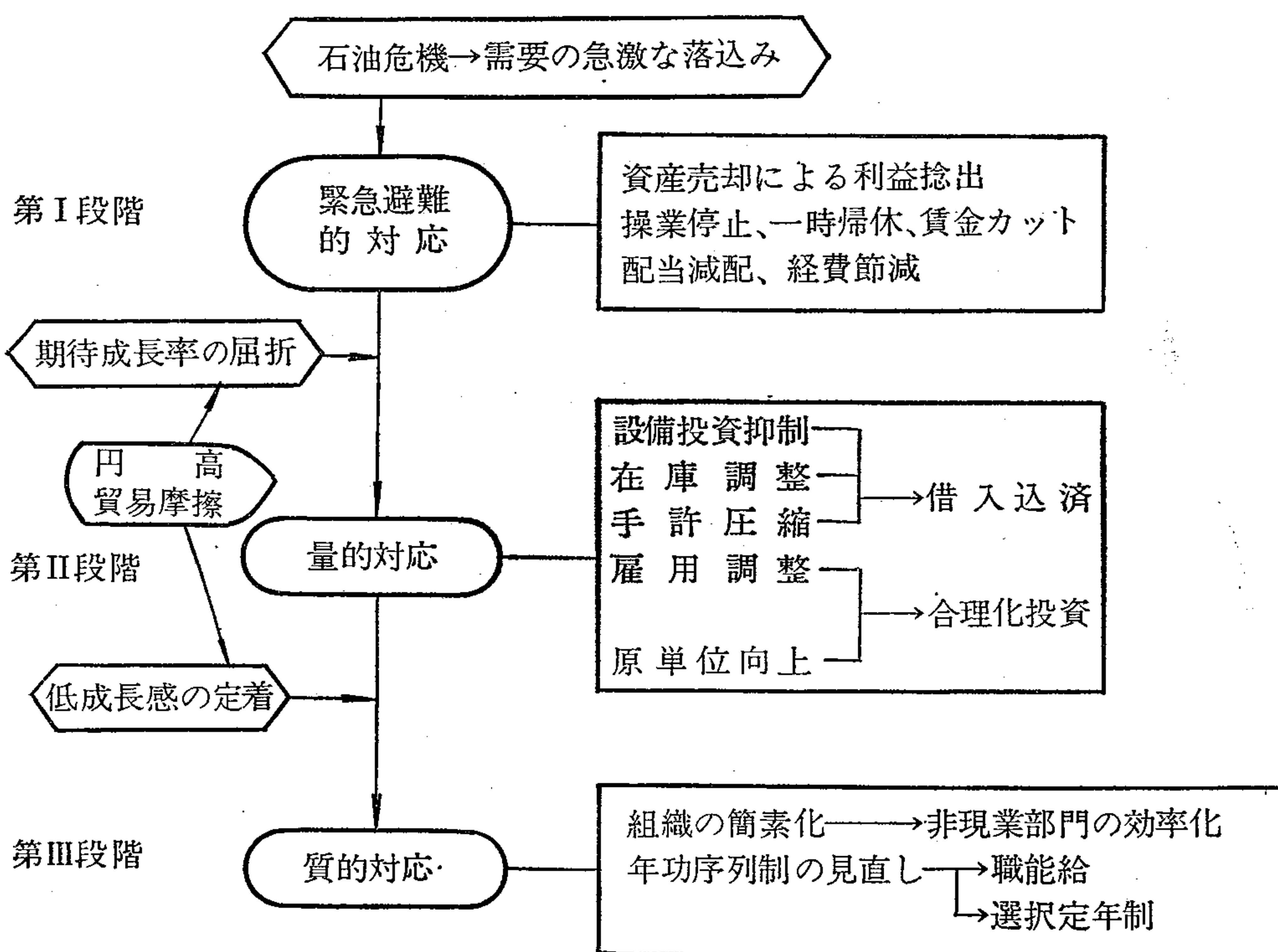
そして、いまや「量的調整」も一応のヤマを越え、第Ⅲ段階（質的対応）に移り、「減量経営」の完成がめざされているといわれている。そこで、経済企画庁『経済白書』（七九年版）より、「減量経営のフローチャート」をかかげておこう。「減量経営」の重点の推移をみるにはきわめて有意な参考図である。

「合理化」の形態と特徴

七九年三月に一三五万人を数えた完全失業者も年末には一一一万人に減り、雇用情勢はいくぶん改善されたかにみえる。しかし、増えた雇用の中身を見ると、雇用問題は質を変えて依然として深刻な状態がつづいている。

この間の雇用情勢の特徴は、①産業別にみると製造業就業者数が減少した。②一方、卸・小売業、サービス業で増加が大きい。③女子労働力がパート化し、七五年以降急増した。④大企業の労働者が減り、小零細規模での増加がいちじるしい。⑤雇用形態は常用雇用が減り、臨時、日雇いが増えたなど、一言でいって不安定雇用層の

第4図 減量経営のフローチャート



〔備考〕 経済企画庁『経済白書』（79年版）。

急増が指摘できる。この背景には、減量経営をすすめた企業が、景気上昇期はとくに、臨時、パートの雇用でまかなったことがあげられる。雇用の不安定性はむしろ増している。

そのうえで、前掲第4図のごとく、雇用・「合理化」は、組織の簡素化、そして年功序列制の見直しといった具合に、形態の質を変えつつ進行している。したがって、終身雇用慣行もまた、動揺、変質の過程にある。それにともなって、年功序列型の職場秩序、賃金もまた動揺、再編の過程をたどりつつある。労務管理の再編、厳格化もいっそう強まる気配にある。そうした総体が、今日の「合理化」の特徴点である。では「合理化」の動向を、主要産業について見てみよう。

2 主要産業における「合理化」の実態

鉄鋼業

七八〜七九年にかけて鉄鋼生産は、かなりの回復を示したが、八〇年に入り、また下降傾向をみせている。

鉄鋼業の稼働高炉は、七六年末には五一基を数えたが、七七年末には四八基、七九年末には四四基と減少し、総設置基数六五基中一基が休止している状況で、七七年から七八年にかけて五期連続減産をつづけた時期には「七割操業」にも達しない水準にあった。現

在でも、粗鋼生産能力一億四五〇〇万トンにたいし、七割こそこの生産水準であり、鉄鋼資本の意図する「減量経営」＝「七割操業」が定着した状況にある。

「高度成長」の破綻から「減量経営」を定着させていく過程の背景には、鉄鋼資本が一貫してとってきた、設備近代化と要員削減に基礎をおく「合理化」による生産コストの低下が横たわっている。その結果、鉄鋼業の労働生産性の上昇はきわめて顕著で、五七〜七四年の期間における労働生産性の伸びは、アメリカ二・〇倍、西ドイツ二・六倍、フランス二・二倍であるのにたいして、日本はじつに六・八倍に達している。こうした労働生産性上昇を促した一例をあげると、鉄鋼業ではコンピュータの導入がすすめられ、七七年末現在でその設置台数は三四三台（うち圧延工程一五八台）にのぼり、とくに圧延工程ではコンピュータによる自動制御がすすみ、自動化・高速化・無人化がいっそう進展し、その結果、労働生産性はいちじるしく高まった。

さらに、「減量経営」戦略の中心となった雇用・「合理化」＝要員削減は、七〇年代をつうじて一貫しておこなわれ、鉄鋼業の従業員数は七八年末には二七万六〇〇〇人とピーク時の七一年末と比べ三万四〇〇〇人の減少をみせた。不況の影響の大きかった電炉・単圧メーカーを中心とした中小鉄鋼企業では七五年以来全従業員の三割に当たる一万二〇〇〇人の人員整理がおこなわれ、工場閉鎖にとりなう全員解雇が強行された例もまれではなかった。

大手高炉メーカーでも七七年中に「雇用調整」の名のもとに大幅な要員削減がおこなわれたが、最大の独占体新日鉄は、「七割操業下での一割配当」が可能となるような生産・収益構造の確立をめざ

して、「全社最適生産構造体制」への集約化を企図した「新合理化」構想を打ち出した。七八年秋に発表されたこの構想は、九製鉄所のうち四製鉄所の九工場を休止する計画で、今後三年間に従業員の一角に当たる六〇〇〇〜七〇〇〇人の人員整理をおこなおうとするもので、地域社会にも大きな影響を与えるにいたっている。

造船業

七三年のいわゆる石油ショック、七四・七五年不況を契機に表面化した船腹過剰、新造船の激減、生産設備過剰という造船危機は、欧州造船諸国に比べ、よりいっそうわが国へ打撃を与えるところとなった。このため一転して、建造能力削減と操業短縮、つまりは設備削減、「合理化」の強化がすすめられた。

新造船建造の設備処理は、各社の計画が出そろい、予定どおり作業がすすめられている。この計画によると、特定船舶製造業（五〇〇〇総トン以上）の対象六一社による現有一三一基の船台・建造ドックは、資本グループごとの処理もあって、四三社の六二基に縮小され、会社数で三〇%、設備数で四七%という大幅な削減となっている。つまり、高知県造船、福岡造船、横崎造船などの中小一社は、今後全面的に新造船から撤退するか、あるいは小型船建造や修繕船専門工場となることになる。また、三菱重工横浜・広島、石川島播磨横浜・知多、日立造船堺の各大型建造ドックは休止し、三菱の二工場は陸上・海洋関係工事工場となる。さらに、中手の函館は函館工場を小型船専門、名村造船大阪工場、林兼造船長崎工場は別会社化し修繕、小型船専門工場化、佐野安大阪工場は全面閉鎖して水島工場へ集約する。

このような建造能力の削減は、「平均三五%」を上回る三八%あ

まりとなったが、なかでも大手と中小との対象はおのずから異なる。とくに、中小造船の場合は縮小・新造船からの撤退が目立つが、大手は超大型ドックを「休止」のかたちで温存していくケースが多い。

こうした設備削減は、ただちに雇用・「合理化」に波及してくる。「三五%」の設備削減計画が明らかにされた段階で、造船関連労働者の三分の一に当たる一〇万人の削減が計画され、それが現実の問題として現われてきた。

七八年以降になると、具体的な設備削減をふくむ経営計画にもとづいて、大手・中手における第二次の人べらし（勇退制度、希望退職など）が提案された。大手では、勇退基準による肩たたき、退職勧奨、選定年制などが強行され、中手でも配転・出向に応じないものには、指名解雇が通告された。とくに、住友重機玉島では、勇退基準に該当する一七人の全造船組員を指名解雇し、佐野安船渠でも配転反対者（全造船組員）を余剰人員として指名解雇した。また、親会社である石播重工によって倒産させられた臼杵鉄工では、再建計画のなかで佐伯工場（全員が全造船の組員）を大幅に縮小し、分会執行部、青婦部役員、職場活動家など八四人の指名解雇が通告された。

かくして、造船業では七四年一月から七九年三月までを通じて、本工・下請工を合わせ、実に一一万五〇〇〇人の削減となっている。しかも、七九年初め頃から、新造船の受注量は、ほぼ順調な回復過程をむかえるにいった。これにたいし、本工数は抑えながら、下請工の拡大、長時間労働、操短の大幅緩和によって、対応がおこなわれている。

電機

きびしい雇用・「合理化」を経て、電機産業は、いま大きな構造的転換期にさしかかっている。第一に、電

機産業は多国籍企業化の本格的段階に入りつつある。海外での生産活動の開始（一九六〇年代後半）から、現地での企業規模三〇〇人前後の段階（七〇年代半ば）を経て、いまや七〇〇～一〇〇〇人程度と規模の拡大をはかり成熟期を迎えている。また、これまでの国内の過当競争を海外にまで拡大して、なかば無秩序に拡大した段階から、国内、海外をふくめた分業戦略とそれにもとづいた海外活動を建て直し、国際的生産体制の確立をはかろうとしている。こうした多国籍企業化の進展は、国内工場で働く労働者の雇用にも重大な影響が考えられ、また国際的規模の摩擦やトラブルも予測される。第二に、技術革新と情報化、作業工程の自動化、省力化のいちじるしい進展である。マイクロコンピュータを使った自動化、省力化機械の導入にはもっとも積極的で、とりわけ「第一次石油危機」以降急速に進展し、その当時に比べるといまや職場のレイアウトや労働者の作業内容は一変している。第三に、こうした多国籍企業化や自動化の進展は、下請部品産業にも無関係ではなく、大手セット・メーカーの生産拠点の海外移管や工程のIC化・自動化などによって従来の購買取引関係や大手セット・メーカーの部品内製化の下請分業関係にも変化が現われつつある。

こうした新しい状況のもと、電機産業労働者は、新たな課題をかえ、対策を迫られている。当面、目立っているのは、超過労働の恒常化である。電機労連が、七九年一〇月に実施した「労働時間・休日・休暇に関する意識調査」によると、「人手不足」、「仕事の範囲が広がっている」と答えたものが、ともに過半数を占めている。

また「残業・休日出勤が増えている」、「企業間競争が激しくなっている」とするものも、おのおの三割強を占めている。これは、業績回復で生産量が増大しているのにたいして、企業の減量経営施策が貫徹しており、要員不足が恒常化し、個々の労働者の多能工化が進み、さらに残業や休日出勤が増大しているといった労働密度の高まりを示すものである。

繊維

繊維産業は、オイル・ショック後の深刻な「危機」を打開し、七八年上期、繊維大手各社が黒字に転化したこと

とで、少なくとも繊維大手の収益改善という点では成功したようにみえる。七九年上期になると増収増益はいっそう拡大した。「危機」打開のための方策は、おおよそつぎの点にあった。第一に、繊維全体の過剰生産にたいし「川上からバルブをしめる」として、原糸生産を抑制すると同時に、過剰設備の廃棄をすすめた。第二に、紡績から加工、アパレル（衣料）、流通までのさまざまな段階の企業をタテに結びつける「垂直的結合」によって、新たな独占集中と中小企業の整理淘汰をすすめた。第三に、徹底した「ヒト、カネ、モノ」の減量作戦が展開された。とりわけすさまじかったのは人べらしである。七九年九月末の合繊維メーカーの合計人員は五万三〇七九人で、同年三月比で一〇七〇人の減少だが、七一年ピーク時の一〇万二五五九人からみると、文字どおり半減している。繊維産業全体では、二〇万人をこえる減量がおこなわれたと推定される。

かくして、繊維大手各社の増収増益にみられるように「危機」は突破したかにみえる。だがその反面、中小企業の倒産は高水準で発生している。七九年一月には一三七件、負債額三三八億六〇〇万円となり、七八年比、件数で六七%増、負債額で一〇六・九%増

に達している。さらに、繊維大手といえども、原燃料、輸出入、国民の購買力といった問題をかかえ、さらに発展途上国の急速な追い上げをうけている。先行き不安は強まりつつある。

紙・パルプ

紙・パルプ業界は、景気回復のきざしがみえたことや高付加価値製品への生産転換、設備の大型化など、企業競争に勝つための設備競争で、七九年度の設備投資は、対前年比三一・二%増になっている。最近の設備投資の特徴の一つは、資金調達に占める自己資本の比率がきわめて大きくなっていることである。

景気の回復による需要の増加と生産制限によって、紙・板紙の価格は、七八年八月と比べて七九年八月には、新聞用紙、マニラボールの据置き、中質紙の低下など、ごく一部の例外をのぞいて軒並み上昇している。とくに段ボール原紙をはじめとする板紙の価格の上昇率が高い。

こうした「回復」の前提はつぎのことにあつた。すなわち、大企業は資金力にものをいわせ、高付加価値製品への転換もはやく、また中小企業分野へもくいこみ、そこでの先発グループを追い越し、後発グループとの格差をいっそう拡大する。このようにして、流通機能の強化、流通企業の集約化をとめないながら、中堅、中小零細の淘汰整理を推進させた。

つぎに、人べらしの点についてみると、七〇年一月と七九年一月を比べた紙・パルプの従業者数(月末、九万八二三五人↓七万四一五八人)および実働延べ人員(月間、二三一万三五〇七人↓一六三万五一九一人)は、一〇年前と比べて、従業者数は二万四〇七七人減、七五・五%へ減少している。この一〇年間に四人に一人は職場

を去ったことになる。なお、月間実働延べ人員も七〇・七%へ低下している。とりわけパルプ部門の低下がいちじるしく、従業員で二万五〇七人から一万四五四四人へと七〇・九%へ、実働延べ人員で四八万四九一六四人から三一万四九四二人へと六四・四%へ縮小している。石油ショック以降の長期にわたる不況のもとで、「減量経営」のしわ寄せが、労働者に大きくのしかかってきた。人べらしのうえでの「労働生産性の向上」が強いられてきたことを示している。

食品産業

七九年の日本経済は、石油高騰と急激な円安のもとで、鉄鋼、石油、電機、商社、自動車、化学など重化学工業の独占大企業を中心に、輸出関連企業も大きな利益をあげ、あたかも日本経済全体が景気回復し、好調に推移したかのようにいわれている。しかし、食品産業はまったく逆で、石油、重油、灯油不足の直撃を受け、関連諸資材、包装代などの上昇、運送料の高騰などによって企業採算はいちじるしく悪化した。これまでのように、コストが上がっても安易に製品価格に転嫁していけないほど国民の購買力がおさえられているため、需要そのものが停滞しているところに問題がある、東京証券取引所に上場している食品企業の七九年九月中旬決算を概観してみると、三〇社のうち、前年同期比で増収増益だったのは三分の一の一二社しかなく、増収減益が七社、減収減益が八社、つまり約半数が減益となっている。

六年前のオイル・穀物ショックを切り抜けた食品産業界は、その後比較的順調に業績を回復し、ある程度企業の体質改善Ⅱ「合理化」もすすめてきていた。しかし、七九年第二次オイル・ショックの直撃を受けて、これまでの体質改善の大幅な見直しを迫られた。この

ため、個々の企業は、きびしい環境のなかで、①徹底した「合理化」、②付加価値の高い製品開発、③外食産業への進出などをめざしている。

①の合理化対策の第一は、人べらしである。食品界の老舗森永製菓が約一割の五〇〇人の希望退職をつのり、さらにむこう三年間に一〇〇〇人を減らし、早朝、夜間、深夜手当なども減らし、すでに決まっていた冬の一時金まで五％カットした。不採算工場の廃止、分離、独立（子会社化）なども並行してすすめられている。

砂糖特例法で「雇用確保」が条件になっていた製糖界でも、工場閉鎖、合併などの過程で労働者を退職に追い込んだケースは多く、名古屋精糖から分離した神戸製糖のように、会社側が労働協約破棄を申し入れ、いまなお紛争がつづいている例もある。ほかに第一次穀物ショックで大赤字を出した吉原製油は、主力工場用地を売却して事業の縮小や人べらしをはかった。さらに各社に共通しているのは、定年のくり上げ実施である。再就職を有利にするためということで、定年前に退職する者に割増金をつける方法、定年までいると役職を外されたり、一時金その他で差別されるなどの行為がおこなわれている。

食品産業をめぐる八〇年代初頭の環境は、内外ともにプラス面として評価されるものはきわめて少ない。むしろ総需要不振のもとで原料、コスト急上昇にふりまわされ、この業界はこれまで経験したことのないような不況時代を迎えようとしている。

海 運

日本の海運企業は七〇年代にはいつて、先進海運国に先がけて便宜置籍船、丸シップなどの「海外進出」により、「脱日本人船員」の拡大をはかり、「減量経営」をすすめてき

た。さらに、八〇年代にかけて海運企業は日本船の「国際競争力」をとりもどすためとして、新船員制度による乗船定員の大幅な削減を実行しようとしている。そのため、日本人の船員は今後養成する必要はないとして、全国一三の海員学校の統廃合がすすめられようとしている。

その一方、船員の労働条件の切下げはいっそう進行している。とくに、内航船においては、海員組合の組織率がきわめて低く、このため内航労働者の賃金、労働諸条件は劣悪である。それだけでなく、海員組合の調査によれば、一九七七年三月現在、組合が組織している貨物船およびタンカーは五三〇隻であるが、これは、内航船の全隻数の五％（鋼船だけでは八・九％）、重量トンの二五・八％にすぎない。この未組織状況は、荷主が「安定輸送の障害を防止する」という観点から「脱海員組合化」を強力に推進してきた結果によるものである。鉄鋼や石油産業資本は、未組織船でしか輸送させないと、「脱海員組合」を用船や運賃値上げの条件にもちだしてきている。

さらに、雇用不安を増大するものとして最近注目されはじめたのが、自動化機器や集中制御システムを採用した「超合理化船」の就航である。これまで一〇万トンクラスのタンカーの乗組員は平均二九人程度だったが、超合理化船は「一八人の乗り組みで運航可能」という。

なお港湾について一言ふれておこう。港湾における「合理化」は、不定期船分野における専用船化、定期船分野のコンテナ化を中心に海上輸送革新の一環としてすすめられてきた。とりわけ、コンテナ化の段階では、港湾労働の本質そのものが変化し、コンテナ埠頭に

おける荷役は完全機械化され、在来船の船内、沿岸荷役労働者にかわってコンテナクレーンの操作、大型トラック運転手、ストラドルキャリア運転など、特殊熟練労働者が要求された。そこでは、日雇労働者はもちろん、在来船における熟練者も役立たない。

コンテナリゼーションは、港湾荷役労働を全面的になくし、それとともに従来の港湾運送業を不要化して、検数、通関、検量などの業務も省略化し、港全体を一大変革の渦に巻きこんでいった。コンテナリゼーションにより、港湾労働者の職域がせばまり、雇用不安が激化した。コンテナ輸送が開始されて以来、これまでの約一〇年間に、常用、日雇合わせて二万三一〇〇余人も減少している。

さらに最近では、ラッシュ船、カーフェリー、ローロー船、プッシュャー・バージなどにより荷役の機械化・自動化が一段とすすみ、港湾労働者に大きな影響を与えてきた。具体的には既存の港湾労働の激減、職域縮小にともなう労働者の失業と雇用不安増大、港湾労働者にたいする企業の人員整理・職場配置転換などとなってあらわれている。

このように七〇年代の港湾「合理化」は荷役の機械化ないし、不要化を中心に急激にすすめられたが、八〇年代には港全体の情報システム化、コンピューター管理化がすすめられようとしており、港湾における新しい段階の「合理化」として位置づけられよう。

私鉄

七〇年代の私鉄業界の軌跡をたどると、大都市交通をになう私鉄大手一四社(交通営団をふくめると一五社)と大都市・地方中小私鉄および公営交通(七九年四月現在、九九社)との経営状況の構造的格差がきわだって鮮明になってきた。経常損益において、一般的に黒字基調を堅持しつづけてきたのは大手の私

鉄・営団とハイ・タク業界であり、慢性的赤字に悩んできたのは中小私鉄、公営鉄道および乗合バス業界である。こうしてわが国の経済構造の特質がそのまま私鉄業界にもおよび、地方中小私鉄や地方バス事業は過去十数年来、構造的危機に瀕したまま低迷状態をつづけている。

過疎化現象とモータリゼーションの影響を集中的に受けて、一九六五年以降、中小私鉄では急速に路線廃止がすすんだ。とりわけ七〇年度以降七八年度に至る九年間に延べ七四九・一キロメートルの路線整理が断行されている。地方中小私鉄のうち十数社は貨物専業であるが、全体として中小私鉄は貨物鉄道的性格が強い(大手、営団、公営を含めた全体の輸送トン数で見ると、そのうち中小私鉄は七七年度においては八六%を担っている)。路線の一部ないし全部廃止に追い込まれた企業は延べ五八社となり、六六年度以降では約一〇〇社弱となっている。

六五年当時三万一八〇〇人もいた労働者は、七七年度には一万八八〇〇人と大幅に減少し、その多くは代替的なバス部門への配転を余儀なくされたものであり、「合理化」による人べらしの結果でもある。また中小私鉄は、大手ときわだって異なる点としてバス事業中心型であり、それは営業収入の五三・六%(七七年度)を占めている。

しかし地方バスをめぐる八〇年代の情勢はきわめてきびしい。乗客ばなれを鮮明にする運賃の定期的アップ、ギリギリの段階にいたった「合理化」、そして地方自治体の財政的逼迫という三重苦はこの部門に重くのしかかっている。

国 鉄

七九年一二月末、「日本国有鉄道の再建について」、閣議決定がなされた。これは、「日本国有鉄道の再建の基本方針」（一九七七年一月二十九日閣議了解事項）の趣旨にもとづき、国および国鉄が当面緊急に実施すべき対策となっており、これまでの再建計画の具体化といつてよい。この「国鉄再建について」は、国鉄の経営改善措置、行財政上の措置、収支均衡の回復、法的措置の四つの部面にわたって具体的な提起をおこなっている。

国鉄の経営改善措置は「経営改善の実施」と、これを具体化する「経営改善計画の策定」の二本立となっている。「この国鉄の経営改善措置」は、国鉄が自ら努力する事項として六項目をあげている。

第一は経営の重点化であり、国鉄の守備範囲として、都市間旅客輸送、大都市圏旅客輸送および、大量、定型貨物輸送を中心に位置づけることによって、地方交通線の切捨てを打ち出している。第二は要員の「合理化」である。さきの「国鉄再建の基本構想」では国鉄再建の中心的な柱を「減量経営」におき、線区撤去とともに三五万人体制を打ち出したが、今回の「国鉄再建について」も、経営改善措置の最重要点としてこれを位置づけている。第三は運賃引上げ、第四に工事規模、第五に関連事業、第六に資産処分についての企業

第40表 国鉄退職人員の推定値

年度	退 職
1979年	17,200人
1980	21,200
1981	23,550
1982	24,800
1983	25,800
1984	26,100
1985	24,000

〔備考〕 国鉄当局資料。

内努力である。

いずれにしても「大量退職時代」に入っている国鉄では、それを契機に、「三五万人体制」というきびしい人員体制と、旅客、貨物の両面にわたり、ローカル線の撤去はもちろん、全体として縮小均衡経営および輸送方式を、いっそう強固に貫こうとしている。

郵 政

郵政における「合理化」の焦点は、ここ数年、貯金、事業をとっていても、外国生保の日本進出や民間生保との競合のなかで「簡易保険事業の効率化」という名のもとにオンライン「合理化」がすすめられ、八〇年度末には全国総合オンライン計画が終ろうとしている。さらに貯金事業では、民間金融機関のオンライン実施にたいし、一〇年程度遅れてスタートした。だが、そのオンラインも、七九年度中には、日本の政治、経済の中心圏となっている首都東京と大阪、名古屋の近畿、東海圏でオンライン業務を開始するといった現状になっている。ちなみに、当面の貯金オンラインに伴う地方貯金局の減員計画は第41表のとおりである。

保険事業も、地方簡易保険局および郵便局で、すでに減員がおこなわれただけでなく、八〇年から八一年にかけて、さらに減員がみこまれている。そのうえ、保険オンラインは、八〇年度末に全国オンライン網が完成することになっているが、その後の保険事業の「合理化」は、「行管勧告」や、「保険審議会答申」とのからみなかで進行していくとみることができ。

七九年五月に行政管理庁は、「簡易生命保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告」をおこない、つづく同年六月には、保険審議会が「今後の保険事業のあり方についての保険審議会答申」をおこ

第41表 郵便貯金オンラインに伴う地方局の減員計画

地方局名	総定員数 (1978年8月現在)	減員 見込数	年度別減員	
			79年度	80年度
			79年10月1日	80年4月1日
東京	2,135人	約580人	13人	75人
横浜	433	50	6	
甲府	549	130	10	10
仙台	768	250	12	
金沢	399	100	7	
徳島	461	100	6	
宮野	434	80		
都古	933	210		
長名	1,059	150		
大京	934	100		
神広	673	110		
新岡	576	90		
松下	473	110		
	307	100		
	275	30		
	279	80		
	329	120		
	28貯金局 14,975人	2,390人	54人	85人

金掌の調査事務を四州政
所の監理官に任じ、郵政
の替り、郵政事務所の管
振主務中国、各局、郵政
東局し振主務中国、各局、郵政事務所の管とされ、減員
なる

（金徳島、台、仙、沢、の、減、給、恩、関、連）

〔備考〕『全通時報』80年2月号。

なったが、郵政省はこの「行管勧告」、「保険審議会答申」とも軌を一
ひとつにして「合理化」をいっそう推進していくという方向を打ち
出している。「行管勧告」はオンライン計画の実施を前提として、
①地方簡易保険局の要員配置の見直しと「適正化」、②特定局を受
持とする加入者へのオンラインサービスの拡充、③集金事務の効率
化、下請化、④保険料の自動振替制度実施の検討等の「合理化」を
勧告している。このほか、保険事業の「合理化」とは直接に結びつ
かないが、簡保事業団の「合理化」として診療所のあり方の見直し
（統廃合）、保養センターおよび加入者ホームのパートタイマー活用
（人べらしと下請化）が勧告されている。

3 労働災害・職業病

1 労働災害

産業別災害度数率・強度率

労働災害は、七四年以来の生産活動の停滞を反映して、かなりの減少を

示している。第42表によって、産業別の災害の頻度を示す度数率（二〇〇万延べ労働時間当たり労働災害による一日以上休業の死傷者数）、および災害の強度を示す強度率（一〇〇〇延べ労働時間当たり労働災害の死傷による労働損失日数）の推移をみておこう。

度数率の産業計は、一九七〇年に九・二〇であったが、七五年に四・七七と激減し、七八年三・九一、七九年三・六五とさらに減少している。他方、強度率の産業計は、七〇年に〇・八八であったが、七五年は〇・四三と半減し、七八年〇・三五、七九年〇・三六と推移している。

つぎに、産業別に度数率をみると、七九年に最も高いのが、鉱業二四・〇八、ついで林業二一・八九、サービス業一七・一三と、順位は前年と変わらない。製造業のなかでは、木材八・二九、家具八・

第42表 産業大・中分類別労働災害度数率・強度率の推移（規模100人以上）

産 業	度 数 率				強 度 率			
	1970年	1975年	1978年	1979年	1970年	1975年	1978年	1979年
計	9.20	4.77	3.91	3.65	0.88	0.43	0.35	0.36
林 業	18.22	19.97	22.57	21.89	1.70	1.02	1.28	1.45
鉱 業	89.09	29.93	24.43	24.08	7.22	5.43	2.99	4.37
建 設 業	10.02	4.27	4.19	3.18	2.13	1.15	0.64	0.37
製 造 業	6.07	3.79	2.95	2.75	0.66	0.34	0.30	0.29
食 料 品・た ば こ	8.59	6.86	5.11	5.11	0.61	0.36	0.28	0.28
織 維	4.26	3.13	2.76	2.80	0.42	0.33	0.25	0.19
衣 服	1.84	1.54	1.72	1.49	0.34	0.05	0.06	0.04
木 材	18.42	10.63	9.44	8.29	1.60	0.77	1.28	1.04
家 具	11.99	9.70	7.88	8.16	1.08	0.56	0.57	0.41
パ ル プ ・ 紙	8.40	3.99	4.00	3.57	1.22	0.51	0.69	0.54
出 版 ・ 印 刷	5.59	3.83	2.88	2.53	0.40	0.27	0.35	0.17
化 学	4.77	3.09	2.22	2.00	0.59	0.24	0.20	0.21
石 油 ・ 石 炭	3.99	2.38	1.09	1.04	0.66	0.45	0.15	0.14
ゴ ム	5.36	2.99	2.73	2.26	0.59	0.26	0.31	0.27
な め し か わ	7.85	4.27	3.40	3.41	0.70	0.10	0.11	0.56
窯 業 ・ 土 石	9.93	6.13	5.61	5.15	0.95	0.52	0.37	0.51
鉄 鋼	6.35	3.10	2.41	2.14	1.40	0.56	0.52	0.49
非 鉄 金 属	6.65	3.27	2.69	2.47	0.90	0.40	0.34	0.25
金 属 製 品	9.81	5.98	4.76	4.90	1.13	0.80	0.47	0.35
一 般 機 械	8.37	4.56	3.59	3.30	0.56	0.22	0.33	0.32
電 気 機 器	2.27	1.65	1.17	1.06	0.24	0.14	0.11	0.15
輸 送 用 機 器	5.71	3.56	2.51	2.42	0.81	0.35	0.31	0.34
精 密 機 器	3.18	1.66	1.65	1.46	0.25	0.10	0.07	0.06
そ の 他	6.51	4.44	3.58	2.75	0.36	0.50	0.27	0.31
運 輸 ・ 通 信 業	12.43	5.71	5.17	4.86	0.96	0.38	0.34	0.34
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	2.72	2.60	1.91	1.45	0.56	0.42	0.37	0.19
サ ー ビ ス 業	18.26	22.25	17.29	17.13	0.75	0.31	0.41	0.29

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」。

2) 度数率とは100万延べ労働時間当たり労働災害による1日以上休業の死傷者数。

3) 建設業は職別工事業，設備工事業である。サービス業は自動車整備業，機械修理業，廃棄物処理業のみである。

4) 強度率とは1,000延べ労働時間当たりの労働災害の死傷による労働損失日数。

第43表 規模別労働災害度数率，強度率および平均労働損失日数の推移（規模100人以上）

規 模	1970年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
〔度数率〕						
規 模 計	9.20	4.77	4.37	4.32	3.91	3.65
1,000人以上	7.15	2.67	2.17	2.27	2.10	1.85
500～999人	7.64	3.38	2.99	2.87	2.40	2.35
300～499人	9.66	4.95	4.54	4.44	4.00	3.58
100～299人	12.02	7.38	7.01	6.63	5.96	5.66
〔強度率〕						
規 模 計	0.88	0.43	0.36	0.42	0.35	0.36
1,000人以上	0.80	0.42	0.29	0.42	0.29	0.30
500～999人	0.81	0.33	0.29	0.28	0.29	0.31
300～499人	0.97	0.44	0.36	0.45	0.37	0.32
100～299人	0.95	0.49	0.44	0.49	0.42	0.44
〔平均労働損失日数〕						
規 模 計	96.1	90.3	81.4	93.2	90.5	98.3
1,000人以上	114.0	155.7	134.3	185.0	139.9	164.5
500～999人	106.1	96.9	97.5	98.4	121.4	130.0
300～499人	99.7	88.3	79.2	100.4	93.2	88.9
100～299人	79.2	66.9	63.5	73.4	70.8	78.0

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」。
2) 度数率，強度率は第42表の〔備考〕参照。

第44表 産業別重大災害発生状況

産 業	1970年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
〔発生件数〕	件	件	件	件	件	件
計	398	276	275	246	261	210
製 造 業	137	94	95	60	51	54
建 設 業	166	123	125	116	160	103
運輸業・貨物取扱業	30	12	6	20	8	7
林 業 ・ 漁 業	18	10	7	11	8	9
そ の 他	47	37	42	39	34	37
〔死傷者数〕	人	人	人	人	人	人
計	2,458 (269)	1,523 (200)	1,430 (186)	1,276 (194)	1,546 (207)	1,057 (159)
製 造 業	1,051 (69)	517 (47)	533 (35)	338 (24)	314 (28)	271 (29)
建 設 業	879 (106)	593 (91)	594 (101)	568 (94)	752 (121)	480 (73)
運輸業・貨物取扱業	182 (16)	53 (11)	33 (7)	97 (18)	23 (5)	27 (7)
林 業 ・ 漁 業	122 (34)	47 (4)	43 (3)	50 (8)	38 (10)	63 (5)
そ の 他	224 (44)	313 (47)	227 (40)	223 (50)	419 (43)	216 (45)

〔備考〕 1) 労働省「重大災害報告」。
2) 重大災害とは一時に3人以上の死傷者をともなった労働災害のことである。
3) 死傷者欄の（ ）内は死亡者数。

第45表 産業大・中分類別労働災害による死傷者1人当たり平均労働損失日数の推移
(規模100人以上) (単位:日)

産 業	1970年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
計	96.1	90.3	81.4	98.2	90.5	98.3
林 業	93.4	51.2	58.9	71.8	56.5	66.4
鉱 業	81.0	181.3	137.6	176.5	122.4	181.4
建 設 業	211.3	269.4	168.2	279.5	152.2	117.2
製 造 業	109.6	90.2	80.3	102.9	101.4	106.1
食 料 品 ・ た ば こ	70.9	52.3	48.0	53.8	55.3	54.0
織 維	99.8	104.7	82.1	84.0	90.7	66.7
衣 服	181.9	31.8	37.5	61.6	37.3	28.2
木 材	87.4	72.0	97.1	117.5	136.2	126.0
家 具	90.8	57.8	81.2	88.0	72.3	50.4
パ ル プ ・ 紙	146.1	128.5	110.5	119.6	172.1	151.9
出 版 ・ 印 刷	71.9	71.4	40.6	79.6	120.2	67.3
化 学	124.7	77.6	79.9	126.7	88.9	105.6
石 油 ・ 石 炭	168.0	190.9	179.7	153.4	135.8	132.5
ゴ ム	111.8	88.2	74.3	93.7	114.6	121.0
な め し か わ	89.4	24.5	64.5	34.2	32.8	165.3
窯 業 ・ 土 石	96.1	85.3	86.3	117.2	65.7	98.6
鉄 鋼	221.3	180.7	121.0	223.1	217.0	229.0
非 鉄 金 属	136.0	221.7	137.3	126.7	127.2	100.6
金 属 製 品	114.9	133.4	54.8	99.8	98.6	71.0
一 般 機 械	66.6	47.8	78.2	68.1	91.1	98.3
電 気 機 器	107.2	84.5	46.7	110.5	92.3	140.9
輸 送 用 機 器	140.6	97.6	114.6	128.7	123.5	140.1
精 密 機 器	79.0	59.8	37.5	49.2	44.1	343.6
そ の 他	57.5	113.0	79.8	58.5	75.3	114.3
運 輸 ・ 通 信 業	76.7	66.9	76.9	70.0	65.0	70.6
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	204.7	160.4	69.1	105.8	191.9	132.8
サ ー ビ ス 業	40.6	14.1	17.4	16.7	23.8	16.9

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」。

種類別業務上疾病発生状況

1978 年							
製造業	鉱業	建設業	交通運輸業	貨取扱業	農林水産業	商業・金融・広告業	その他
4,339	889	3,006	2,804	703	433	1,179	997
1,010	11	507	385	784	38	169	113
1,054	125	613	80	41	166	62	73
1	—	—	—	—	—	—	—
13	—	31	—	2	10	1	6
2,084	33	584	173	28	25	190	390
623	917	553	—	—	—	—	16
—	—	1	—	—	—	—	—
1	—	16	—	—	9	—	2
1	—	—	—	—	—	—	—
68	108	79	1	7	354	2	1
214	2	17	2	—	—	1	2
29	1	2	1	—	—	6	14
14	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	7	1	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—
31	1	24	—	1	1	7	5
2	—	—	—	—	—	—	—
157	4	16	14	7	—	3	19
15	—	2	—	—	—	—	—
22	1	16	—	—	—	—	1
6	—	2	2	1	1	1	2
41	3	36	2	3	46	1	8
—	—	—	—	—	—	—	—
42	5	17	4	4	51	7	16
—	—	—	—	—	—	—	25
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1
1	—	1	—	—	3	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
344	6	259	126	41	109	96	90
(17)	(—)	(28)	(—)	(3)	(2)	(—)	(7)
(3,834)	(827)	(1,994)	(1,994)	(641)	(285)	(873)	(716)
10,192	2,106	5,780	3,594	1,029	1,247	1,725	1,783

ので、正規の名称ではない。なお、左端の番号は、同規則同条の各号別の番号である。

第46表 産業および疾病の

疾 病		1966年	1976年	1977年	合 計
1	負傷に起因する疾病	6,048	11,735	10,901	14,408
2	重激業務による運動器の疾病	3,242	3,111	3,954	2,417
3	高热・ガス・光線等による眼の疾病	3,162	2,160	2,245	2,214
4	有害放射線による疾病	20	6	3	1
5	日射病, 熱射病	198	28	33	63
6	熱傷・凍傷(第2度以上)	5,229	4,629	3,837	3,507
7	じん肺症	607	1,757	2,039	2,109
8	地下作業による眼球震盪症	—	—	—	1
9	異常気圧下における疾病	28	13	20	28
10	製糸等の業務による手指の蜂窩炎および皮膚炎	42	3	13	1
11	振動による神経炎	49	430	841	620
12	騒音による耳の疾病	20	45	250	238
13	電信手等の手指の圧傷および書	1	33	54	53
14	鉛中毒	21	9	13	14
15	水銀中毒	60	1	—	1
16	マクロンガニル等による潰瘍	—	—	1	—
17	クロム・ニッケル等による潰瘍	9	19	6	3
18	金・銅・銀等による潰瘍	10	5	6	1
19	砒素中毒	—	2	—	—
20	燐素中毒	8	2	8	9
21	硝気・亜硫酸ガス中毒	19	9	1	2
22	硫酸水素酸中毒	24	6	10	14
23	二硫化炭素中毒	3	2	—	—
24	二酸化炭素中毒	141	88	83	70
25	青酸中毒	12	8	3	2
26	酸・アルカリ等による腐蝕	384	252	256	220
27	ベンゼン等による中毒	41	16	22	17
28	アセトン等による中毒	32	54	47	40
29	上記27, 28以外の中毒	30	56	5	15
30	油・タール等による皮膚疾患	234	101	128	140
31	タール, ピッチ等による上皮癌	—	—	—	—
32	14～31以外の中毒・皮膚炎等	263	176	198	146
33	病原体による伝染病	6	5	20	25
34	湿潤地におけるウイルス病	1	—	—	—
35	屋外労働による恙虫病	1	5	3	1
36	動物性のもの等による炭疽病等	4	1	1	5
37	上記各号の外大臣の指定するもの	—	—	—	—
38	その他業務によることので明らかな疾病	614	1,029	2,255	1,071
(38のうち酸欠症)		(53)	(67)	(52)	(57)
(1, 2, 38のうち腰痛)		(—)	(9, 144)	(10, 213)	(11, 578)
合 計		20,563	25,796	27,256	27,456

【備考】 1) 労働省「業務上疾病調べ」
2) 疾病の種類は、労働基準法施行規則第35条に規定する業務上の疾病を簡略に記載したも

一六が相変わらず高い。他方、産業別の強度率をみると、七九年で最も高いのが、鉱業四・三七であるが、前年二・九九と大幅に減少したのにたいし、前々年の水準（四・九五）に近くなっている。ついで林業一・四五であるが、鉱業とともに前年より増加している。なお建設業は〇・三七と、前年（〇・六四）、前々年（一・二六）に比べ大きく減少している。製造業では、木材一・〇四がとくに高い。ついで前年より家具を抜いてパルプ・紙〇・五四、それになめしかわ〇・五六が一気に増加している。窯業・土石〇・五一、鉄鋼〇・四九も高いほうである。

規模別災害度数率・強度率

つぎに、同じく労働省「労働災害動向調査」によって、企業規模別の災害

害度数率、強度率、平均労働損失日数をみておこう（第43表）。

まず度数率を七九年についてみると、一〇〇〇人以上一・八五にたいし、五〇〇～九九九人二・三五、三〇〇～四九九人三・五八、一〇〇～二九九人五・六六と、規模が小さいほど度数率は上昇している。強度率もほぼ同様であるが、一〇〇〇人以上〇・三〇、五〇〇～九九九人〇・三一、三〇〇～四九九人〇・三二、一〇〇～二九九人〇・四四となっており、度数率ほどの大きな差はみられない。

この点、平均労働損失日数との関連でみると、七九年で、一〇〇〇人以上一六四・五日、五〇〇～九九九人一三〇・〇日、三〇〇～四九九人八八・九日、一〇〇～二九九人七八・〇日となっている。

全体として、度数率では前年より減少し、強度率は前年なみである。だが、労働損失日数は、五〇〇～九九九人、およびとくに一〇〇〇人以上で目立って増加している。企業規模が大きいほど、災害の頻度は少ないが、ここ一年の一定の景気回復、生産活発化を反映

し、大企業における災害の「重篤化」が目立っている。

重大災害発生状況

災害の「重篤度」、重大災害発生状況はどうであらうか。第44表は、労働災害による死傷者一人当たり労働損失日数を示している。労働損失日数は、産業計では、七八年九〇・五日から、七九年九八・三日と増加した。この間の生産活動の一定の活発化を反映していると思われる。産業別にみると、七九年の場合、鉱業が一八一・四日でトップ、ついで電気・ガス・水道業一三二・八日、建設業一一七・二日となり、前年とトップが交替している。製造業は一〇六・一日であるが、七八年につぎ鉄鋼二二九・〇日と断然多い。ついで、なめしかわ一六五・三日、パルプ・紙一五一・九日、電気機器、輸送用機器が同水準で後を追っている。

つぎに、一時に三人以上の死傷者をもなった重大災害発生状況をみておこう（第44表）。まず発生件数では、七八年二六一件から、七九年二一〇件と大幅に減少した。とくに建設業が、一六〇件から一〇三件へと減少したことが寄与している。件数減にともない、死傷者数も、七八年一五四六人（うち死者二〇七人）から、七九年一〇五七人（うち死者一五九人）とやはり減っている。この点でも、建設業の減少が大きく寄与している。

なお同じく、労働省「重大災害報告」によって、「事故の種類別重大災害発生件数」をみると、七九年の二一〇件（前年より五一件減）のうち、交通事故九八件、爆発二八件、中毒・薬傷二〇件、火熱・高熱物一九件、倒壊一七件などが相変わらず目立っている。

2 職業病

産業別種類別発生状況

業務上疾病にかんする労働省統計は、七八年までしか発表されていない。そのかぎりでは若干の特徴をみておこう（第46表）。まず発生件数は、景気停滞下でも増大傾向にあり、七五年二万四九五三件、七六年二万五七九六件、七七年二万七二五六件、七八年二万七四五六件と推移している。七八年の発生件数を産業別にみると、製造業一万一九二件が断然多く、ついで建設業五七八〇件、交通運輸業三五九四件となっている。

つぎに、疾病の種類別にみると、負傷に起因する疾病一万四四〇八件と断然多く、ついで熱傷・凍傷三五〇七件、重激業務による運動器の疾病二四一七件、高熱・ガス・光線等による眼の疾病二二一四件、じん肺症二一〇九件となっている。また、負傷に起因する疾病、重激業務による運動器の疾病などのなかで、近年、いちじるしく問題化している腰痛の多いことが目をひく。七七年に一万の大病にのり、七八年には一万一五七八件と、さらに増えている。しかも産業を問わず、いずれの産業にもまたがって発生しているのが特徴である。

職業病と疲労・健康障害の増大

最近では、産業、職業を問わず、精神・神経疲労をふくむ身体各部に多様な症状を現わす疾病、たとえば過労性の腰痛、頸肩腕症候群、自

律神経失調症などが発生している。また振動による神経炎なども、たとえば林業の白ろう病のように問題化している。さらに、じん肺症の増大、潜函病（減圧症）、一酸化炭素中毒、酸欠症、そして最近、重大問題としてクローズアップされているものに、各種の職業性がんがある。

そして全体として、いわゆる「合理化」病がひろがっている。その広大なすそ野を形成しているものとしての疲労・健康障害の増大、慢性化傾向に改めて留意すべきであろう。近年、そうした点にかんがみ、各種組合調査も盛んにおこなわれている。春闘共闘も七九年七月、「労災・職業病防止討論集会」を組織し、対策を強めた。また労災・職業病の補償、認定、救済闘争も、しだいに活発化の気運にある。制度要求の一環でもあるが、いずれにしても、やむにやまれぬ闘争として、その前途が注目される。総評も、七九年七月二三日、「労働災害や職業病による被災者の増大のもとで、これら被災労働者およびその家族・遺族の生活改善などのために」、「法令の改正、法令運用上の改善などの措置の要求」を、労働大臣宛におこなっている。

【参考資料】(1)労働省「昭和五四年労働経済の分析」、日本労働協会編「昭和五五年版・労働運動白書」、(2)「総評調査月報」、総評「労働ニュース」、電機労連第二八回大会関係資料、「全通時報」、「こくろう調査」、(3)「賃金と社会保障」、「月刊いのち」、「経済」、「月刊労働組合」、「労政時報」

V 労働者の生活

概要□消費者物価の動向と卸売物価の連騰
——七九年全国消費者物価指数の上昇率三・六％／卸売物価の連騰と今後の物価動向／政府の八〇年度物価見通し／庶民の物価感覚と勤労者生計費諸指標——「国民生活動向調査」結果／「国民生活実態調査」結果／東京都の生計費指数／春闘共闘の生計費指数／一九七九年度「国民生活白書」——労働者家計の収入支出——概況／共働き世帯の家計収支／首都圏労働者の家計（春闘共闘の一九七九年第六回家計調査結果）——収入／支出／ライフステージ別家計分析——教育費を中心に／「公共的料金」支出の家計負担／標準生計費——人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準

概

要

一、総理府統計局の一九七九年度平均全国消費者物価指数は、前年比四・八％と政府見通しの四・七％をわずかに上回るにとどまった。だがしかし、八〇年に入ってその騰勢は強まっており、とりわけ日本銀行調べによる七八年十一月からはじまった卸売物価指数の上昇局面の中で、八〇年四月の同指数は前月比で二・七％、前年同月比では二四・〇％も急騰し、その影響は国内完成品を中心に次第に消費者物価に波及しはじめ、一連の公共料金値上げをふくめて今後の物価動向に緊迫状態がつづくことは避けられそうにない。

一、政府は、一九八〇年度の消費者物価上昇目標を六・四％とし、七項目からなる第三次総合物価対策の推進によって目標達成は可能としているが、社会党は九％台を予想、都市銀行など民間予測でも七〜一〇％台の上昇は必至とみられている。

一、厚生省の「昭和五四年国民生活実態調査」結果によると、七八年一年間の一世帯当たり平均所得は三五万五〇〇〇円で、前年比六・七％増、これはここ一〇年間では最低の伸び率であり、四割近い世帯が現在の生活を「苦しい」と感じ、半数以上の家庭がいまの住宅に不満をもっていること、とくに子供の教育費や住宅ローンの重圧がかかる三〇歳代、四〇歳代世帯では女性のパート就業率が

七〇一〇%におよんでいることが示されている。

一、総理府統計局の家計調査結果によると、勤労者世帯の七九年一カ月当たり実収入は三二万六〇一三円、前年比名目七・〇%増となり、消費者物価上昇分を調整した実質では三・三%増加したが、このうちから税・社会保険料等非消費支出をさし引いた可処分所得は名目六・一%、実質二・四%増とそれぞれ実収入の増加を下回った。一方、消費支出二二万二四三六円も、前年比実質三・一%増であつたが、消費者物価の騰勢を反映して実収入は八〇年一月いらい四カ月連続実質減少、また消費支出もほぼ二年ぶりで三月(二・〇%減)、四月(三・五%減)と実質減少に転じている。

一、国民春闘共闘会議の第六回家計調査結果「凍える労働者の家計」によると、首都圏労働者七九年一〇月の実収入は二六万一千七五三円、これから税・社会保険料等非消費支出三万三千九十一円がまづ天引きされ、さらに土地・家屋その他のローン、月賦払いなどの借金返済二万三千三四円が支払われる。一方、消費支出二万一千〇四六一円のうちでは、労働組合費や団地自治会費、電気・ガス代、教育費、家賃、交通・通信費、夫のこづかい・たばこ代等がほぼ三分の一を占め、残りの三分の二の枠内で他の衣食住一切をやりくりしなければならぬことになる、家計の裁量性がいちじるしく制約されていることが示されている。

1 消費者物価の動向と 卸売物価の連騰

七九年全国消費者物価
指数の上昇率三・六%

一九七五年を一〇〇とした、総理府統計局の全国消費者物価指数でみると(第47表)、七九年平均では一二七・〇、前年平

均に比べて三・六%の上昇となり、一九六〇年の対前年上昇率三・六%いらいの低い水準であつた。

最近数年間の対前年上昇率をみると、七二年が四・五%、七三年一一・七%、七四年二四・五%、七五年一一・八%、七六年九・三%、七七年八・一%、七八年三・八%と、七八年に鎮静化した消費者物価は、さらに落ちつきを示していたことになる。費目別には、被服が四・八%で最も高く、ついで雑費が四・七%、住居四・二%、光熱三・九%、食料二・二%の順となっており、被服が最も高い上昇率となったのは婦人物の洋服や和服などの値上がりを中心に、衣料が五・〇%上昇したことが主因である。

各月の推移をたどると、七八年九月から対前年同月上昇率三%台に落ちついた消費者物価は、七九年二月から四月までは二%台となり、五月から九月までは野菜が暴騰した七月をのぞき三%台にとどまったが、一〇月および十一月には四%台、十二月には五・八%と次第に上昇率を高めていた。このように一月から九月まで消費者

第47表 物 価 指 数 表

(1975年=100)

年 次	卸売物価 指数 ¹⁾	全 国 消 費 者 物 価 指 数 ²⁾								
		総 合	食 料		住 居	光 熱	被 服	雑 費	季節商品 のぞく を総合	持家の 賃を合 含む総合
			食 計	うち主食						
1974年平均	97.1	89.4	88.5	82.9	93.2	88.1	94.3	87.4	89.2	89.5
1975 "	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1976 "	105.0	109.3	109.1	111.9	106.2	107.2	107.5	111.7	108.8	109.4
1977 "	107.0	118.1	116.4	121.7	112.4	117.4	114.0	129.9	117.4	118.3
1978 "	104.3	122.6	120.5	128.1	117.3	115.8	118.0	129.9	122.2	123.3
1979 "	111.9 (7.3)	127.0 (3.6)	123.1 (2.2)	130.0 (1.5)	122.2 (4.2)	120.3 (3.9)	123.7 (4.8)	136.0 (4.7)	126.4 (3.4)	127.9 (3.7)
1979年1月	124.0	131.6	127.7	130.7	125.4	133.8	126.7	140.4	129.8	132.3
2月	127.2	132.8	130.3	133.1	126.0	139.0	124.2	141.0	130.3	133.5
3月	129.8	133.9	131.7	134.6	127.2	140.5	126.1	141.3	131.4	134.6
4月	133.3	136.2	130.5	136.1	129.3	172.5	128.7	144.0	134.9	136.8

〔備考〕 1) 日本銀行の卸売物価指数。

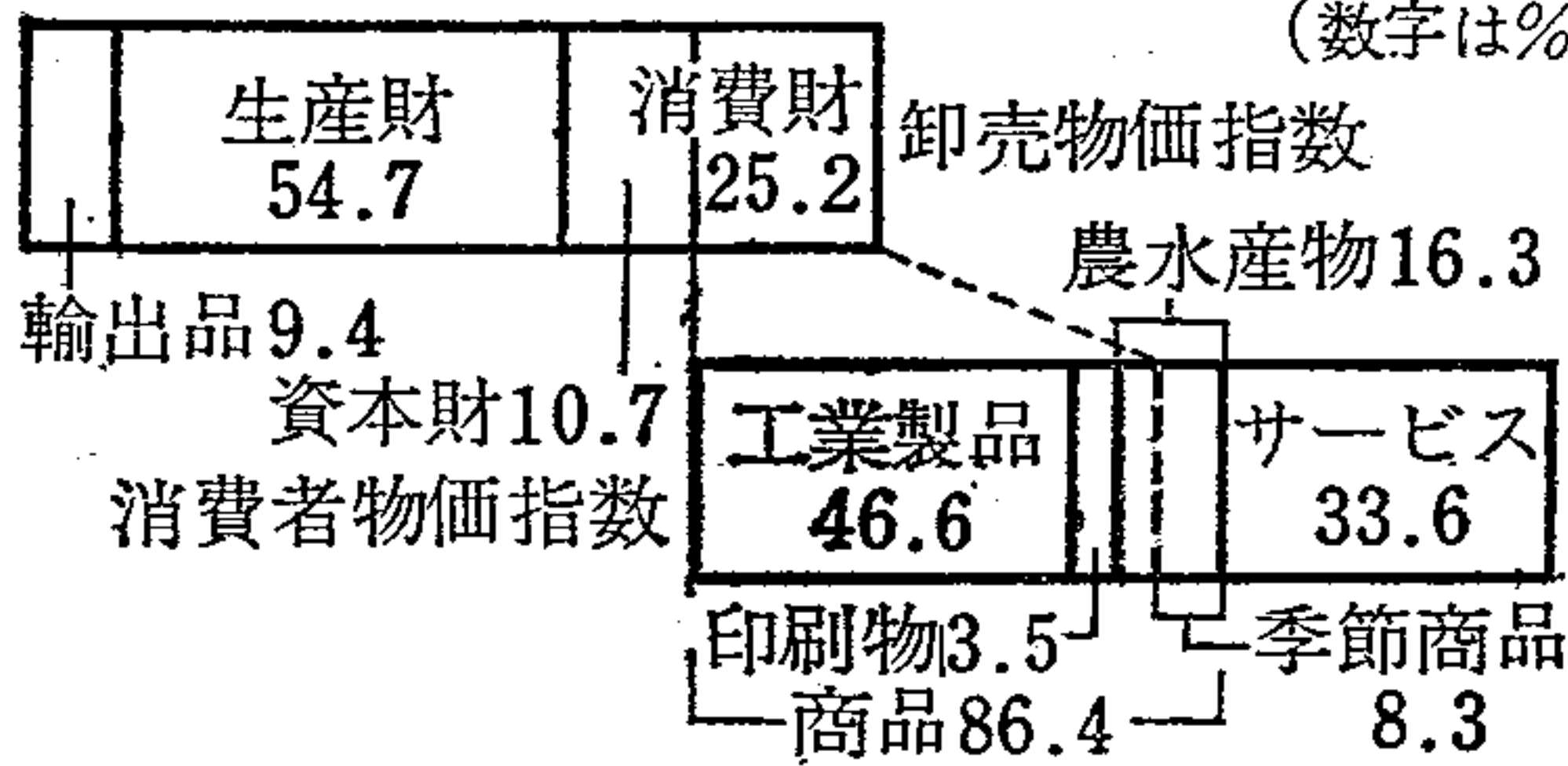
2) 総理府統計局の消費者物価指数。カッコ内は、1979年平均の対前年平均比騰貴率を示す。

物価上昇率がおおむね二・三％台で推移した要因は、第一に円高の影響である。為替差益の還元として七八年一〇月から七九年三月まで実施された電気代およびガス代の料金割引、七八年夏頃から七九年三月までのガソリンほかの値下がり直接的な影響としてあげられる。第二は公共料金、授業料・月謝などサービス料金が比較的小幅な上昇にとどまったことである。一方、一〇月から騰勢に転じた要因の第一は野菜である。五月まで前年の水準を下回っていた野菜は、七月に天候不順のため暴騰した後、一〇月以降、長雨や台風の影響により白菜、キャベツ、レタスなど葉ものを中心に前年の水準を大幅に上回った。第二に原油値上げの影響である。七九年六月からガソリンおよび灯油の月を追った値上がり幅が大きかったことに加えて、一〇月からはプロパンガスも大幅に値上がりした。また、板材、ベニヤ板など輸入原材料製品の値上がりが目立つなど、秋以降の消費者物価の上昇は、野菜および輸入原材料の値上がりが主な要因となっている。

卸売物価の連騰と 今後の物価動向

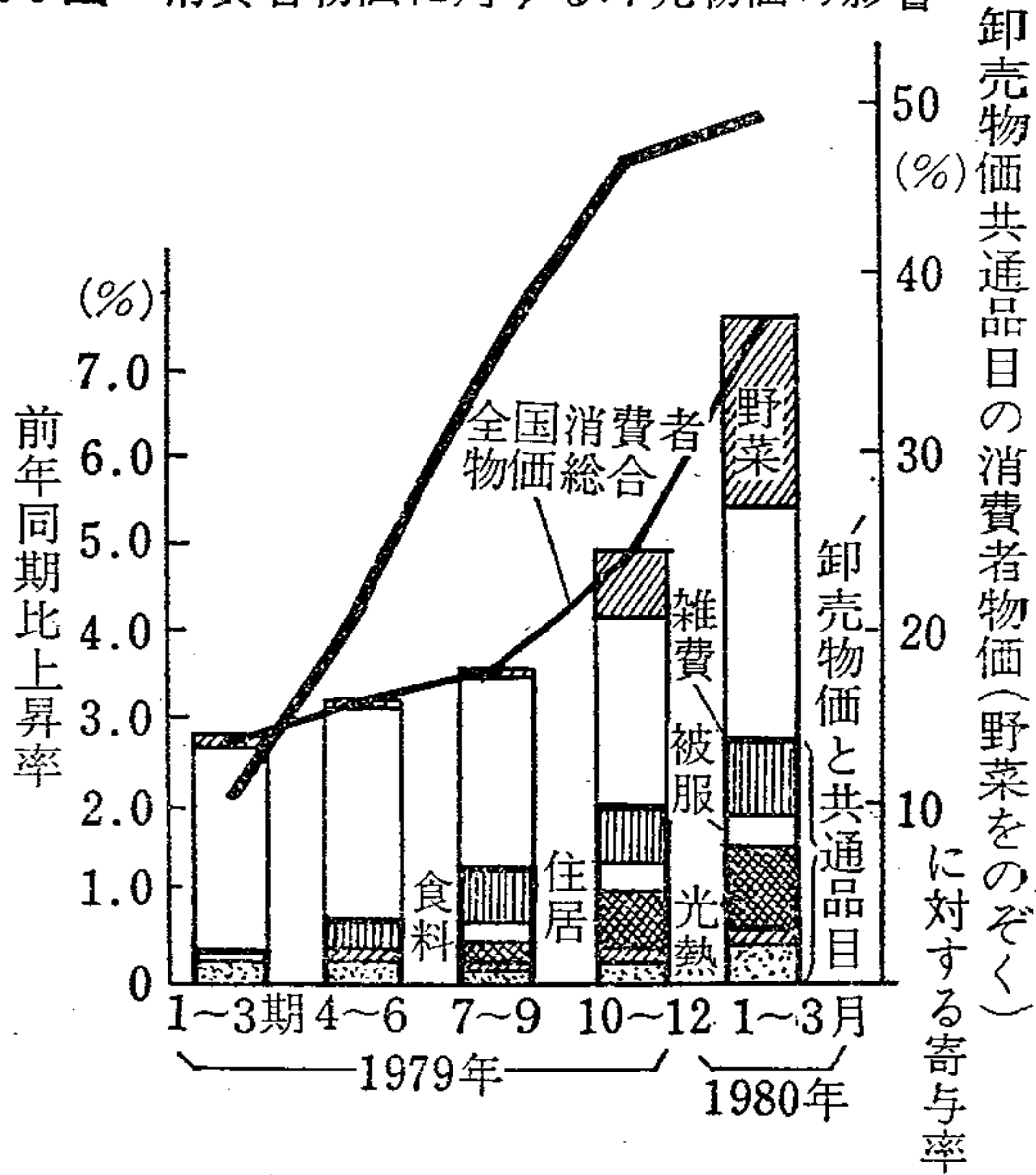
一九七九年度平均の全国消費者物価指数は、前年度比四・八％と政府見通しの「四・七％」をわずかに上回った。だがしかし、同じ指数の対前年同月比上昇率は七九年一二月に五・八％だったのが、八〇年一月六・六％、二、三月各八・〇％へと年明けとともにその騰勢に一段と拍車がかかってきていた。全国指数の先行指標となる四月の東京都都区消費者物価指数も三月に比べて一・六％、前年同月比七・六％をそれぞれ上昇した。これは高騰をつづけた野菜がようやく大幅値下りしたにもかかわらず、電気、ガスを筆頭とする公共料金や教育費の値上げラッシュに加えて、とりわけ工業製品に卸売物

第5図 卸売物価指数と消費者物価指数の構成比 (数字は%)



〔備考〕 1) 数字はウェイトの大きさを示す。
2) 経済企画庁物価局「物価レポート 昭和54年版」

第6図 消費者物価に対する卸売物価の影響



価急騰の影響が広範囲におよんできたためである。
第二次石油危機をきっかけに高騰をつづけてきていた日本銀行調べによる卸売物価指数は、八〇年四月に入ってから電気、ガス料金的大幅値上げと鋼材価格の引き上げなどによって前月比二・七%、前年同月比では二四・〇%も急騰し、七八年十一月からはじまった卸売物価の上昇局面の中で最大の上げ幅を記録した。
前月比上昇率二・七%の押し上げの中身をみると、国内品が二・五%、輸出、輸入品が各〇・一%。輸出入品の値上がりはもっぱら円相場の下落によるもので、卸売物価上昇の主因は、これまでの原油値上げなど海外要因から、はつきり国内要因に移っているといえる。国内品のうちとくに四月は電気、ガス代だけで卸売物価全体を一・二%、鉄鋼値上げを〇・四%とそれぞれ押し上げ、これらで上昇幅全体の半分以上を占めるといふ異常な事態となった。さらにこ

の卸売物価の動きを加工段階別に分けると、前月まで高騰がつづいた原油など素原材料が四月は前月比〇・四%の上昇にとどまり、かわって中間品が四・五%の大きな上げ幅になったほか、これまで比較的落ちついていた完成品も一・二%とはじめて一%台の上昇幅に達した。これは原材料の値上がりが一段落したあと、そのコスト上昇分を製品価格に転嫁する動きが広がっていることを意味する。『産業のコメ』といわれる鋼材のトップメーカー・新日本製鉄の平均一%値上げはそのよい例である。これにつづく他の大手鉄鋼各社によるほぼ同額の値上げは、独占禁止法上の「同調的値上げ」の疑いが濃く、その実際は公正取引委員会の調査にまつほかないが、この場合の大きな問題は「コスト増プラス適正利潤」という寡占企業特有のフル・コスト原理によって値上げがはかられ、追従されているということである。また、卸売物価には算入されていないうえ、天候などにより大きく変動する野菜をのぞいて、消費者物価指数のなかにふくまれる卸売物価指数との共通品目二〇三の、消費者物価上昇への寄与率に関する経済企画庁の調査結果によっても(第5・6図)、八〇年一〜三月期全国消費者物価指数上昇率(前年同期比七・五三%)のうち、野菜をのぞいた上昇率が五・四五%、これにたいしガソリン代などをふくむ雑費(同〇・八六%)、光熱費(同〇・九六%)などを中心とする卸売物価との共通品目による分が、あわせて二・七二%、寄与率は四九・九%にもなっている。この寄与率は七九年一〜三月期の一一・四%から期を追って上がっており、八〇年一〜三月期でも一月の四八%台から三月には五〇・八

%へと月ごとに高くなっており、卸売物価の影響が次第に消費者物価にまで波及しはじめていることを示している。

そうしたインフレ懸念が強まるなかで、土地の値上がりも目立っている。国土庁が八〇年一月一日現在で調べた「土地公示価格」によると、七九年一年間の全国平均地価上昇率は一〇・〇%、これを前年の同じ上昇率五・二%に比べても一・九二倍ということになり、消費者物価の上昇率を二年連続して上回った。上昇率が二ケタ台を記録したのは七四年の「地価狂乱」時いらいはじめてのことと、とりわけ東京圏での宅地上昇率は一九・九%にも達していた。これを要するに、最近の物価状況で注目すべきことは、七四年の「狂乱物価」直前にますます類似してきているという点であり、しかもその底には、当時とは比較にならない大量国債発行という巨大なインフレ要因をかかえていることである。七四年度までの国債発行残高は七兆円であった。それが七六年度以降国債発行の歯止めをなくしたかのように、七八年度末には四三兆円、七九年度でも国債という借金に四割近くを依存せざるをえないとあって、同年度末にはその残高が五九兆円にもふくれ上がる見込で、かつて第二次世界大戦で経験した国債乱発による財政インフレ懸念をうかび上がらせている。

政府の八〇年度物価見通し

政府は、一九八〇年度の消費者物価上昇目標を六・四%とし、三月一日の物価問題関係閣僚会議で決定した、①財政・金融の引締め堅持、②個別物資の需給動向の監視、③電力、ガス料金値上げにともなう便乗値上げ排除、④生鮮食料品の価格安定、⑤省資源、省エネルギーの推進、⑥公共料金の厳正な扱い、⑦地価の安定、以上七項目からなる第三次総合物価対策の施行によって、目標の達成は可能

としているが、社会党は九%台を予想、都市銀行など民間予測でも七〜一〇%台の上昇は必至とみられている。

これにたいし経企庁当局者は、「狂乱物価」といわれた一九七三、七四年の第一次石油危機当時と比較した最近の物価状況をつぎのように説明し、物価の落ちつきを強調した（八〇年三月一日付「朝日新聞」）。すなわち、第一に原油価格が四倍になった当時の七四年二月、卸売物価は前年同月に比べ三七・〇%も上昇、つれて消費者物価も二六・三%上げとなった。これにたいし、原油が七九年一年間で二倍以上になった八〇年一月、卸売物価は一九・三%も上がったのに、二月の消費者物価は七・六%の上昇で、卸売物価と消費者物価が連動した第一次石油危機当時に比べ、消費者物価が落ちついているのが今回の特徴である。その最大の理由は、卸売物価のなかの消費財の値上がり方が七四年一〜三月と全く違うことである。消費財は前回の二二・五%上昇にたいし、七九年一〇〜一二月では四・一%の上昇にとどまっている。企業の操業率が九五・二%（七三年一〜三月期）に達し、便乗値上げがしやすい状況にあったことが前回の急騰となった。また、第二に前回七三年に二〇・一%、七四年では三二・九%という大幅賃上げで、サービス料金の値上げをふくめて物価と賃金の悪循環がおこったが、今回は七九年六・〇%、八〇年春闘も六〜七%台の賃上げが予想されるなど、生産性向上のワケ内でインフレ要因を吸収しうるとしている。

2 庶民の物価感覚と勤労者 生計費諸指標

「国民生活動向調査」結果

家庭の主婦が自分たちの生活についてどのように感じているかを調べた、国民生活センターの「国民生活動向調査」(七九年九月末から一〇月にかけて実施)結果によると、この数年、減る傾向をみせていた生活にかんする不満が、逆に増えはじめるきざしをみせている。同調査は、全国の人口一〇万以上の都市に住む六九歳以下の主婦三〇〇〇(回答二五二三)人を対象としたもので、その生活についての調査結果では、「現在の生活に満足していますか」という質問にたいし「満足」と答えた人が二〇・七%、「不満」と答えた人一四・四%、残りの大半が「まあまあ」であった。さらに収入、食生活、衣生活のそれぞれについての満足度を調べた結果、衣食では「不満」が一〇%前後と比較的少なく、「満足」、「まあまあ」がほぼ大勢を占めた。しかし収入、住生活、レジャー生活では、「不満」が三割前後に達し、「満足」を上回った。これらの結果で目をひくのは、ここ数年の變化だが生活全般をはじめ各項目ともおおむね「満足」が増え「不満」が減る傾向だった。ところが今回の調査では、食生活でこの傾向がつついただけで、生活全般、住生活への「満足」が減るなど逆

転、足踏みのきざしをみせている。同時に、「物価の上昇が生活を圧迫しているか」との問いにたいし、ここ数年減っていた「圧迫している」という答えが、今回は前年より増え、生活のなかでの不満として物価高をあげる人も、同じようにこれまでとは逆に増えていて、物価上昇への不安がよみとれる。物価高にたいする自衛策では、「むだ買いをせず、買ったものは最後まで使う」がトップで、以下「多少遠くても安い店を選んで買う」、「予算をたて計画的な購買活動をする」、「耐久消費財や衣料品など買い控えている」の順だった。

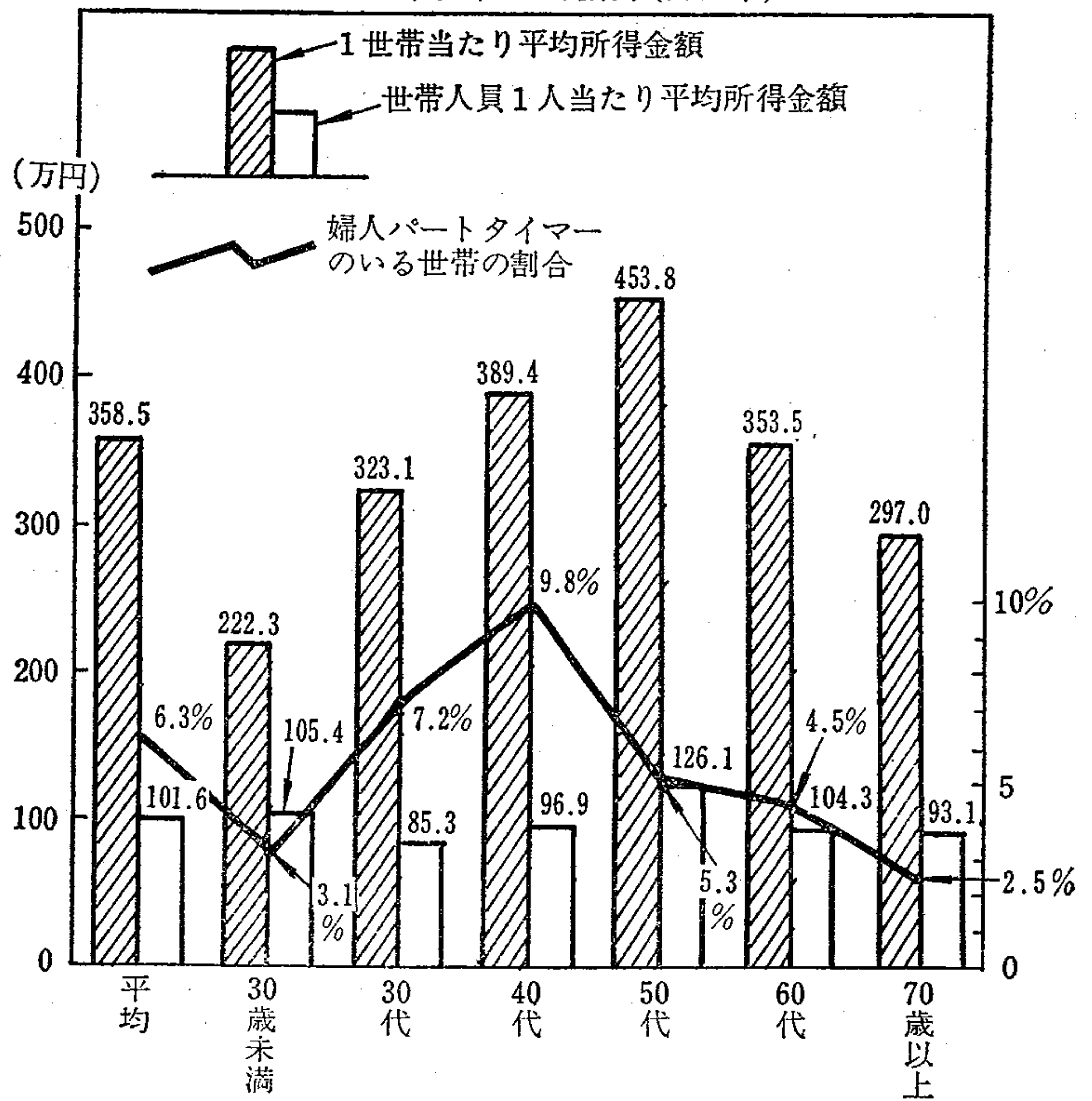
「国民生活実態調査」結果

厚生省の「昭和五四年国民生活実態調査」結果によると、七八年一年間の一世帯当たり平均所得三五八万五〇〇〇円は前年比六・七%増と、ここ一〇年間では最低の伸び率を記録し、四割近い世帯が現在の生活を「苦しい」と感じ、半数以上の家庭がいまの住宅に不満をもっていること、とくに子供の教育費や住宅ローンの「重圧」がかかる三〇歳代、四〇歳代の家庭では女性のパート就業率が七・一〇%におよんでいることが示されている。同調査は全国から抽出した三六〇地区の八〇〇〇世帯を対象に、七九年九月一日面接でおこなわれた。また今回の調査では、はじめて生活意識や女性パートタイマーの状況についても調べられている(第7図)。

【七九年「国民生活実態調査」結果(要旨)】

(1)所得―世帯当たり所得の対前年伸び率は、過去一〇年で最低だった前年の八・七%増をさらに下回る水準で、調査がはじまった一九六二(昭和三七)年以降でも、六三年の三・八%に次いで二番目に低い記録となった。なかでも高所得層(平均所得六九八万五〇〇〇円)の伸び率が低く、「低成長」経済の影響が企業の管理職クラスや高齢者ほど色濃くあらわれている

第7図 世帯主の年代別所得および女性パートタイマー就業率(1978年)



るといえる。また高齢者世帯(男子六五歳以上、女子六〇歳以上)の平均所得は一六八万六〇〇〇円で、前年比九・九%増、しかし高齢者世帯で年金・恩給をうけている割合は八七・五%で前年(八四・六%)を上回り、それらの所得にしろる割合も三五・九%と、前年(三四・一%)を上回っている高年齢者世帯の社会保障給付金に依存する割合が一段と高まっていることがうかがえる。

(2)生活意識—現在の暮らしについて「大変苦しい」と答えているのは全体で九・六%、「やや苦しい」とする二九・九%を加えると全世帯の三九・三%が家計のやりくりが厳しくなっていることを訴えている。とくに低所得層(平均所得一二〇万二〇〇〇円)は、半数以上の五一・九%が「苦しい」と答えている。さらに暮らしむきを前年と比較すると「苦しくなった」とする世帯が四四・六%にのぼった。「苦しくなった」と答えている世帯では、「衣服・アクセサリ費」(一四・九%)、「レジャー費」(一三・八%)、「外食費」(一一・五%)の順で家計を切り詰めている。

(3)女性パートタイマー—女性のパートタイマー就業率は全世帯平均六・三%、これを世帯主の年齢別にみると四〇歳代世帯の就業率が最も高く九・八%、次いで三〇歳代世帯で七・二%となっている。これらの世帯では世帯構成員一人当たりの所得が最も低く、しかも子供の教育費や住宅ローンなどの負担が大きい年代層で女子パートタイマーが、その家計維持の一端をにらっているといえる。

(4)住宅—「持ち家」が全体の六六・八%を占め、ついで「民間の借家」(二二・四%)、「給与住宅(社宅)」(五・五%)の順に多く、一方住宅への意見では過半数の五一・二%が何らかの「不満」を示している。七六年の調査でも同じ設問をふくんでいたが、その「不満」度は二六・九%であった。

(6)貯蓄—貯蓄額は、「二〇〇万円未満」の世帯が最も多く全体の二九・四%、一方貯蓄のない世帯は一四・五%で、なかでも低所得層では貯蓄ゼロ世帯が三一・五%におよんでいた。

東京都の生計費指数

東京都は、「生活実感とはかけ離れている」ととなく批判のある総理府統計局の消費者物価指数(CPI)とは別に、七八年七月から独自の東京都勤労者生計指標づくりを開始した。

その最初の一年間分をとりまとめた「世帯階層別生計指数報告」(七九年一二月刊)では、消費支出および生計費(消費支出に税金や保険料、ローンなどを加えた支出)の伸びは、各階層ともCPIの伸びを大きく上回っており、CPIの「欠陥」を改めて実証するかたちとなった。とくに消費支出では、中小企業勤労者世帯の伸びが企業勤労者世帯を上回り、中小企業勤労者層に物価上昇の影響がよ

り強く出ていることが示されている。

都が独自の調査をはじめたのは、①CPIが全世帯平均の家計調査を基礎につくられるため、インフレの影響をより大きくうける勤労者世帯の生活実感とかけ離れている、②CPIには税金や生命保険、社会保険料、ローンをふくむ土地家屋の購入費などが算入されないため実際より上昇率が低く表われてくるなどの批判に立ったもので、その特徴は、CPIが金持ちから低所得層までをひっくりめた平均世帯を対象にしているのに対し、物価上昇の影響を受けやすい中小企業勤労者世帯を中心に調査しているということであり、このため住居費などのウェイトがCPIの場合よりも高く計算されるといった相違がある（本年鑑一九七九年版一四八頁参照）。同調査結果によると（第48表）、一九七五年を一〇〇とした七九年の消費支出指数は、中小企業勤労者世帯で一三一・二、大企業勤労者世帯で一三〇・八と、東京都区部のCPI一二八・一をいずれも上回っている。これについて都は「この期間に大きく値上りした公営住宅家賃などの住居費が低所得層に重くのしかかった」と説明している。また生計費指数は中小企業勤労者世帯が一三九・三、大企業勤労者世帯が一三九・九と、税負担や社会保険料などの上がり方が消費支出に比べて激しかったためよりいっそう大きな伸びとなっていた。なお、この調査は、八〇年一月の都新年度予算案復活要求にたいする鈴木知事の査定で「財政難の折、あえて復活の必要はない」として、三月限り廃止されることがきまった。

春闘共闘の生計費指数

国民春闘共闘会議の生計費指数（一九七五年＝一〇〇、CPI）によってみて

も（第48表）、七九年では一三四・六、総理府統計局発表による東京

第48表 東京都・春闘共闘生計費指数

（1975年＝100）

区 分		東 京 都				春 闘 共 闘		消費者物 価 指 数 (東京都 区 部)
		中 小 企 業 階 層		大 企 業 (事 務) 階 層		指 数 B	指 数 A	
		生 計 費	消 費 支 出	生 計 費	消 費 支 出			
指 数	1975年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1976	110.4	110.5	111.1	110.2	111.5	110.3	109.6
	1977	121.9	120.9	122.2	120.1	123.0	120.8	118.7
	1978	130.2	126.4	130.5	125.7	128.4	126.0	123.8
	1979	139.3	131.2	139.9	130.8	134.6	131.2	128.1
対上 昇率 (%)	1976年	10.4	10.5	11.1	10.2	11.5	10.3	9.6
	1977	10.2	9.4	10.0	9.0	10.3	9.5	8.3
	1978	6.8	4.5	6.8	4.7	4.4	4.3	4.3
	1979	7.0	3.8	7.2	4.1	4.8	4.0	3.5

- 〔備考〕 1) 東京都生計費指数—①中小企業階層とは世帯主が5～299人規模企業に勤めている世帯、②大企業階層とは世帯主が1,000人以上規模企業に勤めている世帯。③生計費指数は、税・社会保険料などの基礎資料の都合により、年次別指数のみ算出、前年度版暫定指数は本指数によって訂正されている。④東京都「東京都階層別生計費指数報告」(80年7月刊による)。
- 2) 春闘共闘生計費指数—①指数Bは、消費支出に税、社会保険料、住宅ローン、生命保険料など非消費支出を加えたもの。②指数Aは消費支出のみ、ただし指数品目は、指数Bと異なる。なお前年版指数との差異は季節商品価格指数の取扱い方を技術的に変更したためである。③春闘共闘「凍える労働者の家計—1980年第6回家計調査・生計費指数報告」(80年5月刊)による。

都区部消費者物価指数の対前年比上昇率三・五％にたいし、同生計費指数では四・八％と一・三ポイント高の数字を示した。費目別の対前年比上昇は住居費八・九％、光熱水費八・四％、雑費四・九％、被服費四・九％、食料費一・一％となり、とくに住居費、光熱水費の高さが目立つが、それは七八年には住宅ローン金利の切下げで上昇率が低まっていたこと、また七九年における地代の上昇率が一九・一％におよんでいたことの反映であり、光熱水費も円高差益の還元による負担減からこの年にはふたたび大幅上昇に転じたものである。非消費支出対前年比上昇率も七・五％といぜんとして高い。前年に発表された数値との間で若干の差異を生じているのは、季節商品の価格指数などの取扱い方を技術的に変更したためと、小数点以下の数字は端数の切上げ、切下げのため生じる誤差からのもの。

3 一九七九年度「国民生活白書」

——中流意識のかげり

「生活基盤の充実と機会の拡大」という副題をもつ経済企画庁編「昭和五四年度、国民生活白書」(七九年二月刊)は、一九七八年から七九年にかけての「暮らしを概観すれば、総じて順調であった」として、所得と消費の伸び、耐久消費財の高級化など前年にひきつづき「新しい暮らし」と消費生活の「豊かさ」を特徴づけようとし

た。七九年の総理府広報室「国民生活に関する世論調査」結果によってみても、自分の生活程度が世間一般からみて「中」と考える人が九一％と、国民のほとんどが中流意識をもっているというわけである。と同時に「先行きについては不安もある」と補足している。同白書の構成は第一章物価安定下の暮らしと石油不安の再来、第二章暮らしの基盤充実の課題、第三章機会の平等と分配問題、からなり、その「不安」について、たとえば所得の伸びの鈍化であり、賃金格差の縮小テンポの弱まりであると第三章でつぎのように指摘する。

——七五年以降広まった雇用不安は完全失業者の増大および有効求人倍率の低下とともに、賃金上昇率の大幅な鈍化をもたらした。とくに若年層では、高卒、大卒を問わず初任給上昇率のテンポが落ちたこともあり、最近五年間の年齢別世帯主収入の平均伸び率をみても中年層にくらべて低くなっている。このように比較的低所得層の多い若年層の賃金上昇率が低下したことが、格差の縮小を停滞させた一因となっている。

勤労者世帯では、年齢的には世帯主が五〇歳前後の年代が年功序列賃金体系のもとで当然ながら高所得層に属している。また、これらの高所得層のもう一つの特徴として世帯主以外の有業人員の比率の-highいことがあげられる。すなわち世帯主以外の有業人員の収入の有無が世帯間での格差を大きくする要因になっている。あるいは、同白書がはじめてとりあげた第二章第四節「暮らしの基盤としての家庭」においては、「家庭」のなかでの人間関係、つまり夫婦、親子のきずな、老人の位置づけが総じて順調であるとしながらも、一九六〇年代に年々増加しはじめた離婚件数が、七七年

には一二万九千八百四件、人口一〇〇〇人当たり一・一四件にまで達していること、さらに最近の少年非行や犯罪は親の欠損や家庭の貧困によるものが減少し、家庭内の人間関係が円滑でないことによるものがふえており、とくに一四、五歳年齢層、とりわけ女子の占める割合の増加がいちじるしいことなど、「豊かさ」の内実をのぞかせている。

4 労働者家計の収入と支出

概況——収入と支出

一九七九年における労働者家計収入と支出を、ここではまず総理府統計局の「家計調査報告昭和五十四年速報」(一九八〇年三月刊)によって概観してみよう。

同報告(第49表)による、全国勤労者世帯(平均世帯人員三・八三人、有業人員一・四七人、世帯主の平均年齢四一・一歳)の家計収入は、七九年一カ月当たり実収入で三万六千〇一三円、前年に比べて名目で七・〇%増となった。これを総理府統計局の全国消費者物価指数によって調整し物価上昇の影響をのぞいた実質でみると三・三%増ということになる。この実収入の増加には、所定外労働時間の延長をふくむ定期収入および臨時・賞与増に加えて、他の世帯員による収入増が寄与している。すなわち、世帯主収入二万七千四一四

二円のうち、定期収入二万一千八百二十五円、臨時・賞与収入六万二千三百一十七円でそれぞれ前年比実質三・九%、四・〇%増のほか、他の世帯員収入一万一千二百五十九円(七・八%増)が目立つが、妻の収入二万一千五百三十一円は逆に三・一%の減少であった。また、実収入から天引きされる税金、健康保険・厚生年金などの社会保険料をふくむ非消費支出三万九千八百六十四円の割合は、前年の一一・二%から一二・〇%へと拡大しており、実収入中非消費支出を差しひいた可処分所得二万八千六百八十八円は前年比名目六・一%、実質二・四%と実収入より低い伸びにとどまっている。

一方、消費支出は一カ月当たり二万二千四百三十六円、前年に比べて名目で六・八%、実質三・一%の各増となった。実質消費支出の推移をたどると、一九七四年に対前年比二・四%減を記録したのち、七五年には四・七%増と回復したものの、七六年にはふたたび〇・五%減と落ちこみ、七七年一・四%、七八年一・三%と小幅な増加がつづき、七九年ではやや大きな伸びとなった。消費支出の五大費目別内訳では、雑費四・六%、住居費三・二%の実質増にたいして、食料費、光熱費はそれぞれ〇・九%、〇・六%増とほぼ横バイ、被服費は〇・一%と実質減少していて、この年の消費支出の内容では、家計防衛意識の高まり、つまり物価の動きにすばやく対応している姿がうかがえる。たとえば、食料費については値上がりの大きかった野菜、生鮮・塩干魚などの購入手びかえ、また暖冬という天候要因による部分もあるが、原油価格の高騰を反映した灯油の購入減による各費目の実質減少など、値上がり品の代替をめざす主婦の選択傾向が明瞭である。

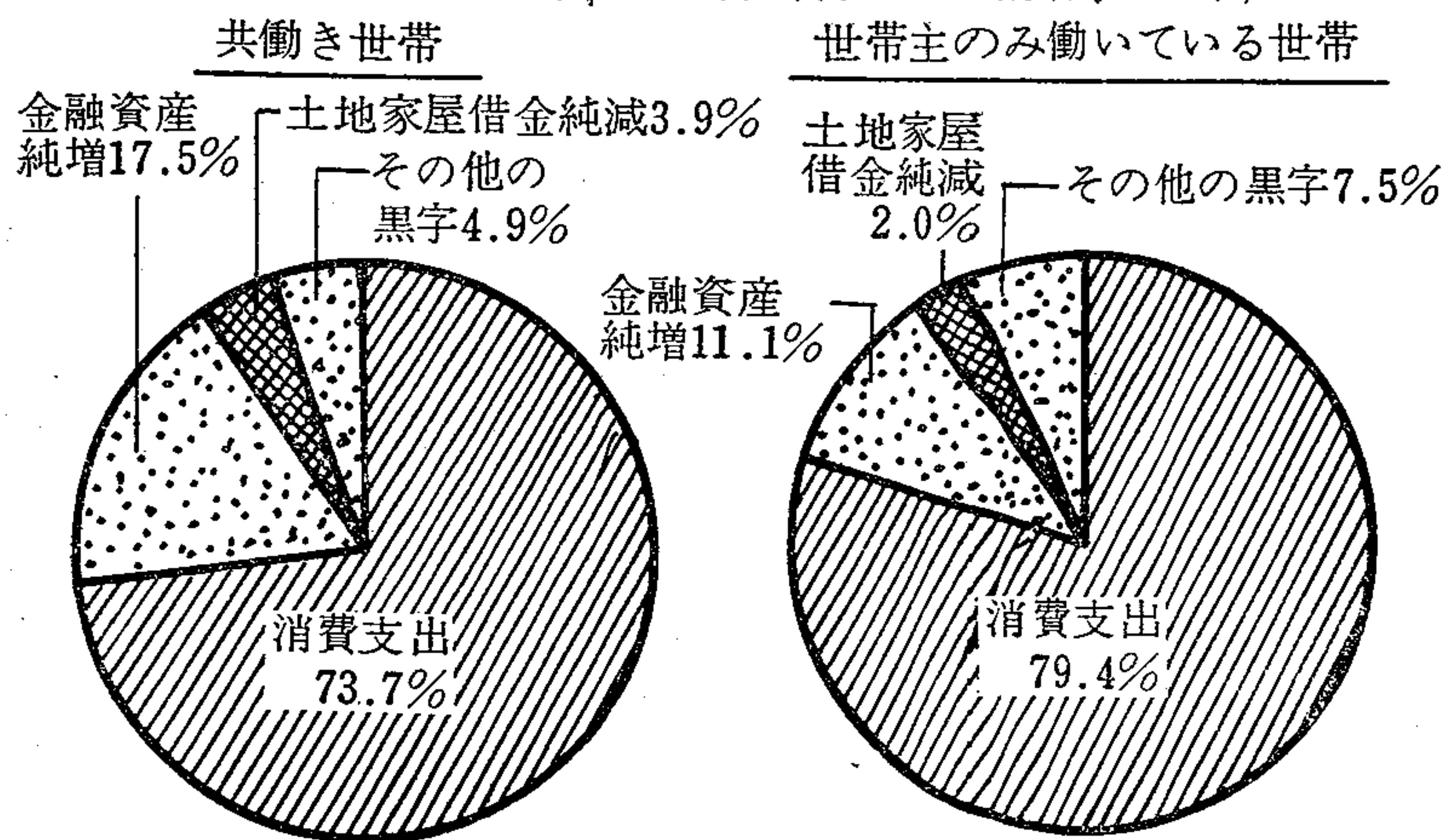
なお、住宅ローン返済世帯の家計収支について調査した結果によ

第49表 1979年平均1カ月間の勤労者世帯家計収支（全国）

項 目	実 数	対前年増加率		項 目	実 数	対前年増加率	
		名 目	実 質			名 目	実 質
集 計 世 帯 数	5,399	* 5,340	—	電 気 代	3,675	1.7	1.7
世 帯 人 員(人)	3.83	* 3.82	—	ガ ス 代	1,788	4.1	3.6
有 業 人 員(人)	1.47	* 1.48	—	他 の 光 熱	2,954	8.6	-2.5
世帯主の年齢(歳)	41.1	* 41.0	—	被 服 費	20,615	4.7	-0.1
実 収 入	326,013	7.0	3.3	和 服	1,533	10.0	0.3
勤 め 先 収 入	306,932	7.2	3.5	洋 服	7,287	6.1	1.0
世 帯 主 収 入	274,142	7.6	3.9	シ ャ ッ 下 着	3,465	3.2	-0.3
定 期	211,825	7.6	3.9	他 の 衣 料	2,794	0.2	-3.2
臨 時・賞 与	62,317	7.7	4.0	身 の 回 り 品	5,535	4.7	0.3
妻 の 収 入	21,531	0.4	-3.1	雑 費	110,448	9.5	4.6
他 の 世 帯 員 収 入	11,259	11.7	7.8	保 健 医 療	5,616	8.3	6.0
事 業 内 職 収 入	6,043	7.1	3.4	理 容 衛 生	5,526	6.0	2.6
他 の 実 収 入	13,038	2.5	-1.1	交 通 通 信	8,506	7.2	1.8
実収入以外の収入	104,013	12.9	—	自 動 車 等 関 係 費	9,791	10.0	2.9
実 支 出	261,622	7.9	—	教 育	6,225	9.0	-1.6
消 費 支 出	222,436	6.8	3.1	文 房 具	674	10.3	9.1
食 料 費	62,064	3.1	0.9	教 養 娛 楽	19,231	11.4	7.4
主 食	8,518	0.6	-0.9	た ば こ	1,190	-3.5	-3.5
米 類	5,443	-0.3	—	仕 送 り 金	4,404	15.1	—
副 食 品	32,112	2.9	0.6	負 担 費	2,168	12.7	—
生 鮮 魚 介	5,239	2.6	-1.6	損 害 保 険 料	1,104	14.5	—
塩 干 魚 介	2,231	3.8	-1.3	そ の 他	28,080	11.3	—
肉 類	7,297	2.3	3.2	交 際 費	17,933	6.4	2.7
乳 卵	3,574	2.6	1.2	非 消 費 支 出	39,186	14.4	—
野 菜	4,783	3.3	-2.1	勤 労 所 得 税	10,880	18.6	—
加 工 食 品	5,612	5.0	3.6	他 の 税	10,158	17.1	—
調 味 料	2,592	0.4	0.9	社 会 保 障 費	17,732	10.9	—
し 好 食 品	12,770	0.9	-0.3	実支出以外の支出	164,809	9.7	—
菓 子	,555	1.4	1.0	現 物 総 額	11,524	—	—
果 物	3,314	1.5	-1.8	可 処 分 所 得	286,828	6.1	2.4
酒 類	2,850	2.0	0	黒 字	64,391	3.7	—
飲 料	3,051	-1.4	-0.3	金 融 資 産 純 増	39,450	1.8	—
外 食	8,664	10.0	7.0	貯 蓄 純 増	38,199	1.8	—
住 居 費	20,891	7.5	3.2	土 地 家 屋 借 金 純 減	7,821	14.1	—
家 賃 地 代	6,586	6.7	1.3	月 賦 掛 買 純 減	3,445	17.0	—
設 備 修 繕	3,341	2.7	-4.2	平 均 消 費 性 向 (%)	77.6	* 77.0	—
水 道 料	1,434	9.3	1.0	平 均 貯 蓄 率 (%)	13.3	* 13.9	—
家 具 什 器	9,531	9.6	8.2	エ ン ゲ ル 係 数 (%)	27.9	* 28.9	—
光 熱 費	8,417	4.5	0.6				

- 〔備考〕 1) * 印は前年の実数を示す。主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。交際費の対前年増加率は、消費者物価総合指数で実質化してある。
- 2) ①可処分所得—実収入から非消費支出を差し引いた残額、つまり手取り収入、②平均消費性向—可処分所得に占める消費支出の割合、③平均貯蓄率—可処分所得にたいする貯蓄純増の割合。
- 3) 総理府統計局「家計調査報告（昭和49年平均、速報）」、1980年3月刊、による。

第8図 共働き世帯の可処分所得の使途割合(1979年)



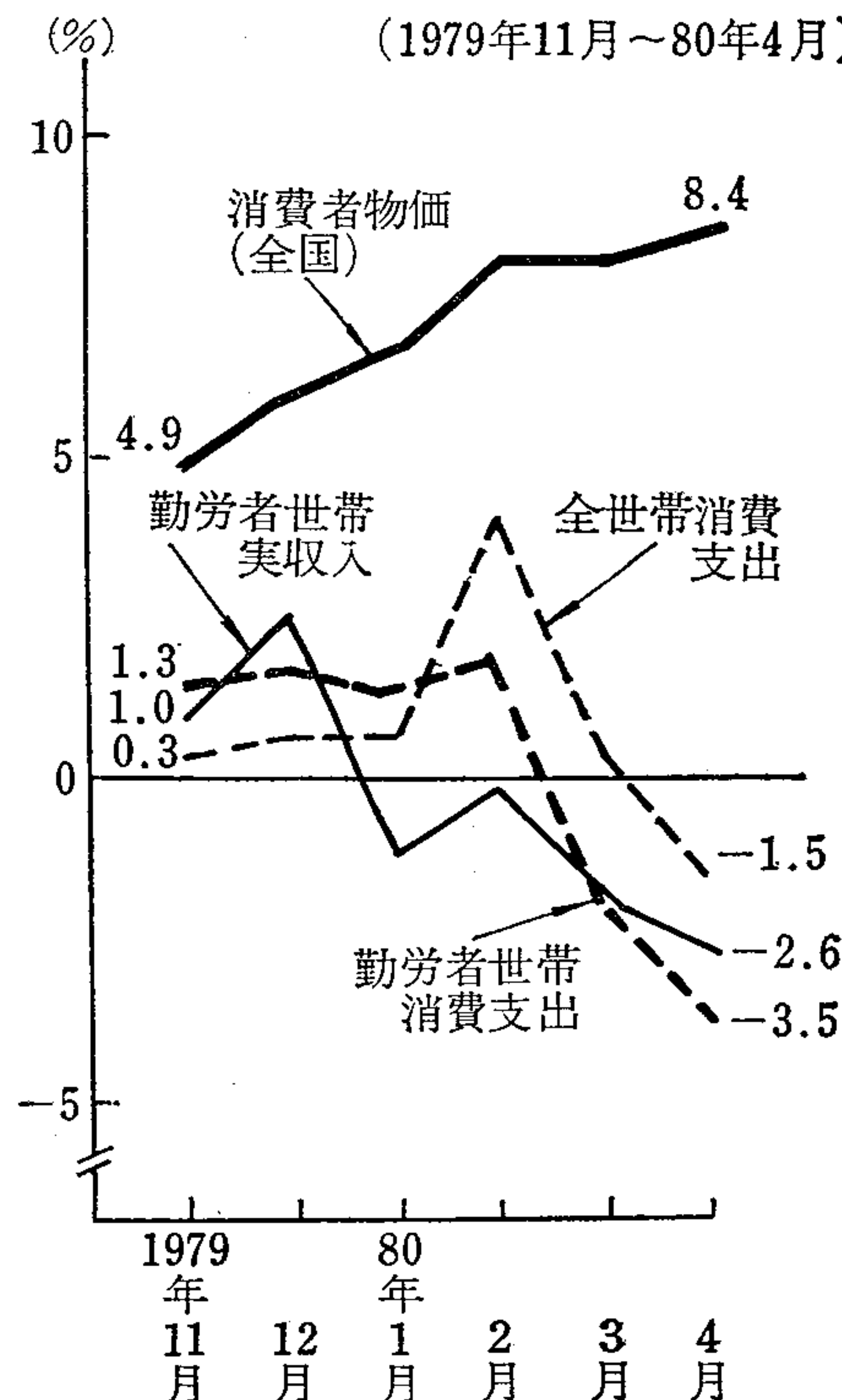
と、同世帯の一月当たり実収入は四〇万三七〇〇円と比較的高所得層に多く、全勤労者世帯の二三・七%を占め、一月当たり平均返済額は四万五五〇三円、可処分所得の一三・一%におよんでいた。

共働き世帯の家計収支

総理府統計局の「家計調査報告」で今回はじめてとりまとめられた共働き世帯の家計収支についてみると(第8図・第50表)、一九七九年の一月当たり実収入は三五万〇四八一円で、世帯主のみ働いている世帯の二九万九五二〇円に比べて五万円強多い。しかし世帯主収入だけを比較すると、共働き世帯の方が約二万四〇〇〇円低くなっている。一方、消費支出の内訳をみると、世帯主のみ働いている世帯に比べて共働き世帯の方が自動車関係費、教育、交際費などで支出割合が大きい。また貯蓄意欲も共働き世帯の方がかなり高いが、土地家屋借金の返済割合も世帯主だけが働いている世

帯を大きく上回っている。

ところで、七九年末から八〇年にかけて消費者物価の高騰に拍車がかかっていたなかで、収入の目減り、消費支出の減退が月を追ってはつきりしてきていた(第9図)。八〇年三月の総理府統計局「家計調査報告」によると、同月の勤労者世帯実収入は前年同月に比べて実質一・九%減となり、一月以降三カ月連続の減少を記録した。また消費支出も実質で二・〇%減と一年七カ月ぶりの減少となった。

第9図 消費者物価および家計収入・支出
対前年同月比上昇率
(1979年11月～80年4月)

〔備考〕 総理府統計局「消費者物価指数」および「家計調査報告」による。

第50表 共働き世帯家計収支比較 (1979年)

項 目	金 額 (円)			構 成 比 (%)		
	核家族世帯	共働き世帯	世帯主のみ働いている世帯	核家族世帯	共働き世帯	世帯主のみ働いている世帯
実 収 入	322,823	350,481	299,520	100.0	100.0	100.0
世帯主収入	277,724	261,585	285,509	86.0	74.6	95.3
定期収入	214,664	201,707	220,573	66.5	57.6	73.6
臨時収入・賞与	63,060	59,878	64,936	19.5	17.1	21.5
妻の収入	20,356	66,522	0	6.3	19.0	0
他の世帯員収入	7,629	123	0	2.4	0.0	0
事業・内職収入	5,764	13,004	2,278	1.8	3.7	0.8
可処分所得	283,496	310,264	262,202	—	—	—
消 費 支 出	218,790	228,518	208,294	100.0	100.0	100.0
食 料 費	60,778	61,644	59,765	27.8	27.0	28.7
外 食	8,813	10,658	8,314	4.0	4.7	4.0
住 居 費	21,410	21,448	21,349	9.8	9.4	10.2
家賃地代	7,517	6,717	8,474	3.4	2.9	4.1
家具什器	9,358	10,201	8,654	4.3	4.5	4.2
光 熱 費	8,085	7,963	7,943	3.7	3.5	3.8
被 服 費	20,529	22,528	19,046	9.4	9.9	9.1
洋 服	7,224	8,272	6,798	3.3	3.6	3.3
身の回り品	5,551	6,250	5,228	2.5	2.7	2.5
雑 費	107,987	114,934	100,191	49.4	50.3	48.1
保健医療	5,498	5,090	5,771	2.5	2.2	2.8
自動車等関係費	9,576	11,742	8,504	4.4	5.1	4.1
教 育	6,265	7,158	6,034	2.9	3.1	2.9
仕送り金	4,334	6,645	3,258	2.0	2.9	1.6
交 際 費	17,444	18,786	16,234	8.0	8.2	7.8
金融資産純増	38,805	54,381	29,103	—	—	—
土地家屋借金純減	7,374	12,173	5,339	—	—	—

〔備考〕 前掲資料による。

5 首都圏労働者の家計

—春闘共闘の一九七九年第六回家計調査結果

国民春闘共闘会議で、一九七九年一〇月に実施した家計調査結果が「凍える労働者の家計——一九八〇年第六回家計調査・生計費指数報告」(八〇年五月刊)として刊行された(同調査の実施趣旨、要領については本年鑑一九七七年版一四三頁参照)。

同報告は首都圏に居住する民間一七単産、官公労一一単産計二八単産から選ばれた三八〇世帯(世帯主の収入で主たる生計を営んでいる一般世帯三五〇世帯と共働き世帯三〇世帯)を対象として調査された結果であって、ここに示された労働者家計では、①実収入、世帯収入とも伸び悩み、総理府統計局の東京都都区消費者物価指数(CPI)で調整した実質値は各〇・九%減となり、収入の内訳では妻の収入(パート)の伸び幅が大きい。②実収入中に占める税金、社会保険料など非消費支出の割合は年々拡大しており、一九七四年の調査結果では九・一%であったものが七九年には一三%におよんでいる。③実支出、消費支出もともに実質減を示す。消費支出が実質減となったのは調査開始いらいはじめてのことである。さらに各費目別内訳をみても食料費が実質微増であるのをのぞいて、住居、光熱水、被服、雑費などのきなみ減少となり、なかでも被服費の切

り詰め幅が大きい。さらに、④消費支出における公共料金支出はその二二・一%を占めているが、実収入第I分位階層では二六・〇%と低所得層ほど公共料金値上げの影響が大きく、かくして「今日の労働者家計は、残業や妻のパート、内職収入で補い、その不足分は住宅ローン、月賦など将来所得の先食いでもかない、さらに耐久消費財や洋服などをクレジットに依存するという『ローンづけ』の状況になっていて、個人の自由に使える部分はますます少なくなっている」(前掲報告二頁)ことが特徴的である。以下同報告(第51表)によって一九七九年一〇月の家計収支についてみるとつぎのとおり。なお、同調査結果の利用にあたってはつぎの事項に留意されたい。

一、春闘共闘の費目分類は、現行総理府統計局家計調査のそれが品目分類中心であるのにたいし、生活実態をよりの確にあらわすため、収入は「その種類・淵源別」に、支出は「目的別」に分類した独自の収支分類である。主な相違点はつぎのとおり。

▽住居費—総理府統計局分類では、自宅用の土地、住居の購入あるいは改築を消費でなく投資であるとみなして消費支出にふくめないが、春闘共闘分類では、それを労働者に必要な消費とみて消費支出の中に加えている。なお、消費支出Aおよび住居Aは総理府統計局分類に集計。

▽光熱水費—総理府分類で住居費にはいつている水道料を光熱費の中に加え光熱水費としてある。

▽雑費—とくに教育費について、総理府分類では直接学校に納入する費用だけに限られているが、春闘共闘分類ではその他教育に関して支出される学校納入金、学校給食費のほか通学諸経費や学校教育の補充・進学準備のための支出、子供への仕送り金などもふくめた分類となっている。

二、一九七九年一〇月調査結果

①従来は、賃金を基準内外にわけていたが、単産別にそのわけ方を統一

第 51 表 首都圏労働者家計収支 (1979年10月)

(単位 円)

区 分				区 分			
項 目	総平均	民間単 産平均	官公労 単産平均	項 目	総平均	民間単 産平均	官公労 単産平均
調査対象世帯主の年齢(歳)	329	190	139	洋着料・下着料品費	6,371	6,697	5,924
世帯主の年齢(年)	36.8	36.1	37.7	その他の被服費	1,710	1,864	1,500
世帯主の年齢(人)	14.4	13.3	15.9	医療保健衛生容通信費	2,265	2,363	2,131
世帯主の年齢(人)	3.8	3.8	3.9	教育費	2,219	2,005	2,512
世帯主の年齢(人)	1.1	1.1	1.1	学給食・雑費	1,635	1,480	1,847
収入総額	407,448	439,588	363,515	医療保健衛生容通信費	98,398	96,460	101,047
実収入	261,753	262,653	260,522	療健生容通信費	3,929	3,261	4,843
勤め先収入	248,403	251,122	244,687	医療保健衛生容通信費	1,113	1,113	1,114
世帯主収入	245,962	248,741	242,164	医療保健衛生容通信費	2,005	2,111	1,859
所定内賃金	216,821	217,201	216,302	医療保健衛生容通信費	3,232	3,169	3,317
所定外賃金	25,978	31,316	18,682	医療保健衛生容通信費	5,928	6,681	4,899
臨時賞与	3,122	225	7,082	医療保健衛生容通信費	4,753	4,633	4,917
妻の収入	42	0	98	医療保健衛生容通信費	9,177	10,741	7,038
他の世帯員の収入	2,376	2,269	2,523	医療保健衛生容通信費	17,188	16,747	17,791
内職収入	64	112	0	医療保健衛生容通信費	8,934	8,987	8,861
世帯主内職収入	5,946	4,490	7,936	医療保健衛生容通信費	1,593	1,703	1,443
妻内職収入	0	0	0	医療保健衛生容通信費	1,608	1,231	2,122
他の世帯員内職収入	5,684	4,437	7,389	医療保健衛生容通信費	6,358	6,029	6,807
他の実収入	261	53	547	医療保健衛生容通信費	289	500	0
実収入以外の収入	7,404	7,041	7,899	医療保健衛生容通信費	9,372	8,721	10,261
貯金引出し金	77,217	96,323	51,102	医療保健衛生容通信費	1,722	1,293	2,308
繰入金	69,426	85,415	47,570	医療保健衛生容通信費	361	314	426
繰入金	7,721	10,818	3,488	医療保健衛生容通信費	5,325	5,021	5,742
繰入金	68,478	80,612	51,891	医療保健衛生容通信費	1,099	825	1,474
支出総額	407,434	439,588	363,482	医療保健衛生容通信費	503	554	432
実支出	244,373	249,096	237,916	医療保健衛生容通信費	53	52	55
消費支出	210,461	213,813	205,881	医療保健衛生容通信費	1,727	2,057	1,277
食料費	69,934	68,983	71,234	医療保健衛生容通信費	22,519	21,420	24,023
主食	9,124	9,282	8,908	医療保健衛生容通信費	7,451	6,763	8,392
米	5,540	5,647	5,393	医療保健衛生容通信費	713	795	601
副食品	36,283	35,221	37,733	医療保健衛生容通信費	33,911	35,284	32,035
生鮮魚介類	5,045	4,912	5,226	医療保健衛生容通信費	5,555	5,690	5,370
生鮮魚介類	2,059	1,927	2,240	医療保健衛生容通信費	8,650	8,845	8,382
生鮮魚介類	8,079	7,865	8,371	医療保健衛生容通信費	19,538	20,511	18,206
生鮮魚介類	5,112	5,043	5,205	医療保健衛生容通信費	139	237	4
生鮮魚介類	5,762	5,576	6,016	医療保健衛生容通信費	31	1	72
生鮮魚介類	855	834	883	医療保健衛生容通信費	90,703	103,114	73,739
生鮮魚介類	6,538	6,326	6,829	医療保健衛生容通信費	54,735	64,279	41,689
生鮮魚介類	2,833	2,738	2,964	医療保健衛生容通信費	11,909	13,759	9,380
生鮮魚介類	13,664	13,476	13,922	医療保健衛生容通信費	12,357	14,500	9,428
菓子類	3,684	3,614	3,780	医療保健衛生容通信費	2,808	1,583	4,482
酒類	4,098	4,131	4,053	医療保健衛生容通信費	5,092	4,196	6,317
飲料	2,980	2,802	3,223	医療保健衛生容通信費	2,777	3,302	2,060
外食	2,902	2,928	2,867	医療保健衛生容通信費	72,358	87,377	51,827
学給食	10,863	11,004	10,671	医療保健衛生容通信費	9,357	8,875	10,016
世帯主の食費	1,593	1,703	1,443	医療保健衛生容通信費	▲2,781	▲7,376	3,499
世帯主の食費	5,108	5,364	4,758	医療保健衛生容通信費	977	1,495	271
世帯主の食費	4,162	3,936	4,470	医療保健衛生容通信費	3,880	6,765	▲64
世帯主の食費	18,326	24,454	9,950	医療保健衛生容通信費	15,313	12,763	18,799
購入費	3,374	5,842	0	医療保健衛生容通信費	17,380	13,557	22,606
家賃	8,194	9,581	6,298	医療保健衛生容通信費	29.0	28.6	29.5
家賃	1,006	1,299	605	医療保健衛生容通信費	33.2	32.3	34.6
家賃	5,752	7,732	3,047	医療保健衛生容通信費	92.4	94.0	90.1
家賃	8,578	8,428	8,783	医療保健衛生容通信費	13.0	13.4	12.3
電気	3,068	3,067	3,069	医療保健衛生容通信費	13.8	14.2	13.2
ガス	2,895	2,864	2,937	医療保健衛生容通信費	227,842	227,369	228,487
水道	616	690	515	医療保健衛生容通信費	▲14,263	▲20,475	▲5,772
被服	15,225	15,488	14,867	医療保健衛生容通信費	100.7	99.9	101.8
和服	1,025	1,079	952	医療保健衛生容通信費	88.7	87.2	90.9

〔備考〕 1) 主要項目のため内訳と計とは一致しない。なお①借入金には月賦・掛買総平均で6,618円をふくみ、②教育費には学校給食をふくまない。

- 2) ①可処分所得、「実収入」-税金等「非消費支出」。②平均消費性向、可処分所得に占める消費支出の割合、 $\left(\frac{\text{消費支出}}{\text{可処分所得}} \times 100\right)$ 。③エンゲル係数、消費支出に占める食料費の割合。一般に生活水準の高低を示す指標として用いられる、 $\left(\frac{\text{食料費}}{\text{消費支出}} \times 100\right)$ 。④租税公課負担率(1)、実収入に占める税・社会保障費「非消費支出」の割合、 $\left(\frac{\text{非消費支出}}{\text{実収入}} \times 100\right)$ 。⑤租税公課負担率(2)、世帯主の勤労収入に占める「非消費支出」の割合、 $\left(\frac{\text{非消費支出}}{\text{世帯主の勤労収入}} \times 100\right)$ 。⑥貯蓄純増、(貯金+保険掛金)-(貯金引出+保険取金)。⑦負債純減、各種借金返済-借入金。

3) 春闘共闘「凍える労働者の家計」、1980年5月刊による、以下同じ。

しがたいために、今回からは所定内賃金―所定内労働時間にみあう賃金、所定外賃金―残業、休日、深夜労働等に分けることに改められた。

②七九年一〇月の実質値算出に用いられたCPIおよびCLIの前年同月比上昇率はつぎのとおり。ただしCPIは春闘共闘の収支項目分類に組みかえられている。

CPI 東京都部―総合四・二、食料費一・七、住居費三・九、光熱水費一五・四、被服費六・五、雑費五・一。

CLI―総合五・〇、食料費二・三、住居費五・一、光熱水費一七・〇、被服費四・五、雑費六・一。

収 入

首都圏労働者（平均世帯人員三・八人、有業人員一・

一人、世帯主平均年齢三六・八歳）の実収入は二六万

一七五三円、これは前年一〇月に比べて八一八五円（三・二％）増であるが、CPIで除した実質では〇・七％減、また春闘共闘の生

計費指数（CLI）による実質値は一・七％減であった。そのうち世帯主収入二四万五九六二円（前年同月比七五二六円、三・二％

増）も、CPI、CLI実質でそれぞれ〇・九％、一・六％の各減となっている。また妻のパート収入二三七六円は前年同月比名目で

四一・八％増、これにたいし内職収入五六八四円は同八・七％減とパート収入の増加幅が大きく主婦内職の少しでも有利なパートへの

切りかえがうかがえる。家計調査を補完するものとして同じ一〇月におこなわれたアンケート調査結果のうち一般世帯三二九世帯の集

計分によると、妻の内職・パートで収入をえている世帯が八〇世帯（全世帯の二四％）にのぼり、働く理由では「家計にとってぜひとも必要」、「収入があればラク」が三〇・三％、「住宅ローン返済」、

「教育費」支出一一・六％、「老後の生活のために」五三・五％と、いずれもその就業の切実さが訴えられている。実収入以外の収入は

七万七二一七円、前年同月より一一％増であるが、なかでも借入金

支 出

消費支出Aが二〇万七〇八七円、前年同月比〇・七％減は、これをCPI、CLI実質でみると、それぞれ

四・七％、五・四％の減少となっている。費目別には、食料費六万九九三四円がCPI実質で〇・九％増であるほかは、土地家屋購入費を除く住居費A二万四九五二円（同八・五％減）、被服費一万五二二五円（同一〇・四％減）、雑費九万八三九八円（同七・五％減）で、雑費のうちとくに保健三一・二％、医療二九・六％、社会的文化費四二％、交際費二六・五％の各CPI実質減が目立つ。

ライフステージ別家計分析―教育費を中心に

析―教育費を中心に

子供の数と成長段階を中心にライフステージ別家計の特徴をみると（第52表 および第10図）消費支出は三人世帯「長

子三歳以下」の一七万円から「大学生のいる世帯」の三二万円まで各段階毎に増大している。教育費の消費支出に占める割合も「小学生二人」で七・一％と少なくなっているが、「大学生のいる世帯」では一八％まで拡大しており、その内容では塾・稽古ごとなどの学校教育補充費の割合がかなり大きい。また実収入二〇～二四万円世帯での小学生一人当たり教育費支出を一とすれば、三〇～三四万円世帯では実にその二・四倍と、収入の差による教育費格差に加えて、公・私立の間での教育費格差も目立ち保育園・幼稚園で私立は公立の二倍、高校では一・六倍である。こうした教育費の増大が家計におよぼす影響は大きく、可処分所得から教育費を差し引いた金額を各段階で見ると、教育費の増大が可処分所得の伸びを追いぬき、実収入の最も少ない「小・中学生をもつ世帯」と「大学生のい

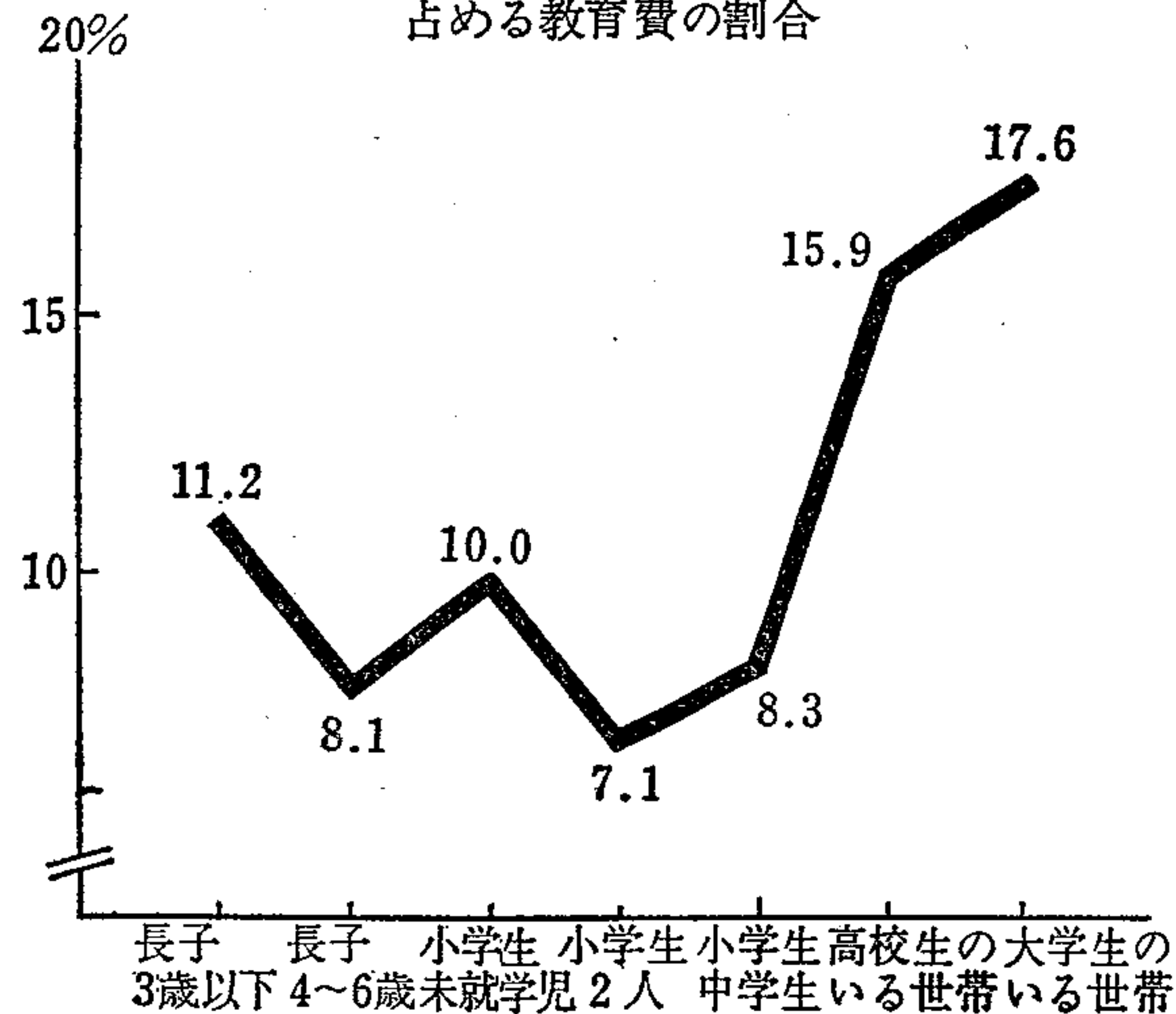
第52表 ライフステージ別家計収支

(単位 円)

ライフステージ 項 目	3人世帯 長子3歳 以下	4 人 世 帯					高校生の いる世帯	大学生の いる世帯
		長 子 3歳以下	長 子 4～6歳	小 学 生 未就学児	小学生 2 人	小学生 中学生		
調査対象世帯数	62	33	64	31	31	15	24	11
世帯主平均年齢	29.6	34.9	34.5	36.9	39.4	42.0	47.9	50.2
勤続年数	8.2	12.6	12.9	14.2	14.9	21.1	26.5	24.5
有業人員	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
実 収 入	210,347	235,209	253,988	278,450	279,252	302,534	305,134	348,111
世帯主勤め先収入	203,513	222,628	240,769	249,485	262,626	293,466	291,649	313,794
所定内賃金	179,077	201,326	203,713	217,231	231,744	260,591	266,957	293,334
所定外賃金	24,436	21,282	28,797	26,662	30,883	32,708	15,667	25,345
妻パート・内職収入	1,837	5,682	5,625	11,007	14,732	7,103	5,788	18,659
他の実収入	4,997	7,498	7,594	17,158	1,853	1,965	6,072	2,899
実収入以外の収入	48,406	51,268	108,771	56,609	99,988	76,922	77,171	144,142
貯金引出	45,501	45,674	100,844	53,558	59,218	75,486	76,850	144,022
借入金	2,903	5,594	7,610	3,052	40,170	1,049	321	59
実 支 出	200,694	214,055	257,502	226,263	269,358	283,548	288,384	366,505
消費支出	173,741	184,781	*227,505	193,688	231,941	242,239	245,249	315,970
食料費	55,225	64,753	69,427	72,701	79,387	84,428	83,866	81,553
(エンゲル係数%)	(31.8)	(35.0)	(30.5)	(37.5)	(34.2)	(34.3)	(34.2)	(25.8)
住居費	26,691	9,849	*34,752	7,070	15,113	15,608	6,449	5,890
光熱水費	7,121	8,314	8,200	8,963	8,992	9,811	11,467	9,960
被服費	11,704	10,170	17,685	12,114	14,919	19,860	19,889	29,165
雑費	73,000	91,695	97,441	92,839	113,631	112,531	123,579	189,401
医療費	3,065	5,662	4,339	3,461	1,277	1,824	6,637	3,759
交通通信	6,845	6,353	5,243	3,577	3,607	17,389	6,527	4,310
自動車関係費	5,117	5,398	3,954	4,393	4,075	5,702	4,727	7,512
教育費	6,421	3,354	6,692	7,501	36,364	5,024	904	23,288
教養娯楽	404	20,732	18,327	19,446	16,551	20,166	39,013	55,782
こづかい	7,170	8,267	13,962	8,887	8,158	7,654	7,171	7,674
交際費	21,149	19,107	21,020	20,919	18,806	24,896	30,712	47,368
	8,311	7,201	5,443	7,383	4,410	7,733	6,814	14,813
非消費支出	26,953	29,274	29,997	32,575	37,416	41,309	43,135	50,535
勤労所得税	4,278	3,389	4,634	5,352	7,030	7,417	7,868	9,990
他の税	6,422	7,198	7,014	8,275	8,551	11,351	11,765	15,603
社会保険料	16,231	18,684	18,188	18,932	21,368	21,440	23,493	24,943
(公課負担率%)	(13.2)	(13.1)	(12.5)	(13.1)	(14.2)	(14.1)	(14.8)	(15.9)

〔備考〕 *土地家屋購入費17,344円をふくめる。

第10図 ライフステージ別消費支出に占める教育費の割合



る世帯」とでほぼ同列に位置している。

“公共的料金”
支出の家計負担

公共料金について
経済企画庁では「政府・地方自治体が日常的に直接規制する価格または料金を総括した概念」としており、その特徴は、
①価格、料金の決定・変更は市場原理にま

かせられない独占的なものであること、②その徴収に強制がともなうことなどから実質的に租税的性格もつということである。また、これを決定手続によって分けると、①法律形式によるもの（国鉄運賃、郵便・電信電話料金）、②予算議決によるもの（NHK受信料）、③政府決定によるもの（米価、医療費、国立学校授業料など）、④政府認可によるもの（電気・ガス料金、私鉄・バス・タクシー運賃など）、⑤地方自治体議会によるものなどがあり、その種類は二二品目とされている（経企庁「物価レポート」参照）。国民春闘共闘会議では、これにさらに公共的性格が強く、生活必需的意味合いをもつ品目を加えて三五品目を「公共的料金」として一括集計し、その支出状況を明らかにしてきているが、その一九七九年一〇月の調査結

果は第53表のごとくである。すなわち、三二九世帯平均の公共的料金支出は四万六五九五円、前回より六一六円増であるが、消費支出が六〇九円伸びているため消費支出に占める公共料金負担率は二・一％と前回と変わらない。実収入五分位別公共的料金支出では、第I分位での四万〇五五四円（負担率二六・〇％）から順に増加し、第V分では五万三三九二円（同二一・二％）と低所得層ほど重い負担となっている。

6 標準生計費

最低生活費もしくは標準生活費の算出方法は、普通ローントリー方式（マーケットバスケット方式というののもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生計費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をもつ実態生計費から生活費の全体を算出する方式である。現在発表されているもののうち、労働組合が算定する理論生計費は前者の、一方厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

第53表 公共的料金支出(1979年10月)

(単位 円)

区 分 項 目	79.10	78.10	前回との 比較(%)	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
消費支出計 公共的料金計 公共的料金負担率%	210,461 46,595 22.1	208,520 45,979 22.1	1.3	155,691 40,554 26.0	212,349 43,445 20.5	196,686 47,368 24.1	235,634 48,328 20.5	252,382 53,392 21.2
食 料 費	11,109	11,234	△ 1.1	9,176	10,677	11,417	12,051	12,238
米 酒 牛乳 食塩	5,540 2,980 2,560 29	5,869 2,956 2,379 30	△ 5.6 0.8 7.6 △ 3.3	3,722 2,794 2,640 21	4,950 2,966 2,731 31	5,992 2,993 2,400 32	6,127 3,168 2,717 39	6,928 2,979 2,308 29
住 居 費	2,791	1,987	40.5	3,819	2,741	3,196	1,694	2,499
公営家賃(公団・公社)	2,791	1,987		3,819	2,741	3,196	1,694	2,499
光 熱 水 費	8,272	7,765	6.5	7,375	7,228	8,115	8,718	9,946
水 都 市 ガ 道 都 電 灯 ス 気 油	1,999 2,895 3,068 310	1,915 2,559 3,003 287	4.4 13.1 2.2 8.0	1,852 2,665 2,659 198	1,639 2,759 2,779 52	1,889 3,084 3,134 206	2,528 2,831 3,077 203	2,290 3,140 3,699 216
衛 生・医 療・理 容	7,266	8,733	△16.8	5,713	8,557	7,302	7,583	7,169
ク リ ー ニ ン グ 診 療・入 院 費 入 浴 料 理 髪 代 パ ー マ 代 清 掃 代	1,153 3,929 156 529 1,255 244	1,045 5,731 158 618 1,034 146	10.3 △31.4 △ 1.3 △14.4 21.4 67.1	878 3,157 114 502 848 213	1,431 5,426 203 403 1,008 86	918 4,140 371 492 983 397	1,140 4,221 89 637 1,309 190	1,461 2,685 70 609 2,140 334
交 通 ・ 通 信 費	10,686	10,427	2.5	10,050	8,156	10,306	11,441	13,517
私 鉄 運 賃 国 鉄 運 賃 バ タ ク シ ス タ 航 空 代 郵 便 代 電 報 代 有 料 道 路 代	1,069 3,422 615 539 69 426 0 4,327 219	723 3,885 661 497 201 279 31 3,857 294	47.9 △11.9 △ 7.0 8.5 △65.7 52.7 — 12.2 △25.5	1,252 3,145 816 795 0 147 0 3,804 91	398 2,256 441 379 0 570 0 4,038 75	1,590 1,187 604 692 344 632 0 4,881 376	765 4,917 580 383 0 188 0 4,193 414	1,346 5,639 633 445 0 597 0 4,722 136
教 養 娛 楽 費	3,156	2,692	17.3	2,769	3,454	3,181	3,113	3,281
新 放 送 受 信 間 公 共 施 設 使 用 料	2,353 442 363	2,120 346 227	11.0 27.7 59.9	2,220 382 167	2,414 386 654	2,352 376 453	2,272 592 249	2,512 477 292
教 育 関 係 費	2,601	2,276	14.3	571	2,133	3,204	2,945	4,175
授 業 料 (公・高) " (公・大) 保 育・幼 稚 園 (公) P T A 会 費 学 校 給 食	264 152 531 61 1,593	350 183 171 151 1,422	△24.6 △16.9 210.5 △59.6 12.0	0 0 293 2 276	73 0 647 43 1,371	172 0 739 166 2,127	510 0 296 23 2,114	568 769 678 73 2,086
そ の 他	852	961	△11.3	1,073	508	649	1,247	781
た 公 的 ば 手 数 料	713 139	865 96	△17.6 44.8	1,072 2	499 9	646 3	782 465	565 215

第54表 人事院算出の東京における独身男子（18歳程度）標準生計費（1979年4月）

区 分		金 額 等	備 考
独身男子1人1日当たり 基 準 熱 量		Cal 2,820	厚生省「国民栄養調査成績」および栄養審議会の算定に係る「日本人の栄養所要量」等を参考として、従来どおり 2,820Cal とした。
独身男子1人1日当たり 食 料 費		86,555円	家計調査および国民栄養調査における食品の摂取状況を参考として作成したマーケット・バスケットに、家計調査における昭和54年4月の実効価格を用いて算定した。
月 額	食 料 費	26,330円	食料費は、上欄の金額に 365/12 月を乗じて算定した。 食料費以外は、総理府統計局家計調査における昭和54年4月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 月に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別換算乗数を乗じて算定した。
	住 居・光 熱 費	13,890	
	被 服 費	5,290	
	雑 費	27,240	
	合 計	72,750円	

(全 国) 第55表 人事院算出の費目別、世帯人員別標準生計費（1979年4月）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	22,870円	39,740円	54,160円	64,940円	72,100円
住 居・光 熱 費	11,540	19,190	22,940	23,810	24,030
被 服 費	4,830	8,870	12,110	14,560	16,220
雑 費	24,670	47,350	63,720	75,220	81,850
合 計 (対前年比：%)	63,910 (7.3)	115,150 (7.5)	152,930 (7.4)	178,530 (7.5)	194,200 (7.7)
78 年 合 計	59,550	107,110	142,380	166,120	180,270

(東 京)

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	26,330円	46,120円	62,990円	75,760円	84,400円
住 居・光 熱 費	13,890	23,390	28,520	29,410	29,430
被 服 費	5,290	9,730	13,320	16,060	17,940
雑 費	27,240	51,210	69,250	82,270	90,250
合 計 (対前年比：%)	72,750 (9.4)	130,450 (9.2)	174,080 (9.1)	203,500 (9.1)	222,020 (9.2)
78 年 合 計	66,520	119,450	159,530	186,550	203,290

〔備考〕 世帯人員1人欄の額は、独身男子（18歳程度）の額である。

人事院の標準生計費

これは、国家公務員の給与改訂の参考資料として算出されている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九七九年四月の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で二〇万三五〇〇円となっている（第54・55表）。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下回るものにたいしては、所得補充がおこなわれる建前になっている。東京など大都市（一級地）の生活保護標準世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人）にたいする一九七九年度生活扶助額は月額一万四三四〇円、これに教育扶助一三三〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算される。

【参考資料】

(1) 総理府統計局「消費者物価指数」および「家計調査報告」、(2) 経済企画庁「物価レポート」および「昭和五四年版、国民生活白書」、(3) 厚生省「昭和五四年国民生活実態調査の概況」、(4) 東京都「都民のくらしむき調査」および「東京都世帯階層別生計調査年報」（一九七八年七月～七九年六月）、(5) 三潋信邦「生計費指数復権の試み」（筑波大学「経済学論集」第四号、七九年四月）、(6) 春闘共闘「凍える労働者の家計——一九八〇年第六回家計調査、生計費指数報告」、(7) 居城舜子「生活過程の『社会化』と共同消費諸形態の展開について」（『国民生活研究』一九一二、七九年九月）、(8) 渡辺武平「労働者『生活費』の構造変化」（『労働調査』一四五、七九年一〇月号）、(9) 「特集・経済危機下の国民生活」（『経済』一八四、七九年八月号）、(10) 佐藤進『日本の税金』UP選書（東大出版会、七九年

一二月刊）、(11) 高野史郎「低所得世帯の家計の実態と問題点」（『明治学院大社会学・社会福祉学研究』五二・三、八〇年二月）、(12) 金持伸子「家計統計からみた高齢者世帯の生活構造と特徴」（『日本福祉大研究紀要』四〇、七九年七月）、(13) 大高修一「大平内閣の国民生活への攻撃とたたかいの課題」（『経済』一九〇、八〇年二月号）、(14) 新田俊三「労働者生活論から出発した運動を」（『労働経済旬報』一一三一、八〇年二月中旬）、(15) 「特集・七九家計調査・生活実態調査」（『労働調査』一四九、八〇年三月号）、(16) 齊藤泰明「労働者家計の現状と諸特徴」（『研究資料月報』二六二、八〇年一月）

VI 農家の状態と農民の 生活

概要□農家と農家人口——農家人口と農家数
●農家人口と農家／経営耕地規模別農家数／
専業農家と兼業農家●専業別農家構成／農
業従事者と兼業従事者●農業就業人口／基幹
的農業従事者／兼業従事者／農家人口の異動
●農家人口の異動／農家労働力の産業間異動
状況／農家世帯員の出稼ぎ状況／農家子弟学
卒者の動向●農家子弟の学卒者数／農家子弟
学卒者の卒業後の状況／農家経済と農業労賃
——農家経済●農家経済と所得／経営耕地規
模別農家経済／農家の費目別家計費／農家所
得と農業賃金●農家と勤労者世帯の所得比較
／農業労賃と農村内外諸賃金の比較

概

要

一、一九七九年一月一日現在の農家人口は、前年比一・三％減少し
二一九六万人となり、総人口にたいするその割合は一九％となった。
一、農家数は、前年比一％の減で四七四万戸となった。
一、都府県の経営耕地規模別農家構成は、二ha以上層の微増と二
ha以下層の減少傾向がつづいているが、それほど大きな変化はみら
れない。

一、農家の兼業化傾向は、二兼農家（第二種兼業農家）の増加を
中心に進行し、二兼農家の全農家に占める割合は七〇％になった。

一、農業就業人口は、前年比四・三％減少し七九年一月現在六七
五万人となった。このうち女子は六二％を占め、女子のウェイトの
高さを示している。また基幹的農業従事者は前年より五％減少し四
二九万人となり、このうち二九歳以下の若年労働力は男・女ともに
ひきつづき高い減少を示し、農業労働の老齢化を強めた。七九年一
月現在、女子と六〇歳以上の男子の基幹的農業従事者は全体の六九
％を占めた。

一、農家の兼業従事者は前年同様微増し八四六万人となった。そ
のうち雇われ兼業は八二％を占め、また雇われ兼業従事者のうち男
子の割合は六四％であった。これを種類別にみると恒常的勤務の割

合が七〇%、日雇・臨時雇が二八%と前年とほぼ同じ構成であった。

一、一九七八年一年間の農家の人口異動は増加六四万人、減少九八万人で差引き農家人口の減少は三四万人であった。また年頭初の農家人口にたいする減少率は一・五%と前年なみであった。

一、七八年一年間に他産業に就職した農家世帯員は前年比一二%増加して五九万人に、他産業からの離職還流者は二七%増加して三一人になり、差引き二八万人の労働力が農家から流出した。

一、農家世帯の出稼ぎ者はひきつづき減少し、七八年一年間に対前年比六%減じ一五万人になった。このうち五〇歳以上層も絶対数としては減少しているが、若年労働層の出稼ぎ離れを反映して、そのウェイトを高め、出稼ぎ労働者の老齢化がすすんだ。

一、七九年三月に中学以上の学校を卒業した農家の子弟は、前年に比べ三%減じ七四万人となった。このうち自家農業就業者は七六〇〇人にすぎず、新規学卒就業者総数にたいする農業就業率は二・九%に低下した。

一、七八年度の全国一戸当たり平均農家所得は四二二万円で、対前年度比五・九%増加した。農業所得の低迷により農業依存度は二八・三%に、農業所得の家計費充足率は三五%と、いずれも前年度を下回った。

一、七八年度の一戸当たり農家総所得は五〇三万円、勤労者世帯当たり実収入は三七〇万円で両者の格差は三六%であった。しかし、就業者一人当たり収入では約二〇%農家の方が少ない。

一、七八年度の一日当たり農業臨時雇い賃金の主流をなす田植賃金は、前年比五%増加し五〇二九円であった。この田植賃金に比べると、他産業賃金は左官賃金・大工賃金の六七%高を筆頭にいずれ

も高かった。

1 農家と農家人口

1 農家人口と農家数

農家人口と農家数

一九七九年一月一日現在の農家人口は前年に比べ一・三%減少し二一九六万人となった

(第56表)。資料は農林水産省統計情報部「昭和五四年農業調査結果報告書」による。この「農業調査」の値は標本調査であるため五年ごとに実施される「世界農林業センサス」の全数調査の結果と一致しない。農家人口の減少につれ、総人口にたいする農家人口の割合は一九%に低下した。また男女別農家人口の割合は男子四八・六%、女子五一・四%で前年と同じ結果であった。

七九年一月一日現在の農家総数は四七四万戸で、その減少率は前年と同水準の一%減にとどまった。なお、農家一戸当たりの平均世帯員も前年と同じ四・六人であった。

経営耕地規模別農家数

第57表は都府県全農家の経営耕地規模別農家構成の動きをみたものである。一九

第 56 表 農家人口と農家数の推移

(単位：千戸，千人，%)

	農家人口	同 指 数	総人口に たいする 農家人口 の割合	男女別農家人口 の割合		農 家 数	同 指 数	農家1戸 当り人数 (人)
				男	女			
1970年 2 月 1 日	26,595	114.7	25.4	48.3	51.7	5,402	109.1	4.92
1975・2・1	23,197	100.0	20.7	48.5	51.5	4,953	100.0	4.68
1976・1・1	22,895	98.7	20.4	48.4	51.6	4,891	98.7	4.68
1977・1・1	22,551	97.2	19.9	48.5	51.5	4,835	97.6	4.66
1978・1・1	22,235	97.1	19.5	48.6	51.4	4,788	96.7	4.64
1979・1・1	21,956	94.7	19.0	48.6	51.4	4,742	95.7	4.63

〔備考〕 1) 1970・75年は「農業センサス」、他の年は「農業調査結果」である。以下同じ。
2) 農家人口には住み込みの雇い人は含まれない。以下同じ。
3) 「総人口にたいする農家人口の割合」の基準となる総人口は1970・75年は総理府統計局「国勢調査」の10月1日現在の結果、他の年は自治省行政局「住民基本台帳に基づく全国人口」である。
4) ラウンドの関係で総数と小計または割合が一致しないことがある。以下同じ。
5) 資料は農林水産省統計情報部「昭和54年農業調査結果報告書」(1980年3月刊)、同編『1980年ポケット農林水産統計』(1980年3月刊)。

第 57 表 経営耕地規模別農家数の推移 (都府県)

(単位：千戸，%)

		総 数	0.5 ha 未 満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2～2.5 ha	2.5～3 ha	3 ha 以 上
実 数 (構成比)	1970年 2 月 1 日	5,236 (100.0)	2,030 (38.8)	1,619 (30.9)	874 (16.7)	407 (7.8)	172 (3.3)	72 (1.4)	63 (1.2)
	1975・2・1	4,819 (100.0)	1,995 (41.4)	1,436 (29.8)	727 (15.1)	349 (7.2)	162 (3.4)	74 (1.5)	76 (1.6)
	1977・1・1 ①	4,709 (100.0)	1,911 (40.6)	1,416 (30.1)	710 (15.1)	339 (7.2)	162 (3.4)	80 (1.7)	90 (1.9)
	1978・1・1 ②	4,664 (100.0)	1,892 (40.6)	1,396 (29.9)	701 (15.0)	337 (7.2)	165 (3.5)	80 (1.7)	94 (2.0)
	1979・1・1 ③	4,616 (100.0)	1,877 (40.7)	1,372 (29.7)	689 (14.9)	336 (7.3)	166 (3.6)	80 (1.7)	96 (2.1)
対 前 年 増 減 数	①	△ 52	△ 9	△ 21	△ 17	△ 8	△ 2	2	2
	②	△ 45	△ 19	△ 20	△ 9	△ 2	3	0	4
	③	△ 48	△ 15	△ 24	△ 12	△ 1	1	0	2

〔備考〕 1) カッコ内の数値は構成比であり、△印はマイナスを示す。以下同じ。
2) 資料は前表に同じ。

七九年一月現在の農家構成の特徴はつぎのとおりである。

(1) 農家数の減少率は全国のそれと同じく前年比1%の減少を示した。この減少傾向のなかで3ha以上層の農家は前年比2.1%増加して九・六万戸に、二・五ha層は0.6%増加して一六・六万戸になり、この階層の割合はそれぞれ二・一%、三・六%となった。

(2) 二・五―三ha層の農家は前年にひきつづき八万戸で量率ともに変化はみられなかった。他方、二ha以下層の農家の減少傾向はいぜん進行した。すなわち、もっとも減少数の多い農家層は0.5―1ha層で二・四万戸の減、ついで0.5ha未満層が一・五万戸の減であった。

減少率では0.5―1ha層、1―1.5ha層が一・七%減、0.5ha未満層では0.7%減にとどまった。

(3) 階層構成の変化はいずれの規模層においても0.1ないし0.2ポイント程度の増減にすぎず、1ha以下層の割合も70%でほとんど変化はみられない。なおこれらの農家階層の動向については巻頭のグラビア図表を参照されたい。

最後に、同じ農業調査結果により北海道の経営耕地規模別農家数にかんする特徴をみておこう。農家数は前年に比べ一〇〇〇戸の減で一二・三万戸となった。これは、1ha未満層と三―五ha層農家の減少(それぞれ一〇〇〇戸)と二〇ha以上層の増加(一〇〇〇戸)によるものである。この一年間大きな階層変化はみられなかったものの、上層農家の増加と下層農家の脱農化傾向がみられることでは都府県農家の動向と同じである。

2 専業農家と兼業農家

専業別農家構成

専業別農家数の動向をみたのが第58表である。農家の兼業化傾向はひきつづき進行している。七九年一月一日現在の専業農家は前年比4%減少し六〇万戸となり、総農家に占める割合は一二・五%に低下した。他方、兼業農家も総農家数の減少傾向のなかで0.5%の減少をみせ四一四万戸となり、その割合は八七・五%を占めた*。この兼業農家の絶対的減少は農業を主とする一兼農家(第一種兼業農家)の前年比四万戸(四・五%)の減少によるものであり、兼業を主とする二兼農家はそのテンポをゆるめてはいるがいぜん増加傾向にある。すなわち、二兼農家は前年に比べ二万戸(0.6%)増加し三三〇万戸となり、その割合は七〇%となった。なお、専業別農家構成の推移の概要については巻頭のグラビア図表を参照のこと。

* 本年鑑第五〇集一五〇ページ第七六表(「専業別農家数の推移」)兼業農家計の一九七七年度及び七八年の対前年増減率は本表により一・〇及び〇・六に訂正。また、同ページ下段の後二行「兼業農家は1%弱の増加」は1%弱の「減少」と訂正する。

つぎに同じ農業調査結果により農家の主な兼業種類をみておこう。兼業農家の大半は「雇われ兼業」であり、このことは一兼農家、二兼農家ともに共通する。それぞれ九一%(七七万戸)、八二

第58表 専兼業別農家数の推移

(単位：千戸，%)

		総農家数	専業農家	兼業農家		
				計	第一種兼業	第二種兼業
実数 (構成比)	1970年2月1日	5,402 (100.0)	845 (15.6)	4,557 (84.4)	1,814 (33.6)	2,743 (50.8)
	1975・2・1	4,953 (100.0)	616 (12.4)	4,337 (87.6)	1,259 (25.4)	3,078 (62.1)
	1977・1・1 ①	4,835 (100.0)	643 (13.3)	4,192 (86.7)	931 (19.3)	3,261 (67.4)
	1978・1・1 ②	4,788 (100.0)	620 (12.9)	4,168 (87.1)	884 (18.5)	3,284 (68.6)
	1979・1・1 ③	4,742 (100.0)	595 (12.5)	4,147 (87.5)	844 (17.8)	3,303 (69.7)
対前年増減率	①	△ 1.1	△ 2.4	△ 1.0	△ 7.1	0.9
	②	△ 1.0	△ 3.6	△ 0.6	△ 5.0	0.7
	③	△ 1.0	△ 4.0	△ 0.5	△ 4.5	0.6

〔備考〕 資料は前表に同じ。

% (二七〇万戸) が「雇われ兼業」であり、「自営兼業」の割合は低い。

「雇われ兼業」のうち「恒常的勤務」はもっとも高い比率を示しているが、これは二兼農家に多く、総数の六七%を占め、しかも絶対数で増加傾向をみせている。他方、一兼農家では四七%と割合の点では変化はみられないが絶対数で減少傾向にある。このような二兼農家と一兼農家の関係は「日雇・臨時雇」にもみられる傾向である。ただしこの形態は二兼農家で全体の一三%にすぎないが、一兼農家では恒常的勤務のそれにちかい四〇%を占めている。「出稼ぎ」農家の割合は一兼・二兼ともに低く、その減少傾向はつづいている。すなわち、その割合は一兼農家で四・六% (四万戸)、二兼農家で一・七% (五・六万戸) にすぎない。

以上のことから一般的に一兼農家の減少は「雇われ兼業」の全形態の減少を通じてあらわれ、二兼農家の増加は「恒常的勤務」と「日雇・臨時雇」の増加により進行していることが指摘できる。

3 農業従事者と兼業従事者

農業就業人口

第59表は一六歳以上の農業就業人口 (自家農業従事者のうち自家農業だけに従事した者と、農業その他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者) の推移を示したものである。一九七九年一月一日現在の農業就業人口は、前年に比べ三〇万人 (四・三%) 減少し六七五万人に低下した。これを男女別にみ

第59表 農業就業人口の推移

(単位：千人，%)

		総数	男	女
実数 (構成比)	1970年2月1日	10,352 (100.0)	4,015 (38.8)	6,337 (61.2)
	1975・2・1	7,907 (100.0)	2,975 (37.6)	4,932 (62.4)
	1977・1・1 ①	7,225 (100.0)	2,743 (38.0)	4,482 (62.0)
	1978・1・1 ②	7,056 (100.0)	2,674 (37.9)	4,382 (62.1)
	1979・1・1 ③	6,754 (100.0)	2,545 (37.7)	4,210 (62.3)
対前年増減数	①	△ 255	△ 86	△ 168
	②	△ 166	△ 69	△ 100
	③	△ 302	△ 129	△ 172
対前年増減率	①	△ 3.4	△ 3.1	△ 3.6
	②	△ 2.3	△ 2.5	△ 2.2
	③	△ 4.3	△ 4.8	△ 3.9

- 〔備考〕 1) 農業就業人口は「16歳以上の農家世帯員で自家農業だけに従事した者と農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計」である。
2) 資料は前表に同じ。

第60表 年齢別・男女別基幹的農業従事者数

(単位：千人，%)

		基幹的農業従事者	16～29歳	30～59歳	60歳以上
総数 (構成比)	1975年2月1日	4,889 (100.0)	391 (8.0)	3,311 (67.7)	1,186 (24.3)
	1977・1・1	4,733 (100.0)	396 (8.4)	3,262 (68.9)	1,075 (22.7)
	1978・1・1	4,536 (100.0)	354 (7.8)	3,129 (69.0)	1,052 (23.2)
	1979・1・1	4,294 (100.0)	312 (7.3)	2,959 (68.9)	1,022 (23.8)
男 (構成比)	1975年2月1日	2,298 (100.0)	211 (9.2)	1,343 (58.4)	743 (32.3)
	1977・1・1	2,160 (100.0)	213 (9.9)	1,273 (58.9)	673 (31.2)
	1978・1・1	2,085 (100.0)	197 (9.4)	1,227 (58.8)	660 (31.7)
	1979・1・1	1,958 (100.0)	173 (8.8)	1,155 (59.0)	630 (32.2)
女 (構成比)	1975年2月1日	2,591 (100.0)	180 (6.9)	1,968 (76.0)	443 (17.1)
	1977・1・1	2,573 (100.0)	182 (7.1)	1,989 (77.3)	402 (15.6)
	1978・1・1	2,451 (100.0)	157 (6.4)	1,902 (77.6)	392 (16.0)
	1979・1・1	2,336 (100.0)	139 (6.0)	1,804 (77.2)	392 (16.8)

- 〔備考〕 1) 基幹的農業従事者は主として自家農業に従事した者。
2) 資料は前表に同じ。

ると、男子が四・八%減じて二五五万人に、女子は三・九%減じて四二一万人となった。農業就業人口に占める男女比は、男子三八%、女子六二%でこの数年同じウェイトをたもち、いぜんとして女子が多い。農業労働力の劣弱化傾向は女子化傾向と老齡化というかたちで進行している。ちなみに女子と六〇歳以上の男子の総農業就業人口に占める割合は七八%であった。

なお総理府統計局「労働力調査」による一九七八年一年間の一五歳以上の産業別就業者総数は五四〇八万人で、そのうち農業就業者数は一〇・五%の五六九万人であった（昭和五五年版ポケット「農林水産統計」）。

基幹的農業従事者

農業就業人口のうち日常主として自家農業に従事した基幹的農業従事者を男女別・年齢別にみたのが第60表である。七九年一月の基幹的農業従事者は前年に比べ五%減少し四二九万人となった。

これを男女別にみると男子の減少率が六%で女子の五%を上回り、総数に占める割合は男子四六%、女子五四%になった。農業就業人口の構成格差ほどいじむしいものではないが基幹的農業従事者にあっても女子のウェイトはひきつづき高い。年齢別には男子、女子ともに二九歳以下層の農業従事者で一二%前後の減少を示し、総数に占める割合は前年をさらに下回り七・三%に低下した。このウェイトを高めているのは六〇歳以上層で前年比三%程度の減にとどまり、その割合も二四%と農業労働の老齡化を強めた。三〇〜五九歳層は前年に比べ五%強減じたが構成比は六九%でいぜん中心的位置を占めている。しかしその内容をみると女子の比重が大きくこの年齢層の六一%を占めている。とくに女子の七七%が三〇〜五九歳

層で占められているのが特徴的である。男子のそれは五九%にとどまっている。

総体として基幹的農業従事者にあっても農業就業人口と同じく女性化と老齡化の傾向はつづいている。七九年一月現在の女子と六〇歳以上の男子の基幹的農業従事者は二九七万人でその割合は六九%を占めた。なおこの数年この総数に占める割合に変化はない。

兼業従事者

一六歳以上の農家世帯員のうち雇われ兼業に年間三〇日以上従事するか、自家農業以外の自営業で年間五万円以上の収入のあった兼業従事者は七九年一月一日現在前年に比べ一%増加して八四六万人となった。この兼業従事者の特徴を第61・62表でみるとつぎのとおりである。

(1)「雇われ兼業」・「自営兼業」従事者ともに前年に比べ微増しているが、前年と同じくその割合は前者が八二%（六九五万人）、後者が一八%（一五一万人）である。これを男女別にみると「雇われ兼業」のうち男子が六四%を占め女子は三六%であった。他方、「自営兼業」の割合では男子と女子の格差は縮小し男子五八・五%、女子四一・五%であった。

(2)「雇われ兼業」従事者を種類別にみると「主に恒常的勤務」は前年に比べ一%の増で、その割合も前年と同じ七〇%（四八七万人）にとどまった。この形態にかんしては男女ともに同じで大きな変化はみられない。

(3)「主に出稼ぎ」従事者のみが前年比一一%の減少を示し一六万人に低下した。これを男女別にみると男子一一%減、女子七%減であるが、男子の割合が九一%と圧倒的な割合を占めているため、男子の動向に左右されていることもこれまでと同じである。

第 61 表 兼業種類別男女別兼業従事者数 (16歳以上)

(単位：千人，%)

	兼業従事者 総数	雇 わ れ 兼 業			自 営 兼 業		
		計	男	女	計	男	女
1970年2月1日	8,663	7,172 (100.0)	4,758 (66.3)	2,415 (33.7)	1,661 (100.0)	1,048 (63.3)	613 (36.9)
1976・1・1	8,250	6,793 (100.0)	4,382 (64.4)	2,411 (35.5)	1,457 (100.0)	865 (59.4)	592 (40.6)
1977・1・1	8,339	6,854 (100.0)	4,387 (64.0)	2,467 (36.0)	1,485 (100.0)	878 (59.1)	607 (40.9)
1978・1・1	8,375	6,887 (100.0)	4,395 (63.8)	2,491 (36.2)	1,488 (100.0)	879 (59.1)	609 (40.9)
1979・1・1	8,463	6,949 (100.0)	4,425 (63.7)	2,524 (36.3)	1,514 (100.0)	886 (58.5)	628 (41.5)

〔備考〕 1) 1人で2種類以上の兼業に従事した場合、従事日数のもっとも多いものに分類されている。ただし、1970年の値は重複して計上されているので総数と内訳は一致しない。
2) 資料は前表に同じ。

第 62 表 雇われ兼業種類別兼業従事者数 (16歳以上)

(単位：千人，%)

		総 数	主に恒常的勤務	主に出稼ぎ	主に日雇・臨時雇
総 数	1976年1月1日	6,793(100.0)	4,764(70.1)	215(3.2)	1,814(26.7)
	1977・1・1	6,854(100.0)	4,786(69.8)	189(2.8)	1,878(27.4)
	1978・1・1	6,887(100.0)	4,827(70.1)	175(2.5)	1,886(27.4)
	1979・1・1	6,949(100.0)	4,869(70.1)	156(2.2)	1,924(27.7)
男	1976年1月1日	4,382(100.0)	3,103(70.8)	197(4.5)	1,081(24.7)
	1977・1・1	4,387(100.0)	3,102(70.7)	175(4.0)	1,110(25.3)
	1978・1・1	4,396(100.0)	3,130(71.2)	160(3.6)	1,106(25.2)
	1979・1・1	4,425(100.0)	3,157(71.3)	142(3.2)	1,125(25.4)
女	1976年1月1日	2,411(100.0)	1,660(68.9)	18(0.7)	734(30.4)
	1977・1・1	2,467(100.0)	1,684(68.3)	15(0.6)	768(31.1)
	1978・1・1	2,491(100.0)	1,697(68.1)	15(0.6)	780(31.3)
	1979・1・1	2,524(100.0)	1,712(67.8)	14(0.6)	799(31.7)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

(4)「主に日雇・臨時雇」従事者は前年に比べ二%の増で一九二万人となり、そのうち男子五八%、女子四二%であった。雇われ兼業従事者に占める割合は二八%と比較的高いが、これを男女別にみると女子が三二%で男子のそれより高い割合を占めている。女子のこの傾向は変わらず、しかもこの数年わずかではあるがウェイトを徐々に高めていることがわかる。

4 農家人口の異動

農家人口の異動

各年一―十二月の一年間における農家世帯員の社会的異動と自然的異動を示したのが第63表である。資料は農水省統計情報部の「昭和五三年農家就業動向調査結果概要」による。この調査結果をもとに七八年の農家人口の社会的異動の特徴をみるとつぎのとおりである。

(1)増加人口は前年比三%増加して六四万人となったが、減少人口は二%の増で九八万人となり、農家人口の差引き減少数は三四万人となった。この純減少は前年に比べ一%弱の増加にすぎなかった。また、年頭初の農家人口二二二四万人にたいする純減少率は一・五%で前年なみであった。

(2)増加人口の構成要因をみると「その他の転入」が三九%でもっとも高く、ついで「自然的異動」の三四%、「勤務者の転入」の一五%の順になっている。前年もっとも高い前年比増を示した「農家の増加」によるものは七八年には一%程度の増加にすぎなかった。

また「離職転入」「勤務者転入」の前年比はマイナスに転じそれぞれ二%、三%の減少率であった。

(3)減少人口の構成要因も「その他の転出」「自然的異動」の順で割合は高くなっているが、それぞれの前年増減をみると「就職転出」(就職のため六カ月以上の予定で家を離れ農家世帯員でなくなった者)でその他の諸要因は増加している。そのうち「農家の減少」によるものが前年の三五%増から大幅に減じ一%以下になったこと、「勤務者の転出」も前年の一二%から半減し六%程度の対前年増に落ちたことが指摘できる。

(4)一九七八年の農家人口異動要因のうち、増加人口が減少人口を上回ったのは「出生・死亡」による自然的異動のみでその数一万人程度である。社会的異動によるものはすべて減少人口が増加を上回った。すなわち「離職転入・就職転出」七・七万人、「勤務者の転入」〇・二万人、「その他の転出入」二二・六万人、「農家の増減」によるもの一四・五万人の純減少を示した。なお「農家の増減」による要因の純増減数にたいする寄与率は前年なみの四三%であった。

農家労働力の産業間異動状況

第64表は各一年間の農家労働力異動状況を総合的に示したものである。以下その特徴を列記する。

(1)七八年の一年間に六カ月以上の予定で他産業に就職した農家世帯員は前年比一二%増の五九万人、他産業からの離職還流者は二七%増の三十一万人、差引き二八万人の労働力が農家から流出した。ここではさしあたり七七年以来離職還流者が大幅に増加していることに注目しておこう。

(2)他産業就職者のうち「在宅就職」は年々増加傾向にあり、前年

第63表 農家の形態別人口異動

(単位：千人，%)

		総 数	社 会 的 異 動				自然的異動 出 生
			離職転入	勤 務 者 の 転 入	その他の 転 入	農家の増 加による	
増加人口 (構成比)	1970年	703.1 (100.0)	66.6 (9.5)	97.9 (13.9)	245.5 (34.9)	59.4 (8.4)	233.7 (33.2)
	75 ①	616.8 (100.0)	51.9 (8.4)	87.2 (14.1)	225.1 (36.5)	42.4 (6.9)	210.4 (34.1)
	76 ②	583.4 (100.0)	47.7 (8.2)	88.6 (15.2)	220.8 (37.8)	20.6 (3.5)	205.7 (35.3)
	77 ③	624.3 (100.0)	51.1 (8.2)	100.8 (16.1)	236.6 (37.9)	23.8 (3.8)	212.1 (34.0)
	78 ④	644.1 (100.0)	50.2 (7.8)	97.6 (15.2)	253.5 (39.4)	24.0 (3.7)	218.8 (34.0)
対前年増減率	②/①	△ 5.4	△ 8.1	1.6	△ 1.9	△ 51.4	△ 2.2
	③/②	7.0	7.1	13.8	7.2	15.5	3.1
	④/③	3.2	△ 1.8	△ 3.2	7.1	0.8	3.2
		総 数	社 会 的 異 動				自然的異動 死 亡
			就職転出	勤務者の 転 出	その他の 転 出	農家の減 少による	
減少人口 (構成比)	1970年	1,428.4 (100.0)	312.5 (21.9)	115.3 (8.1)	456.4 (31.9)	286.4 (20.1)	257.8 (18.0)
	75 ①	1,034.2 (100.0)	167.8 (16.2)	80.9 (7.8)	381.0 (36.8)	189.6 (18.3)	215.1 (20.8)
	76 ②	900.5 (100.0)	145.4 (16.1)	83.1 (9.2)	344.7 (38.3)	124.6 (13.8)	202.6 (22.5)
	77 ③	961.0 (100.0)	143.9 (15.0)	93.4 (9.7)	355.4 (37.0)	168.3 (17.5)	199.9 (20.8)
	78 ④	983.8 (100.0)	127.3 (12.9)	99.2 (10.1)	379.3 (38.6)	169.3 (17.2)	208.7 (21.2)
対前年増減率	②/①	△ 12.9	△ 13.3	2.7	△ 9.5	△ 34.3	△ 5.8
	③/②	6.7	△ 1.0	12.4	3.1	35.1	1.3
	④/③	2.4	△ 11.5	6.2	6.7	0.6	4.4

- 〔備考〕 1) 「就職転出」は就職のため6カ月以上の予定で家を離れ農家世帯員でなくなった者。
 2) 「勤務者の転入・転出」は異動の前後とも勤務者であることに変わりのない者の転入・転出である。
 3) 「その他の転出入」は縁事転出入、勤務および就離職等による転出入にともなうその家族の転出入である。
 4) 資料は農林水産省統計情報部「昭和53年農家就業動向調査結果概要」(1979年8月公表)。

第64表 農家労働力の産業間異動状況

(単位：千人，%)

	総数	就職形態		性別	年齢			世帯上の地位(男)						
		就職転出	在宅就職		19歳以下	20～34歳	35歳以上	世帯主	あとつぎ	その他				
他産業への就職者	実数 (構成比)	1970年	792.9 (100.0)	312.5 (39.4)	480.4 (60.6)	395.6 (49.9)	397.3 (50.1)	490.1 (61.8)	170.0 (21.4)	132.8 (16.7)	67.1 (17.0)	158.6 (40.1)	169.8 (42.9)	
		76 ①	494.5 (100.0)	145.4 (29.4)	349.1 (70.6)	233.6 (47.2)	260.9 (52.8)	263.2 (53.2)	134.7 (27.2)	96.6 (19.5)	42.6 (18.2)	104.0 (44.5)	86.9 (37.2)	
		77 ②	527.2 (100.0)	143.9 (27.3)	383.3 (72.7)	253.2 (48.0)	274.0 (52.0)	272.3 (51.7)	153.5 (29.1)	101.3 (19.2)	45.1 (17.8)	115.0 (45.4)	93.1 (36.8)	
		78 ③	592.1 (100.0)	127.2 (21.5)	464.9 (78.5)	282.5 (47.7)	309.6 (52.3)	257.3 (43.5)	192.5 (32.5)	142.2 (24.0)	61.1 (21.6)	122.0 (43.2)	99.4 (35.2)	
	対増 前減 年率	①	△ 12.9	△ 13.3	△ 12.8	△ 13.1	△ 12.8	△ 10.9	△ 5.4	△ 25.9	△ 23.2	△ 1.1	△ 9.8	
		②	6.6	△ 1.0	9.8	8.4	5.0	3.5	14.0	4.9	5.9	10.6	7.1	
		③	12.3	△ 11.6	21.3	11.6	13.0	△ 5.5	25.4	40.4	35.5	6.1	6.8	
	他産業からの離職者	実数 (構成比)	1970年	195.2 (100.0)	66.6 (34.1)	128.7 (65.9)	95.8 (49.1)	99.4 (50.9)	34.4 (17.6)	97.0 (49.7)	63.9 (32.7)	40.1 (41.9)	34.4 (35.9)	21.3 (22.2)
			76 ①	205.7 (100.0)	47.7 (23.2)	158.0 (76.8)	102.5 (49.8)	103.2 (50.2)	13.4 (6.5)	94.1 (45.7)	98.1 (47.7)	52.5 (51.2)	30.6 (29.9)	19.4 (18.9)
			77 ②	245.5 (100.0)	51.1 (20.8)	194.4 (79.2)	121.4 (49.5)	124.1 (50.5)	16.2 (6.6)	108.1 (44.0)	121.1 (49.3)	62.9 (51.8)	36.9 (30.4)	21.6 (17.8)
78 ③			312.6 (100.0)	50.2 (16.1)	262.4 (83.9)	155.2 (49.6)	157.4 (50.4)	16.6 (5.3)	133.0 (42.5)	163.1 (52.2)	82.5 (53.2)	42.7 (27.5)	30.0 (19.3)	
対増 前減 年率		①	△ 9.9	△ 8.1	△ 10.5	△ 6.6	△ 13.1	△ 25.1	△ 5.2	△ 11.8	△ 8.7	△ 2.9	△ 6.3	
		②	19.3	7.1	23.0	18.4	20.3	20.9	14.9	23.4	19.8	20.6	11.3	
		③	27.3	△ 1.8	35.0	27.8	26.8	2.5	22.9	34.7	31.2	15.7	38.9	

〔備考〕 1) 「世帯上の地位」の構成比は男の数値を基準としたものである。
2) 資料は前表に同じ。

比二一％と大幅に増加し四六万人に、「就職転出」は逆に一二％減じ一三万人となった。この結果、前者の割合は七九％に上昇、在宅での就職傾向をさらに強めた。他方、他産業からの離職者のうち「在宅離職」は前年比三五％の急増を示し二六万人、「離職転入」は二％減じ五万人であった。「在宅就職」の絶対的な増加に対応し「在宅離職」も大幅な増加を示しているが、その格差はいぜんとして大きい。

(3)男女別に農外就職者をみると、七七年以来増加に転じ、七八年には男子一二％増の二八万人、女子一二％増の三一万人となった。女子の割合が五二％でいぜん優位に立っている。これを離職者についてみると男女ともに前年比二七および二八％の急増であった。また、男女比もほぼ均衡状態にある。

(4)年齢別に他産業就職者を前年に比べてみると、一九歳以下層のみが六％の減少で二〇～三四歳層の二五％増、三五歳以上層は四〇％と急増した。この結果、三五歳以上層の構成比は前年の一九％から二四％に上昇した。反対にこれまで過半を占めていた一九歳以下層ははじめて五割を切り四四％と低下した。他方離職還流者にあつては前年にひきつづき全年齢層で増加しているが、とくに二〇～三四歳層の二三％増、三五歳以上層の三五％増が顕著な動きであった。なお離職還流者のうち一九歳以下の若年層の還流率は低く、構成比でみても五％程度にすぎない。これに反し二〇歳以上層の還流化傾向がつづき、とくに中高年齢層である三五歳以上層の割合は七八年に五二％を占め、その過半に達した。

(5)男の世帯上の地位別他産業就職者では「世帯主」が前年比三六％増でもっとも高いが、その構成比は二一％で最下位に位置してい

る。もっとも高いウェイトを占めているのはいぜんとして「あとつぎ」の四三％であった。これを離職還流者についてみると、反対に「世帯主」の割合が五三％でもっとも高く、ついで「あとつぎ」の二八％であった。「世帯主」の離職還流の増加傾向がつづいている。

農家世帯員の出稼ぎ状況

農家世帯の出稼ぎ労働者（一カ月以上一年未満の予定で居住地を離れ他に雇われて就労し、その就労期間後居住地に帰る農家世帯員）の動向をみたのが第65表である。これによると出稼ぎ者数は年々減少し七八年の一年間に前年比六％減じ一五万人となった*。

出稼ぎ労働者を男女別にみると男子の割合が九一％を占め、この比率にほとんど変化はみられない。また、男の出稼ぎ者のうち世帯主が六〇％、あとつぎが二五％という構成も前年と変化はない。ただ世帯主の減少率が少々テンポを早めている程度である。

年齢別出稼ぎ者についてみると、その対前年比の減少率がもっとも高いのが「三四歳以下層」の九％、ついで「三五～四九歳層」の七％であった。この後者の中年層の全出稼ぎ労働者にたいする割合は四二％を占めそのウェイトは高いが、年々減少をつづけている。この反面、絶対数としては減少がつづいているがウェイトを高めているのは五〇歳以上層であった。つぎに出稼ぎ先の産業種類では「その他」主要産業への出稼ぎはいずれも減少した。とくに「農林漁業」の減少率は一九％であった。また、出稼ぎ先産業構成の第一位は「建設業」の六九％、ついで「製造業」の二一％であり、構成比でみるかぎり前者は上昇傾向にあり、後者は低下傾向にある。

* 「農家就業動向調査」による出稼ぎ者の数が過少に評価されていることについては本年鑑でしばしば注意してきた。そこでこれを労働省が毎年六

第 65 表 農家世帯員の出稼ぎ状況

(単位：千人，%)

		実 数 (構成比)			対前年増減率		
		1976年	1977年	1978年	1976年	1977年	1978年
総	数	179.0(100.0)	157.9(100.0)	148.3(100.0)	△ 6.0	△ 11.8	△ 6.1
性 別	男	164.0 (91.6)	143.9 (91.1)	135.3 (91.2)	△ 6.6	△ 12.3	△ 6.0
	女	15.1 (8.4)	14.0 (8.9)	12.9 (8.7)	1.3	△ 7.3	△ 7.9
男の世帯上 の地位別	世 帯 主	111.9 (68.2)	94.8 (60.0)	88.2 (59.5)	△ 1.5	△ 15.3	△ 7.0
	あとつぎ	42.3 (23.6)	39.2 (24.8)	36.7 (24.7)	△ 20.3	△ 7.3	△ 6.4
年 齢 別	34歳以下	42.3 (23.6)	39.7 (25.1)	36.3 (24.5)	△ 14.7	△ 6.1	△ 8.6
	35～49歳	80.9 (45.2)	67.2 (42.6)	62.4 (42.1)	△ 6.8	△ 16.9	△ 7.1
	50～59歳	43.8 (24.5)	40.1 (25.4)	39.1 (26.4)	7.4	△ 8.4	△ 2.5
	60歳以上	11.9 (6.6)	10.8 (6.8)	10.5 (7.1)	△ 10.5	△ 9.2	△ 2.8
産業種類別	農林漁業	5.8 (3.2)	6.5 (4.1)	5.3 (3.6)	5.5	12.1	△ 18.5
	建設業	116.6 (65.1)	105.3 (66.7)	101.6 (68.5)	△ 29.5	△ 9.7	△ 3.5
	製造業	44.6 (24.9)	35.8 (22.7)	30.4 (20.5)	12.9	△ 19.7	△ 15.1
	その他	12.0 (6.7)	10.3 (6.5)	11.0 (7.4)	△ 4.0	△ 14.2	6.8

〔備考〕 1) 「出稼ぎ」は1カ月以上1年未満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労するもので、就労期間後、居住地に戻る農家世帯員。

2) 産業種類別の「その他」は卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、サービス業をふくむ。

3) 資料は前表に同じ。

月、前年度における出稼ぎ労働者を全国の公共職業安定所と市町村の協力を得て把握している調査をもとにその特徴をみると、一九七二年度の約五十五万人をピークに年々減少し七八年度は三十一万人に低下したこと、出稼ぎ労働者の高齢化と若年層の出稼ぎ離れ（四五歳以上五〇％）、就労先構成は建設業（六〇％強）と製造業（三〇％弱）に集中していることと等が指摘されている。また、この調査は農民以外の労働者も対象にしているので、その点を割り引いて把握する必要がある。七八年度の出稼ぎ労働者三十二万人のうち農業に従事している者は七五・八％である。したがって、労働省調査の農民の出稼ぎ者は二四万人であり、農林省調査のそれより約六割（九万人）程度高いことになる。なお、両調査の出稼ぎ労働者の定義については共通であるが、調査対象・調査時期・調査期間等の違いがあるので厳密な意味での比較はできない（労働基準調査会「雇用管理者会報」労働省特別対策課・出稼ぎ労働者就労実態調査結果による）。

5 農家子弟学卒者の動向

農家子弟の学卒者数

農水省統計情報部「農家子弟の新規学卒者調査結果」により農家子弟の学卒者の動向

をみたのが第66表である。これによると一九七九年三月、中学校以上の学校を卒業し、卒業当時農家世帯員で卒業前の状態が通学が主であった農家子弟総数は対前年比三%減じ七十四万人であった。このうち高卒者が四六%でもっとも多く、ついで中卒者が四四%を占めた。なお、短大・大卒者はこれまで一貫して増加傾向をたどってきたが、七九年三月のそれは三%減少した。

農家子弟学卒者の卒業後の状況

同じ新規学卒者調査結果によれば農家子弟の卒業後の状況はつぎのとおりである。

七九年三月の学卒者のうち進学者は四五・四万人、就業者は二六・五万人であった。農家子弟の絶対的減少を反映しこのいずれも前年に比べ減少した。これは最近の傾向である。このことは他産業就業者にも一般に妥当するが、そのうち「転出」による就業者の減少率が「通勤」によるもののそれを常に上回っていることから、他産業就業者にたいする転出型就業は三七%(九万人)に低下し、通勤型就業は六三%(一六万人)に上昇した。

農家子弟学卒者の自家農業就業は七七年の一時的増加を除き減少の一途をたどり、七九年三月卒のそれは七六〇〇人に低下した。この結果、農業就業率(新規学卒就業者総数にたいする自家農業就業

第66表 農家子弟の新規学卒者数の推移

(単位：千人，%)

		総 数	中 卒	高 卒	短大・大学卒	その他卒
実 数 (構成比)	1970年3月卒	1,162 (100.0)	619 (53.3)	473 (40.7)	70 (7.0)	
	76・3	854 (100.0)	396 (46.4)	386 (45.2)	46 (5.4)	26 (3.0)
	77・3 ①	848 (100.0)	373 (44.0)	394 (46.5)	49 (5.8)	32 (3.8)
	78・3 ②	766 (100.0)	329 (43.0)	359 (46.9)	53 (6.9)	25 (3.3)
	79・3 ③	743 (100.0)	325 (43.7)	341 (45.9)	51 (6.9)	26 (3.5)
対前年増減率	①	△ 0.7	△ 5.8	2.1	4.9	26.2
	②	△ 9.8	△ 11.8	△ 9.0	7.6	△ 22.7
	③	△ 2.9	△ 1.4	△ 4.9	△ 2.5	5.2

- 〔備考〕 1) 卒業者は中学校以上の学校を卒業した者のうち卒業当時農家世帯員で、卒業前の状態が通学が主であった者。
 2) 「その他」卒は各種学校の卒業生。
 3) 1978・79年3月卒は7日1日現在調査、他の年は4月30日現在調査。
 4) 資料は農林水産省統計情報部、昭和54年農家就業動向調査「農家子弟の新規学卒者の動向」(1980年3月刊)。

者の割合)は二・九%に低下した。これは男子の「あとつぎ」でも七・五%程度であった。また、都府県の農業就業率を経営耕地規模別にみると経営規模が上層になるほど高くはなっているが2ha以上層でも九・七%程度にすぎなかった。

2 農家経済と農業労賃

1 農家経済

農家経済と所得

第67表は全国農家一戸当たり平均の農家経済収支を示したものである。以下この表により一九

七八年度の農家経済の特徴をあげる。

(1) 全国一戸当たり平均農家所得は四二二万円で前年度に比べ五・九%増加した。また、農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等の収入を加えた農家総所得は五〇二万円で前年度比七・五%増加した。なお、農家の収入関係で前年度に比べ二ヶ台の伸びをみせたのは出稼ぎ・被贈扶助等の収入だけで、それだけ農家収入の不安定性が高まっていることを示すものであった。

(2) 農業所得は、政府の減反政策にもとづく水稻の減産と生産者米

第67表 農家経済の推移(全国1戸当たり平均)

(単位: 千円, %)

	実 数			対 前 年 増 減 率			
	1975年度	1977年度	1978年度	1975年度	1976年度	1977年度	1978年度
農 業 所 得	1,146.0	1,172.9	1,196.5	24.2	0.8	1.5	2.0
農 外 所 得	2,268.4	2,811.6	3,024.6	12.1	10.5	12.2	7.6
農 家 所 得	3,414.4	3,984.5	4,221.1	15.9	7.3	8.8	5.9
租税公課諸負担	389.7	527.9	598.9	11.4	15.2	17.6	13.4
出稼ぎ, 被贈扶助 等収入	546.3	686.6	799.1	20.2	13.0	11.2	16.4
可処分所得	3,571.0	4,143.2	4,421.3	17.1	7.3	8.2	6.7
家 計 費	2,650.0	3,211.6	3,420.5	15.2	9.7	10.4	6.5
農家経済余剰	921.0	931.6	1,000.8	22.7	0.2	1.0	7.4
農家総所得	3,960.7	4,671.1	5,020.2	16.5	8.0	9.2	7.5
農業依存度	33.6	29.4	28.3	2.3	△ 2.0	△ 2.2	△ 1.1
家計費充足率	43.2	36.5	35.0	3.1	△ 3.5	△ 3.2	△ 1.5

- 〔備考〕 1) 「農家総所得」は農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等収入を加えたもの。
 2) 「農業依存度」は農家所得にたいする農業所得の割合である。
 3) 「家計費充足率」は家計費にたいする農業所得の割合である。
 4) 資料は農林水産省統計情報部「昭和53年度農家経済調査報告」(1980年3月刊)。

価や畜産物価格の低迷により前年度比二%増の一二〇万円にとどまった。これで農業所得は三年連続して一ヶ台の伸び率をつづけたことになる。

(3) 農外所得は前年度比七・六%増加して三〇二万円であった。ちなみに農外所得が一ヶ台の伸びにとどまったのは長期不況や国民春闘の低迷による賃金水準の鈍化が大きな要因として作用したもので、一九年来の低い伸び率であった。

(4) 農外所得が一ヶ台の伸びになったとしても、いぜんとしてそれは農業所得を上回るものであった。この結果、農家所得の農業依存度は前年度より一・二ポイント低下し二八・三%となった。また、農業所得の伸びが家計費の伸びを下回ったことにより、農業所得の家計費充足率も前年度を一・五ポイント下回り三五%に低下した。

経営耕地規模別農家経済

68表である。

七八年度の都府県一戸当たり平均の農家経済を経営耕地規模別にみたのが第

68表である。経営耕地規模が大きくなるにつれ農業所得が増加し、それと対照的に農外所得が低下していることは明らかである。また、農業依存度や家計費充足率も規模の大小に照応していることも明白である。しかし前年度に比べ農業依存度はすべての階層で低下した。都府県平均の農業依存度は前年度より一ポイント減の二七%でこれは全国のそれより一・三ポイント低い。これを対前年度比農業依存度の低下の高い順にみると二・五ha層の二・九ポイント減の六三・四%、一・一・五ha層の二・一ポイント減の三八・八%、〇・五～一ha層の一・五ポイント減の二九・三%で、反対にもっとも低い低下を示したのは二・五～三ha層で〇・二ポイント減の七一・二%であ

第68表 経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均）

1978年度(単位：千円，%)

	農 家 所 得			可 処 分 所 得	家 計 費	農家経済 余 剩	農 業 依存度	家計費 充足率
	計	農業所得	農外所得					
都府県平均	4,280.9	1,134.5	3,074.4	4,412.0	3,413.3	998.7	27.0	33.2
0.5ha 未満	4,019.0	232.7	3,786.3	4,246.9	3,281.4	965.5	5.8	7.1
0.5～1ha	4,135.3	797.4	3,337.9	4,359.0	3,425.1	933.9	19.3	23.3
1～1.5ha	4,213.3	1,633.8	2,579.5	4,351.5	3,377.9	973.6	38.8	48.4
1.5～2ha	4,388.8	2,262.2	2,126.6	4,573.4	3,535.7	1,037.7	51.5	64.0
2～2.5ha	4,632.3	2,938.9	1,693.4	4,815.1	3,619.6	1,195.5	63.4	81.2
2.5～3ha	4,692.2	3,338.7	1,353.5	4,806.3	3,670.7	1,135.6	71.2	91.0
3ha 以上	5,633.5	4,459.3	1,174.1	5,891.4	4,248.8	1,642.6	79.2	105.0

〔備考〕 資料は前表に同じ。

った。このことは全階層にわたり農業所得が低迷したことを示すものであった。

つぎに農家の家計費との関係でみると、その最高は3ha以上層の四二五万円、最低は〇・五ha未満層の三二八万円、一・一・五ha層をのぞき経営耕地規模別階層に応じて高くなっている。また農業所得の家計費充足率は二・五〇三ha層をのぞくすべての階層で前年度のそれを下回った。一・五〇二ha層の八・九ポイント減の六四％、一・一・五ha層の八・一ポイント減の四八・四％、〇・五〇一ha層の六・二ポイント減の二三・三％と大幅な低下を示した。なお、3ha以上層は五・二ポイント減の一〇五％であり、二・五〇三ha層は前年を上回ったとはいえ〇・一ポイントの増にすぎず、前年度とほとんど同じ九一％であった。

農家の費目別家計費

全国農家一戸当たりの家計費を費目別にみると七八年度の平均家計費は三四二万円、前年度に比べ七％増加した(第69表)。

家計費のうち平均より高い伸び率をみせたのは前年度と同じく「雑費」にかぎられるが、その一八％を占める「自動車費」は一四％の上昇であった。また家計費にたいし年々ウェイトを高めているのも贈答・送金、自動車費、教養娯楽費、臨時費を主要費目とする「雑費」であり、七八年度は五三％に達した。他方「飲食費」の伸びは年々低下をつづけ、エンゲル係数は二四に低下した。その他「被服費」・「住居費」の割合も低下傾向にあるが、「光熱費」は横ばい状態にある。

2 農家所得と農業賃金

農家と勤労者世帯の所得比較

第70表は農水省の「農家経済調査」による農家所得と総理府の「家計調査」による勤労者収入の推移との比較を示したものである。以下、この表により七八年度を中心にその特徴をみる。

(1)七八年度の一戸当たり農家総所得は五〇三万円、勤労者一世帯当たり実収入は三七〇万円、両者の所得差は前年度より一・五ポイント拡大し三六％の格差となった。この農家総所得の高格差は世帯員一人当たりの可処分所得や家計費についてもいえる。

(2)就業者一人当たりの農家総所得は二〇〇万円、勤労者世帯の実収入は二五〇万円、その格差は二〇％程度農家に不利になっている。このことは農家にとって勤労者なみの所得を得るためにそれだけ多くの労働力を投入しなければならなかったことを示す。

世帯当たり所得にせよ、就業者一人当たり所得にせよ、それが農業と他産業との所得比較を意味するものでないことは再三本年鑑で指摘してきたところである。農業所得と勤労収入の比較では圧倒的に勤労者所得が高いことはいうまでもない。農業依存度の低下にみられるように兼業収入・出稼ぎ収入等が主となっている農家総所得の内容を念頭において検討されねばならない。

第69表 農家の費目別家計費の推移（全国1戸当たり平均）

（単位：千円，％）

		家計費計 合	飲食費	被服費	光熱費	住居費	雑費		
							小計	うち贈答・送金	うち自動車費
1970年度		1,225.2 (100.0)	353.5 (28.9)	118.3 (9.7)	42.8 (3.5)	169.7 (13.9)	540.9 (44.1)	112.4 (20.8)	91.8 (17.0)
75		2,650.0 (100.0)	687.4 (25.9)	242.3 (9.1)	84.7 (3.2)	328.8 (12.4)	1,306.8 (49.3)	313.9 (24.0)	216.6 (16.6)
76	①	2,908.1 (100.0)	747.6 (25.7)	263.7 (9.1)	100.3 (3.4)	338.0 (11.6)	1,458.5 (50.4)	356.8 (24.5)	249.2 (17.1)
77	②	3,211.6 (100.0)	798.4 (24.9)	279.9 (8.7)	108.4 (3.4)	358.4 (11.1)	1,666.5 (51.9)	424.2 (25.5)	287.7 (17.3)
78	③	3,420.5 (100.0)	828.5 (24.2)	291.2 (8.5)	119.9 (3.3)	374.6 (11.0)	1,814.3 (53.0)	450.5 (24.8)	327.0 (18.0)
対前年増加率	①	9.7	8.8	8.8	18.4	2.8	11.6	13.7	15.1
	②	10.5	6.8	6.1	8.1	6.0	14.3	18.9	15.4
	③	6.5	3.8	4.0	3.2	4.5	8.9	6.2	13.7

〔備考〕 1) 「贈答・送金」「自動車費」の構成比は「雑費」にたいする割合である。
2) 資料は農林水産省統計情報部「昭和53年度農家生計費統計」（1980年3月刊）。

第70表 農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均）

（単位：千円，％）

		1970年度	1975年度	1976年度	1977年度	1978年度
農家	1戸当り農家総所得 A	1,596.4	3,966.5	4,286.6	4,678.6	5,028.9
	就業者1人当り農家総所得 B	600.2	1,549.4	1,674.5	1,842.0	1,995.6
	世帯員1人当り可処分所得 C	300.3	784.4	849.0	924.4	988.8
	世帯員1人当り家計費 D	236.8	546.4	600.3	667.1	709.8
勤労者	1戸当り実収入 a	1,390.5	2,897.2	3,172.5	3,482.8	3,701.9
	有業者1人当り実収入 b	891.3	1,931.5	2,129.2	2,353.2	2,501.3
	世帯員1人当り可処分所得 c	327.8	693.5	756.7	817.9	858.3
	世帯員1人当り家計費 d	248.6	510.3	558.5	604.7	633.2
対比	A/a	114.8	136.9	135.1	134.3	135.8
	B/b	67.3	80.2	78.6	78.3	79.8
	C/c	91.6	113.1	112.2	113.0	115.2
	D/d	95.3	107.1	107.5	110.3	112.1

〔備考〕 1) 勤労者所得は総理府「家計調査」によるもの。
2) 資料は前掲「農家経済調査報告」。

農業労賃と農村 内外諸賃金の比較

全国農業会議所による「農業労賃等に関する調査結果」(一九七九年一〇月公表)により七八年度一年間の農業臨時雇賃金と農村内外諸賃金の特徴をみるとつぎのとおりである。また農業臨時雇賃金でもっとも典型的なのは「田植」賃金なので、以下男の「田植」賃金を基準に紹介する。

七八年の一日当たり「田植」作業賃金(男)は前年比五%増の五〇二九円であった。この「田植」賃金との比較で農村内外諸賃金をみると、もっとも高いのは左官賃金と大工賃金で一日当たりそれぞれ八三七八円(六七%高)、八三七五円(同六七%)であり、ついで大型機械を操作するオペレーター賃金七八九五円の五七%高、木材伐出賃金六九一二円の三七%高、造林賃金五六二七円の一%高である。また、土工賃金や恒常的日雇賃金もそれぞれ五七二七円(一四%高)、五三六二円(七%高)であった。他産業賃金で「田植」賃金を下回っているのは「臨時日雇」賃金(男、四七〇二円、六%低)のみである。

農水省統計情報部も毎年「農村物価賃金調査」による農林業臨時雇賃金(会計年度)を公表し、労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査総合報告書」による産業別労賃(暦年平均)と比較対照している。それによると七八年の全国平均一日当たり男子農業臨時雇賃金は四六二〇円であった。これを基準に他産業賃金を比較すると、常用労働者の建設業賃金は九五五三元(二〇七%)、製造業一万一二二円(二二九%)、卸売・小売業九五五一円(二〇七%)等で、いずれも農業臨時雇賃金を大幅に上回るものであった。山林労働賃金や大工・左官賃金等も、全国会議所調査同様、四七%から七

四%上回っていることを示している(一九八〇年版「ポケット農林水産統計」)。

【参考資料】(1)農水省統計情報部編「昭和五十四年度農業調査報告書」(一九八〇年三月刊)、(2)同編「ポケット農林水産統計—一九八〇—」(農林統計協会、一九八〇年三月刊)、(3)農水省大臣官房調査課監修・農林統計協会編「昭和五十四年度農業白書附属統計表」(一九八〇年五月刊)、(4)農水省統計情報部編「昭和五三年農家就業動向調査結果概要」(一九七九年八月公表)、(5)同編「昭和五三年農家子弟の新規学卒者の動向」(一九八〇年三月刊)、(6)同編「昭和五三年農家経済調査報告」(一九八〇年三月刊)、(7)同編「昭和五三年農家生計費統計」(一九八〇年三月刊)、(8)全国農業会議所編「農業労賃等に関する調査報告(昭和五三年)」(一九七九年一〇月刊)、(9)労働省・特別雇用対策課「出稼労働者就労実態調査結果」(労働基準調査会「雇用管理者会報」一九七九年二月・八〇年三月号)

